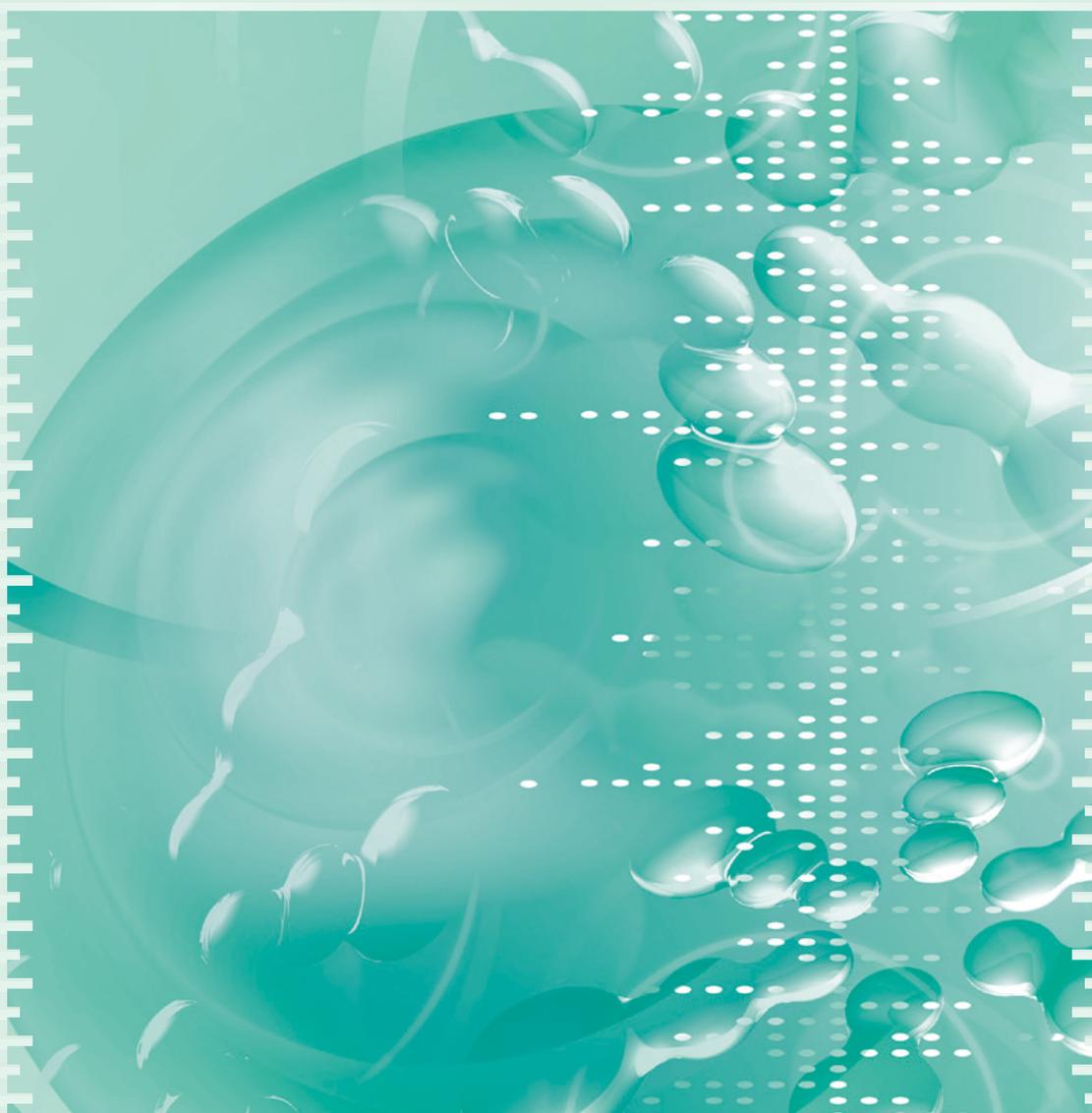


ISSN 2188-6393

常磐大学大学院

常磐大学大学院学術論究

Scientific Journal of Tokiwa University Graduate School



第4号 Vol. 4 Mar. 2017

 TOKIWA

目 次

最終講義

- ・地域における認知症高齢者の支援体制について
一介護保険法改正と市民後見人育成を視野において一 松 村 直 道 1
- ・常磐大学と私、そして政治学のゆくへ 林 寛 一 9

原著論文

- ・白色レグホンのヒナのペダル踏み反応に依存した餌の呈示が後のペダル踏み
反応の維持とキーつき反応の獲得に及ぼす行動履歴効果
..... 中 村 達 大, 森 山 哲 美 17
- ・行動分析学のマクロ的視点から分析したハトのスケジュール誘導性攻撃行動
に関わる変数の実験的検討 佐久間 崇, 森 山 哲 美 29

研究ノート

- ・スウェーデンの19世紀以降の刑法の歴史
一P・E・ヴァレン著「スウェーデン刑法史」を中心に一
..... 坂 田 仁 43
- ・いじめ等の民事判例におけるいじめ認定及び請求の拡大化 風 間 効 69
- ・赤筒に対する白色レグホンニワトリのヒナの接近反応の強化随伴性と刻印づけとの関係
..... 風 間 梨 沙, 森 山 哲 美 83

付 録

- 常磐大学大学院人間科学研究科博士課程（後期）学事記録付- 1
- 常磐大学大学院被害者学研究科博士課程（後期）学事記録付- 1
- 常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録付- 2
- 常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録付- 2
- 常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程学事記録付- 2
- 常磐大学大学院人間科学研究科博士（人間科学）学位論文要旨付- 3
- 常磐大学大学院被害者学研究科博士（被害者学）学位論文要旨付- 9
- 常磐大学大学院人間科学研究科修士（人間科学）学位論文要旨付-14
- 常磐大学大学院被害者学研究科修士（被害者学）学位論文要旨付-28
- 常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士（コミュニティ振興学）学位論文要旨付-30

常磐大学大学院學術論究發行規程	付-35
常磐大学大学院學術論究學術雜誌執筆要項	付-37
常磐大学大学院學術論究學術雜誌執筆要項 (英文)	付-45

地域における認知症高齢者の支援体制について — 介護保険法改正と市民後見人育成を視野において —

*Support System for the Elderly with Dementia in Local Community :
Civil-Manpower Training Responding to the Long-Term Care Insurance Act Reform*

1)
松村直道

2016年9月23日受理

Abstract : Japanese particular problems of the elderly in near future will be not only growing population of aged people but also increasing numbers of elderly people above the age of seventy-five who need long-term care. Due to Japanese limited resources for social security and poor family nursing care, the role of local government has become increasingly important. For these problems, the author discussed support system for the elderly with dementia in local community and further discussed civil-manpower training responding to the long-term care insurance act reform. The training is divided into four phases. The first phase of the training is necessary-nursing-care training for volunteers (informal home helpers) who help frail clients. Although contribution of silver-human-resource center in each local community is recommended, the results of that remain to be improved. The second phase of the training is for dementia supporters who help people with mild cognitive impairment. The training is conducted by each social welfare council. The effects of the training are limited to the extent that the trainees acquire information on dementia. Therefore, they have not responded in a practical way to the issue. The third phase of the training is for livelihood supporters. They help people with dementia level 1 who need support in their lives. The training is also conducted by each social welfare council. The effects of the training are also limited to the extent that demand for help is much more than supply because the number of the trainee is few. The fourth phase of the training is for civil guardians to help people with the dementia level more than 1. This training is entirely conducted by local non-profit groups. Although the NPO groups have sufficiently contributed to practice activities of helping the elderly with dementia, the contribution by cooperate guardians is limited because the period of the training is short and thus guardians are underhanded. The most important issue in future is how four phases relate one another and local communities systematically develop human resources and facilitate the use of human resources.

Key words : the long-term care insurance act reform, informal home helpers, dementia supporters, civil guardians for the elderly with dementia

はじめに

日本の超高齢社会化が進む中で、国の財政悪化も同時に進行し、その中で社会保障財政の危機が叫ばれて久しい。その中で、特に問題なのが介護

保険の行方である。介護保険は平成12年に、高齢者人口の増加、家族介護の限界、国民医療費の増加、等の課題を改善するために、新しい社会保険制度として構築された。この保険は、その後の介護サービスの急激な増加、新しいサービスの必要

1) Naomichi Matsumura : 元常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科研究指導教員

性に応じて、ほぼ5年ごとに改正されてきた。

平成17年の第1回改正では、介護施設の居住費一部負担の導入、介護予防重視の視点から要支援が2段階に変更され、地域包括ケアの最初の具体化として地域包括支援センターが創設された。平成20年の第2回改正では、介護事業所の業務に不祥事が頻発したため、自治体による事業所への立ち入り権限等が強化された。平成23年の第3回改正では、医療・介護・生活支援を含めた地域包括ケアを推進するために、日常生活圏ごとの介護保険事業計画作成が努力義務化された。また高齢者住まい法の改正により、それまでの高齢者専用賃貸住宅が「サービス付き高齢者向け住宅」、いわゆる「サ高住」として一本化された。

このように、介護保険サービス利用者の増加、サービス需要の質の変化、介護保険財政の悪化、を背景にして、政府は鋭意工夫を重ねてきたが、財政難問題は如何ともしがたく、平成27年の第4回改正では、地域包括ケアをより具体化し、その中で自治体や地域社会が主体になる総合事業を創設し、要支援サービスの内、訪問介護と通所介護は、サービス提供の主体を基礎自治会に移行する事になった。

介護保険の現代的問題は、財政問題だけではなく、介護労働従事者の賃金の低さに由来する従業員不足問題として、今や介護施設全体の存続問題として、近未来における介護保険の崩壊の危機にさらされている。そうした中で、当面の課題として、地域社会の中で介護専門職に準ずる広義の福祉人材をどのように構想し、育成するかという問題がある。これが本論文の主題である。

以下では、最初に、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する中で、自治体や地域社会はどのような対応をしているのか、次に、彼らの生活サービスの最終局面として成年後見制度の普及が指摘されているが、その担い手の創出はどのように考えたらいいかについて、試論を述べたい。なお、本論文は、平成28年3月2日に常磐大学コミュニティ振興学部で開催された最終講義に加筆

修正したものである事を、お断りしておきたい。

1 後期高齢者・一人暮らし高齢者の増加と認知症高齢者問題

『高齢社会白書』平成27年版によると、65歳以上の高齢者人口比率は、平成27年に26.8%であるが、同37年に30.3%に達すると推計されている。ここで注目されるのは、27年には前期高齢者と後期高齢者の数がほぼ1700万人前後で拮抗するのに対して、同37年には、前期高齢者が1479万人、後期高齢者が2179万人で、後期が前期を圧倒し、それ以降はこの格差が拡大する事である。ここで重要な事は、今後の日本社会では、人口の高齢化が進む中で高齢者一般が問題ではなく、後期高齢者問題、即ち要介護の比率が圧倒的に高い「介護高齢者問題」が深刻になるという事である。「2025年問題」がしきりに話題となるが、その内容は上記の事柄を基礎にする保健・医療・介護問題である。

介護保険の利用申請者数、即ち、最近の高齢者の要介護認定率の概算を年齢階層別に見ると、60代後半3%、70代前半6%、70代後半14%、80代前半29%、80代後半50%、90代前半71%であり、60～70代前半は、要介護者人口は1割以下であるが、70代後半から要介護者が増加し、80代になるとほぼ半数が介護問題と関わる事実がよくわかる。

一人暮らし高齢者比率の推移を先の『高齢社会白書』でみると、男性は平成17年9.7%、同27年12.9%、同37年14.6%であるが、女性は平成17年19.0%、同27年21.3%、同37年22.6%であり、男女共に比率の上昇がみられるが、特に女性の比率の高さが注目される。一人暮らし高齢者問題は女性問題であるといわれるゆえんである。

認知症高齢者数を考える場合、精神障害者のカテゴリーに入るので、従来、正確な統計はない。そこで、様々な推計値から全国レベルの数値が推計されてきた。認知症統計を考える場合、予備軍といわれるMCI（軽度認知障害）があり、その次に認知症のレベルが「日常生活自立度」I～V

まで分類されている。自立度Ⅰは、認知症であっても介護を要しない階層であり、自立度Ⅱ以上が介護を要する社会的福祉問題階層である。

自立度Ⅰ以上の推計を見ると、平成15年調査では250万人、同20年調査では345万人であった。同24年には福岡県久山町での定点観測資料を基に、全国推計をした推計値は462万人で、これは推計値としては最も信頼度が高いといわれる。これらの資料を基に過去10年間の自立度Ⅰ以上の認知症高齢者の増加傾向を考察すると、5年間に約100万人増加という驚異的な数値がみられる。しかし、過去の推計値にどれほどの信頼度があるかは疑問である。

厚生労働省資料によると、平成24年の高齢者人口は3079万人で、その内の認知症の人は462万人、正常と認知症の間であるMCⅠは約400万人で、両者を合わせると約850万人になる。今後の認知症患者数は、糖尿病患者の増加動向にかなり左右されるが、10年後に700万人を越えるのは確実である。その時、MCⅠも600万人近くになるので、合計すると約1300万人、高齢者のほぼ3人に1人が地域包括ケアの対象になる。

地域における認知症高齢者の支援体制を考える場合、日常生活自立度や家族の支援力、疾病や住居環境によりかなり異なる。また、要介護度の高さと日常生活自立度は、必ずしも相関せず、地域住民、福祉関係者、医療関係者の関わり方は、かなり複雑になる。そこで、本稿では、介助力の低い高齢者世帯を含めた一人暮らし高齢者で、軽度認識障害及び日常生活自立度Ⅰ～Ⅱの認知症高齢者を念頭に置いて、地域での支援体制を考察したい。主に検討する活動は、①行政が行う認知症サポーター養成講座、②社会福祉協議会の日常生活自立支援事業、③成年後見法に基づく民間事業の市民後見活動、の3つである。事例検討の地域として、千葉県我孫子市を対象にする。

2 認知症サポーター養成講座の意義と限界

認知症サポーター養成講座の主旨と役割は、以

下のとおりである。この養成講座は、通常、講師役であるキャラバン・メイトが、地域や職域団体を対象に、認知症の正しい知識や付き合い方等についての講義を行う学習会である。この講座を受講した人が、認知症サポーターと呼ばれる。

認知症サポーターの役割は、何か特別な事をやるわけではない。講義を通じて得た正しい知識を、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を支援する事が期待される。例えば、①友人や家族に学んだ知識を伝え、偏見を除き、温かい目で見守る、②認知症の人や家族の気持ちを理解し、自分なりにできる事を実践する、③地域でできる事を探し、相互扶助・協力・連携・ネットワークを作る、等である。厚生労働省によれば、平成28年現在、約770万人が養成されたという。

我孫子市の取り組みはどうであろうか。市の『第6期介護保険事業計画』（平成27～29年）によれば、計画の達成目標として5150人の数値が示され、「一般市民の養成だけでなく、市内の企業や商店従業者、小中学生等へも養成講座を実施していきます」という。

養成講座は、どのように企画され実施されているのか。その一例として我孫子北地区社会福祉協議会の取り組みを考察したい。ここでは、我孫子市と同社協の後援を得て、「認知症サポーター養成講座」、「認知症サポーターフォローアップ講座」、「夏休み親子介護講座—親子で認知症サポーターになろう—」という、3つの講座が企画されている。

「養成講座」は定員50名で、講座内容は、Ⅰ認知症の理解、Ⅱ認知症サポーターにできること、の2部に分かれ、前半の講義は、①認知症とはどのようなものか、②認知症の症状、③行動・心理症状とその支援、④認知症の予防の考え方、⑤認知症の人と接する心がまえ、⑥認知症介護をしている家族の気持ちを理解する、で構成されている。

平成28年6月に開催されたこの講座は、ワークショップ形式で、地域包括支援センターの専門職員が講師を務め、パワーポイントを使用したわか

りやすい説明で、盛会であった。講座アンケートの結果から推測すると、養成講座の基礎目標である「偏見を持たない、温かい目で見守る」は、達成されたと思われる。

「フォローアップ講座」は、同年8月に、他地区社協の「養成講座」修了者も含めて、北地区社協で開催された。講座内容は、我孫子市の認知症対策とアンケート結果を踏まえて、ワークショップ形式で認知症高齢者の事例検討と発表を行う、というかなり実践性の高いものであった。「夏休み親子介護講座」の主旨は、子供の純粋な目で早く認知症を発見し、親子で理解を持って祖父母等に接する態度を養う事である。講座内容は小学校中上学年を対象に、①認知症とは何か、認知症の人への接し方の講話があり、②徘徊高齢者の実演お芝居があり、③景品付きクイズ、が行われた。

これら3つの講座の取り組みは、小学生から高齢者に至る広範囲の市民を対象に、認知症に対する偏見を是正し、家庭の内外で優しく接するという実践的な態度を養おうとする点で、高く評価できる。しかし、「フォローアップ」が啓蒙的な学習に止まり、「親子介護講座」が福祉教育活動である事を考えると、地域社会で「協力・連携・ネットワークを作る」という、この講座に期待される役割からはほど遠いように思える。フォローアップ講座では、「地域に繋がるために」と言いながらも、それができていないのはなぜか、ここにこの講座の問題と限界があるようだ。

それでは、講座学習の先にある、地域での身近な実践はどんな活動があるのか。次に、2つの認知症高齢者支援の活動を検討したい。

3 「認知症の方の家族のつどい」と「日常生活自立支援事業」

我孫子市で開催されている「認知症の方の家族のつどい」の目的は、身近な介護者がすべてを背負いこんでしまうと、体調を崩したり介護うつになりかねないので、介護者が気持ちを言い合える仲間、気楽に相談できる人を見つけて、肩の力を

抜いて介護できる事を目的にしている。

この事業は、隔月ごとに場所を変えて、毎月の第4金曜日に開催されている。参加者は、参加費無料で、予約は不要、直接会場に出向き、情報交換の場に参加できるのが原則である。介護者が自由に情報交換できるためには、保育講座に参加する母親のために保育室と保育ボランティアが必要であるように、認知症高齢者を見守るボランティアが必要である。このボランティアには、ある程度の経験や専門的知識が必要である。我孫子市の場合、看護師等の専門職者がその役割を果たしているが、フォローアップ講座の修了生が関わるには至っていない。

もう一つの実践活動である「日常生活自立支援事業」は、半専門的な市民が研修を経て関われる、社会福祉協議会が主催する事業である。この事業の目的は、定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理のお手伝いをする事で、高齢者や障害者の方々が、住みなれた地域で生活できるように支援する事である。この事業の対象は、軽度の認知症等により、自立的な生活に障害がある事が条件である。

この事業は自治体による取り組みに大きな格差がある。その背景には、要生活支援状態になる前の虚弱状態、いわゆる「フレイル」と呼ばれる段階に、事業主体がどう対応するかの姿勢の違いがあるようだ。

我孫子市の実態を、平成27年度『事業報告書』から見ると、この事業を経営する社協の専任職員である専門員は4名、実際に高齢者の自宅を訪問して支援を行う生活支援員は6名である。これに対して、この事業を利用している利用者は19名で、その内の高齢者は12名である。他の7名は、身体障害者1名、精神障害者6名である。

他の類似都市と比較すると、我孫子市の制度利用者はかなり少ない。そのため、生活支援員の養成研修は、民生委員やホームヘルパーの経験者を念頭にして、半公募形式で実施しているようだ。そのため、一般の市民には生活支援員の養成

や業務について、あまり知られていないようである。軽度の認知症障害により、福祉サービス利用や財産の管理・保全等において、支援が必要な高齢者は増加している。これらの高齢者の生活支援ニーズは、本人等からの申請を待つのでは十分に把握できない。各種の相談員や支援員が地域に向く、いわゆるアウトリーチ型の対応を重視しないと、日常生活自立支援事業の潜在化したニーズは、把握できないのではなかろうか。

最後に、認知症高齢者を本格的に支援している市民後見活動を考察したい。

4 成年後見制度と市民後見活動

平成12年から社会福祉法が施行され、福祉サービスの決定が措置式から契約方式へと転換するにつれ、権利擁護の視点から、判断能力が不十分な人への支援対策として、民法改正という形式で成年後見制度が創設された。成年後見制度は、認知症、精神障害、知的障害などの理由で、判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行う時に、判断がむずかしく不利益を被ったり、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り支援する制度である。

新制度の成立以降の動向を見ると、少子高齢化が進行する中で、認知症高齢者が増加し、家族内での遺産相続紛争の解決能力低下等により、家族内での親族後見よりも家族外での第三者後見が急増している。平成16年と同26年の構成比を比較すると、前者は80%から35%へ低下し、後者は21%から65%に上昇している。しかし、弁護士等による専門性の高い後見活動は費用がかさみ、他方、社会福祉士等によるきめの細かい支援は、量的に不可能である事が次第に判明した。そこで、国は平成23年から「市民後見推進事業」を立ち上げ、市民後見人の育成を全国に指示した。平成29年までにすべての基礎自治体が、後見支援センターを設立し、市民後見人を育成する事になっている。

我孫子市では、平成27年10月に後見センターが

設立されたが、同27年度の『事業報告書』によれば、同年度末までの半年間に、相談ケースは4件あったが、法人後見の受任件数はゼロである。また、社協として独自に市民後見人の養成は開始していない。そこで、我孫子市を含めて活動している、認定NPO法人東葛市民後見人の会の活動記録から市民後見の実態を考察したい。

このNPOは、東京大学市民後見研究・実証プロジェクトが平成21年に始めた、市民後見人養成講座の修了生を主体に、同22年に設立された。主な活動は、市民後見人養成基礎講座、会員向けの講習会、市民向けの講演会、成年後見に関する無料相談、法人後見の受任等、極めて実践的活動である。これらの講座には平均40～50名が参加し、NPO法人としては十分にその役割を果たしているが、法人後見の件数はそれほど多くはない。その背景には、設立後の期間が短く、家庭裁判所との信頼関係形成に時間がかかるという事情があるようだ。

5 認知症高齢者を支援するマンパワー育成システムの構築

これまで、地域における認知症高齢者の主な支援活動として3つの活動場面（認知症サポーター養成、日常生活自立支援事業、市民後見活動）を考察してきた。これらの活動は、事業を管轄・主催する団体が、それぞれ行政、社会福祉協議会、民間のNPOという、相互に独立した組織であるばかりでなく、活動や事業の目的が自己完結的である。

これらの活動を、認知症の本人やその家族から見ると、①認知症の症状が発現し、②症状が悪化し、③自立した生活が困難になる、という「日常生活自立度」がMC IからIレベルへ、更にIIレベルへと進んでゆく「心身の変化の連続に対応している」と認識できる。従って、事業の実施主体からではなく、認知症の当事者の側から見て、「連続した支援事業」として構成できれば、それは事業の主体・クライアントの両者にとって効

果的で効率的なものになるのではないか、というのが筆者の考えである。ではそれを可能にするには、どんな工夫が必要か。以下、試論を試みる。

最初に、マンパワー育成の構成図（概略）を、下段に仮説的に提示する。この構成図の上段は、「日常生活自立度」で「判断能力あり」から「自立度Ⅲ」までを示す。左側は、「①要支援者ボランティア」から「④市民後見人」に至る4種類のマンパワー（市民福祉活動）を示す。矢印で囲まれた点線の範囲は、それぞれのマンパワーが担う事が期待される、支援サービスの活動領域である。

① 要支援者ボランティアは、ここで初めて登場したので、若干の説明をしておく。平成27年の介護保険改革の一環として、介護財政の負担軽減措置の一つとして、介護保険の要支援の人に提供されている訪問介護と通所介護のサービスが自治体責任で実施される事になった。訪問介護の内、専門性の低い掃除・洗濯やゴミ出し等は、「多様な担い手によるサービス」として、研修により「低廉な単価」のマンパワーを、自治体が独自に創出する事になっている。こうしたサービスの担い手創出は大きな課題があるが今は問わない。

この要支援者ボランティアは、介護保険制度の基本を学び、基礎的な介助技術を習得し、日常生活自立度が「判断能力あり」で要介護区分が要支援ⅠとⅡの人の介助にあたる事になる。そこには軽度認知障害のある人も含まれるが、特に認知症への配慮は必要ない。このボランティアは、認知症高齢者の支援体制を考える場合、出発点になると考えられる。

② 認知症サポーターは、認知症患者への偏見を

なくし温かい目に対応するという態度の形成、どちらかといえば啓蒙的な活動に止まっているが、フォローアップ講座は「地域での実践活動」に踏み込む技術に触れている。従って、この認知症サポーターには、軽度認知障害から日常生活自立度Ⅰに至る人への対応が期待される。

③ 生活支援員は、ある程度の生活支援の経験を踏まえて、福祉サービス関係や悪徳商法に対応できる知識と基本的な財産を管理保全し、被支援員である認知症高齢者の生活全体に目配りする能力が必要である。生活支援員は、要支援者ボランティアや認知症サポーターと市民後見人を媒介する、中間的な位置にある。そういう意味で、地域社会に広く潜在する被支援者をアウトリーチ等の手法で見出し、生活支援員サービスに結びつけることは、極めて重要な作業である。自立度Ⅱとの関係は、別の視点から見ると要支援Ⅰから要介護Ⅱ程度の在宅高齢者との関係であり、具体的にはケアマネージャーの指示に従う事になるだろう。

④ 市民後見人は、「判断能力が不十分になってから」対応する法定後見制度と、「判断能力が不十分になる前に」対応する任意後見制度がある。前者は自立度Ⅱ程度から対応し、後者は軽度認知障害の段階から対応する可能性がある。また、被後見人は施設に入所したり病院に入院するケースがあるので、その場合には自立度がⅢ以上になる事がある。

以上、4種類のマンパワーと日常生活自立度との関係を示した。これら4種類のマンパワーは、現状では異質のサービスとして認識され、異なる団体や組織で講習や研修が行われている。し

日常生活自立度	判断能力あり	軽度認知障害	自立度Ⅰ	自立度Ⅱ	自立度Ⅲ
①要支援者ボランティア	← →				
②認知症サポーター		← →			
③生活支援員		← →			
④市民後見人			← →		

かし、先に示したように、被支援者の側から見ると、これらは連続したサービスであり、サービスを担う人々も①から④がクロスしているのが現状である。

市民後見人を最終ゴールとする認知症高齢者の支援体制を、ネットワークとして創出する事は狭義の福祉問題ではなく、地域の福祉力向上に繋がる問題であり、様々な住民がネットワークに参加する事により、最終的にはコミュニカルな福祉のまちづくりが期待されるのである。そうした広い

視野を持って、支援体制の構築を考える必要がある。

<附記>

本論を作成するに当たり、千葉県我孫子市社会福祉協議会の職員、同我孫子北地区社会福祉協議会の委員、認定NPO法人東葛市民後見人の会、の方々には大変お世話になりました。ここに記して御礼を申し上げます。

常磐大学と私、そして政治学のゆくへ

Where is the political science going and how can we teach it?

林 寛 一¹⁾

2016年10月3日受理

Abstract : The content of this paper is my last lecture at Tokiwa University on March 2, 2016. In the first half of it, I talked about how I had been concerned about my educational experiences at Tokiwa and my contributions to neighboring communities, and in the second half, about what and how I had worked on and what I had done as a researcher. Finally, I concluded that it was significantly important for our study to recognize one of the four functions of a political system defined by Talcott Parsons as the phase of the "symbol" structure.

Key words : community contribution, education, political system, behavior, symbol

最初に、このような場を催して頂いたことに感謝します。私が常磐大学に教えに来たのは、非常勤講師として1996年で、人間科学部、当時の組織管理学科でした。そのときは、組織管理実習や社会調査法など、主に、情報関係の科目を主に教えました。当時の常磐大学の情報処理関係の環境はおそらく全国的にもとても優れていたと思われます。それは、阿部昌信先生らの存在が大きかったものと思われます。その阿部先生やその後、日本大学に移られた岩井奉信先生らの推薦もあって1999年に専任講師として奉職することになりました。

この1999年は、政治学、行政学を学ぶものにとってはとても重要で、いわゆる地方分権一括法が制定された年でした。戦後、地方自治法が憲法と同年に制定されたのですが、機関委任事務など憲法との整合性で課題を残していたのを大きく改善したものでした。新自治法と呼ぶ人もいます。翌年から施行されたのですが、その2000年にできたのが、常磐大学のコミュニティ振興学部でし

た。また、その地方分権一括法と同時に制定、施行されたのが男女共同参画基本法でした。私は、2007年にコミュニティ振興学部に移籍しますが、学内の事情と時代の要請が微妙に符合してその後の研究、教育に活かすことができたと思っています。

この3月をもって定年退職しますが、常磐大学には、人間科学部で10年、コミュニティ振興科学部で10年と、計20年お世話になりました。最初に所属した人間科学部の組織管理学科というところは、1988年に開設して以来、大学の基本教育方針の一つである「実学」の充実と発展を期して、実習教育に力を入れていました。とりわけ、組織政策実習という科目は学科の主幹科目でして、当時は学科の学生数も多く、必修科目でもあったことから教務補助を含め5、6人の教員等で教えていました。年間を通しての綿密な計画を練ること、教員間の効率的な連携のため友好的なコミュニケーションを図ること、なによりも対学生のみならず教員間においても信頼関係を構築するなど、今日

1) Kanichi Hayashi : 元常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科研究指導教員

いうところのチーム・ティーチングが厳しく求められました。そのリーダーとして責任を負う仕事で、私にはとてもやりがいのあるものでしたし、学生の評価も高かったと自負しています。

とはいえこの主幹科目は、最初は「組織情報管理実習」として、岩井先生が始められたものを、次に明治大学に移られた井田正道先生が「組織政策実習」として継続発展させたものであり、私は、それまでの政治の実証分析の学びに加え、政策提案の学びを導入しました。これは、現状を客観的に把握する実証分析、さらには問題の原因は何かを推測する因果論的分析にとどまらず、問題をどう解決すればよいかを導くための価値分析である政策提案にまで踏み込んでみました。当時の常磐大学は、現在地方大学全体が置かれている厳しい状況からすれば、まだ、予算的にいくらかの余裕があったのかもしれませんが。実習室を含め、予算面での理解が得られたことは大きかったと思われまます。当時としては、他大学と比して、同分野の情報処理教育面では、明らかに先行する教育環境を確保できていました。

そんな時に、2007年に、コミュニティ振興学部、新たに、地域政策学科が開設され、同時に国際学部経営学科が開設されて、旧組織管理学科の二つのコースのうち、行政コースの先生が地域政策学科に、他方企業コースの先生が経営学科に移籍するということになりました。私が、コミュニティ振興学部に移籍した年は、いわゆる平成の合併が終わったといわれる2006年でして、それを受けて翌年第2次地方分権改革が始まりました。十分とはいええないかもしれないが、権限と財源が国から地方へと順次移譲されるなか、各自治体は合併後のまちづくりの成果が問われ始めている時期でもありました。

さて、地域政策学科は、どうしたわけか実習科目がありませんでした。そこで、将来に向けて先ずは実習室を確保しようということでK棟の4階を、そこは当初大学創設者の資料室となる部屋でしたが、記念館を建てるということで空くこと

が決まりましたので、すぐに確保できたのはラッキーでした。もともとK棟は情報処理関係の棟でもあったので、IT環境は整っていましたので、ベストではないものの、いろいろ活用できました。この部屋は、学科の自主管理方式で比較的自由に使用できるということで、とりわけ実習に重点をおいたゼミ活動に利用されています。

地域政策学科に移ったあたりからは、大学には、教育、研究だけではなく、社会貢献が強く求められるようになっていました。コミュニティ振興学部は、こうした時代の潮流からすればまことに時宜を得た学部であり、教員もこうした方面での実務的な専門家が多くいました。そこで私も次第にこうした方面での仕事が増えてきました。県または市町村といった行政の仕事のみではなく、公益法人やNPOといった非政府組織の仕事にも関わることもになりました。平成の合併以後の各自治体のまちづくりは、広義での政府組織と非政府組織の協働の方式を巡って各地で新しい試みがなされ、ある意味での競合が始まっていました。鍵は、一方における政府系の行政改革であり、他方での非政府系の市民参加でした。

私は、複数の自治体で比較的長く行政改革の審議会等で委員を務めてきました。また、県北を中心に活動していたNPO団体で市民活動に少し関わらせて頂きました。今日、お見えになっている短大の安田尚道先生はその団体の代表です。私は、一理事として主に日立市の中山間部の中里地区にある耕作放棄されようとしていたりんご園を利活用した地域活性化を担当させて頂きました。この試み自体も全国的には先行して始めたこともあってメディアなどでも注目されました。国土交通省から補助金を頂き、日立市からも多くの協力を仰ぐこともできました。そして、なんととっても、2011年の3月11日の東日本大震災です。私は、この未曾有の危機に対し、市民協働のあり方が最も重要であることを身をもって教えられました。公平・公正を旨とする行政は動き出すのに時間がかかります。しかし、NPOは、そうした縛

りにとらわれることなく兎にも角にも目の前の状況に即応して動くことができます。県北と福島県いわき市のNPO団体は素早く連携をはじめ動き出しました。初動における市民活動の意義はこれから実態を検証しながら研究していく必要があると思われ知らせられました。その活動報告書は『常磐地域の被災記録と復旧・復興への実態調査』報告書』（ひたちNPOセンター・with you）として公表しました。茨城県では、今日お見えの帯刀治先生は早くから県下にNPOを育てていくことに取り組み、コモンズなど先駆的な実績を積んでこられてきたかたです。

常磐大学は、高木勇夫学長の時代に、地域社会と関わっていく方針を示しました。現在の組織とは異なりますが、地域連携センターを設置しました。そして、近隣の6つの自治体と大学とが連携協定を結ぶということになり、それが今日まで続いています。茨城大学も6つの自治体でしたので、少し多すぎないか？との批判も当時ありましたが、継続しているのでそれはそれで一つの成果かもしれません。当時、職員の原さんが同センターの統括であったのではないかと記憶しますが、休みの日にもカメラを持って手伝いに来てくれたりして頑張っていた姿が印象に強く残っています。ただこの時は、大学も行政もどのように進めていけばよいかで双方とも手探りの状態にありました。

さて、2年ほど前に、いわゆる「増田レポート」なるものが出て、世間を震撼させました。2040年までに半数の自治体が消滅する可能性があるという報告です。分権論は、民主党政権時の「地域主権」という権力論から、第二次安倍政権の「地域創生」という政策形成論にシフトします。各自治体は、喫緊の課題としての人口ビジョンとそれに対処する総合戦略を作成するため地方版の地域創生会議などを設けました。市民と行政による協働のまちづくりのあり方をめぐっても各自治体がすこし混乱していました。わたくしも講演などを通じてこの動向について市民または行政職員にお話

をさせていただく機会もありましたし、ワークショップを指導させてもいただきました。常磐大学の教員としてなにかの貢献は、ほんの少しですが、できたのかもしれない。

次に、私の研究の方についてお話をさせていただきます。

私の主たる研究分野は、政治社会学ということになっています。実は、この政治社会学は便利な名称で、よくマスコミの政治面または社会面で仕事をなされていた人が大学で教えるときに使っているケースをよく見かけます。私の場合は、もともと、大学生の頃の卒業論文がマックス・ウェーバーの都市論であったということと、大学院の修士論文がジョージ・ハーバート・ミードの制度論ということと、博士後期課程以後ハロルド・ラズウェルのモデルをベースとした政治心理学研究を続けていたということから、ちょうどよい分野と考えて使っています。ただし、やはり政治社会学とは何かについて一言述べておかねばならないと思います。コミュニティ振興学部に移籍してから『コミュニティ振興研究』第8号に「政治社会学の方法論に関する一考察」を書きました。構想は人間科学部に所属していた頃に練っていたものです。

私の博士課程での指導教授である橋本彰は政治過程論の先生でした。政治過程論は、それまでの政治制度論が政治の実態に迫り得ないアプローチということで、その反省から政治学の主流へと、とりわけ、戦後、躍り出た分野です。心理学、社会学、そして社会心理学はすでに実証科学として成果がでており、これらを方法論の中核にして、法学から距離をおいて、新しい政治研究が始まりました。この変化を政治学の行動論革命とも呼んでいました。橋本先生は、私に、今後の研究方向を考えるに当たって、まず、ハリー・スタック・サリバンというアメリカの精神医学者の研究をフォローしてはどうかと勧めてくれました。どう研究をすればよいのかということは何も言ってくれなかったのですが、兎にも角にも、一通り研究業

績を調べてみると、政治学の泰斗であるラズウェルと政治精神医学という分野を開拓し、共同研究をしていたことを見つけたので、それを、稚拙ですが、すぐに論文にまとめてみました。自我は社会過程から生じる、というミードの社会的行動主義とサリバン＝ラズウェルの方法論が同じであることに強く興味を抱くのと同時に、社会学の方法として行為の意味理解を唱えるウェーバー、そしてミードの有意味シンボルと政治の関係を分析したムレイ・エーデルマン、遠くは、コミュニケーションが生み出す一般意思のリーダーシップを展開したルソーまで私のなかで一気につながってきました。

橋本先生は、いつも、禅問答のように暗示を投げかけて、ほとんど何も語ってくれないのですが、こういうことかと勝手に思い込んでいました。もちろん、その公案に直裁に答えれば、何もわかっていないな、ときつい一言が返ってくることも知っているので、こちらも言わずもがなでしたが。我々以前の研究者は、どこか頑固な職人肌の人が出て、黙して語らず気づきを求める場合もあり、今とは教え方がずいぶん違っていました。

ミードは、これから説明する社会学の重鎮であったタルコット・パーソンズとは社会学史には、対抗関係におかれませんが、私には、両者は理論的には似通っているように思います。ミードの使う「他者の役割取得」という概念は、自己と他者のコミュニケーションが成立するためには、関係性のパターンが先行していることを前提とするもので成り立っており、それはパーソンズも同じです。ロジックは同じなのですが、言葉の方が、ミードは自己と他者の相互作用、パーソンズは関係性のパターンを強調しているという認識から、対抗軸に位置づけられるようになったようですが、研究上は、あまり意味のあることだと思われません。

関係性のパターンについては、それぞれの用語は異なっても、アメリカの比較政治学者のヨルゲン・ラスムッセンは、それを「構造」structure

と呼んでいました。それは、「行動」behaviorの相互作用のパターンを指していました。パーソンズは、その構造を4つの次元からなるものと捉えます。それが、有名な、あるいは悪名高いnotoriousといった方がよいのでしょうか、社会システムのAGIL図式です。ちなみに、ラスムッセンは、構造の相互作用のパターンを、さらなるメタレベルとして、「システム」systemと呼んでいました。正直なところ、最近では、あまりこれを使って分析、研究する人がほとんどいませんが、私は性懲りもなく、依然、そこから抜け出せていません。

政治過程論は、当初、アーサー・ベントレーやデイビット・トルーマンらの物理学の力学モデルを理論化に採用していましたが、後のパーソンズらの影響下では、ガブリエル・アーモンドやルシアン・パイといった政治文化論を展開した政治学者らの生物学の遺伝子モデルが注目されました。パーソンズは、4つの構造をDNAの4つのらせん構造に擬えています。さらにその構造は、それぞれがまるで入れ子のようになってRNAを構成しているとし、より細かく機能分化させて、そして社会システムとしてすべての行動を特定化しています。ラズウェルは、政治行動の膨大な分類一覧を作り上げていますので、それらの概念をパーソンズの理論モデルに適應ないし応用してみると、とりわけ今日のコンピュータの高い性能とスピードを活用すれば政治学の発展に寄与できるのではないかと思っていましたが、私はそこで止まっていたし、敢えてそれをやろうとする人もいないようです。

さて、時間もありませんので、パーソンズのAGIL図式の説明については端折ります。その図式を私の考えるところの政治社会学の領域に適應すれば次のようになろうかと考えてきました。パーソンズは、サイバネティクスの知見を借りて、AGILの4つの構造を循環する2つのフローを見つけています。一つは、 $A \rightarrow G \rightarrow I \rightarrow L$ と進むフロー、もう一つは、逆に、 $L \rightarrow I \rightarrow G \rightarrow$

Aと進むフローです。前者を、「エネルギー・フロー」、後者を「インフォメーション・(情報)フロー」と言います。若い頃、大塚史学として学んだマルクスの経済的エネルギーとウェーバーの転轍手としてのリーダーシップの関係は、パーソンズによってシステム内の2つの循環構造として、ある意味では、より洗練された理論として、そこに私は強く引き込まれてしまったようでした。私の修士課程での恩師秋永肇はインフォメーションを権威のリーダーシップと定義していたので、それを思い出しました。

こうして見てくると、社会システムとしては、4つのサブシステムまたは位相は、A（適応）が経済システム、G（目標達成）が政治システム、I（統合）が社会的コミュニティ、L（潜在的パターン維持）が信託システムとなります。さらに、その政治システムを機能分化すれば、Aは国民、Gは立法（議会）、Iは行政、Lは文化（象徴）と構造化できます。この政治システムの機能分化は、私のオリジナルかもしれませんが、先に書いた人がいるかもしれませんが管見の限りまだ見ておりません。ただし、パーソンズ理論からは容易に推理できる概念ですから、正直に言えばミニマムなオリジナルというところでしょうか。

さて、最後に、パーソンズは、このAGIL図式を使って、マクロな歴史分析を試みているので、それを紹介し、自分の考えを若干追加して、この講義を終えます。

ウェーバー研究者でもあったパーソンズは、ウェーバーの中心視座である近代化とその矛盾の突破breakthroughという枠組みから、近代化の始まりである産業革命をAの位相に置き、近代化の第2段階が市民革命でありGに、第3段階が社会革命のIに、もとよりこれは社会改革を含む広義の社会主義運動に当たるのかもしれませんが、この位相におかれています。そして、最後に宗教を含む文化価値の変動へのエネルギー・フローを指摘しています。政治学の世界では、ロナルド・イングルハートの『静かなる革命』で同様の文化

価値の変動に関する実証研究が始まっています。サミュエル・ハンチントンの『文明の衝突』で話題となったイスラム教などとの「文明の断層線」は、今でも世界の紛争に関する考察の基本書の一つとなっています。私は、これを「象徴政治」現象とネーミングして『象徴政治の検証 - 現代政治再生のために -』という本を書いています。また、かつて、ラジオや新聞などなどマスメディアでも取り上げたことがありました。反応はさっぱりですが、これまでのパラダイムでは捉えられなくなってきている政治現象は、こちらに新たなパラダイムの構築が求められていると言ってもよいのかもしれない。

近代社会の政治変動モデルは、当初は、市民社会優位の立法国家＝夜警国家のパラダイムで成り立つA→Gプロセス。しかし、政治化という概念で捉えられる国家の拡大が行政国家＝福祉国家として認識されるようになるG→Lプロセス、しかし、さらに今日ではグローバル化とその反動であるナショナリズムを含めたローカル化のダイナミズムが生じており、それらの対抗パワーの落どころという調整が政治のパラダイムに求められています。それを私は調整国家＝協働国家と呼んでいます。鍵となるのは、今日が、パーソンズのいう第4の位相、すなわち「信託システム」としての社会システムの段階に入っているとすれば、信ずるに足る託すべきものは文化的伝統であり、それへのアイデンティティの確立ということになるのでしょうか。まずは己を知り、そして他者を知るという協働の認識、これは一つの徳目でもあり、それが共有されることが今日の政治、私の言う象徴政治の時代の優先すべき価値と考えます。そこには、狭い意味のナショナリズムではなく、自らの道徳的価値を高める知的営為こそが求められるのであって、他者を攻撃したり、卑しめたりする卑劣な行為ではありません。それは、儒者の言うところの「恕」、すなわち己の欲せざるころ人に施すことなかれ、という徳目です。象徴政治に求められるのは政治家であれば、気高い

道徳心であり、国民であれば、政治家に勝るとも劣らぬ自尊心だと思われます。最近は、歴史的文化的遺産が見直され国民の価値として広く共有されてきています。歴史は、そうした方法に人間の行動を方向付けているように思われます。

私の常磐大学での講義はこれで終了します。長

い間お世話になりました。教職員の方々の温かいつながりがなければこれほどよい気持ちで過ごさせていただくことはできなかつたと思われます。改めて感謝の言葉を述べさせていただきます。有り難うございました。これより老兵は静かに去って行きます。

最終講義

— 常磐大学と私、そして政治学のゆくへ —

コミュニティ振興学部
林 寛一

1

はじめに 常磐大学とわたし

- ・ 1996年：常磐大学人間科学部非常勤講師 組織管理実習
- ・ 1999年：常磐大学人間科学部専任講師 組織政策実習
地方分権一括法、男女共同参画社会基本法等制定
- ・ 2003年：常磐大学人間科学部助教授 政治社会学・政治過程論
- ・ 2007年：常磐大学コミュニティ振興学部教授 政治社会学・比較政治学
地域政策の実践：研究の巡回「理論から実践へ」
 - ① 県内外自治体(区市町村)の審議会、研修、講演等に参加
 - ② 2011年3月11日(金)14時46分18秒 東日本大震災
特定非営利法人ひたちNPOセンターWIITHYOUでのボランティア活動
- ・ 2016年：退職

2

政治社会学とは何であり、どこへ行くのか？

- ・ 卒業論文：マックス・ウェーバーの都市論
ウェーバーとマルクス
- ・ 修士論文：ジョージ・ハーバード・ミードの制度論
ハロルド・ラズウェルの政治的パーソナリティ論
マレー・エーデルマンの政治的シンボリズム論
タルコット・パーソンズの行為の一般理論
ルソーの社会契約論
- ・ 理解社会学→社会的行動主義～行動論政治学

3

Talcott Parsons

AGIL paradigm

The pure AGIL model for all living systems:
 (L) Adaptation.
 (I) Integration.
 (G) Goal attainment.
 (A) Pattern maintenance, (L stand for "Latent function").

The Social System level:
 The fiduciary system — central adaptation to its action and non-action environmental systems.
 The societal community — the integration of the diverse social components.
 The fiduciary system — processes that function to reproduce historical culture in its "abstract" social embeddedness.

The General Action Level:
 The behavioral organism (or system). (In later works, the first for generalized "intelligence").
 The personality system.
 The cultural system.

The cultural level:
 Cognitive symbolization.
 Expressive symbolization.
 Evaluative symbolization. (Sometimes called moral-evaluative symbolization).
 Creative symbolization.

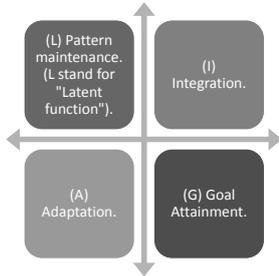
The Generalized Specifics model:
 Social System level:
 (L) Economic system: Money.
 (I) Political system: Political power.
 (G) The Societal Community: Influence.
 (A) The Fiduciary system (Cultural tradition): Value-commitment.



http://en.wikipedia.org/wiki/Talcott_Parsons

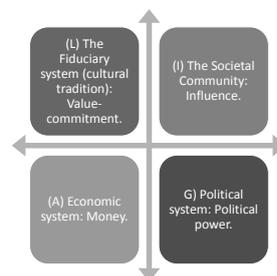
4

The pure AGIL model for all living systems:



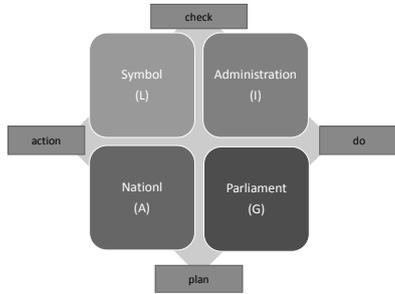
5

Social System level:



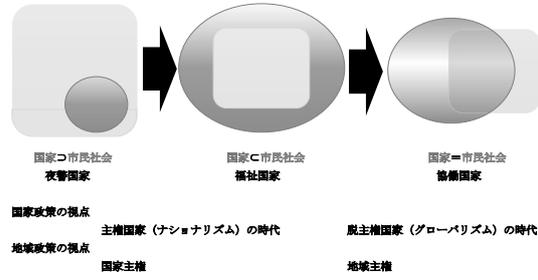
6

政治社会学の領域 (Hayashi model)



7

政治の社会と歴史



8

ご清聴、ありがとうございました。

老兵は静かに去って行きます

9

白色レグホンのヒナのペダル踏み反応に依存した餌の呈示が後のペダル踏み反応の維持とキーつつき反応の獲得に及ぼす行動履歴効果

Behavioral History Effects of Food Presentation Dependent on Pedal-Press Response on Subsequent Maintenance of that Response and Acquisition of Key-Peck Response in White Leghorn Chicks

中 村 達 大¹⁾・森 山 哲 美²⁾

2016年10月20日受理

Abstract : The purpose of this study was to investigate behavioral history effects on white leghorn chicks' operant behavior. This study consisted of three phases. In the first phase, newly hatched chicks were divided into four groups; the dependent, the independent, the non-contingent, and the control groups. In the dependent group, the presentation of food was dependent on chicks' pedal-press responses. For the independent group, food was presented independently of chicks' pedal-press responses. For the non-contingent group, chicks received food as long as they did not emit pedal-press responses. Chicks of the control group did not receive the first phase. After the phase, the second Phase was conducted in which each chick of the four groups underwent auto-shaping procedure for key-peck responding without inter-trial intervals. After that, the third Phase was conducted. In this phase, they received the same auto-shaping procedure with inter-trial intervals as in the second phase. The chicks' pedal-press response patterns were in accordance with their respective contingencies in the first phase. That is, chicks of the dependent and the independent groups showed high rates of pedal-press responses, and those of the non-contingent group emitted few responses. In the second phase, no chicks in the four groups acquired key-pecking response. However, in that phase, patterns of pedal-press response were similar to those in the first phase. In the final phase, more chicks in the dependent group acquired key-peck responses than in other groups. Thus, contingencies of food reinforcement for pedal-press responses in the first phase maintained the response patterns in the second phase. Further, the contingencies might facilitate acquisition of key-peck responses. These phenomena seem to be behavioral history effects of the contingencies of reinforcement in the first phase.

Key words : behavioral history effect, dependency, contingency, pedal-press response, key-peck response, food reinforcement, chicks

問題提起

ヒトを含めた多くの動物の行動は、過去の経験の影響によって変容する。すなわち、先行経験に

よって、後続の学習が影響を受ける。例えば、古典的条件づけ、道具的条件づけ、刻印づけ、学習性無力、学習性怠惰、学習の転移などという用語で示される行動過程は、そのような例と言えるだ

1) Tatsuhiko Nakamura : 常磐大学大学院人間科学研究科博士課程（後期）1年

2) Tetsumi Moriyama : 常磐大学大学院人間科学研究科研究指導教員

ろう。そのような影響を及ぼす現象がなぜ起こるのか、それについての従来の説明は、先行経験と後続学習の間に、さまざまな仮説的構成概念を構築する場合が多かった。例えば、古典的条件づけにおけるRescorla-Wagner modelにおける「予期」(Rescorla & Wagner, 1972)、道具的条件づけにおける「意図」や「目的」、刻印づけにおける「生得的解発機構」、学習性無力や学習性怠惰（学習性怠惰については後に説明する）における「制御不可能な予測」、学習の転移における個人の「能力」といった概念である。しかし、行動分析学の視点からすると、仮説的構成概念は個体の行動の原因とはならない。それらの仮説的構成概念はむしろ説明されるべき行動過程である。過去の経験が現在の行動に及ぼす効果を説明するためには、行動の制御の視点からすれば、過去の経験と現在の経験にかかわる環境と行動のそれぞれを徹底的に調べる必要がある。

本研究は、そのような試みの一つとして、行動分析学における行動履歴効果 (behavioral history effect: Freeman & Lattal, 1992) の視点から、先行経験が後続の学習に及ぼす効果を説明しようとした。行動履歴効果の視点に立てば、従来、仮説的構成概念を用いて説明された行動過程は、随伴性の枠組みから説明される。そこで本研究は、行動履歴の統制が容易に行える白色レグホンのヒナを対象として、過去の経験が後の学習に及ぼす影響を行動履歴効果の枠組みから調べることにした。

本研究が問題とするのは、オペラント条件づけ、すなわちオペラント行動の履歴である。オペラント行動は、その行動の結果である後続事象によって変容する。そして、行動に先行する事象（弁別刺激）、オペラント行動、行動に後続する事象の3つの項目の関係（これを三項随伴性という。以下、単に随伴性）がオペラント条件づけを可能にする。行動の後続事象が行動にもたらす影響は、行動の頻度が増加する場合（強化）と、逆に行動の頻度が減少する場合（弱化）の2種類が

あり、強化にかかわる後続事象は強化子、弱化にかかわる後続事象を弱化学子と呼ぶ。

行動履歴効果は、過去の随伴性の経験が個体の現在の行動に及ぼす影響である。行動履歴効果には、近接行動履歴効果 (immediate behavioral history effect) と遠隔行動履歴効果 (remote behavioral history effect) の2つがある。近接行動履歴効果は、過去の随伴性と現在の随伴性が時間的に近接する場合の行動履歴効果であり、遠隔行動履歴効果は、2つの随伴性が時間的に隔たっている場合の行動履歴効果である。それらの効果を実験的に調べる場合、過去の随伴性は履歴確立条件 (history-building condition) として設定され、現在経験している随伴性は履歴検査条件 (history-testing condition) として設定される (Okouchi, Lattal, Sonoda & Nakamae, 2014)。近接行動履歴効果を調べる場合、この2つの条件だけが設定されるが、遠隔行動履歴効果を調べる場合、2つの条件の間に仲介条件 (intervening condition) が設定される。

2つの行動履歴効果を調べる場合、履歴確立条件の随伴性と履歴検査条件の随伴性との関係が問題となる。随伴性は上述のように、弁別刺激、行動、後続事象の3項で構成されるため、履歴効果を問題にする場合、2つの条件間の弁別刺激の関係、行動の関係、後続事象の関係が問題とされる。つまり弁別刺激、行動の形態（トポグラフィ）、強化スケジュール（強化のされ方）のそれぞれが、2つの条件間で同じかそれとも異なるかが問題となる。

一般的に、これまでの近接行動履歴効果の研究は、行動のトポグラフィと強化子を2つの条件間で同じにして、弁別刺激と強化スケジュールを異ならせた場合に後の行動がどのように変容するかを調べてきた。すなわち、履歴確立条件で、個体のある行動を何らかの強化スケジュールで獲得・維持させた後、履歴検査条件で別の新奇なスケジュールに変えたときの行動の変容を調べてきた (e.g., Weiner, 1964; Freeman & Lattal, 1992;

Okouchi et al., 2014)。しかし、これまでの研究では、異なる反応トポグラフィーの行動履歴効果は、学習性無力の研究や後述のEngberg, Hansen, Welker & Thomas (1972) の学習性怠惰の研究を除けば、それほど多くはない。しかもすでに述べたように、それらの研究は履歴効果を仮説的構成概念によって説明しており、随伴性に基づく行動履歴効果として説明していない。

個体の行動は時間経過に伴って常に変化しているのであるから、異なる反応トポグラフィーが学習される場合の行動履歴効果を調べる必要があるだろう。上で述べたEngberg et al. (1972) の研究は、ハトのペダル踏み反応への餌の呈示方法の違いが、後の自動反応形成事態でのキーつき反応の獲得にどのように影響するのかを調べた研究である。自動反応形成は、実験者が被験体（主に鳥類）に手で反応形成しなくても、その被験体の反応が形成される現象ならびに操作である (Brown & Jenkins, 1968)。自動反応形成の手続きは、以下のようなものである。まず、キーをライトで照射し、ハトに呈示する。数秒後、キーライトを消灯すると同時に、ハトの反応とは無関係に餌を呈示する。その後、ライトをすべて消灯する。そして、再びキーライトを点灯させる。これを何度も繰り返すうちに、ハトは自らキーをつつくようになる（自動反応形成）。以上がその手続きである。ハトがキーをつつけば、餌が呈示されるようにプログラムされているため、実験者が手でシェイピングせずともハトにキーつき反応を獲得させることができる。

Engberg et al. (1974) を行動履歴効果の視点から見ると、履歴確立条件ではペダル踏み反応が学習され、履歴検査条件ではキーつき反応が学習されるべき行動である。ここでの履歴確立条件での行動と強化の関係（餌の獲得方法）は3種類で、この行動履歴がどのようにキーつき反応の獲得に影響するのかが調べられた (Engberg et al., 1972)。ここでの履歴確立条件での行動と強化の関係は、以下の3つの群で設定された。すなわ

ち、餌がハトのペダル踏み反応に依存して呈示されたTreadle群、自らのペダル踏み反応の機会が設定されておらず、餌の呈示がTreadle群への呈示と連動していたHopper群、そしてペダル踏み反応と餌の呈示のかかわりを経験せずに飼育ケージ内で餌が呈示されたControl群の3群であった。その結果、Hopper群のハトの自動反応形成事態におけるキーつき反応の獲得は、Treadle群やControl群のハトのそれと比べて遅かった。Engberg et al. (1972) はこの結果を、「予期」という仮説的構成概念を用いて、以下のように考察した。すなわち、Hopper群のハトは、初期の訓練における非随伴性が、履歴検査条件でも持続していると予期したために、あまり反応が生じなかった、というものである。

Engberg et al. (1972) の上の結果は、履歴確立条件で反応に依存せずに強化子を呈示すると、履歴検査条件においてトポグラフィーの異なる新奇な反応の獲得が遅れることを示唆している。しかし、Engberg et al. (1972) の研究には問題点が2つある。2つとも、彼らが随伴性に基づく行動履歴の視点から研究を行わなかったことによる問題点である。1つ目は前述したとおり、彼らが仮説的構成概念を用いて結果を説明している点である。もう1つの問題点は、Hopper群の履歴確立条件における随伴性が不明瞭であることである。1番目の問題はすでに述べたので、2番目の問題だけを議論する。Engberg et al. (1972) の履歴確立条件において、Treadle群のペダル踏み反応は変時隔 (variable interval: VI) スケジュールで強化され、Control群は履歴確立条件を経験しなかった。Hopper群のハトの場合、ペダル踏み反応の機会は設定されておらず、強化子の呈示はTreadle群の餌の呈示に連動していた。そのため、Treadle群とControl群の2群の履歴確立条件における随伴性は比較的明確であったが、Hopper群では餌が変時 (variable time: VT) スケジュールで呈示されたことになって、随伴性は明確ではなかった。つまり、Treadle群のVIS

ケジュールでは、餌が呈示されるために反応が自発される必要があるため、反応と餌の呈示の関係には依存性があるが、Hopper群のVTスケジュールの場合、餌の呈示に反応は必要でないため、反応と餌の呈示の関係には依存性がない（非依存性である）。しかし非依存性であっても、個体の反応に強化子の呈示が偶発的に随伴する可能性があるため、Hopper群は、強化子呈示が時々反応に随伴したかもしれない。そのような理由から、Engberg et al. (1972) のような方法で異なる反応トポグラフィーの行動履歴効果を調べるには、Hopper群の履歴確立条件の随伴性を明確にする必要がある。そのためには、Engberg et al. (1972) のHopper群にあたる群を、Catania (2013) の指摘にならって、反応に餌の呈示が依存しない（餌の呈示が随伴する確率と随伴しない確率が等しい）非依存群と、ヒナの反応に餌の呈示がまったく随伴しない非随伴群に分け、各群で異なる強化スケジュールを設定したときの履歴効果を調べる必要があるだろう。

そこで本研究では、白色レグホンのヒナを対象として、Engberg et al. (1972) の実験パラダイムに準じた方法で反応トポグラフィーが異なる場合の行動履歴効果を調べるために、ペダル踏み反応と餌の呈示の依存関係および随伴関係が、後の自動反応形成事態におけるキーつつき反応の獲得、ならびにペダル踏み反応の維持に及ぼす行動履歴効果を調べた。ただし、本研究はEngberg et al. (1972) と異なり、3つのPhaseで実験した（Phase 1 が履歴確立条件、Phase 2 とPhase 3 の2つが履歴検査条件であった）。なお、本研究で生後間もない白色レグホンのヒナを用いた理由は、実験室の人工孵卵器で孵化したニワトリのヒナを被験体として用いることで被験体の行動履歴をある程度統制できることと、ニワトリのヒナを対象とした行動履歴の研究がほとんど行われていないため、その種における行動履歴について新たな知見が得られるためである。

仮説として、Phase 1 において反応と餌呈示の

非依存性、あるいは非随伴性を経験したヒナは、Phase 1 において反応と餌呈示の依存性を経験したヒナよりも、Phase 2 およびPhase 3 でキーつつき反応の獲得が遅れることが予測される。また、ペダル踏み反応の反応率に関して、Phase 1 では依存群と非依存群は高率、非随伴群は低率になり、Phase 2 以降ではどの群も低率になると予測される。

方 法

被験体

孵化後すぐに、各ヒナを個別の飼育ケージに移して飼育した。孵化した20羽のヒナを無作為に、依存群、非依存群、非随伴群、統制群のいずれかに5羽ずつ振り分けた。

飼育室の温度は約30度、湿度は60～70%に保った。実験期間中、各ケージを18 Wの白色蛍光灯で1日あたり12時間照らし、残りの12時間は消灯した。各ヒナに対して、水は自由摂取としたが、餌は剥奪化による確立操作を行った。給餌量は、ヒナの成長に合わせて調整した。すなわち、ヒナが孵化してからペダル踏み反応のシェイピングが終了するまでの期間はヒナの体重を安定させてから、ペダル踏み反応をヒナが容易に行えるようにするためにヒナの体重の10%の重さの餌の量を1日の給餌量とした。後述のPhase 1 に移行してからは、ヒナの体重の5%の重さの餌の量を1日の給餌量とした。ただし、Phase 2 の終了時点からすべての実験終了までは、ケージ内で給餌しなかった。その理由はPhase 3 から1セッション当たりの強化回数を増やしたためである（Phase 2 で50回強化であったのをPhase 3 から100回強化とした）。実験はT大学の動物実験倫理委員会の倫理規定に準拠して行われた。

装 置

孵化したヒナを個別に飼育ケージ（縦29.5 cm、横19 cm、高さ17 cm）に移して実験時間を除く時間帯にその中で飼育した。実験ではニワトリの

ヒナ用のオペラント実験箱（縦14 cm、横14 cm、高さ28 cm）を用いた。この実験箱の壁は黒く塗装されており、ペダルを実験箱内の後面の壁に1つ取り付けた。これはペダル踏み反応のオペラントであった。ペダルのスイッチはOMRON製のマイクロスイッチで、ペダルの形状は角丸四角形（3.5 cm×3.0 cm、厚さは0.1 cm）であった。床からペダルまでの高さは1.0 cmであり、ペダルのスイッチを作動させる最小の力は1.23 Nであった。なお、後述のPhase 2では、この実験箱内の正面の壁に直径2 cmのキーを1つ取り付けた。実験箱の床からキーの中心までの高さは12 cmであった。Phase 3ではヒナの背丈に合わせて実験箱の床からキーの中心までの高さを13 cmに調整した。実験箱の天井にはDC 24 Vの電球1個を取り付け、これをルームライトとした。ルームライトは実験中常時点灯していたが、強化子である餌の呈示中は消灯した。実験箱の前面下部に給餌器のための開口部（4.5 cm四方）を設けた。床から給餌器（フィーダー）の底辺までの高さは0.5 cmであった。実験全体の装置の制御とヒナの反応の記録はApple IIeマイクロコンピュータで自動的に行った。

手続き

各ヒナに対して個別に実験を実施した。まず、依存群、非依存群、非随伴群の3群のヒナを、個別にオペラント実験箱に入れて漸次的近似法にもとづく餌の分化強化（シェイピング）によってペダル踏み反応を形成した。ヒナがペダル踏み反応を30回連続で自発したら、次のPhase 1に移行した。統制群のヒナには、後述のPhase 2までオペラント実験箱に入れられる経験をさせず、飼育ケージ内でのみ給餌した。

Phase 1において、依存群のヒナのペダル踏み反応は連続強化（continuous reinforcement: CRF）を受けた。非依存群のヒナのペダル踏み反応は、混合-連続強化・他行動分化強化（Mixed CRF・DRO）スケジュールを受けた。こ

のスケジュールでは、1セッションの半分のコンポーネントはCRFを設定し、残りの半分のコンポーネントは他行動分化強化（differential reinforcement of other behaviors: DRO）5秒スケジュールを設定した。このDRO 5秒スケジュールでは、ヒナがペダル踏みをしなくて5秒が経過したらエサが呈示されるが、ヒナが5秒以内にペダル踏み反応をした場合、餌呈示の機会はペダルが押されてから5秒経過後とした。非依存群では上記のCRFとDRO 5秒の2つのスケジュールを交互に実施した。非随伴群にはペダル踏み反応に対するDRO 5秒のスケジュールだけを設定した。Phase 1では、3つの群のすべてのヒナに対して10セッションを実施した。1セッションの強化回数は30回とした。

Phase 1終了後、Phase 2とPhase 3を実施した。Phase 2もPhase 3もキーつき反応の自動反応形成事態であったが、Phase 2では試行間間隔（inter-trial interval: ITI）を設定せず、Phase 3ではこれを設定した。Phase 2でITIを設定しなかったのは、Phase 1が自由オペラント事態（実験場面がITIによって試行ごとに分離されていない事態）であったことから、Phase 3のような離散試行事態（実験場面がITIによって試行ごとに分離されている事態）に急に切り替えることを防ぐためであった。

Phase 2はPhase 1の近接行動履歴効果を調べるために各ヒナに対して3セッションを実施した。Phase 2の各セッションでは、ペダルは設置したままにして、キーを実験箱の前面部に設置し、キーの背後から白色光の照射と餌の呈示を交互に行った。なお、統制群のヒナのみPhase 2の初めのセッションを実施する前にフィーダートレーニングを行った。Phase 2の各セッションでは、上で述べたように、実験開始と同時に白色光をキーに5秒間照射し、その後でキーライトを消灯させて即座にエサを4秒間呈示した。白色キーが点灯している5秒間以内にヒナがキーをつついた場合は、即座に餌を呈示した。したがって、ヒ

ナが白色光呈示中にキーをつつけば、このキーつき反応と餌の呈示の間には依存関係が設定された。白色キーの提示から餌の呈示までを1試行とし、1セッションで50試行を実施した。既述のようにITIは設定しなかった。なお、Phase 2でのペダル踏み反応には餌を呈示しなかった。

Phase 3では、キーへの白色光の照射時間を8秒間に延長し、1セッションの試行数を100回とした。さらに5秒間のITIを導入した。Phase 3では、Phase 1の遠隔行動履歴効果とPhase 2の近接行動履歴効果のそれぞれを調べるために各ヒナに対して2セッションを実施した。Phase 2とPhase 3の両方でペダル踏み反応も測定した。Phase 3の各セッションでも、Phase 2のときのように、ペダル踏み反応には餌を呈示しなかった。

結果と考察

本研究は、白色レグホンのヒナを被験体として、履歴確立条件であるPhase 1のペダル踏み反応の経験が、履歴検査条件となるPhase 2におけるキーつき反応の獲得とペダル踏み反応の維持に及ぼす近接行動履歴効果と、Phase 3における

キーつき反応の獲得とペダル踏み反応の維持に及ぼす遠隔行動履歴効果のそれぞれを調べた。

まず、Phase 1で依存群、非依存群、非随伴群の3群の間で1分間あたりのペダル踏み反応数（以下、ペダル踏み反応率）にどのような違いがあるのかを調べるために、Phase 1の各セッションにおける各群のペダル踏み反応率の中央値をFigure 1に示した。これはPhase 1での行動履歴がそれぞれの群で確立されているかどうかを確認するためである。なお、ペダル踏み反応はPhase 2やPhase 3でも測定したので、Figure 1にはPhase 2とPhase 3の各セッションにおける各群（Phase 2以降は統制群も含む）のペダル踏み反応率の中央値も示した。

Figure 1が示すとおり、Phase 1においてペダル踏み反応に餌の呈示が完全に依存した依存群と、餌の呈示が反応に依存する確率と依存しない確率が等しかった非依存群の反応率は、最初の3セッションで依存群の方が非依存群よりも低率だったが、セッション4以降ほぼ同レベルになり、それは、Phase 1の最終セッションまで持続した。餌の呈示がペダル踏み反応に随伴しなかった非随伴群の反応率は、セッション1において依

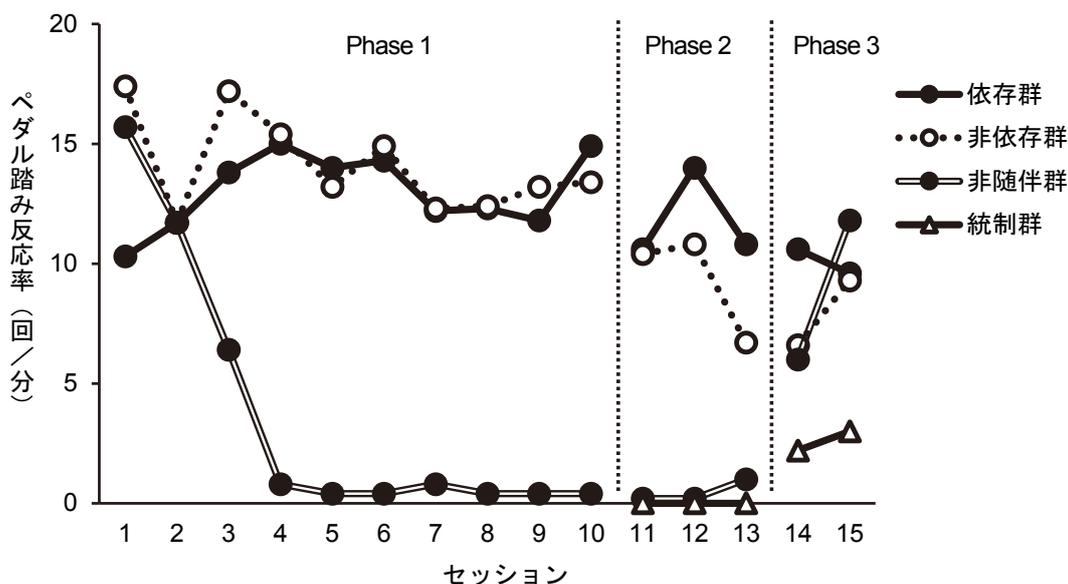


Figure 1. 各Phaseの各セッションにおける各群のペダル踏み反応率の中央値。

存群の反応率と同程度であったが、セッション2以降に急激に減少し、セッション4以降、ペダル踏み反応はほとんど生起しなかった。このようにPhase 1でのペダル踏み反応の結果は、それぞれの群の条件に対応した結果であった。すなわち、餌の呈示がペダル踏み反応に少しでも依存していれば、餌の呈示の割合に関わらず高率の反応が生起したが、餌の呈示がペダル踏み反応にまったく依存しなければ、反応はほとんど生起しなかった。以上の結果を随伴性の有無で述べると次のようになる。すなわち、随伴性があった依存群と非依存群では高率のペダル踏み反応が生じたが、随伴性がなかった非随伴群では生じなかった。したがって、餌の随伴性は、ペダル踏み反応の生起と維持に必要であると言える。

次に、Phase 1における各群のペダル踏み反応率の違いが、Phase 2のITIのない自動反応形成事態における各群のペダル踏み反応の維持とキーつき反応の獲得にどのように影響しているのかを調べた。Phase 2におけるペダル踏み反応率の結果は、同じくFigure 1に示した。なお、統制群がPhase 2から実験に加わったので、Phase 2では、依存群、非依存群、非随伴群、統制群の4群の結果を問題とした。まずペダル踏み反応の結果は、次のとおりとなった。Phase 1からPhase 2へ移行すると、依存群と非依存群のペダル踏み反応率は同レベルまで減少した。続くセッション12で、依存群はPhase 1の最終セッションと同程度まで反応率を増加させたが、非依存群の反応率はわずかに増加した。そしてセッション13で、2つの群の反応率は同じ程度に減少して、依存群の方が非依存群よりも高率となった。非随伴群と統制群は、Phase 2においてほとんどペダル踏み反応を示さなかった。しかし非随伴群は、セッション13で若干の反応を示した。これらの結果をPhase 1と同様に、随伴性の有無で述べると次のようになる。随伴性があった依存群と非依存群の場合は高率のペダル踏み反応が生じたが、随伴性がなかった非随伴群と統制群ではペダル踏み反

応は生起しなかった。この結果は、統制群を除けば、Phase 1の結果と同じである。その意味で、統制群以外はPhase 1の履歴効果がPhase 2で近接行動履歴効果として現れたと言えるだろう。

Phase 1のペダル踏み反応の履歴が、依存群、非依存群、非随伴群のそれぞれのPhase 2でのペダル踏み反応にどのような効果をもたらしたのかを問題にする。そのために、この近接行動履歴効果を数量的に調べた。3つの群のPhase 1の最終3セッションの平均反応率に対する、Phase 2の各セッションの反応率の比を求め、それをPhase 1からPhase 2にかけてのペダル踏み反応の変化率（以下、変化率）とした。変化率が1の場合、Phase 1からPhase 2にかけて反応率に変化はなく、1より小さい場合は反応率が減少、1より大きい場合は反応率が増加したことになる。Phase 1からPhase 2の各セッションにおける各群の平均変化率をTable 1に示した。なお、ペダル踏み反応はPhase 3でも測定されたので、Table 1にはPhase 2からPhase 3にかけての各群の平均変化率も示した。この場合、Phase 2の最終セッションでの反応率とPhase 3の最終セッションでの反応率の比を変化率とした。

依存群の場合、Phase 2のセッション11、セッション12、セッション13のそれぞれにおける変化率は0.84、1.03、0.86であった。したがってPhase 1からPhase 2にかけての依存群のペダル踏み反応率の変化は減少、維持、減少となった。非依存群の変化率は3つのセッション順に

Table 1. 各群のペダル踏み反応の平均変化率

	Phase 1 → 2			Phase 2 → 3
	セッション			
	11	12	13	
依存群	0.84	1.03	0.86	0.86
非依存群	0.84	0.77	0.74	1.26
非随伴群	0.74	1.98	2.23	8.06
統制群				3.76

0.84、0.77、0.74で、どのセッションでも減少でその程度はセッションの経過に伴って小さくなった。非随伴群の変化率は3つのセッション順に0.74、1.98、2.23で、減少、増加、増加であった。この変化は、セッションに伴って大きくなった。Phase 1 からPhase 2 への変化率の結果をまとめると、Phaseの移行に伴うペダル踏み反応の変化は、依存群ではほぼ維持、非依存群で減少、非随伴群で増加という結果になった。従って、Phase 1 での随伴性の違いによって維持されていたペダル踏み反応は、Phase 2 で白色キーと餌の対呈示がITIなしで繰り返されると、依存群では維持、非依存群では減少、非随伴群では増加すると言える。各群のこの違いは、Phase 2 でのPhase 1 の近接行動履歴効果と言えるだろう。

次に、Phase 1 におけるペダル踏み反応の各群の違いが、ITIなしの自動反応形成事態であるPhase 2 でのキーつつき反応の獲得にどのように影響したのかについて論じる。結果として、Phase 2 でのキーつつき反応は4つの群のどの群においても生起しなかった。通常、ニワトリのヒナにおいて自動反応形成事態ではキーつつき反応が生起するはずであるが (e.g., Wasserman, 1973; 長谷川, 2013)、本実験で生起しなかった理由は、Phase 1 の近接行動履歴効果というよりも、Phase 2 の実験条件、すなわちITIが設定されていなかったことが考えられる。したがって、キーつつき反応という新奇な反応の獲得へのPhase 1 の近接行動履歴効果は明らかではない。むしろPhase 2 の実験条件が、キーつつき反応の獲得を困難にしたと言えるだろう。このことは、後述のPhase 3 の結果からも裏付けられることになる。

最後に、Phase 1 とPhase 2 の各群の随伴性の違いが、ITIが設定された自動反応形成事態であるPhase 3 での各群のペダル踏み反応の維持とキーつつき反応の獲得に及ぼす影響を見る。これはPhase 2 を仲介条件とみなすなら、Phase 3 でのPhase 1 の遠隔行動履歴効果を見ることになり、Phase 2 からPhase 3 への効果はPhase 2

のPhase 3 への近接行動履歴効果を見ることになる。Phase 3 におけるペダル踏み反応の結果は、前述のとおりFigure 1 に示されている。まずPhase 3 における各群のペダル踏み反応の結果について述べる。Phase 3 のセッション14では依存群と非依存群の反応率は、Phase 2 の最終セッションと同程度であった。非随伴群と統制群の反応率はPhase 2 の最終セッションよりも高かった。特に非随伴群の反応率は非依存群と同程度まで増加した。セッション15で依存群のみ反応率が減少したが、非依存群、非随伴群、統制群では増加した。特に非随伴群の反応率はかなり増加し、4つの群の中で最も高くなった。Phase 2 からPhase 3 にかけてのペダル踏み反応の変化率をTable 1 に示した。その結果、依存群の平均変化率は0.86、非依存群は1.26、非随伴群では8.06、統制群は3.76であった。したがって依存群だけがPhase 2 から3 にかけてペダル踏み反応を減少させ、他の3群は増加させた。3つの群の中で非随伴群の増加が顕著であった。

次に、各群の各ヒナが、どのセッションにおいてキーつつき反応を獲得し、その反応がどのように維持されたかを調べるため、Figure 2 に、Phase 3 の各セッションにおける各群の各ヒナのキーつつき反応数を示した。

各セッションは10試行ずつのブロックに分け、それぞれのブロックでのキーつつき反応数を表示した。なお、統制群は、いずれのヒナもPhase 3 でキーつつき反応をまったく自発しなかった。そのため、統制群以外の3群のデータを図示した。キーつつき反応の獲得基準は「10試行連続してキーつつき反応が生起すること」とした。図中の白い矢印は、各ヒナがキーつつき反応を獲得したブロックを示す。

キーつつき反応の獲得基準を達成したヒナの羽数は、依存群で3羽 (#23、#27、#32)、非依存群と非随伴群のそれぞれで1羽 (#12、#17)、統制群で0羽であり、依存群で最も多かった。その点で依存群は、ヒナにとって新奇な反応である

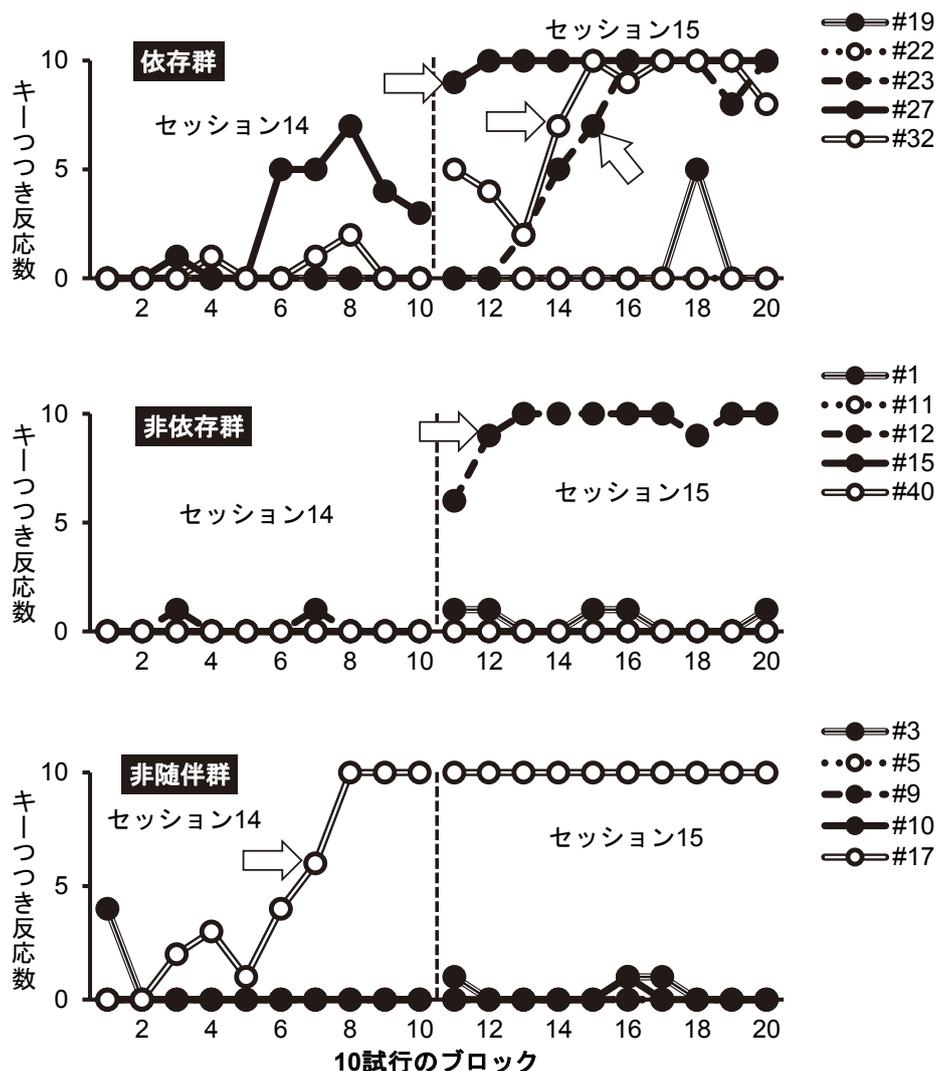


Figure 2. Phase 3 の各セッションの各ブロックにおける 3 つの群の各ヒナのキーつき反応数。

キーつき反応の獲得がPhase 1 でのペダル踏み反応と餌呈示の随伴性によって促されたと言えるかもしれない。しかし、その随伴性を経験した依存群と非依存群でキーつき反応を獲得したヒナ 4 羽は、セッション15で反応を獲得したが (#23 はブロック15、#27はブロック11、#32はブロック14、#12はブロック12)、非随伴群で反応を獲得した#17は、セッション14のブロック7で基準を達成した。つまり、キーつき反応を獲得した個体の数は依存群で最も多かったが、反応獲得の早さは非随伴群の方が依存群や非依存群の随伴群より早かった。これがPhase 1 の遠隔行動履歴

効果によるものなのか、それともPhase 2 の近接行動履歴効果によるものなのかは不明である。しかし依存群の場合、ITIのある自動反応形成事態においてキーつき反応が生じたのは、ペダル踏み反応が減少したためと言えるかもしれない。それに対して、他の3つの群ではペダル踏み反応が起こったためにキーつき反応が起こりやすくなったと言えるかもしれない。そうであれば、3つの群のキーつき反応の獲得の違いは、Phase 1 の遠隔行動履歴効果、あるいはPhase 2 の近接行動履歴効果の現れと言えるかもしれない。ただし、随伴性があった非依存群が、随伴性

のなかった非随伴群や統制群と同じようにキーつつき反応が現れにくかったことから、この可能性は極めて低いと考える。むしろPhase 2で議論したように、Phase 3でITIが設定されたことでキーつつき反応が獲得されたと言えるだろう。ただし、そうであっても、キーつつき反応の獲得基準を満たしたヒナの数で群間で異なるのは、Phase 1の履歴の影響によるものかもしれない。今後、この問題をさらに調べる必要がある。

ペダル踏み反応とキーつつき反応の以上の結果をまとめると次のようになる。Phase 1において、依存群のペダル踏み反応の獲得は非依存群と比べると遅れるが、最終的には2つの群の間でペダル踏み反応率の差はなくなった。非随伴群はセッションを重ねるにつれてペダル踏み反応率は低くなった。Phase 2でペダル踏み反応がもはや強化されなくなり、代わって白色キーと餌が対呈示されると、依存群のペダル踏み反応は維持されやすく、非依存群のペダル踏み反応は維持されにくかった。非随伴群のペダル踏み反応はPhase 2の後半で若干増加したが、依存群や非依存群ほど生起しなかった。統制群ではまったくペダル踏み反応は生起しなかった。このようにPhase 1のペダル踏み反応の近接行動履歴効果は、Phase 2におけるペダル踏み反応の維持の程度の違いとなって現れた。さらに、Phase 3でITIが付加されると、依存群では5羽中3羽でキーつつき反応が生起したが、非依存群、非随伴群では5羽中1羽であり、依存群に比べて少なかった。特に統制群ではペダル踏み反応が頻出してキーつつき反応がまったく生起しなかった。しかし、いずれの群においてもペダル踏み反応とキーつつき反応との関係は明確ではなかった。そのため、Phase 1とPhase 2のそれぞれの行動履歴がPhase 3のヒナの行動に影響した可能性は考えられるが、どのような影響なのかは明らかでない。

最後に、本研究の課題を2つ述べる。課題の1つは、ITIなしの自動反応形成事態であるPhase 2でどの群のヒナもキーつつき反応を自発しなかつ

たが、ITIが導入されたPhase 3でキーをつつくヒナが現れたことである。この結果から、ヒナのキーつつき反応を自動形成するにはITIが必要であると言えるかもしれない。しかしPhase 3の結果は、ITI付きの自動反応形成の刺激と反応の関係のみによって生起したとは言えない。なぜなら、もしそのような関係でキーつつき反応が生起するのであれば、依存群以外のどの群でもキーつつき反応が獲得されなければならないからである。ヒナを対象にした自動反応形成では、刺激が熱刺激や餌あるいは刻印刺激(imprinted stimulus)であっても、キーつつき反応が獲得されることが報告されており(Wasserman, 1973; 長谷川, 2013)、この結果は、本実験の依存群を除く3つの群の結果と異なる。これを考えると、依存群でキーつつき反応が獲得されたのは、Phase 3での刺激と反応の関係というよりは、Phase 1とPhase 2の履歴の促進効果と言えるかもしれない。すなわち、Phase 1においてペダル踏み反応と餌呈示の依存性を経験したことと、Phase 2においてそのペダル踏み反応が消去されたという履歴が、Phase 3におけるキーつつき反応の獲得を促したのかもしれない、ということである。逆に、他の3つの群でキーつつき反応が獲得されなかったのも、Phase 1とPhase 2の履歴の抑制効果によるものと言えるのかもしれない。今後、この問題をさらに検討する必要があるだろう。

2つ目の課題は、3つの群(依存群、非依存群、非随伴群)の随伴経験をPhase 1で異なるものにしたが、厳密に見ると、同じような随伴経験を持っていたかもしれないということである。非依存群にも非随伴群にもPhase 1の前に依存群と同じようにペダル踏み反応をシェイピングした。そのため、非依存群も非随伴群もペダル踏み反応と餌呈示の依存性を経験したことになる。そうであれば、Phase 1のPhase 2での近接行動履歴効果とPhase 3での遠隔行動履歴効果と考えられた効果は、純粋にPhase 1の履歴効果とは言えなく

なる可能性がある。そのためPhase 1 の履歴効果を見るのであれば、ペダル踏み反応のシェイピングを行わない実験が必要だろう。

以上、白色レグホンのヒナを対象として、ペダル踏み反応と餌の呈示の依存関係および随伴関係が、後の自動反応形成事態におけるキーつき反応の獲得、ならびにペダル踏み反応の維持に及ぼす行動履歴効果を調べた結果、餌の呈示がペダル踏み反応に随伴していれば、その関係が依存であっても非依存であってもペダル踏み反応は維持されるが、随伴関係がなければ、ペダル踏み反応は減少するという結果が得られた。このような行動履歴が後のキーつき反応にどのような効果を持つのか調べたところ、ペダル踏み反応に依存して餌が呈示された履歴を持つヒナにおいてキーつき反応の獲得が促されるという効果があった。非依存関係や非随伴関係の履歴を持つヒナではキーつき反応の獲得は困難であった。ただし、キーつき反応の獲得が上記のペダル踏み反応の行動履歴効果によるものであるのかどうかは明らかでなかった。

引用文献

Brown, P. L. & Jenkins, H. M. (1968). Auto-shaping of the pigeon's key-peck. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **11**, 1-8.

Catania, A. C. (2013). *Learning (5th ed.)*. Sloan Publishing, NY: Cornwall on Hudson.

Engberg, L. A., Hansen, G., Welker, R. L., & Thomas,

D. R. (1972). Acquisition of key-pecking via autoshaping as a function of prior experience: "Learned Laziness" ? *Science*, **178**, 1002-1004.

Freeman, T. J. & Lattal, A. A. (1992). Stimulus control of behavioral history. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **57**, 5-15.

長谷川福子 (2013). 刻印刺激または餌を強化刺激とした並立強化スケジュールでの白色レグホンニワトリヒナの選択行動 常磐研究紀要 **7**, 33-51.

Okouchi, H., Lattal, K. A., Sonoda, A., & Nakamae, T. (2014). Stimulus control and generalization of remote behavioral history. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **101**, 275-287.

Rescorla, R. A. & Wagner, A. R. (1972). A theory of pavlovian conditioning: Variations in the effectiveness of reinforcement and nonreinforcement. In A. H. Black & W. F. Prokasy (Eds.), *Classical conditioning II*. New York: Appleton-Century-Crofts.

Reynolds, G. S. (1968). *A primer of operant conditioning (2nd ed.)*. Glenview, IL: Scott, Foresman. (浅野俊夫 (訳) (1978). オペラント心理学入門 - 行動分析への道 - サイエンス社).

Wasserman, E. A. (1973). Pavlovian conditioning with heat reinforcement produces stimulus-directed pecking in chicks. *Science*, **181**, 875-877.

Weiner, H. (1964). Conditioning history and human fixed-interval performance. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **7**, 383-385.

行動分析学のマクロ的視点から分析したハトのスケジュール誘導性攻撃行動に関わる変数の実験的検討

Investigation of variables responsible for pigeons' schedule-induced attack from a macro-view of behavior analysis

佐久間¹⁾ 崇・森 山 哲 美²⁾

2016年11月1日受理

Abstract : The purpose of this study was to clarify variables responsible for pigeons' schedule-induced attack from a macro-view of behavior analysis. The examined variables were the presence of a target pigeon, the target pigeon's behavior, and attacker pigeons' behavior other than schedule-induced attack. Subjects were 4 attacker pigeons and 4 target pigeons. Alternating treatment design was used. Independent variable of the experiment was whether or not the target pigeons was present. Attacker and target pigeons' behavior were observed and recorded. Two attacker pigeons showed more schedule-induced attack in the presence of the target pigeon than in the absence of that. Further, there was a statistically significant correlation between attacker pigeons' schedule-induced attack and the target pigeons' pecking behavior toward their attacker pigeons. Through the observation, for two attacker pigeons with high-frequent schedule-induced attack, the number of other behavior in the presence of their target pigeons was not different from that in the absence of them. However, for two attacker pigeons with low-frequent schedule-induced attack, the number of other behavior in the presence of their target pigeons was more than in the absence of them. The results clearly showed that the presence of the target pigeon functioned as a discriminative stimulus for the attacker pigeons' schedule-induced attack. Further it might be that behavior of both attacker and target pigeons affect attackers' schedule-induced attack.

Key words : attacker pigeon, macro-view of behavior analysis, schedule-induced attack, target pigeon

問題と目的

従来、攻撃行動は、電気ショックの呈示 (Ulrich & Azrin, 1962) や、連続強化条件 (反応が生起する度に強化子が呈示される事態、continuous reinforcement; 以下CRF) から消去条件 (反応しても強化子が呈示されない事態) への移行 (Azrin, Hutchinson, & Hake, 1966) といった、嫌悪的な事象や事態によって引き起こされる行動と捉えられていた。しかし、間欠強化ス

ケジュール条件で生起する攻撃行動 (スケジュール誘導性攻撃行動、schedule-induced attack, 以下SIA) は、強化子 (たとえば餌) の呈示直後という必ずしも嫌悪的とはいえないときにもつばら生起した。このことから、SIAは従来の攻撃行動と異なり、嫌悪事象以外の環境変数によって制御されている可能性が指摘されている。そして、SIAを制御する環境変数を検証すべく、被験体にハトを用いたSIAの研究が多く行われている。

SIAの制御変数として、これまでスケジュール

1) Takashi Sakuma : 常磐大学大学院人間科学研究科博士課程 (後期) 1年

2) Tetsumi Moriyama : 常磐大学大学院人間科学研究科研究指導教員

の種類を中心に、様々な変数が調べられている。その結果、間欠強化スケジュールの違いやSIAの標的の違いによってSIAの生起回数が異なることがわかっている。そこで本論文はまず、SIAの制御変数である間欠強化スケジュールの問題をはじめに概観し、さらにSIAの標的の問題を概観する。

SIAの制御変数として、これまで間欠強化スケジュールの種類や、それらのスケジュール値が問題とされた。間欠強化スケジュールが問題となったのは、連続強化スケジュールではSIAが生起しないからである。SIAを起こす間欠強化スケジュールとして4つの基本的な間欠強化スケジュール[固定比率スケジュール (Fixed Ratio: 以下 FR)、変動比率スケジュール (Variable Ratio; 以下 VR)、固定時隔スケジュール (Fixed Interval; 以下 FI)、変動時隔スケジュール (Variable Interval; 以下 VI) が問題とされている。そして、そのすべてでSIAが生起することが確認されている (Gentry, 1968; Webbe, DeWeese, & Malagodi, 1974; Richards & Rilling, 1972; Dove, Rashotte, & Katz, 1974)。また、強化子呈示の間欠性の度合いを示すスケジュール値とSIAとの間には逆U字型の関係 (inverted U shape) が報告されている (Cohen & Looney, 1973)。逆U字型の関係とは、スケジュール値の上昇に伴いSIAの生起頻度も上昇するが、あるスケジュール値以降では、スケジュール値の上昇に伴いSIAの生起頻度が下降する関係である。例えばFRスケジュールを例にとれば、FR25からFR75までは、FR値の上昇に伴いSIAの生起頻度も増加するが、FR75からFR125にFR値が上昇するにつれて、SIAの生起頻度は減少する。したがって、強化の間欠性それ自体がSIAの制御変数であると言える。

しかし、強化の間欠性がSIAの重要な変数であっても、間欠性のどのような側面がSIAに影響するのであろう。間欠性にかかわる要因として、強化子呈示からの時間経過 (強化間隔) と、強化間隔に展開される行動がある。Staddon

(1977) は、強化間隔中に中間期行動、偶発期行動、終末期行動の3種類の行動が生起することを明らかにした。中間期行動は、強化子呈示直後に生起する行動である。SIAも中間期行動の一つであり、ネズミでは飲水行動の増加 (スケジュール誘導性多飲症) などが観察されている。偶発的行動は、強化間隔の中頃に多く生起する行動で、ハトでは羽繕いや、羽ばたきといった行動などである。終末期行動は、強化間隔の後半に生起する行動で、強化子の呈示に要求されている行動に類似した行動である。例えば、要求されている行動が、ハトのキーつつき反応であれば、キーに接近する行動や、キーの回りをつつくといった行動などが観察される。このように、強化間隔中の個体の行動は、強化間隔中の時間的位置によってその種類もその生起頻度も異なる。Staddon (1977) は、SIAが強化子の呈示直後でもっばら生起するのは、強化子呈示直後という事態が、次の強化子がしばらく呈示されないということを示す文脈刺激として機能するためであると説明している。そうであれば、強化子呈示からの時間経過 (強化間隔) と、強化間隔に展開される行動との間には関係があり、そして、SIAは、他の攻撃行動と同じように、嫌悪的な事象や事態によって生じる行動と言えるかもしれない。

強化の間欠性の他にSIAの変数として考慮されるべき変数は標的対象である。従来、SIAの標的対象として生体を用いられている。理由は、標的が生体のときにSIAが頻出するからである。したがって生体の特徴は、明らかにSIAの制御変数と言えるだろう。倫理的な理由から、生体ではなく、他個体の絵や写真などを用いてSIAを調べた研究では、ほとんどSIAが生起しない (Ramirez & Delius, 1986)。このことも、生体の特徴がSIAの重要な変数の一つであることを裏付ける。その場合、生体のどのような特徴がSIAにとって重要なのだろうか。単に身体的特徴だけであれば、その特徴を有する絵や写真にも反応は生じるはずである。標的が写真では生起せず、生体であれば生起

するというのであれば、生体を持つ身体的特徴以外の特徴がSIAの重要な変数になっているのではないだろうか。

SIAの制御変数について、従来の研究で問題とされた強化の間欠性と標的対象を上で取り上げた。どちらもSIAの重要な変数ではあるが、SIAの生起には個体差があることが報告されている。SIAを発する個体もいれば、発しない個体もいるのである。そのような個体差がなぜ起こるのかについては説明がなされていない。さらに、SIAの生起には実験セッション間での変動が大きい（望月、1996）。この理由も明らかではない。したがって、従来の研究は、SIAの個体差と個体内変動を説明していない。

そのような中でSIAの個体差と個体内変動を説明できるモデルとして佐久間・森山（2013, 2014）がある。

彼らは、攻撃行動の標的が生体の場合、標的となった個体の行動は、攻撃者の攻撃行動の結果事象（おもに強化事象）として機能しているだけでなく、弁別刺激としても機能しているのではないかと提唱している。

すなわち、彼らは、標的である生体の行動が、攻撃者の攻撃行動の制御変数である可能性を指摘した。この佐久間・森山（2013, 2014）のモデルをSIAに当てはめれば、SIAの個体差や個体内変動を説明できるかもしれない。すなわち、SIAの変動は、標的個体の行動の変動によって説明できるかもしれない。その場合、SIAは、標的となっている生体の行動によっても制御される行動であると言えるだろう。そうであれば、SIAは、間欠的な強化子の呈示や標的対象の存在によって生起するにしても、生体が標的の場合、その行動の影響を強く受ける攻撃行動であるのかもしれない。その場合、SIAは、強化の間欠性や標的対象の存在といった単一の変数によって制御される行動というよりも、標的対象の行動をも含めた多様な変数の相互作用によって生じる行動として捉えられるだろう。この可能性を検討するには、攻撃個体

のSIAにかかわる強化随伴性と、標的対象の行動の強化随伴性、さらに両者の関係を調べる必要がある。すなわち、SIAの研究には、SIAを発する個体の行動の随伴性だけでなく、標的個体の行動の随伴性をも考慮したマクロ的な視点が必要である。本研究は、その手始めとして、被験体としてハトを用い、標的バトの行動が、攻撃バトのSIAの弁別刺激や結果事象として機能するのかがどうか調べることにした。これを本研究の第1の目的とする。

マクロ的な視点からSIAを捉えるなら、攻撃バトのSIA以外の行動も調べる必要がある。SIA以外の行動がSIAに影響を及ぼしている可能性があるからである。Staddon（1977）が指摘したように、攻撃バトは、強化間隔中に、SIAだけでなく、それ以外の様々な行動（彼は3種類に分類）を発する。これらの行動が、SIAに影響する可能性があるだろう。なぜなら、個体の行動は、無数の行動レパートリーのなかから選択された行動だからである（Mazur, 2008）。選択対象となる行動の間には、両立可能な関係と、そうでない関係がある。つまり、ある行動の生起が、他の行動の生起と連動する場合もあれば、拮抗する場合もある。SIAをそのような行動関係で説明するなら、他の行動との連動によってSIAは促進されたり、あるいは拮抗する他の行動の生起によってSIAは抑制されたりする可能性があるだろう。そのような傾向が見られるなら、攻撃バトのSIA以外の行動は、SIAに影響する変数と言えるだろう。このSIAとそれ以外の他の行動との関わりによっても、SIAの個体差や個体内変動は説明されるかもしれない。この可能性も検討される必要がある。

以上の議論から本研究は、ハトのSIAの個体差や個体内変動をもたらす変数を明らかにするため、マクロ的な視点からSIAを捉え、その変数を実験によって同定することを目的とする。すなわち、標的バトの存在と、標的バトの行動、さらに攻撃バトのSIA以外の行動のそれぞれが、SIAとどのような関係にあるのかを実験的に調べる。具

体的には、標的バトの存在と行動が、SIAの弁別刺激や結果事象として機能するのかどうかを調べ、強化間隔中のSIAと、SIA以外の行動との関係を探索的に調べ、佐久間・森山 (2013, 2014) のモデルを検証する。

方 法

被験体

実験歴のない雄バト4羽 (#9、#15、#5、#29) を攻撃バト、SIA実験以外の実験歴のある雄バト4羽 (#11、#18、#33、#25) を標的バトとして合計8羽を用いた。強化子となる餌の強化力を高めるため、攻撃バトの体重が自由摂食時の平均体重の80%になるまで餌の剥奪化を行った。標的バトには餌の剥奪化を行わなかった。攻撃バトと標的バトのどちらにも水の剥奪化は行わなかった。実験場面では、攻撃バト1羽と標的バト1羽をペアにして、このペアの関係を、実験を通して一定にした。ペアは、#9と#11、#15と#18、#5と#33、#29と#25の4つであった。飼育室では各ハトを個別に飼育して、ペア同士のハトが身体的に接触することがないようにした。

装置

本実験では、攻撃バト用のオペラント実験箱 (40 cm×40 cm×38 cm) と標的バト用の標的箱

(15 cm×12 cm×40 cm)、そして攻撃バトの実験手続きを制御するApple II e microcomputerを装置として用いた。さらに実験場面を録画するためのウェブカメラ (logicool社製HD pro webcam c920t) を用いた。Figure 1は、攻撃バト用の実験箱と標的バト用の標的箱を図にしたものである。実験箱の側面と背面は透明なアクリル板からなり、前面は銀色のステンレスであった。前面には直径2.5 cmのキーが3つあったが、左右のキーは銀色のテープで覆い、中央のキーだけを使用した。実験箱背面のアクリル板の上部中心部から15 cm×15 cmのパネルをくり抜き、これにアクリル板を丁番で吊るした。このアクリル板は、攻撃バト側から見て、立位の標的バトの胸の高さまでを覆っている。吊るされたアクリル板の両端にマイクロスイッチ1個を取り付け、この作動によってSIAを計測した。すなわち、本実験のSIAは、このアクリル板への攻撃バトのつつき行動と定義される。標的箱は、全壁面透明なアクリル板の箱で、実験箱背面のアクリル板を介して実験箱に隣接していた。標的バトは、標的箱内で歩きまわることにはできなかったが、回転して背を攻撃バトに向けることはできた。

手続き

まず攻撃バトの訓練について述べる。攻撃バト

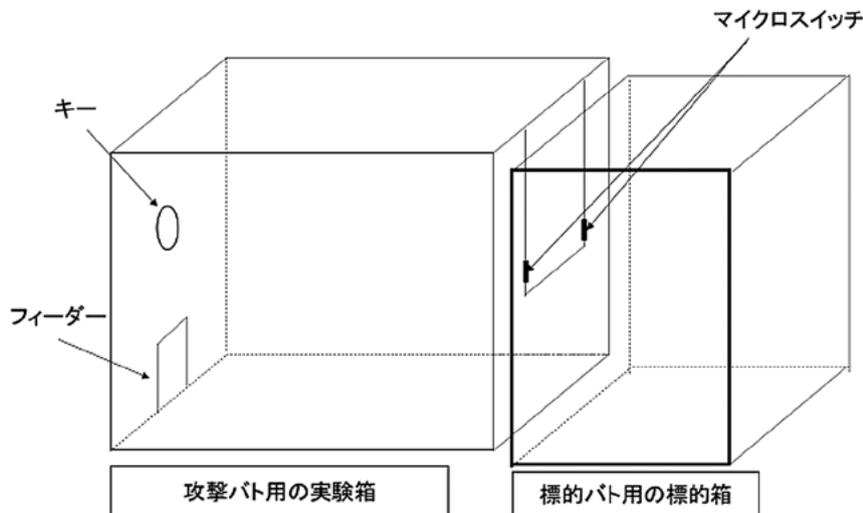


Figure 1. 本研究で用いた実験装置

のキーつつき行動に対して餌が強化子として機能するように、自由摂取時の平均体重の約80%にハトの体重がなるまで剥奪化を行った。その後で実験箱への馴化訓練を行った。馴化訓練ならびにそれ以降の実験は1日1セッションとした。実験箱への馴化訓練は1セッション概ね30分であった。その後、給餌訓練、キーつつき反応形成、CRF、FRスケジュールを実施した。CRFとFRでは30回の餌呈示を1セッションとした。

攻撃バトの馴化訓練では、攻撃バトを実験箱に入れて、新奇場面である実験箱に慣れさせた。攻撃バトが、実験箱内を歩く、羽繕いする、羽をばたつかせる、といった行動を発するようになったら給餌訓練に移行した。給餌訓練は、フィーダー呈示の際の機械音にハトが慣れ、フィーダーから餌を食べるようになるまで続けた。その後、キーつつき反応への漸次的近似に基づく分化強化を行って、キーつつき反応を形成した。

キーつつき反応が形成された後にCRFに移行した。CRFでは、攻撃バトのキーつつき反応のたびに餌を呈示した。CRF下でキーつつき反応が安定した後に、FR値を徐々に上昇させ、攻撃バトがFR75のもとで安定してキーをつつけるようになるまでFR75を続けた。キーつつき反応が安定した後、標的バトを標的箱に導入し、基準変更デザインによって、それぞれの攻撃バトが最もSIAを生起するFR値を求めた。具体的には、FR75、FR90、FR105、FR120、FR135、FR150と、FR値を15ずつ上昇させ、FR150以降はFR135、FR120、FR105、FR90、FR75と、FR値を15ずつ下降させて求めた。その結果、各攻撃バトで最もSIAが生起したFR値は、#9と#15でFR120、#5と#29でFR75であった。その後、これらのFR値を用いて条件交替デザインに移行した。この条件交替デザインでは、標的バト設置の有無を独立変数として7セッションを行った。始めの2セッションは標的バトを設置しない条件（以下、標的バト無条件）、3セッション目から7セッション目にかけては標的バトを設置する条件（以下、標的バ

ト有条件）と標的バト無条件をセッションごとに交互に実施した。この条件交代デザインの実験が終了した時点ですべての実験を終了させた。

行動観察

強化間間隔中に生起した攻撃バトと標的バトの行動を、実験者と行動分析学を専攻する大学院生1名が、ビデオデータから連続記録法を用いて独立に観察記録した。観察した行動とその定義をTable 1に示す。そして、攻撃バトの行動がどのような順序で生起していたかを調べるため、それぞれの行動が生起した順序を記録した。観察は強化間間隔ごとに行った。対象とした試行（1つのセッションで1回強化がなされるまでを1試行とした）は、各攻撃バトの標的バト有条件で最もSIAが生起したセッションの第1試行と最もSIAが生起した試行、さらにそのセッション最後の第30試行であった。さらにまた、標的バト無条件のセッションのそれらの試行に対応する試行であった。それぞれの試行でTable 1に該当する行動が観察されたなら、その試行でのその行動の生起回数を1回とした。観察者間一致率は、各行動で求め、少なく観察された行動の回数を多く観察された回数で除して、その値を7つの行動で平均した値を%にして求めた。その結果、観察者間一致率は86.24%であった。

ビデオデータの観察は、標的バトの行動が攻撃バトのSIAの結果事象として機能しているのかどうか、また、攻撃バトのSIA以外の行動がSIAに影響を及ぼしているのかどうかを調べるために行った。これらを検討するため、観察データを3つの方法で分析した。まず第1に標的バトの行動がSIAの結果事象になっているかどうかを調べるため、攻撃バトのSIAの生起回数と標的バトのつつき行動の生起回数を比較した。両者の間に高い正の相関がみられたなら、標的バトの行動がSIAの強化事象として機能していると思われる。第2に、攻撃バトのSIA以外の行動によるSIAへの影響について調べるため、攻撃バトのSIAとSIA以

Table 1. 観察された行動とその定義

行動	定義	基準
SIA	・ 攻撃バトが、実験箱背面の亚克力板に向かって頭を水平に動かし、なおかつ嘴が亚克力板に接触した行動	・ アクリル板に接触する度、1回と記録した
後方移動	・ 攻撃バトの両足が、実験箱後方に移動する	・ 録画データを編集し、実験箱の中心に線を引くことで実験箱の前方と後方を明確に分けた ・ 移動する度、1回と記録した
攻撃バト		
床ついばみ	・ 嘴が床に接触する行動	・ 嘴が床に接触する度、1回と記録した
フィーダー探索 (以下 フィーダー)	・ フィーダーに頭部を入れる行動	・ フィーダーから頭部がでるまで1回の行動として記録した
羽ばたき	・ 羽を広げ、ばたつかせる行動。	・ 行動開始から、羽をたたみ、2秒間静止した状態、または、他の行動が生起するまでを1回と記録した
羽繕い	・ 嘴で羽をついばんだり、足で体を掻く行動	・ 行動開始から、嘴を体に接触させず、なおかつ足が地についた状態が2秒間経過した、または、他の行動が生起するまでを1回と記録した
標的バト		
つつき行動 (標的バト)	・ 標的バトが、標的箱前面に向かって頭を水平に動かし、なおかつ亚克力板に嘴が接触した行動	・ アクリル板に接触する度、1回と記録した

外の行動の生起回数を比較した。そのために、標的バト設置の有無のそれぞれにおける攻撃バトのSIAとSIA以外の行動 (Table 1) の生起回数を測定した。第3に、Table 1の7種類の各行動がSIAに連動していたかどうかを調べるため、そのSIAが生起したときの直前の行動の生起回数を測定した。

結 果

標的バトの有無を独立変数とした条件交替デザインでの、攻撃バト#9、#15、#5、#29のそれぞれのSIAの生起回数をFigure 2からFigure 5に示す。縦軸は攻撃バトのSIA生起回数を、横軸はセッションを示す。点線は標的バト有条件でのSIA生起回数を、実線は標的バト無条件でのSIAの生起回数を示す。

標的バト有条件と標的バト無条件でのSIAの生起回数を比較すると、#9と#15は、すべてのセッションで標的バト有条件の方が標的バト無条件よりも多くSIAを生起させた。#5は、6セッション目までは両条件間でのSIAの生起回数に差はな

かったが、7セッション目では標的バト有条件でSIAが多く出現した。同様の現象は、#29でも見られた。そこで、各攻撃バトの標的バト有無の各条件でのSIA生起回数を平均してそれを比較すると、有と無の順で、#5は7.33回と4.5回、#9は41.33回と7回、#15は35.67回と4.25回、#29は1.67回と0回で、いずれのハトも標的バト有でSIAが多く出現した。なお、各攻撃バトのSIAの最大値は、#9は59回、#15は39回、#5は15回、#29は5回で、いずれも標的バト有条件であった。

次にビデオデータの観察結果について述べる。攻撃バトのSIAと標的バトのつつき行動の回数をFigure 6に示す。縦軸は、攻撃バトのSIAの生起回数と、標的バトのつつき行動の回数を示す。横軸は攻撃バトと標的バトのペアを示し、攻撃バトの個体番号のみ記した。なお、各ペアについて述べる場合、この攻撃バトの番号のペアという呼び方をする。

Figure 6から、#9のペアでは、攻撃バトのSIAの回数は46回、パートナーである標的バトのつつき行動の回数は63回であった。#15のペアでは、

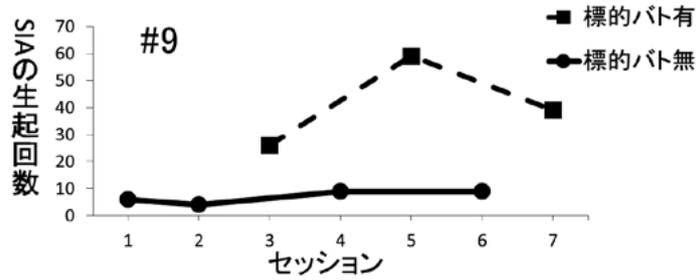


Figure 2. #9における標的バト設置の有無によるSIAの生起回数

縦軸はSIAの生起回数を示し、横軸はセッション数を示す。点線で四角のプロットは標的バトが設置されている条件、実線で丸いプロットは標的バトが設置されていない条件を示す。

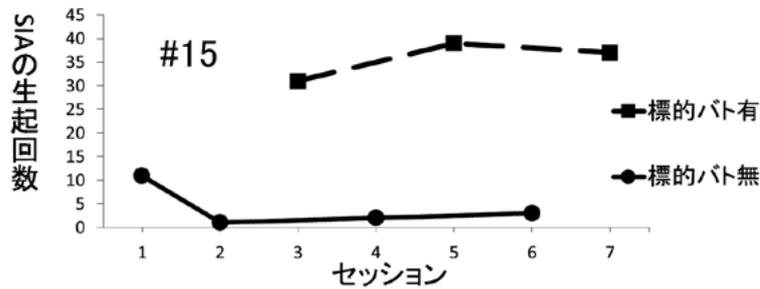


Figure 3. #15における標的バト設置の有無によるSIAの生起回数

縦軸はSIAの生起回数を示し、横軸はセッション数を示す。点線で四角のプロットは標的バトが設置されている条件、実線で丸いプロットは標的バトが設置されていない条件で行ったことを示す。

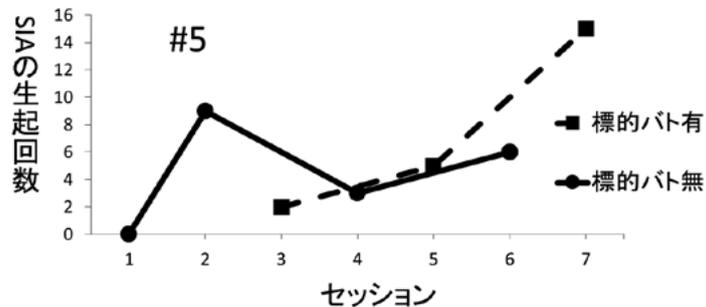


Figure 4. #5における標的バト設置の有無によるSIAの生起回数

縦軸はSIAの生起回数を示し、横軸はセッション数を示す。点線で四角のプロットは標的バトが設置されている条件、実線で丸いプロットは標的バトが設置されていない条件で行ったことを示す。

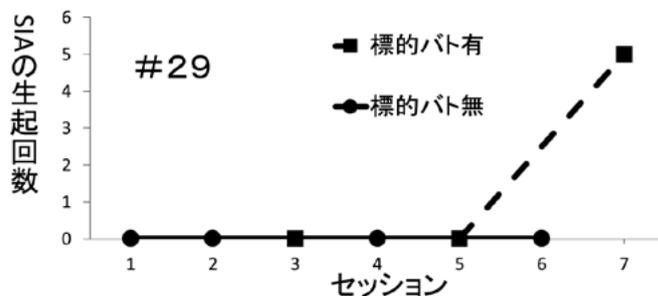


Figure 5. #29における標的バト設置の有無によるSIAの生起回数

縦軸はSIAの生起回数を示し、横軸はセッション数を示す。点線で四角のプロットは標的バトが設置されている条件、実線で丸いプロットは標的バトが設置されていない条件で行ったことを示す。

攻撃バトのSIAの回数は86回、標的バトのつつき行動の回数は96回であった。#5のペアでは、攻撃バトのSIAの回数は2回、標的バトのつつき行動の回数は0回であった。#29のペアでは、攻撃バトのSIAの回数は11回、標的バトのつつき行動の回数は13回であった。その結果、#5のペアを除く3つのペアで、標的バトのつつき行動の方が攻撃バトのSIAよりも出現回数が多かった。

次にSIAとそのペアの標的バトのつつき行動間に対応関係がみられるかを調べるため、攻撃バトのSIAの生起回数と標的バトのつつき行動の生起回数の中でPearsonの積率相関分析を行った。その結果、 $r = .81$ ($p < .001$)であった。

強化間間隔中に見られた各攻撃バトのTable 1

の各行動の生起回数を個別別にFigure 7からFigure 10に示す。それぞれの図の縦軸は各行動の生起回数を示し、横軸は行動の種類を示す。黒い棒は標的バト有条件であり、白い棒は標的バト無条件である。

各攻撃バトの強化間間隔中の行動の結果について述べる。Figure 7の#9は、標的バト有条件で、移動行動を4回、SIAを46回、フィーダー行動を34回生起させ、羽ばたき行動と羽繕い行動を生起させなかった。標的バト無条件では、移動行動を1回、フィーダー行動を23回、羽繕い行動を3回生起させ、SIAと羽ばたき行動を生起させなかった。Figure 8の#15は、標的バト有条件で、移動行動を16回、SIAを86回、フィーダー行

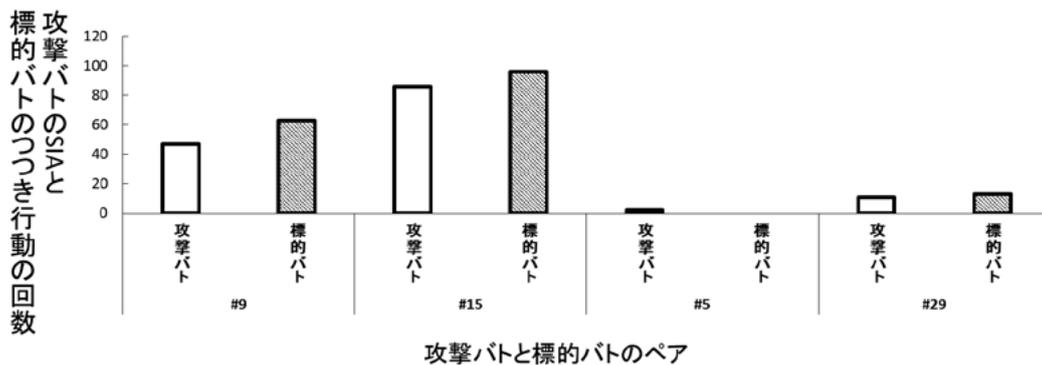


Figure 6. 各ペアごとの攻撃バトのSIAと標的バトのつつき行動の回数

縦軸は、攻撃バトのSIAの生起回数と、標的バトのつつき行動の回数を示す。横軸は攻撃バトと標的バトのペアを示す。横軸の、攻撃バトと標的バトはそのペアにおける攻撃バトと標的バトを表す。例えば#9の攻撃バトは#9、標的バトは#11であることを示す。

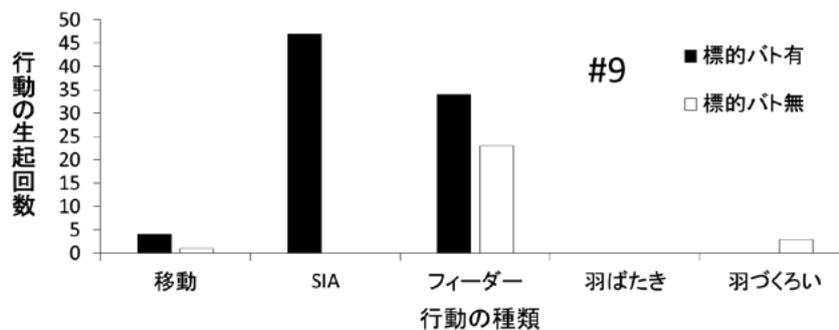


Figure 7. #9における標的バト設置の有無による各行動の生起回数

縦軸は各行動の生起回数を示し、横軸は行動の種類を示す。黒い棒は標的バト設置条件であることを示し、白い棒は標的バトがないことを示す。

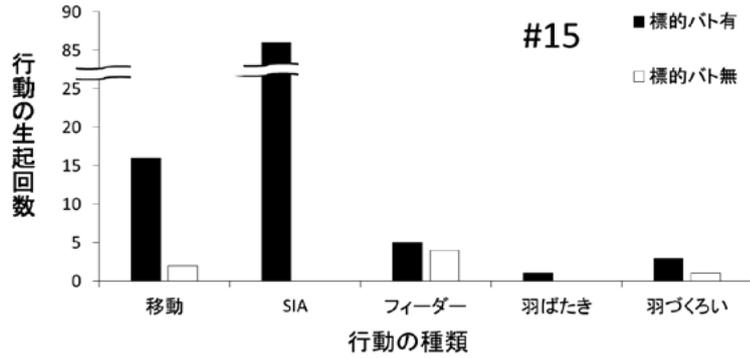


Figure 8. #15における標的バト設置の有無による各行動の生起回数

縦軸は各行動の生起回数を示し、横軸は行動の種類を示す。黒い棒は標的バト設置条件であることを示し、白い棒は標的バトがないことを示す。

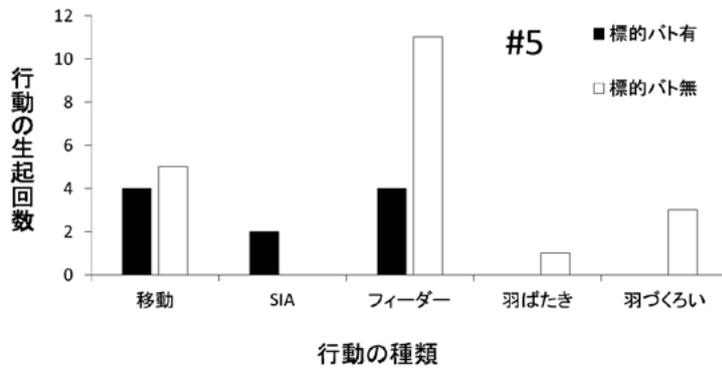


Figure 9. #5における標的バト設置の有無による各行動の生起回数

縦軸は各行動の生起回数を示し、横軸は行動の種類を示す。黒い棒は標的バト設置条件であることを示し、白い棒は標的バトがないことを示す。

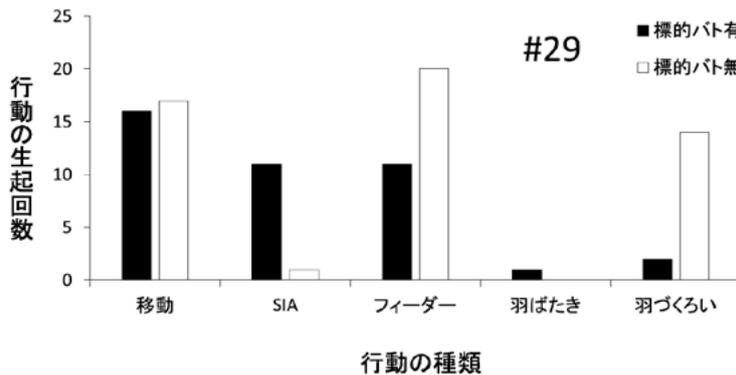


Figure 10. #29における標的バト設置の有無による各行動の生起回数

縦軸は各行動の生起回数を示し、横軸は行動の種類を示す。黒い棒は標的バト設置条件であることを示し、白い棒は標的バトがないことを示す。

動を5回、羽ばたき行動を1回、羽繕い行動を3回生起させた。標的バト無条件では、移動行動を2回、フィーダー行動を4回、羽繕い行動を1回生起させ、SIAと羽繕い行動は生起させなかつ

た。Figure 9の#5は、標的バト有条件で、移動行動4回、SIA 2回、フィーダー行動を4回生起させ、羽ばたき行動と羽繕い行動は生起させなかった。標的バト無条件では、移動行動を5回、

フィーダー行動を11回、羽ばたき行動を1回、羽繕い行動を3回生起させ、SIAは生起させなかった。Figure 10の#29は、標的バト有条件で、移動行動を16回、SIAを11回、フィーダー行動を11回、羽ばたき行動を1回、羽繕い行動を2回生起させた。標的バト無条件では、移動行動を17回、SIAを1回、フィーダー行動を20回、羽繕い行動を14回生起させ、羽ばたき行動は生起させなかった。

以上の結果から、#9と#15は、全ての条件と行動の中で、標的バト有条件でのSIAを最も多く生起させた。また、#9の場合、羽繕い行動を除くSIA以外の行動は、標的バト無条件よりも標的バト有条件の方が多く生起した。#5は、標的バト無条件でフィーダー行動が最も生起した。SIAは標的バト有条件のみで生起した。#29は、#5と同様に、標的バト無条件でのフィーダー行動が最も多く生起した。さらにフィーダー行動と羽繕い行動は、標的バト無条件で、標的バト有条件と比べて多く生起した。

次に各行動がSIAに連動していたかどうかを調べるため、各攻撃バトにおける、SIAの直前に生起した行動の生起回数をFigure 11からFigure 14に示す。縦軸は各行動の生起回数を示し、横軸は行動の種類を示す。黒い棒は標的バト有条件、白い棒は標的バト無条件での結果を示す。

Figure 11の#9の場合、標的バト有条件で、後方への移動が2回、SIAが44回、SIAに連動して起こった。Figure 12の#15の場合、標的バト有条

件で、後方への移動が9回、SIAが75回、羽ばたき行動が1回、羽繕い行動が1回、SIAに連動して起こった。Figure 13の#5の場合、標的バト有条件で、後方への移動とSIAが1回ずつSIAに連動して起こった。以上の#9、#15、#5は、標的バト無条件でSIAが生起しなかったため、SIAに連動する行動はなかった。Figure 14の#29の場合、標的バト有条件で、SIAが10回、羽繕い行動が1回、SIAに連動したが、標的バト無条件では、後方への移動が1回、SIAに連動した。

以上のことからSIAの直前の行動は、#5を除く全ての攻撃バトにおいて、SIAが最も多かった。次いで、#9、#15、#5では移動行動が多かった。しかし、それらの行動の連動回数は、SIAの連動回数と比較すると少なかった。

考 察

本研究は、SIAの個体内変動と個体差に関わる変数を同定するため、佐久間・森山（2013, 2014）のモデルに従って、マクロ的視点から、標的バトの存在とその行動が、SIAの弁別刺激と結果事象として機能しているかどうかを調べ、さらに強化間隔中のSIAと、SIA以外の行動との関係性を探索的に調べた。その結果、攻撃バトの2羽（#9と#15）のSIAの生起回数は多く、攻撃バトの残りの2羽（#5と#29）のSIAの生起回数は少なかった。このことからSIAには個体差があると言えるだろう。しかし、#9と#15のSIAの生起回数

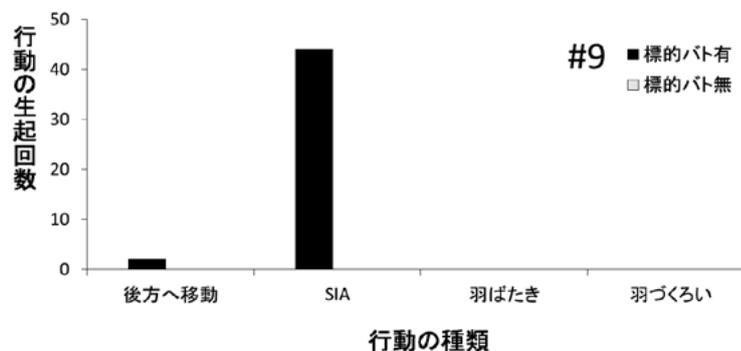


Figure 11. #9のSIAの直前に生起した行動の生起回数

縦軸は各行動の生起回数を示し、横軸は行動の種類を示す。黒い棒は標的バト設置条件であることを示し、白い棒は標的バトがないことを示す。

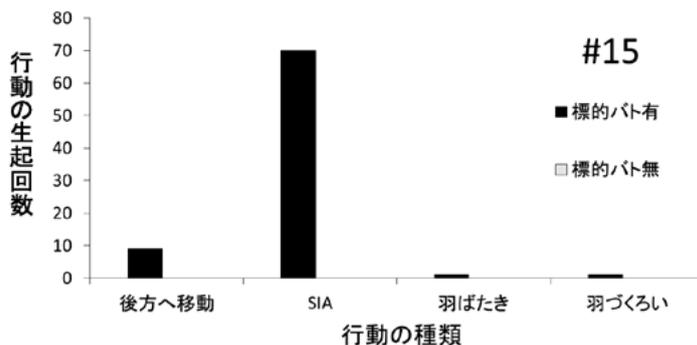


Figure 12. #15のSIAの直前に生じた行動の生起回数

縦軸は各行動の生起回数を示し、横軸は行動の種類を示す。黒い棒は標的バト設置条件であることを示し、白い棒は標的バトがないことを示す。

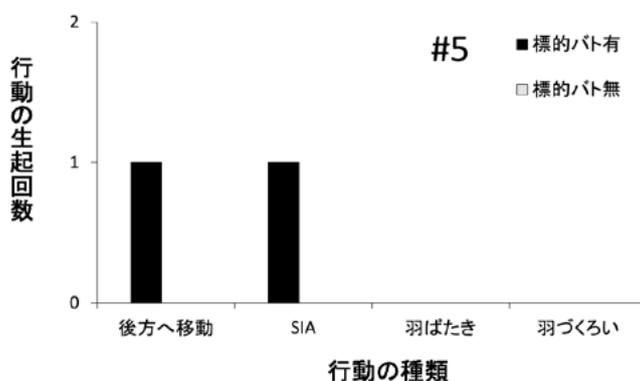


Figure 13. #5のSIAの直前に生じた行動の生起回数

縦軸は各行動の生起回数を示し、横軸は行動の種類を示す。黒い棒は標的バト設置条件であることを示し、白い棒は標的バトがないことを示す。

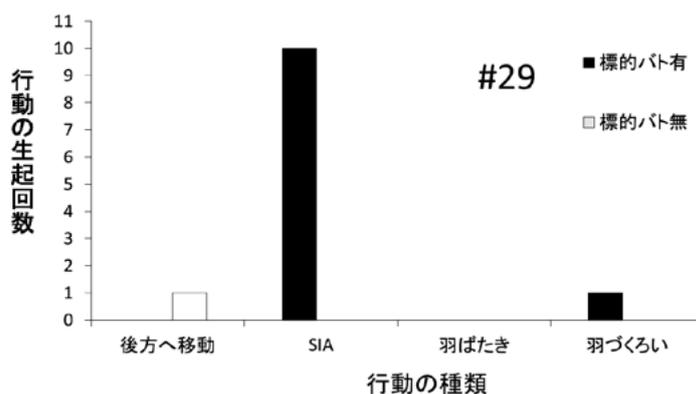


Figure 14. #29のSIAの直前に生じた行動の生起回数

縦軸は各行動の生起回数を示し、横軸は行動の種類を示す。黒い棒は標的バト設置条件であることを示し、白い棒は標的バトがないことを示す。

が安定していたことから、SIAの個体内変動は見られなかった。これは、標的バト有条件が3セッションのみと少なかったためと考えられる。以下、SIAの回数が多かった#9と#15（以下 SIA多

個体）と、SIAの回数が少なかった#5と#29（SIA少個体）の間の比較を中心に結果について考察する。その上で、本研究で新たに明らかとなった点と本研究の問題点について述べる。

まず、SIA多個体の場合、SIAの生起回数が、標的バト無条件と比べて標的バト有条件の方が明らかに多かったことから、標的バトの存在はSIAの弁別刺激として機能していることが明らかとなった。また、全てのペアでSIAと標的バトのつき行動は対応しており、さらに両者の生起頻度の間に高い正の相関が示されたことから、標的バトの反応がSIAの結果事象として機能している可能性が示唆された。また、SIA少個体はセッションの後半にかけてSIAの生起頻度が上昇した。しかし、その最大の生起回数は、#5で15回、#29で5回であり、この値はSIA多個体の回数と比べると少なかった。これが特定の変数による影響なのか、それとも誤差の範囲なのかは明確ではない。

本研究ではあくまでも攻撃バトと標的バトの行動間の相関関係が示されたに過ぎない。そのため、標的バトの存在はSIAの弁別刺激として機能していることが明らかとなったが、標的バトの行動が、SIAの結果事象として機能しているのか、それともSIAを誘導する先行事象として機能しているのかは明確ではない。さらに本研究は、標的バトの存在がSIAの制御変数として機能するかどうかを調べたが、逆に、SIAが標的バトの行動にどのような影響を及ぼしているのかについては調べていない。本研究からは、標的バトがSIAの弁別刺激として機能し、SIAと標的バトのつき行動は相互に影響しあっている可能性は示唆された。しかし、佐久間・森山(2013, 2014)のモデルは、攻撃個体と標的個体の双方の行動の相互作用を問題にしているため、そのモデルを実証するには、標的バトの行動が攻撃バトの行動に及ぼす影響についても調べる必要がある。

次に、強化間隔中の行動についてである。SIAとSIA以外の行動は双方に影響を及ぼしている可能性が示唆された。標的バト無条件でのSIAと、同じ条件でのSIA以外の行動の生起回数をそれぞれの行動のオペラントレベルとすれば、SIA多個体は、標的バトの設置によってSIAとその他の行動を増加させた。一方SIA少個体は、標的バ

トの設置によってSIAは増加させたが、SIA以外の行動は減少させた。これらのことから、SIAの生起によって、SIAを多く生起させる個体は他の行動を促進し、SIAの生起回数が少ない個体は他の行動を抑制させる可能性が示唆された。また、SIAの個体差はSIA以外の行動のオペラントレベルによって生じるのかもしれない。SIA少個体は、SIA多個体と比べて、標的無条件でSIA以外の行動を多く生起させていた。すなわち、SIA以外の行動のオペラントレベルが高かったため、SIA少個体のSIAの生起回数は少なかったのかもしれない。以上のことから、SIAとSIA以外の行動は、互いに影響している可能性が示唆された。しかし、本研究で操作した変数は標的バトの有無だけであったので、これらの結果が、標的バトの有無によるものなのか、それとも攻撃バトの行動間での影響によるものなのかは明確ではない。今後は標的バトの有無だけでなく、攻撃バトの各行動間でどのような影響の及ぼし合いが起こっているのかを詳細に調べる必要があるだろう。

次に、強化間隔中の行動がSIAに連動している可能性について考察する。本研究の結果から、全てのハトにおいて、SIAの直前に起きた行動の中ではSIA(つまり、単独のSIAではなく、SIAが2回続けて出現した場合ははじめのSIA)が最も多く、次いで後方への移動行動であった。移動行動がSIAに連動した回数は少なかったことから、SIAは、一度生起すると続けて生起することが明らかになった。さらに、移動行動以外の行動が、ほとんどSIAに連動していなかったことから、後方への移動はSIAを生起させるための目的的行動と言えるかもしれない。

以上、本研究の目的に対応する結果について考察した。これらの結果をまとめると、標的バトは、SIAの弁別刺激として機能し、標的バトの行動がSIAを制御している可能性が示唆された。さらに攻撃バトのSIAとSIA以外の行動は互いに影響している可能性も示唆された。これらの示唆から、SIAは、強化スケジュールだけでなく、標的

バトの存在やその行動、そして攻撃バトのSIA以外の行動の影響も受ける可能性が明らかになった。このことは、SIAについてのマクロ的な視点の妥当性を示す。しかし、前述したように、本研究は、これらの関係性を見出したに過ぎず、その関係性は因果関係にまで至っていない。そのため今後は、これらの変数間の因果関係を調べる必要がある。

最後に本研究で新たに明らかとなった点と、問題点について述べる。本研究の観察データから、標的バトが生起した行動のほとんどは、つつき行動であることがわかった。このような結果を示した理由として、標的箱の大きさが挙げられるだろう。個体が危険に遭遇したとき、その個体は、その種に特異的な防御反応 (species-specific defense reaction; SDDR) を示す。それらの反応の機能は、逃走、闘争、凍結の3つに分類される (Bolles, 1970)。本研究の標的バトは、このうちの闘争に相当するつつき行動を生起したといえるのではないだろうか。標的バトが攻撃バトに背を向けるなどの逃避的行動はほとんど生起しなかったからである。自然場面において攻撃の標的個体は、攻撃個体に背を向けた場合、そのまま逃走する可能性が大きい。しかし、攻撃バトから逃走できない状況で、攻撃バトに背を向ける行動は、攻撃バトに無防備な自らを曝すことになる。このように、標的バトは、標的箱の制限によって、闘争に相当するつつき行動を多く生起した可能性がある。この可能性を検証するには、標的バトが逃避行動をとれるような場面で実験する必要があるだろう。

最後に本研究の問題点として、マイクロスイッチで計測したSIAの回数と、観察記録から測定されたSIAの回数間で差があった点と、行動観察の際の観察者への負担、の2点が挙げられる。観察記録が行われたセッションでの#15のSIAの生起回数は、その測定方法によって大きく異なった。マイクロスイッチで計測されたのは39回で、観察記録では86回であった。SIA生起回数は、観察記

録の方がマイクロスイッチの測定値より2倍以上多かった。マイクロスイッチでの測定値は、30回の強化間隔中の生起の合計であったが、観察記録は3回の強化間隔での合計であったため、本来、観察記録でのSIAの生起回数がマイクロスイッチでの測定値を上回ることではない。この原因は、#15のSIAの強度に求めることができるだろう。すなわち、#15のSIAは、実験箱背面のアクリル板をつつく形態を示したが、マイクロスイッチを作動させるほどの強度がなかったということである。このように異なる測定方法で行動を記録したとき、どちらの結果が妥当であるのかが問題となる。本研究において、#15のSIAと、その標的バトのつつき行動は対応していた。そのため、#15のSIAはマイクロスイッチを作動させるには十分ではなかったとしても、標的バトに影響を与えるには十分であったといえるかもしれない。SIAを、そのトポグラフィーではなく、攻撃バトと標的バトの行動随伴性の相互作用として捉えて観察記録することが必要であるといえるだろう。今後は、マイクロスイッチの作動強度を軽減すれば、この問題は解決できるだろう。

次に観察者への負担についてである。2人の観察者は、攻撃バトのSIAと標的バトのつつき行動の速さが速く、1度の観察で全ての行動を記録できなかった。そのため、全ての行動を記録するためにビデオを複数回見直す必要があった。そこで、観察者の負担を減らすため、観察するセッションと強化間隔を限定した。攻撃バトと標的バトの行動を同時に記録することができなかったことから、SIAと標的バトのつつき行動の時間的順序も記録できなかった。これらのことから、今後は、標的バト側にも、つつき行動を計測するためのマイクロスイッチを設置することや、Kupper, Allen, & Malagodi (2008) のように、床にマイクロスイッチを設置して実験箱内の移動を自動的に計測するなど、装置の改良をする必要がある。

引用文献

- Azrin, N. H., Hutchinson, R. R., & Hake, D. F. (1966). Extinction-induced aggression. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **9**, 191-204.
- Bolles, R. C. (1970). SSDR and avoidance learning. *Psychological Review*, **77**, 32-48.
- Cohen, P. S., & Looney, T. A. (1973). Scheduled-induced mirror responding in the pigeon. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **19**, 395-408.
- Dove, L. D., Rashotte, M. E., & Katz, H. N. (1974). Development and maintenance of attack in pigeons during variable-interval reinforcement of key pecking. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **21**, 463-469.
- Gentry, W. D. (1968). Fixed-Ratio scheduled-induced aggression. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **11**, 813-817.
- Kupper, A. S., Allen, R., & Malagodi E. F. (2008). Induced attack during fixed-ratio and matched-time schedules of food presentation. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **89**, 31-48.
- 望月 要 (1996). ハトのスケジュール誘導性攻撃行動を中心としたスケジュール誘導性行動の研究 慶応義塾大学社会学研究科心理学専攻博士論文 (未公開)
- Ramirez, J. M., & Delius, J. D. (1986). The assessment of individual "Aggressiveness" in pigeons by a variety of means. *Aggressive Behavior*, **12**, 13-19
- Richards, R. W., & Rilling, M. (1972). Aversive aspects of a fixed-interval schedule of food reinforcement. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **17**, 405-411.
- 佐久間 崇・森山哲美 (2013). 攻撃者-被攻撃者の行動随伴性の相互作用としての攻撃行動研究に向けて 常磐研究紀要, **7**, 93-104.
- 佐久間 崇・森山哲美 (2014). 人間の攻撃行動を説明するための行動随伴性 常磐大学大学院学術論文, **1**, 67-76.
- Staddon, J. E. R. (1977). Schedule-induced behavior. In W.K. Honig & J.E.R. Staddon (Eds.), *Handbook of operant behavior*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice Hall. pp. 125-152.
- Ulrich, R. E., & Azrin, N.H. (1962). Reflex fighting in response to aversive stimulation. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **5**, 511-520.
- Webbe, F. M., DeWee, J., & Malagodi, E. F. (1974). Induced attack during multiple fixed-ratio,variable-ratio schedules of reinforcement. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **22**, 197-206.

スウェーデンの19世紀以降の刑法の歴史 —P・E・ヴァレン著「スウェーデン刑法史」を中心に—

*A History of the Swedish Criminal Law from 19th Century
—Referring to Per-Edwin Wallén's work—*

坂 田 仁¹⁾

2016年10月10日受理

Abstract : Referring to a work: The Swedish criminal law history by Prof. Per-Edwin Wallén, the author describes a history of the Swedish criminal law from 19 century..

As Wallén's description begins with the 1809/10 revolution in Sweden, the author starts the paper by stating outline of the criminal and penal laws of the Code of the realm 1734. The parliament set a committee just after the revolution and would replace the Code with a new modernized one. Under the influence of the prison reform movement in Europe the new penal law (Straff-Lag) was enacted in 1864.

Then because of its retributive nature, government who intended to reform it, ordered J. C. W. Thyrén to be engaged in its improvement. Thyrén worked out "Principle of amending criminal law." His effort for a new law towards individual prevention was followed by Karl Schlyter. Two eminent figures: Johan Carl Wilhelm Thyrén and Karl Johan Daniel Schlyter had thus efforts to realize the reform. The result was a proposal of The Protective Code (Skyddslag).

The work of Straffrättskommittén (SRK) including a new catalogue of crimes, cast away casuistry, and put emphasis upon crimes against persons, while the other work of Straffberedningen (SLB), specially with its Protective Code (Skyddslag) evoked a debate concerning the word "Protection (skydd)" from the moralbuilding-theory by Olivecrona. And the decline of solitary confinement is pointed. In 1962, after overcoming the debate, the new penal code (Brottsbalken) was adopted by the Parliament and has been effective in 1965, while the debate was continuing thereafter. Author describes new critics for the code and a new parliamentary committee on the law of prisoner's treatment, according to Wallén's description.

Author stands for the individual prevention ideology in criminal law and criminal policy.

Key words : Sweden, Penal sanction, Legal history, Penal law, The Protective Code.

はじめに

本稿は、本学大学院学術論究第3号に掲載した拙稿の続編である。前稿（坂田, 2016）においてはE・アンネシュの著書（Anners, 1973）を参照しつつ古代から18世紀に至るスウェーデン刑法の歴史について述べたが、本稿ではそれ

に続けて19世紀以降1962年に制定された刑法典（Brottsbalken）の施行（1965年）までの期間について、スウェーデン刑法の歴史をヴァレンの著書（Wallén, 1973）を参照しつつ、筆者の参照し得た文献に基づいて記述を行う。

ヴァレンは、アンネシュの後を受けて、刑法の歴史を述べているが、その記述は19世紀初頭から

1) Jin Sakata : 常磐大学名誉教授

1962年の筆者のいわゆる六二刑法の施行までを扱っている。同書の目次は簡明で、1864年の刑法制定の前後で歴史を二分し、1864年以前の刑法の解説と1864年以降は、チュレーン時代及びシュリテール時代の二つの時代区分を用いて、その時期の変化を述べている。

以下、目次を意識しながらこの時期のスウェーデン刑法の歴史をたどることにしたい。なお、本稿では以下の略語を用いる。略語中 (y:n) は (年：番号) の意。

- 1734年法：1734年王国法典
(Sveriges Rikes Lag, 1734)
- 旧刑法 (SL y:n)：1864年制定の刑法
(Straff-Lag, 1864)
- 六二刑法 (BrB y:n)：1962年制定1965年施行の刑法 (Brottsbalken, 1962)
- 現刑法 (BrB y:n)：1988年改正 (1989年施行) 後の刑法 (Brottsbalken, 1962)
- MB (MB y:n)：1734年王国法典に含まれる犯罪法 (Missgiernings, Balk)
- SB (SB y:n)：1734年王国法典に含まれる刑罰法 (Straff, Balk)
- KL案：1832年議会提出の刑法改正草案 (Kriminalallag)
- SL案：1844年議会提出の刑法改正草案 (Strafflag)
- 旧RB (旧RB y:n)：1734年王国法典に含まれる訴訟手続法
- RB (RB y:n)：1948年施行の現行訴訟手続法
- NJA：スウェーデン新法律文庫 (Nytt juridiskt arkiv.)
- SFS y:n.: スウェーデン法律全書 (Svensk författningssamling)
- SOU：国家調査報告書 (Statens offentliga utredningen)
- SvJT：スウェーデン法曹雑誌 (Svensk juristtidning)
- ZStrW：全刑法学雑誌 (Zeitschrift für Strafrechtswissenschaft)

一、1734年王国法典の刑法

アンネシュによると1734年法は1773年のグスタフ三世の刑法改革以後ほとんど改正されることはなかったとされる (坂田, 2016, s.4.)。そこで、まず1734年法における刑法規定を紹介しておく。19世紀の刑法改革を知るためには当時の刑法の状態をみておく必要があると考えるからである。1734年法¹には、犯罪法 (MB)、刑罰法 (SB) 及び訴訟手続法 (旧RB) の三種の犯罪関連法が存在した。

MBは、61章に分かれ²、流神などの宗教犯罪、反逆罪、通貨偽造などの国家犯罪、獣姦などの道徳 (性) 犯罪、放火、殺人、傷害、窃盗、平穩犯罪³及びその他の罪が細かく、それらの罪に対する刑罰⁴とともに規定されていた。その記述の仕方はカズイステイク (Agge, 1970, s.81.) であり、具体性の強いものであった⁵。また、SBは5章にわかれ、①犯罪の通報、②監獄での死亡、③死刑の執行、④執行吏、及び、⑤笞刑など身体刑の執行、という標題を有し、それぞれ規定をおいている⁶。そして、旧RBは32章に分かれ、刑事民事の区別はなく、民刑の訴訟手続について規定していた。

二、1809年の革命と議会の二つの法律改正委員会

ヴァレンは自らの担当部分の執筆を「1809年から1810年の革命議会は、新しい思想と活動を刑法の領域にももたらした。1809年の革命により勝利した自由の諸理念からみて、1734法の民法部分も刑法部分もともに古臭いものになっていた。」 (Wallén, 1973, s.4.) という記述で書出している。

前稿 (坂田, 2016) でも述べているように、啓蒙時代からフランス革命を経て時代は大きく動いていた。1809-10年の政変に関しては、これを革命とみるかクーデターとみるか見解が分かっているが⁷、当時の国王グスタフ四世が退位させられ、議会が権力を掌握して国政の改革を実現していった。その一環として新しい時代に対応する法律を制定するため1811年に大法律委員会

(Storalagkommittén) が設置されている。この委員会は1734年法を土台として改正作業のスケジュールを作成し、1815年の通常議会で改正提案を上程する予定を立てていた。しかし、作業は困難を極め、長期間の苦闘の末委員会は、1841年旧法律調査会 (Gamla lagberedningen) と呼ばれる機関に再組織された。この二つの委員会 (旧法律調査会は1851年まで存続した) は、この間1826年に民法 (civillag) の提案、1832年に刑法の提案 (KL案)、そして1844年に刑法の提案 (SL案) を行っている (以上、Hasselberg, 1998, ss.145-6.)⁸。

上記の長期間の苦闘の内容をヴァレンは、大要「1832年に提出された改正案は民法の改正案と刑法改正案 (KL案) からなり、更に刑法改正案には刑法と刑事訴訟法が含まれており、ウプサラとルントの二つの大学に送付されるとともに一般に公開され、いわゆるレミス (意見公募) 手続に付された。しかし、政府は特に民法改正案の急進性 (Inger, 1983, s.176 jmf.) に反対し、議会への民刑、両法律案の提出を行わなかった。これにより、大法律委員会の旧法律調査会への組織替えがなされた」と述べている (Wallén, 1973, ss.5-6.)。

更に、ヴァレンは、刑法に関する上記の二つの法律案、KL案とSL案との比較を行っている (Wallén, 1973, ss.6-8. 以下これによる)。KL案には、身体刑、恥辱刑及び国外追放刑の全てを廃止する意向があり、死刑を制限し、これを自由刑で代替しようとした。自由刑は、いわゆるオーバンスシステム (Eriksson, 1967, ss.66-75. 犯罪行動研究会, 1980, ss.59-73.) によることを予定していた。KL案では、刑法の目的は、一は犯罪に対する威嚇、二は犯罪者の改善であった。威嚇効果に関しては、ドイツの有名な刑法理論家、フォイエルバッハ (Anselm Feuerbach, 1775-1833) の影響が顕著であった。フォイエルバッハには、刑罰及びその執行よりも、威嚇的效果を有する、法律に表明された刑罰の威嚇が重要であった。刑罰の威嚇は、潜在的犯罪者に対する心理的強制を実現するものである。この点に関して大法律委員会は、

フォイエルバッハより一歩進んで、法律上の刑罰の威嚇だけでは犯罪の阻止には充分でないとし、刑罰が犯罪者を改善する目的を有すると考えたのである。ここに、フォイエルバッハには欠けていた個別予防が入っていた。

更に、1734年法の刑法 (MB) との比較で、KL案には重要な法技術的革新が含まれていた。KL案には、未遂、犯罪の共同、客観的無罪根拠など、刑法総則に関する規定が置かれ、自由刑の幅 (latitudssystem) を導入していた (Inger, 1983, s.177.)。ただ、これはKL案への反対者から強い批判を受けたという。その理由は、裁判官の恣意を招くということであった。理論的に重要だったことは、KL案が罪刑法定主義を採用しようとしたことであった。罪刑法定主義は、その起源を啓蒙主義の理念世界にもち、二個の命題で表現される。「Nulum crimen sine lege. (法律なければ犯罪なし)⁹」と「nulla poena sine lege. (法律なければ刑罰なし)」である。また、KL案には外国法からの影響、1810年のフランス刑法 (Code pénal)、フォイエルバッハの1815年のバイエルン刑法の跡をたどることができるという。

SL案は、1814年に大法律委員会の委員に選任され、旧法律調査会の委員にも選任された裁判官リシェール¹⁰の指導の下にKL案を土台にして旧法律調査会が作成したものであるが、これに自由刑の執行に関する法律草案が付加されていた。ただ、こちらはKL案と異なりフィラデルフィア・システム (Eriksson, 1967, ss.59-66, ss.75-91. 犯罪行動研究会, 1980, ss.50-58, ss.74-99.) が採用されていた。

KL案、SL案ともに議会で不採択になった後、刑法領域の改正作業は議会の手を離れ、司法省と小規模な委員会がこれを所管した。1864年の刑法改正が実現する以前、これが重要な部分改正を導いたとされる (Wallén, 1973, s.7.)。自由刑の構成の問題は一般刑法の問題から分離され、代わりに、別の行刑法規により規則化された。刑罰体系のその他の部分も改正された。これを年代的に見

ると表1に示す年表が得られる。

表1に示される部分改正の実現は、全面改正への道をふさいだとされる(Wallén, 1973, s.8.)。1862年に新しい刑法の改正法律案が議会に提出された。この法律案は、実質的にはKL案とSL案に基づいて作成されていた。議会は、この法律案を受入れ、1864年2月16日刑法典(Straff-lagen)は公布され、翌年1月1日より施行された。

三、オンブズマンと監獄改良

二で述べたように1864年刑法典の制定以前にも刑法の改正が行われていたが、ここには監獄改良に関わる当時の国際情勢が影響していたと考えられる。また、オンブズマン制度はスウェーデンに特有な制度であるが、本稿では取上げない。ただ、オンブズマン制度を推進した当時の議会の憲法委員会の長であったマンネルハイムは、初代のオンブズマンとして議会(国民)の立場から監獄視察など行政と司法の運用に厳しい監視の目を注いでいたことが知られる¹¹。

監獄改良の問題は、イングランドのジョン・ハワードの業績¹²から始っており、特に、その提案を基とする独居拘禁(Wallén, 1973, ss.12-13. Eriksson, 1967, ss.59-67. 坂田, 1988, ss.205-222.)が当時の監獄改良運動の関係者をとらえていた。スウェーデンにおいてはオスカル一世の、いわゆるグーラブック¹³がよく知られている。オスカル一世は、この著書の中で独居拘禁に強い関心を示しており、エリクソンによると、同国王はオーバーン制とフィラデルフィア制の比較の後に、フィラデルフィア制がスウェーデンには適しているとの結論を出し、更にスウェーデンにおける監獄施設の建設計画を具体的に示している。

フィラデルフィア制のスウェーデンへの導入は、既存の監獄の独居監獄への改築だけでなく、新たな独居監獄の建設をも必要とした。1840-41年の議会はその建設のために多額の予算を必要とするとして、政府案をはるかに越える額を見積もり、自由討議の末、議会は四部会合同で、地方監

獄の独居監獄への改築のために130万ダーレルの予算を可決した(坂田, 1988, ss.214-5 jmf.)。約10年が建設のためには必要だった。しかし、当時地方監獄の収容者は、主に罰金刑受刑者と未決拘留者であったため、独居房は本来の対象者には使用されなかった。

1857年には、監獄の新築と改築とにより独居の数は懲役刑と禁錮刑の執行を独居で執行する勅令(SFS1857:62)を制定するのに十分な数に達した。この勅令では、二年以下の禁錮又は懲役の判決を受けた者は、独居房でその刑の全部の執行を受けるといものである。そして懲役刑受刑者は、その執行を独居で受けた場合刑の一部を減刑されることとされた。独居刑は刑の加重と考えられた。それとともに、監獄局の組織固めが行われ(SFS 1859:71.)、更には、同国王の死後にはなるが、監獄職員(看守)による非行を処罰する規則(SFS 1861:62.)が定められている(以上、最後の点を除き Wallén, 1973, s.13.)

これに関連して、スウェーデン法律全書¹⁴が初めて出版されたと考えられる1825年から旧刑法(SL)が制定される1864年までの刑法関連の法律等の制定を年表化したものが表1である。また、シムソンは、人間的あるいは人道的発展(humanisierende Entwicklung)がこの時期のスウェーデンでは、ドイツその他の大陸諸国よりも急速かつ強力に進んでいたという。その理由としてシムソンは宗教的な態度を挙げ、復讐することよりも保護することを刑法の課題とみる社会的態度を指摘している¹⁵(Simson 1976, ss.22-23.)。

四、刑事訴訟法における変化

ヴァレンは、1864年以前の訴訟法¹⁶の状況にも目を向けている。ヴァレンは、「刑事訴訟手続における間接証拠(Indiciebevisningen)の貫徹」という節(Wallén, 1973, s.14.)を起こして、次のように述べている。

1734年法の訴訟法は糾問主義と法定証拠主義を採用していた(Inger, 1983, s.56)。刑事訴訟事件

表1. 年表 (1825-1863)

年	事項	法令番号	法令の種類	概要・備考	NB
1825	監獄局	SFS 1825:13 (s.239)	skrivelse*	Fångvårdsstyrelsen	Wallén 1973, s.12 *Föreslagen instruktionについて。
1826	精神障害犯罪者の取扱い	SFS 1826 (ss.561-2.)	universal*	国王及びスベア高裁の決定 (1826.4.12)	*föreskrift (精神障害犯罪者の科刑には診断書が必要等) について。
1831	晒し刑の廃止	SFS 1831:7 (s.1)	kugörelse	教会の行う晒し刑*を廃止する。 (1831.3.12)	*stockstraff
1833	犯罪統計	SFS1833:19	circulaire	犯罪統計の作成に関する通達	cf. SFS 1830:62 (s.797.)
1834	政治犯等の大赦	SFS1834:31	kugörelse	大赦の勅令 (1834.10.20)	
1835	犯罪の新設	SFS1835:16 (s.2)	förordning	現金等を内蔵する郵便物の破棄を 侵入盗とする勅令 (1835.3.21)	
1835	ロングホルメン監獄 の職員組織	SFS 1835:20	instruktion	ロングホルメン*の職員に関する 通達 (1835.3.7)	*Allmänna Arbets-och Corrections Inrättningen på Långholmen.
1839	ゴットランド作業所 令の改正	SFS 1839:5	reglemente	同作業所*の設置規程 (1839.2.20)	*Arbetshus-Inrättningen på Gottland
1841	窃盗の処罰	SFS 1841:18	kugörelse	窃盗の再犯の罰金刑の換刑處分を パンと水の拘禁とする。 (1841.6.10)	
1841	SB 5:4の改正	SFS 1841:20	förordning	パンと水の拘禁と罰金額の対応比 率を定める勅令 (1841.6.19)	
1846	州監獄の臨時規程	SFS 1844:43	reglemente	州監獄*の内部規律を定める。 (1846.11.24)	*Länsfängelse
1849	暴動と違法な集会の 禁止	SFS 1849:11	förordning	違法集会と、関連する刑法犯 (殺 人等) の処罰を定める勅令 (1849.2.6)	
1854	監獄局通達	SFS 1854:4	circulaire	受刑者の収容先監獄を指定する通 達 (1854.1.3) *	*毎年同時期に発令。
1855	MB 20:9等の改正	SFS 1855:61 (ss.1-10.)	förordning	窃盗及び小窃盗、強盗にかかる規 定の改正等 (1855.5.4.)	Wallén 1973, s.8
1855	笞刑の廃止	SFS 1855:61 (s.11)	förordning	笞刑*の判決を廃止する勅令 (1855.5.4.)	*ris och spö. Wallén 1973, s.8.
1855	教会義務*の廃止	SFS 1855:61 (ss.12-14)	förordning	教会義務の判決を廃止する勅令 (1855.5.4.)、教会美德**の確立の勅 令の改正 (1855.5.4)	*Kyrkoplikt. **Kyrkotukten. Wallén 1973, s.8.
1857	独居拘禁	SFS 1857:62 (s.4)	förordning	拘禁の執行を独居で行う勅令 (1857.12.21.)	
1857	刑の併合	SFS 1857:63 (s.5)	förordning	数個の罪に対する刑を一つに まとめる*規定を制定する勅令 (1857.12.21.)	*sammanläggning.
1858	MB 36:2の廃止	SFS 1858:84	kugörelse	地主等が作男*に暴行する罪を廃 止する規則 (1858.10.1.)	作男に関する規則 (Legostadga SFS 1833:43.) の改正に伴う改正。 *legohjon.
1858	MBの詐欺及びその 他の不実行為等の規 定の改正	SFS 1858:85	förordning	MBに偽造、詐欺及びその他の 不実行為の罪を新設する勅令 (1858.9.7)	Wallén 1973, s.8.
1859	監獄局の組織変更	SFS 1859:71	instruktion	監獄局の組織改正に関する通達 (1859.12.16.)	Wallén 1973, s.12.
1860	懲役刑の期間計算	SFS 1860:56	förordning	懲役刑及び禁固刑の刑期の計算方 法を変更する改正 (1860.11.13.)	
1861	監獄の下級職員の法 律外懲罰	SFS 1861:62	stadga	看守等の非行に対する懲戒措置に 関する規則 (1861.9.17.)	
1861	殺人等の人身犯罪	SFS 1861:11	förordning	MBに規定する謀殺、故殺及び その他傷害罪等に関する勅令 (1861.1.29.)	Wallén 1973, s.8.

SFSにより作成。法令の種類は翻訳困難なため原語を使用。

における完全な証拠は、同法によれば、本人の自白（HRB 17:36）又は二人の、忌避（jäv）を受けない同一の証言（HRB 17:29）であった。他の証拠方法が完全な証明に導くことはなかった。特に興味があるのは、HRB 17:30により間接証拠が決して完全な証拠にはなりえないことであった¹⁷。この結果、被告人が自白せず、二人の証人が得られなかった場合、存在する他の証拠がいかに強力なものであっても、有罪判決は不可能であった。

このような状況が生じた場合、軽い刑事訴訟事件では、通常宣誓（Varjemålsed）が被告人に許された。彼が宣誓をまっとうできれば無罪放免されたが、生命にかかわるような重い刑事訴訟事件においては、通常宣誓は不可能であった。これらの事件で証拠が強力であるため無罪判決が不可能である場合には、HRB 17:32により裁判官は、「証拠が明白になるまで事件を延期することができた。」これは、いろいろな事件で、決定的証拠は存在するが法律的証拠理論によって完全な証拠が得られないため、重大な犯罪者を野放しにするという結果を招いた。それを防ぐために被疑者に対して自白強制手続¹⁸が行われた。この手続は1600ないし1700年代より実用化されていて、1803年の国王の書簡により始めて法制化され、1800年代の前半には頻繁に用いられたという。ただ、この制度は一種の拷問であったとアンネシュは指摘している（Annars, 1973, s.51. 坂田, 2016, s.20.）。

1800年代に刑事訴訟における証拠理論、特に間接証拠理論は大きい変化を受けた。KL案の中で大法律委員会は、刑事訴訟法の部で法定証拠主義を放棄し、証明手続及び証拠評価を自由にとしたこととした（自由心証主義）。この影響下で、1850年頃代の下級審は訴訟法に違反して単に間接証拠により刑事訴訟事件での有罪判決を下すようになった。当初は、軽い窃盗事件でこれが行われたと思われるが、後に、この実務は他の種類の罪に拡大された。先例の意味をもつ大きい事件が紹介されている（Wallén, 1973, ss.15-16.）。

旧刑法の制定後、1871年に殺人においても間接

証拠が是認されると同時に自白強制手続も廃止された。その後は間接証拠がすべての罪について適用できるようになり、事件を将来に委ねる必要はなくなった。一方、法定証拠による完全な証拠も提出できなくなった。法定証拠主義の最後の残滓は、1948年に新たな訴訟手続法の施行とともに消滅した（Wallén, 1973, s.16.）。

五、1864年刑法（旧刑法・Straff-Lag, den 16 Februari, 1864.・SFS 1864:11）¹⁹

40年に及ぶ立法作業の後に採択された旧刑法（Strafflag）は、主にKL案に基づいているがいくつかの点で妥協が図られており、また、MBに近いところがあるという。

刑罰体系は、SBとの相違が目だつ。中心的刑罰は、死刑、自由刑及び罰金である。身体刑の管刑は既に廃止され、最終的に消滅した。リシェールは反対していたが、死刑は、裁量的な刑罰として残っていた。しかし、その適用範囲は縮減された。つまり、裁判所は、いつでも死刑の代わりに自由刑を選択できるようになった。死刑の代替刑は、懲役、禁錮及び水とパンのみの拘禁であった。これらは、MB及びSBでは管刑又は罰金の代替刑としても広く活用できた。その結果、旧刑法はある点ではMB及びSBよりも厳しいものになった。

また、旧刑法の古いMBへの依存は、いわゆる客観的拡張にみられた。つまり、行為者の故意や過失の内容とは無関係に生じた結果についても行為者は刑罰を受けた。その例は、他人を故意に傷害した際、被害者が事件の進行中に転んで骨を折って病院に運ばれ、そこで血液凝固によって死んでしまったような場合に生じた。この例はドイツ語でErfolgshaftungと呼ばれ、行為者の故意あるいは主観的意図とは無関係に結果を処罰するもので、後に1937年に廃止された（Wallén, 1973, ss.8-9, 36-7.）。また、未遂については、結果の未発生という点でその処罰は限定的であった。

罪の主観的側面、行為者にかかる事情につい

て、旧刑法は責任主義に基づいていた。責任がなければ無罪とされ、15-18歳の行為者は限定責任能力者とされ、その刑は減輕された。これは、当時の欧州の刑法理論と一致していた。しかし、旧刑法の基礎にある刑法理論を指摘するのは困難だという。大法律委員会では、刑罰は予防的機能を果たすという見解が採用された。この見解は、欧州大陸諸国でもスウェーデンでも同様で、カントの応報刑論に基づいていた(Annars, 1973, ss.54-55.)が、スウェーデンは理論を曖昧にしたまま、実務的に問題を処理したとされる(Wallén, 1973, s.9.)。また、旧刑法は罪刑法定主義を明確にしておらず、この状態は、1965年に施行された六二刑法の時点まで続いた。六二刑法の刑法施行法5条が初めて罪刑法定主義を確立した。

この後刑法は、六二刑法に向かって変動していく。しかし、インゲ(Inger 1983)によると1734年法の全面改正の作業は終わったわけではなく、旧刑法の制定により休止したとされている(Inger, 1983, s.177.)。

また、アッゲはその著書の中で、旧刑法(SL)の性格を、伝統的な正義を基本にして、威嚇、予防、人間性という三個の理念に導かれて構成されていると述べている(Agge, 1970, s.89.)。そして、古い刑法と比較した場合に、より主観的な観点を推し進めているという。それは、行為者の責任を犯罪と制裁の根底に置いているところに示されている。客観的な結果よりも主観的な意思に重点が移っている、いわゆる刑法の主観化(subjektivering av straffrätten)のプロセスが旧刑法以来進展しているというのである。Erfolgshaftung(結果責任)による処罰が典型的な例で(Agge, 1970, ss.89-90.) 前述のように、これは1937年に廃止されている(Wallén, 1973, s.36.)。

六、1864年以降の展開

A. 理論的展開

1800年代の後半からスウェーデン刑法に重要な

意味をもつ刑法の「学派」についてヴァレンは次のように述べている。

前巻(Annars, 1973, s.58.)で、カントの応報刑論に基づく刑法理論からヘーゲル(Hegel, 1770-1831)の刑法理論に至る、刑法の任務は応報であるとする点は維持された。ヘーゲルの理論はドイツ刑法を強く支配し、ビンディング(Karl Binding, 1841-1920)らの古典学派(Klassiska skolan)を形成した。この応報論の論点は、刑は正しい応報であり、これには三個の原理が伴う。①等価性原理(同じ事件は同様に扱う)、②均衡論(刑は犯された罪と正しい均衡を保つ)及び③責任論(行為者は主観的観点から自らの行為に責任があるとみなされる)である(Wallén, 1973, s.18.)。

1800年代の末期に古典派の主張に対する批判的学派が二つ現れる。ともに個別予防的性格をもつもので、刑の対象は罪(行為)ではなくて犯罪者(行為者)であるとするものである。当時、個別予防思考が行われるようになった原因は二つあり、一つは犯罪学の発生、もう一つは犯罪の増大であった。犯罪学研究は、犯罪及びその原因の経験的知識を追求し、そして、その知識は、古い時期の思弁的刑罰理論よりも刑事政策的措置に優れた根拠を提供するものであった。これに、欧州で進行していた産業化の動きに伴う犯罪の増大が加わっていた(Inger, 1983, ss.178-179. jmf.)。この犯罪現象に対して古典的刑法学は無力であった。

この一つは、現代学派又は社会学派と呼ばれる。リスト(Franz von Liszt, 1851-1919)の1882年のマールブルグ綱領であり、古典的刑法学派に戦いを挑んでいた。リストらは1889年に国際刑法協会(IKV)を組織し、欧州全体に大きい影響を与えた。他の一つはイタリアで進展した、実証学派即ちイタリア学派である。その代表者はロンブローゾ(Cezare Lombroso, 1836-1909)であり、1878年出版の生来性犯罪人(L'uomo delinquente)の著者である。犯罪は生物学的に決定されているという理論である。更に、フランスの医師、ラカサーニュ(Laccassagne,

1843-1924) などロンブローゾ批判の徒が現れる。彼はマルクス主義の立場からロンブローゾを批判し、ロンブローゾの弟子で社会学者のフェリ (Enrico Farri, 1856-1929) に影響を与えた。フェリが展開した刑事政策理論の中でロンブローゾの見解は修正され、徐々に消滅していった (Wallén, 1973, s.20.)。

実証学派の基本思考は、フェリの指導の下に1921年に策定されたイタリア刑法の総則の草案の中にみられる。この提案は、progetto preliminareと呼ばれる。フェリは犯罪を決定論的にみている。古典派のように自由意思によらず、犯罪者の個人的資質と社会環境とが犯罪者の行動 (犯罪) を運命付けている。犯罪者には行為について有罪 (skuld) という責任も行為者としての責任 (ansvar) もない。また、犯罪行為について有罪 (skuld) でなければその処罰はありえない。それ故フェリは刑罰の概念を廃止し、制裁の語で置換えようとする。制裁の根拠は、犯罪者の示す犯罪の危険性に求められるとする (Wallén, 1973, s.20.)。

制裁は多種にのぼるが、大きく分けて、改善と再社会化の性質をもつ。最大の危険性に対しては、一時的又は決定的な無害化を考慮する。同じ思考に従がい犯罪性の精神障害者は、犯罪者病院 (kriminalhospital) に隔離される。フェリにあっては定期刑と通常の意味の拘禁は存在しない。独居拘禁は、フェリにとっては恐るべきもので、フェリは農業コロニーと労働施設を提案する。本当に危険な犯罪者は保安拘禁施設に収容する。少年法律違反者に対しては特別な訓練施設を考えるというのである (Wallén, 1973, s.20.)。

フェリの思考は、第一次大戦及び第二次大戦の間の期間大きい影響力を有していた。1926年のソビエト刑法は、フェリの学説を大きく反映している。スウェーデン刑法もその影響を受けている。この期間スウェーデン刑法は、アングロサクソン系の刑法理論の発展の影響を受けている。英米では刑罰の目的に関する理論をめぐる議論は大

陸ほど大きい影響力を有さなかった。刑事政策的議論は、犯罪者の改善のための実務的措置に向けられ、刑罰の執行方法が大きい関心を呼ぶ主題であった。重要な諸点でスウェーデンは英米の模範に従った (Wallén, 1973, ss.20-21.)。

B. 制度的展開

<犯罪>

この間の展開をヴァレンは、1910年までとそれ以降に分け、この時期を「1910年頃までの部分改正」との標題で記述している (Wallén, 73, s.21.)。そして、この期間は旧刑法 (SL) の小規模な改正が行われた期間及びSLの外部で行われた刑罰体系と刑の執行形式の重要な改革の時期としている。筆者はこの間の制定法の変化を表2にまとめてみた。この表では1864年の旧刑法の制定から1921年の死刑廃止のときまでの変化を追って筆者の目に触れた事項をまとめたものである。

ヴァレンは、この期間の最大の重要な改正は1890年のもの²⁰とし、中心は、財産犯罪の再評価であると述べている (Wallén, 1973, s.21.)。窃盗 (tjuvnad)²¹に関する規定は特に古びたものになっていたのである。加えて、財産犯の規定は現代的に改められたのである。即ち、詐欺、横領及び使用者への背任が新たに犯罪化された。これらの罪は1800年代の経済の発展により実務上大きい役割を演じるようになったという。加えて、公共への危険罪が犯罪化された。特に、放火未遂が科罰的にされた。評価基準の変化から、かつては重罪とみなされた嬰兒殺の刑は緩和され、正当防衛の範囲が拡大された。

これとともに、いわゆるオカルプ法 (Åkarpsslagen, 1899) が制定された。この法律は刑事政策的改革作業によるものでなく、当時のスウェーデン社会における労使対決の状況への恐怖から国会議員オカルプの発案で制定されたものである。当時のSL 15:22の規定に「権利闘争的強制」として犯罪化された。しかし、重要な役割を演じることなく1938年に廃止された (Wallén, 1973, ss.21-22.)。

表2. 年表 (1864-1921)

年	事項	SFS番号	法令の種類	概要・備考	NB
1864	旧刑法制定	SFS 1864:11	lag	刑法典 (Straff-Lag. 1864.2.16)	
1866	監獄局	SFS 1866:6 (s.2)	kunörelse	手錠の様式の指定 (1866.2.13)	
1867	州監獄・中央監獄	SFS 1867:52	reglemente	それぞれの監獄(独居)の組織、職員の特権等を定める。 (1867.5.28)	
1870	旧RB 8:2その他の規定の改廃	SFS 1870:29 (s.2)	förordning	貴族の刑事事件の特別法廷 (särskilt forum i brottmål) の廃止 (1870.5.12)	
1870	監獄局	SFS 1870:54 (ss.7-8)	skrifwelse	.1839.10.25の受刑者記録に関する規則の改正 (1870.10.7)	
1872	旧刑法20:11の改正	SFS 1872:55 (ss.3-4)	förordning	窃盗の累犯加重の改正 (1872.6.12)	
1872	旧RB 1:1の改正	SFS 1872:55 (ss.4-6)	förordning	農村地方裁判所 (häradsrätt) の構成に関する規定の精密化 (1872.6.19)	
1875	法化学部門の設置	SFS 1875:88 (ss.1-3)	brev* & instruktion	法化学職 (rättskemibefattning) の設置 (1875.10.29)	*Kongl. Maj:ts nådiga brev.
1877	旧刑法2:2の改正	SFS 1877:27 (s.5)	förordning	死刑は獄庭で断首により執行する。(1877.8.10)	
1878	旧刑法施行法19条6号の改正	SFS 1878:5 (s.3)	förordning	同条5号よりも軽い罪(但し懲役にあたる)を犯した者を一定条件で未決釈放する。(1864.3.1)	
1881	旧刑法19:21の改正	SFS 1881:39	förordning	建造物等に対する失火等の罪を鉄道、通信設備に拡大する。 (1881.8.6)	
1881	懲役刑の執行及び条件付終身刑受刑者の処遇	SFS 1881 (bihang 32)	skrivelse	ある受刑者に対して独居に付さず、雑居に付すべきことを命じた書簡 (1881.6.1)	
1884	旧刑法2:6,10,11,12,13及び旧刑法4:7等の改正	SFS 1884:21 (s.1)	förordning	罰金の支払のできない者は拘禁(換刑処分)に付す(水とパンの拘禁の廃止)。(1884.5.16)	
1884	罰金換刑処分の拘禁の執行方法の改正	SFS 1884:21 (s.5)	förordning	罰金の換刑処分の対象者の監獄内の待遇を定める。(1884.5.16)	
1886	刑事補償法	SFS 1886:8	lag	無実の罪で拘留された被告人、被疑者等への補償金の支払 (1886.3.12)	
1886	旧刑法22:21の改正	SFS 1886 9	lag	特定の罪について訴追者を限定する規定 (1886.3.12)	
1886	証人に対する報酬	SFS 1886:44	lag	刑事訴訟事件で証人になった者への公費からの報酬支払 (1886.6.4)	
1887	旧刑法7章及び10章の一部改正	SFS 1887:82	lag	宗教犯罪の緩和、公務所に対する犯罪の改正 (1887.10.28)	
1889	牧師の職務犯罪	SFS 1889:2	lag	1686年の教会法等に定める罰則の廃止、教義に反する教科書配布の処罰など (1889.3.8)	
1889	旧刑法10:14の改正	SFS 1889:25	lag	大衆に対し、集会において人や物に対する暴行を煽動する行為の処罰 (1889.6.7)	
1890	旧刑法2-6, 8-9, 11-12, 14-16, 18-23, 25の各章の改正	SFS 1890:33 (ss.1-32)	lag	市民としての信頼を喪失した者、少年、精神障害者等の犯罪、公訴時効など (1890.6.20)	大規模改正
1890	浮浪者処遇法*11及び13条の改正	SFS 1890:53 (ss.1-3)	lag	施設からの釈放者への帰郷旅費の支給 (1890.10.24)	*Lagen angående lösdrifvares behandling. 1885.6.12

表2. 年表 (1864-1921)

年	事項	SFS番号	法令の種類	概要・備考	NB
1890	収容者への賞与金	SFS 1890:53 (ss.4-8)	reglemente	国立強制労働施設収容者に対する賞与金の支払い規程* (1890.10.24)	*Arbetspremier vid de centrala straff- och tvångsarbetsanstalterna i riket.
1892	独居拘禁法 (1857.12.21) の廃止	SFS 1892:61	lag	1857.12.21, 1873.5.30, 及び1884.5.16の各勅令 (懲役等の独居での執行法) を廃止し、新たな独居執行法を定める。(1892.6.29)	
1892	旧刑法23:7の改正	SFS 1892:86 (s.1)	lag	特定の罪について訴追者を限定する規定 (1892.10.14)	
1892	訴え許否の一般規程 (stadga)	SFS 1892:86 (s.2)	kungörelse	旧RB 11:3及び同17:3の改正。訴え (stämning) の許否 (1892.10.14)	
1893	旧刑法15:24の文言改正	SFS 1893:37 (s.3)	lag	旧刑法15:22の罪の公訴は被害者の告訴なしにはできないと定める。(1893.1.3)	
1893	旧刑法22:21の改正	SFS 1893:37 (s.4)	lag	特定の罪について訴追者を限定する規定 (1893.1.3)	
1895	旧刑法22:14, 同23:4, 6, 7:の改正	SFS 1895:67	lag	当事者の代理人が対立当事者の有利に活動した場合の処罰等 (1895.6.28)	
1898	独居拘禁	SFS 1898:68 (s.4)	lag	1892.6.29公布の独居拘禁法*の改正 (1898.6.1)	4年以下の受刑者を独居で処遇する。*SFS 1892:61
1899	旧刑法22:24の改正	SFS 1899:55	lag	無権限又は権限を乱用して他人に作為又は不作為を強要する行為を処罰 (1899.6.10.)	
1902	旧刑法19:20及び20:3の改正	SFS 1902:71 (s.8)	lag	電気窃盗の規定を旧刑法19kapより20Kapに移したもの。(1902.6.27)	
1902	旧刑法5:1-3及び6の改正	SFS 1902:72 (ss.1-2)	lag	刑事責任無能力、限定責任能力を定める (1902.6.27)	
1902	少年の強制訓練処分	SFS 1902:72 (ss.3-6)	lag	少年犯罪者に対する強制訓練処分を定める (1902.6.27)	
1902	少年の刑事訴訟事件手続	SFS 1902:72 (ss.7-8)	lag	少年に対する刑事訴訟事件の手続を定める。(1902.6.27)	
1904	少年の強制訓練処分施設	SFS 1904:41	stadga	強制訓練施設 (Bona) の設立に関する国王規則 (1904.9.16)	
1906	旧刑法1:5, 8:23, 9:9, 10:4及び12:9の効力停止	SFS 1906:19 (s.8)	lag	新たに旧刑法8:1etc., 10:5, 12:18の制定 (1906.4.27)	
1906	旧刑法8:3及び8, 10:13の改正	SFS 1906:44	lag	騒乱罪等の改正 (1906.6.16)	
1906	旧刑法2, 4及び5章の一部改正	SFS 1906:51 (ss.1-5)	lag	死刑執行に立会人を定める等、刑の執行方法の改正そのほか (2006.6.22)	
1906	独居拘禁	SFS 1906:51 (ss.6-8)	lag	懲役及び拘禁を独居で執行する際の規則の改正 (1906.6.22)	
1906	仮釈放	SFS 1906:51 (ss.9-12)	lag	懲役及び禁錮受刑者の仮釈放について定める。(1906.6.22)	
1906	条件付判決	SFS 1906:51 (ss.13-14)	lag	条件付判決について定める。(1906.6.11)	
1906	前科記録にかかる法律の改正	SFS 1906:51 (ss.15-16)	lag	前科記録の作成方法を定める。(1906.6.22)	
1906	死刑の執行方法	SFS 1906:58 (s14)	förordning	断首*にはギロチン**を使用する。(1906.6.29)	*halshugga. **fallbila. SFS 1877:27
1907	旧刑法14:22 (嬰兒殺) の改正	SFS 1907:44 (s.1)	lag	嬰兒殺の刑の軽減 (1907.7.12)	

表2. 年表 (1864-1921)

年	事項	SFS番号	法令の種類	概要・備考	NB
1907	旧刑法18:16の改正	SFS 1907:44 (ss.1-2)	lag	重い動物虐待の刑を重くする。(1907.7.12)	
1907	旧刑法25:12の改正	SFS 1907:44 (s.2)	lag	公務員が職務中に犯した盗犯の処罰 (1907.7.12)	
1908	独居拘禁	SFS 1908:40	lag	受刑者の差出す書簡の検閲と没収 (1908.6.2) *	*SFS 1906:51 (ss.1-8)の改正
1908	旧刑法22:14の改正	SFS 1908:56 (s.1)	lag	背任罪にかかる罪の改正 (1908.6.17)	
1908	旧刑法23:4の改正	SFS 1908:56 (s.2)	lag	企業の職員が債権者に損害を与える等 (1908.6.17)	
1909	確定しない刑の判決の執行にかかる法律の改正	SFS 1909:16	lag	法律 (1873.5.30) の改正 (1909.3.26) 仮釈放に関する法律 (1906.6.22)、刑期の計算に関する法律 (1898.7.1) の改正を含む。	
1909	旧刑法25:15及び22の改正	SFS 1909:31	lag	鉄道、運河等での事故に関する刑事責任 (1909.5.14)	
1909	旧刑法4:10の改正	SFS 1909:58 (ss.5-6)	lag	再犯の処分 (1909.6.25)	
1911	旧刑法18:13の改正	SFS 1911:53 (s.4)	lag	わいせつ文書配布等の処罰 (2011.6.22)	
1911	Bona訓練施設規則	SFS 1911:141	stadga	Bona訓練施設規則*再規定 (1911.12.15)	*SFS 1904:41
1912	旧刑法14:33, 34及び46の改正	SFS 1912:62	lag	要保護者の遺棄等、嬰兒殺*の付加処分 (1911.5.17)	*SFS 1907:44 (s.1)
1913	旧刑法8:15-23, 8:30の改正	SFS 1913:47	lag	叛逆罪等の改正 (1913.5.9)	
1915	旧刑法15:21及び22, 旧刑法8:21の改正	SFS 1915:432	lag	自分の子 (男女) に結婚を強要する罪他 (1915.11.12)	婚姻関係の複数の法律が同時に改正されている。
1915	矯正保護庁*設置規則の改正	SFS 1915:353	kungörelse	規則 (1915.9.3) の12, 55, 71, 73, 74, 77の各条の改正。E69 (1915.12.16)	*Fängvårdsstyrelsen
1916	懲役及び禁錮の執行に関する法律	SFS 1916:90	lag	独居拘禁を定めた執行法の廃止 (1916.3.24)	
1920	旧刑法2:9, 22:2, 22:21の改正	SFS 1920:417	lag	罰金支払、詐欺罪等にかかる改正 (1920.6.11)	
1921	旧刑法23章の改正	SFS 1921:229	lag	詐欺罪の改正 (1921.5.13)	
1921	旧刑法8:28及び9:5の改正	SFS 1921:90	lag	文書による脅迫、名誉毀損等の処罰 (1921.3.24)	
1921	旧刑法2章、4章等の改正	SFS 1921:288	lag	刑種の変更 (死刑の廃止) 刑は懲役、拘禁及び罰金とする。(1921.6.3)	
1921	旧刑法14:22-27の改正	SFS 1921:298	lag	嬰兒殺の刑の変更 (1921.6.13)	

SFSにより作成。法令の種類は翻訳困難なため原語を使用。

<刑・制裁>

この期間で最も重要であったのは、刑罰体系と刑の執行であった。新しい行刑法により独居拘禁が広く適用された。1857年の勅令は1873年の勅令に置き換えられた。1873年の勅令は、7年以上の

懲役受刑者はその刑期の6分の1、最低6月最高12月を独居で務めなければならなかった。終身刑受刑者は始めに12月間独居の執行を受けた後に雑居に移された。独居の間に彼は自分の所為を反省し、改悔すべきだとの考え方に基づいていた。

1892年に懲役及び禁錮の独房での執行を定める新たな行刑法（SFS 1892:61, ss.1-4.）が制定された。これにより独居拘禁の適用は拡大された。4年以下の懲役を科された受刑者は、全刑期を独房で執行された。それと引き換えに刑期の4分の1を減刑された。この結果4年以上の懲役受刑者は、最初の3年間を独房に収容された。

1906年に次の行刑法（SFS 1906:51, ss.1-8.）が制定された。このときスウェーデンにおける独居拘禁はその頂点に達した。刑期が3年を越えない受刑者はその全刑期を独房に収容された。それより長い刑期の受刑者は、最初の3年を独房に収容された。刑期の短縮は一切行われなくなった。1906年の行刑法による第二の新制度は、禁錮受刑者にも作業義務が定められたことである。更に、SL 2:6及び7に独居拘禁の厳格化が規定された。一定の人身犯罪で行為者が残酷さを示した場合、最低2日最長30日の夜間居房（nattläge）と6日の暗室独居（終身刑受刑者には21日の暗室独居）が定められた。しかし、これらの刑の厳格化は稀にしか適用されなかった。1907年に厳格化の対象となった受刑者は夜間独房38人、暗室独居2人であったが、この数はその後急速に減少した（Wallén, 1973, ss.22-23.）。

1906年の行刑改革では他に二つの新制度が導入された。仮釈放及び条件付判決である（SFS 1906:51, ss.12-14.）。假出獄（仮釈放）は1800年代の中葉にアイルランドで累進制に関連して法制化されたもので、これがスウェーデンの制度の模範になっている。1890年に矯正保護は既にその導入を国王に提案していたが、実現したのは1906年の改革のときであった。その規定は制限的であった。2年以上の懲役受刑者が刑期の3分の2の執行を終えたときに仮釈放された。残りの刑期の間最低一年間対象者は監督の対象になった。対象者が順法的生活をしないとき仮釈放は取消され、残刑の執行を受けた。制度の適用当初1907年にその適用は極めて制限され、12人だったが、その後ゆっくりと適用数は増加した。仮釈放適用者は、

当初は人身犯と性犯罪の行為者が主で、窃盗犯に仮釈放が初めて適用されたのは1918年だった。

1906年はまたスウェーデンの条件付判決の最初の年であった。これは、英米法の制度を模範とする制度であり、その先行制度は、アメリカのマサチューセッツ州で1800年代の前半に生じたものである。欧州大陸の条件付判決は1800年代の終わりに始った。1888年にベルギー、1891年にフランスである。大陸と英米の相違は、自由刑の判決を言渡した上でその執行を条件付で猶予（延期）したことである。対象者の観察はおこなわれなかった。これと関連して、社会学派の支持者の多数は条件付判決が短期自由刑（リストは特にこれを有害なものともみなしていた）の執行を回避する手段として歓迎し、1890年のコペンハーゲンの北欧法律家会議では条件付判決が主要議題となった。1894年にノルウェイ、遅れて1906年にスウェーデンがこれを導入した。1906年の法律でスウェーデンが取り入れたのは大陸型の制度であった。原則として条件付判決は初犯者のみに適用された。基本的要件は、対象者が刑を受けずに自ら改善することであった。この場合3月の懲役又は6月の禁錮に処される者に対して、裁判所はさしあたりその刑を執行しないことを命じた。換刑処分可能な罰金に処された者が支払不能の恐れのあるときに、罰金についても条件付判決が適用された。判決から3年間自由刑を伴う犯罪を行わずにいた場合、条件付判決は取消された。期間中の観察は行われなかった。当初法律の適用は不均等で、制限的であった。1907年の適用数は423人であったが、1918年には、一部第一次世界大戦下の犯罪の増加を根拠に、3084人にまで増加した（以上、Wallén, 1973, s.24.）。

1906年のスウェーデンにおける行刑改革にはアイルランドの累進制の影響の跡があるという。アイルランドの累進制の考案者は、1854年にアイルランドの矯正保護局長に任じられたクロフトン（Sir Walter Frederick Crofton, 1815-97）である。クロフトンは、この制度により大成功を収め、累進

制は英国及び大陸だけでなくアメリカに広まった。この制度で最も議論になったことは警察監視であった。これを多くの人は対象者に有害であると批判した。スウェーデンでは1906年に累進制が仮釈放とともに、施設内での処遇規則として導入され、独居拘禁と結合されて刑の執行の厳格さの段階的な緩和に使用された (Wallén, 1973, s.25.)。

1902年にスウェーデンは、少年犯罪者に対する国営の強制訓練処分を制度化した。これは、社会学派のプログラムに連なるもので、少年には刑罰でなく、教育訓練を与えるものであった。これは刑事責任年齢 (15歳) に達した少年犯罪者に対する特別処分を提供した。1800年代の末葉スウェーデンは他の諸国と同様児童を監獄から救い出そうとし、棄児、浮浪児、非行児の私立の収容施設が設立された。その最初はルント郊外に1838年に設立されたロービュー扶助施設 (Råby räddningsinstitut) である (坂田, 1990b.)。強制訓練処分に関する法律は、長期の法律制定準備作業の後1902年に制定されたもので、多数の児童が監獄に収容されるのを妨げた。これによりSL 5:3の改正で裁判所は罰金又は6月以下の禁錮に処された児童を強制訓練処分に付すことができるようになった。施設からの出所は通常入所2年後になされ、収容者が21歳に達したときに最終的に出所した。同時に児童福祉委員会 (barnavårdsnämnd) も設立され、罪を犯した15歳未満の者の強制訓練処分にかかる処分を決定した。強制訓練処分の執行のために国は、強制訓練処分施設を設立し、またコミューンや私人の施設設立を承認した。最初の国立の施設はモタラ (Motala) 郊外のポーナ (Bona) に設立された。このモデルは米国のエルマイラ (Elmira) の施設であった (以上、Wallén, 1973, ss.26-27.)。

七、チュレーンの改革作業

以上のように、1864年から1910年の間には後の展開とかかわる重要な法改正がなされたが、その後はSLの全面改正と新たな刑法に向けた動きが

展開していく。ヴァレンはこれをチュレーン時代とシュリイテル時代に2分しており、これにしたがって筆者も記述を進めたい。

チュレーン²²は新しい刑法の制定に向けた研究を行い、1910年から1914年の間に「刑法改革原理」三部作として結果を世に出した。チュレーンは社会学派に近く、ドイツのリスト²³の影響を受けていた。彼の原理的研究は社会学派の基本的理念に色付けされており、その刑罰体系は強力な個別予防的方向付けを有していた。刑罰の主要な目的は、チュレーンによれば威嚇、改善又は無害化によって犯罪者の社会的に危険な意思を中和することであった。ただ、チュレーンによれば純粋な個別予防にはそれ独自の限界があり、刑罰は、法的安定性を危険に曝すような、性急な正義の表象と衝突してはならなかった。つまり、チュレーンは、リストと同様に、一般予防を無視することはなかった (Wallén, 1973, s.27.)。

チュレーンの刑罰体系²⁴にあつては、罰金と自由刑が通常の刑であった。しかし、チュレーンはこの二種の刑を彼が非典型的な社会的危険性のある犯罪者と呼ぶ、あるカテゴリーの犯罪者には適さないものと考えていた。ここには少年、累犯者、アルコール嗜癖者及び浮浪者が属していた。これらのカテゴリーの犯罪者には通常の刑罰は不適で、刑罰に代る特別な制裁である保護措置 (skyddsåtgärd) が必要だと考えていた。

「刑法原理」の後にチュレーンは、新しい刑法の総則及び各側の草案を作成する作業に移った。これは、13巻からなる「刑法予備草案 (Förberedande utkast till strafflag)」 (Thyrén, 1917b) として1916-33年の間に世に出た (独訳、Thyrén, 1917a & 1918)。ここには、法文の提案に加えて、外国法から取り入れたすばらしい比較法的資料が含まれており、1930年代に個々の罪の修正が進められたとき重要な役割を果たしたという (Wallén, 1973, s.28, Thyrén, 1917b.)。

もともとチュレーンの原理的調査及び草案は、大きく、包括的な刑法改正を導くものではなかつ

た。逆にそれは、特に刑罰体系と刑罰の執行に関して、長期にわたる一連の部分改正の基礎となった。確かに刑法総則に関する彼の提案は、刑法改正委員会 (Strafflagskommission, SOU 1923:9) により、再検討案として提案されているが、採択されることはなかった。

チュレーンの研究に連なる最初の重要な改革は、1906年の行刑法 (SFS 1906:51) が新法で置き換えられたときに実現した。この法律 (SFS 1916:90) は、独居拘禁の縮減と累進制の進展で特徴付けられていた。独居拘禁の矯正保護の中での実務的経験は、受刑者の孤立化によるはっきりした否定的効果であった。それ故、新法 (SFS 1916:90) は様々な方法で独居を緩和していた。ヴァレンはその詳細を述べている (Wallén, 1973, s.29) が割愛する。

この時期の重要なことは、1921年に死刑が廃止 (戦時を除き) されたことである (Wallén, 1973, s.30.)。死刑は1910年以来執行されていなかった。更に、1927年の2つの法律により保安監置 (förvaring) と保安拘禁 (internering)²⁵ とが導入された。保安監置は限定責任能力犯罪者を目的とし、保安拘禁は累犯者を目的としていた。双方ともに不定期の制裁であり、それぞれの法律の定める要件が充足される場合に判決することができたが、どちらも完全な不定期制裁ではなく、最低期間が定められ、保安拘禁の場合は最長期間も定められた。対象者の施設からの釈放は、裁判所からは独立した機関である、新たに設置された保安拘禁委員会 (interneringsnämnd) に委ねられた。どちらの法律も1928年に施行されたが、施行後の最初の8年間平均して20人が保安監置に処され、保安拘禁には、最初の5年間に39人が付された。どちらもその後急速に適用数を減じた。1935年に保安拘禁に処された者はただ一人であった (Wallén, 1973, s.30.)。

1931年の日数罰金制度 (坂田, 1990) の導入もチュレーンの理念の実現である。この制度の基本的思想は、罰金刑が対象者の貧富に無関係に対象

者に打撃を与えるということであった。これは、日数罰金の日数の数は罪の重さによって定め、その日額は対象者の経済的状态によって定めるということによって解決された。日数罰金体系は、チュレーンを模範にして様々な国で採用されている (Wallén, 1973, s.30.)。

八、シュリイテル²⁶の改革作業

チュレーンによって始められた刑法改革は、シュリイテルによって更に推進され、その指導の下に大きく成長した。シュリイテルは、1932年と1934年の2回、自身の法務大臣就任を中に挟んで、閣議報告 (Anförandet till statsrådprotokoll) の中で刑法改正の計画を述べている (Wallén, 1973, s.30.)。前者は犯罪、後者は制裁についての改正計画である。後者から先に述べる。

A. 1934年の計画では、①少年犯罪者対策、②罰金の換刑処分、③自由刑の執行、④保安處分の4点について改革が意図されている。

①1935年の立法により15歳未満の罪を犯した児童は、起訴されず判決も受けなくて、児童福祉委員会の保護訓練処分 (skyddsuppfostran) に付す。15歳以上18歳未満の犯罪者はSLの下で判決を受け、これらの者に対して特別な強制訓練処分 (tvångsuppfostran) を導入する。以前の強制訓練処分を判決する可能性を18歳以上21歳未満の者に拡大する試みは失敗していた。1938年には1935年に制定された少年拘禁 (ungdomsfängelse) に関する法律が施行された。少年拘禁の目的は、対象者を処罰せずに訓練し、彼らにきちんとした職業教育を与えることであった。不定期の制裁とされ、下限は一年、上限は四年であった。少年拘禁からの釈放は、保安拘禁委員会の対応物である少年拘禁委員会が審理、決定した。少年拘禁の模範は、デンマークの少年拘禁 (ungdomsfengsel) であった。デンマークは1933年、セービューセーゴールドウ (Søbysøgård) に英国のボースタルを模範に施設を設けた。これは身体の訓練と職業教

育とによって若い犯罪者の性格を直そうとするものであった。しかし、これも最初のものでなく、アメリカで1870年代に設立されたエルミラ (Elmira) の施設を模範としていた (Wallén, 1973, ss.31-32.)。

しかし、少年刑務所に関するスウェーデンの立法へのデンマークの影響は、少年拘禁の対象者であった。それは、シュリイテルによれば、デンマーク語で *Raske dreng*²⁷ といわれる者で、精神障害者、知能障害者など、障害をもち或いは改善不能な者には適用しないことが重要であるとしていた。しかし実際には、裁判所がまさにこの適用を回避すべき対象者を少年拘禁に処すという展開になっていたことをヴァレンは付け加えている (Wallén, 1973, s.32.)。

少年犯罪者に関して、禁錮と懲役から少年を除外し、児童福祉委員会とその諸措置が少年には適するとの見方が採用され、15ないし18歳の者は、これを矯正保護から児童福祉へと移し変える方向がとられた。1944年の起訴放棄に関する法律によって検察官に児童福祉委員会と協議の上公訴を提起しない可能性が与えられた。この際児童福祉委員会は、必要に応じて介入することができた。例外的な場合を除き少年犯罪者を拘禁、懲役及び保安拘禁に処することは禁止された。かくて、強制訓練 (*tvångsuppfostran*) 制度は不要になり1947年に廃止された (Wallén, 1973, ss.32-33.)。

条件付判決に関する法律は1934年の新法により急激に変化した。この改正で条件付判決は、犯罪者に対する社会内矯正保護 (*kriminalvård i frihet*) となった。裁判所は、遵守事項を定め、対象者を効果的な監督下に置くことが出来るようになった。社会内矯正保護を所管するため、12人の保護顧問官 (*skyddskonsulent*) が1944年に任命された。彼らはその所轄区域内で観察業務を指揮し、条件付判決の対象者の監督 (*tillsyn*) を実行した。

②罰金刑 (坂田, 1990a. 参照) の執行も1937年の法律によって急激に変化した。シュリイテル

の、1934年の計画により罰金の徴収方法が改善され、罰金の支払が容易になったことによる。しかし本質的なことは、罰金の不払いによる換刑処分が条件付で判決され、場合により罰金の支払が免除されたことである。この改革によりシュリイテルは、かれの「監獄人口を根絶やしにせよ」というモットーの現実化に成功した (Wallén, 1973, ss.33-34.)。

③仮釈放に関しては1938年には、ある調査委員会が、一定期間刑期を務め終わった者全員に仮釈放を与えるという新たな形式の仮釈放を提案した。既にチュレーンは、賛成は得られなかったが、そのような仮釈放を必要的仮釈放として刑の執行の一部に組みこむことを提案していた。これと並んで右の調査委員会は、成績のよかった受刑者への褒賞の性格をもつ過去の仮釈放も維持する見解であった。仮釈放された者は保護顧問官の観察下に置かれた。調査委員会の提案は、大筋で受入れられ、1943年の仮釈放に関する法律に結実した。ただその施行は1946年であった。この時期に受刑者の外泊²⁸の制度が始まっていることを付け加えておきたい (Eriksson, 1967, ss.304-310.)。

④保安監置と保安拘禁の見直しは、1937年に制定された新法 (*Lag om förvaring och internering i säkerhetsanstalt*) により行われた。保安監置 (*förvaring*) は主に精神障害者に、保安拘禁 (*internering*) は主に累犯者に適用されることが予定され、1946年に施行された。しかし、これが施行されたとき、保安監置の数が増大した反面保安拘禁の数が著しく減少したのである²⁹。その理由は、保安拘禁に処すべき多数の者が保安監置の対象となるべき精神状態にあると裁判所が判断したことにある。

B. 以上の制裁の改正とは別にシュリイテルは、1932年の閣議報告の中で犯罪類型に関する改正提案をしているが、恐喝罪 (未遂を含む) の新設が1934年に、性犯罪の再構成が1937年 (坂田, 1972, ss.195-210.) に、それぞれ行われてい

る。特に興味深いのは、科罰性の客観的拡張の廃止で、これにより古代ゲルマン法の「結果責任 (Erfolghaftung)」の最後の残滓がSLから除去された。

九、刑法調査会と刑法審議会 (表4参照)

A. 刑法調査会 (SLB)

以上の部分改正を完成し、制裁体系に関する部分を新刑法にまとめるために1938年に刑法調査会 (Straffberedningen: SLB) が設置された。平行して、1937年に刑法総則 (制裁を除く) 及び刑法各則の改正を実現するため刑法審議会 (Straffrättskommittén: SRK) が設置された。SLBの委員長にはシュリイテル、SRKの委員長には高裁長官エケベリイ (Birger Ekeberg)³⁰がそれぞれ選任された。

SLBの最初の仕事は自由刑の執行方法の改革であった。これは1945年に議会を通過した新しい行刑法によって実現された。1916年の行刑法 (Lag angående verkställighet av straffarbete och fängelsestraff.) が施行されていた間に独居拘

禁は引続き退潮しつづけ、1945年の行刑法 (Lag om verkställighet av frihetsstraff) により廃止された。百年に及ぶ独居の経験の後にスウェーデンは、新たな雑居による刑の執行に戻ったのである (Wallén, 1973, s.35.)。1945年の行刑法は、受刑者の分類という原則に基づいていた。これは、多数の開放的又は半開放的な小施設の利用を前提としていた。当然、法律が施行されたとき施設の数是不十分なだけでなく、雑居には適さない構造になっていた。

1945年行刑法に従えば、刑罰の本質は自由の喪失にあった。これ以外の点では受刑者の再社会化を目指す処遇の実現が制裁の目的となるのである。ここにおいて処遇路線 (Behandlingslinjen) がスウェーデン矯正保護において勝利を獲得した。1937年に導入された外泊制度は、1945年法によって著しく拡大された。その後更に外泊許可の実務は自由化の方向に展開した。

更に、SLBは制裁体系と行刑にかかる二つの異なる法律を一つの法律にまとめる方向に移り、その結果が1956年の最終答申・保護法

表3. 保安監置と保安拘禁 (1950年-1964年)

年	保安監置	保安拘禁	年	保安監置	保安拘禁	年	保安監置	保安拘禁
1950	176	1	1955	265	-	1960	337	-
1951	214	1	1956	244	-	1961	370	-
1952	204	2	1957	317	-	1962	402	-
1953	233	-	1958	319	-	1963	493	-
1954	214	-	1959	303	-	1964	446	-

注1. Rättsstatistisk årsbok 1977, 表3. 5. 2aによる。(坂田, 1980, s.196.)

2. 採録にあたり、表現に一部修正を加えた (数値の変更はない)。

表4. 刑法調査会と刑法審議会

名称	設置年度	委員長	諮問事項	委員	調査方法	答申
刑法調査会	1938	シュリイテル	制裁 (刑)	多様な専門家	多様	保護法草案 SOU 1956:55
刑法審議会	1937	エケベリイ	罪	法律家	法律解釈	刑法典の提案 SOU 1953:14

(筆者作成。坂田, 2013, s.41参照)

(skyddslag. SOU 1956:55. 法務省, 1963. 牧野, 1958. 森下, 1963) が発表された。この中では制裁体系のすべての措置に保護 (skydd) の語が付された。保護観察 (skyddstillsyn)、保護訓練 (skyddsuppfostran) 及び保護抑留 (skyddsinternering) である (SOU 1956:55, ss.451, 454, 456.)。また、同時になされた新行刑法草案 (SOU 1956:55, ss.482-502.) の中では、拘禁の執行場所にあたる刑務所は、保護施設 (skyddsvårdsanstalter) の一つとされている³¹。

保護法 (Skyddslag) の提案にはフェリ及びビイタリア学派の影響がはっきりみられる (Wallen, 1973, s.35.)。刑罰と保護措置及び禁酒保護、精神医学的保護などの純粋に保護的制裁の間には何の相違もなく草案はこれら全てを等置している。つまり、保護法草案は全体として、刑ではなく制裁について述べている。これはフェリの集合概念、sanzioni (筆者注・英語のsanctionを意味する) である。

答申「保護法 (SOU 1956:55)」は激しい議論を呼び起こした。答申の個別予防への一方的志向に反対する一般予防的観点の代表者は答申を強く批判した。特に「刑」という語の廃棄が批判された。答申の著作者 (upphovsman) は刑概念の消失を大勝利とみなしていたが、一般予防の支持者は、これに反対して、一般予防の効果を達成しようとする場合「刑」の語とこれに結合する表象が最大の重要性をもつと主張した (Wallén, 1973, ss.35-36.)。

B. 刑法審議会 (SRK)

一方SRKは、その設置指示に従がい、まず財産犯罪を制定しなおした。財産犯罪の新しい草案は1940年に明らかになり、僅かな改正を加えて1942年に法律になった。同時にSRKは、未遂罪の立法提案を行った。次いで、1948年に国家及び公共に対する罪の提案を行った。新規の提案は、犯罪の効果としての没収である。犯罪の共同責任 (共犯責任・medverkansanavar) は新たな方法で構成

され、一部の重大犯罪への予備が犯罪化された。そして、SRKは、1953年に最終答申、刑法の提案 (SOU 1953:14.) を提出した。ここには1942年と1948年に行われた部分的改正の文言がほぼ修正なしに組み込まれた。新しい刑法改正草案は、個人に対する罪、財産に対する罪、公共に対する罪、国家に対する罪、及び総則規定 (客観的な刑罰の根拠に関する規則 [正当防衛<nödvärn>、職務行為<laga befogenhet>、緊急避難<nöd>、上官の命令<förmans befallning>] などのほか、刑法の時間的、地理的適用に関する規則) が含まれている (Wallén, 1973, s.36.)。

古い刑法の罪の記述がカズスティックであったのに対して、SRKはシステムティックな記述方法を使用している³²。前者では罪の記述が細かく具体的になり、一方後者にあつては、規定の文言が整理され、抽象的でときに曖昧になるという結果をもたらす。この変化はスウェーデン刑法改正の特色として強調されている。

C. 1962年刑法典 (Brottsbalken, 1962・六二刑法)

SOU 1953:14及びSOU 1956:55は、多数の意見を求めてレミス手続に付され、それらのレミス意見及び立法顧問院 (Lagråd) の所見を得て、法務省内の再検討が行われた。ここでは「保護 (skydd)」の語について議論があり、最終的に両者は法律案にまとめられて議会に提出された。刑法典は1962年に微細な修正を経て、法律 (SFS 1962:700) となり、1965年1月1日に施行された³³。

刑法典は、第1編・通則、第2編・罪、第3編・制裁という形で編纂されている。ヴァレンによれば刑法典の新味は、①個人に対する罪、②刑法総則の一部及び③制裁体系、の三点である。

法典の第2編・罪は、SOU 1953:14が個人に対する罪、財産に対する罪、公共に対する罪及び国家に対する罪の4部に分けていることを受けて、個人に対する罪を先頭におき、公共あるいは国家に対する罪は法典の後の部分におかれている。個

人尊重の考え方が表面に現れている。

総則的な規定は第1編にはなく、第2編の末尾に置かれている。23章及び24章である。罪刑法定主義は刑法典には規定がなく、刑法施行法5条に規定されている。

法典の最大の特徴は、第3編・制裁である。BrBは自由刑として拘禁 (Fängelse) しか規定していない。1906年以来の条件付判決は2つの制裁形式、条件付判決と保護観察に分割された。観察のつかない条件付判決は現実には純粹な制裁の猶予 (Påföljdseftergift) であり、予測結果のよい犯罪者を対象としている。保護観察は、以前の本格的条件付判決 (kvalificerade villkorliga domen) の発展である。これには短期の自由剥奪処分を併科できる。保安措置 (skyddsåtgärd) のうち残されたのは保安拘禁—抑留— (internering) だけであるが、これはかつての保安監置 (Förvaring) に対応するものである。また、BrBは裁判所に、児童保護、飲酒保護及び精神医学的保護の「保護 (vård)」に直接委託する可能性を与えた。最後にBrBは、裁判所に、例外的な場合に制裁の猶予 (påföljdseftergift)、即ち何らの制裁も判決しないという可能性をも開いた。

自由刑の執行に関する規則 (行刑法) はBrBの中には定められなかった。代わりに1945年の行刑法が改正されて、1964年の行刑法に置き換えられた。

シュリイテルの指導の下で熱心に行われた改革作業は個別予防的方向を特徴としていた。しかし、この時期のスウェーデンにおいて一般予防的方向が欠如していたと信じることはできない。むしろ逆に、一般予防的な「道義確立理論³⁴」が打立てられていた。その最も著名な代表者は、ルンドゥステット³⁵とオリベクローナ³⁶であった。

道義確立理論 (Wallen, 1973, ss.39-40.) に従えば、刑法及びその適用は、道義の確立と道義の強化の効果を有する。刑法の機構は、市民の道義的及び社会的価値観を形成かつ維持し、市民に法律に従う義務の感情を根付かせるのに資するも

のである、しかし、このような効果を呼び起こすものは、刑法及びその適用だけではなく、刑法との関連で犯罪の周辺における一般的な考え方 (meningen) がそれに劣らず重要である。周囲の否定的な考え方 (ogillande mening) の圧力が潜在的犯罪行為 (presumtiva brottslingen) を抑止するだけでなく、道義確立効果をもつと思われる。

刑法及びその適用が上述した効果を有するためには、道義確立理論に従えば、裁判所の判決が一般の人々にとって正義であること、刑罰が罪に対する規則的な結果であることが要求される。道義確立理論は、この観点を主張することによって、純粹な個別予防的制裁制度に対する障壁として働くようになる。

道義確立理論が犯罪化の理由として提示される例として、人種差別に関する法律委員会の答申 (Förarbeten) を取上げることができる。ここでは、犯罪化の範囲を拡張するのに有利な次のような見解が述べられている。

「我々が現在有するよりもはるかに広範にわたる人種差別に対する刑罰的禁止は、刑罰的禁止の適用のある個別的事件においてのみならず、周辺領域に対する規範形成的な影響を有している」 (NJA II 1970, s.520. Wallén, 1973, s.39.) と。

通常大規模な改正は立法作業に休止期間をもたらすものであるが、BrBの場合はそうではなかった。重要な改正は、既に犯罪類型 (brottskatalog) についてなされ、性犯罪が包括的な改正の対象になっている³⁷。制裁に関しても改正が行われている。即ち、1964年にBrBの改正により仮釈放は拡大されている。特に不定期刑に対して批判が向けられ、BrBはもう古臭くなったのではとの声もいくつか聞こえてくる³⁸。

刑の執行、特に自由刑の執行に関しては、近年多数の改正提案がなされている。1967年に設置された矯正保護における施設収容に関する委員会 (Kommittén för anstaltsbehandling inom kriminalvården <KAIK>) は、1971年に提出した

答申により行刑法の改正提案を提出している³⁹。それは、自由刑の執行の広範な自由化を意味している。特に、刑務所<拘禁>における作業義務の廃止が提案されている。また、1972年には、1971年に設置された矯正保護調査会（Kriminalvårdsberedningen）の行刑法の改正提案⁴⁰が提出された。これは、実質的に1971年にKAİKの提出した答申を修正しており、特に調査会は、拘禁における作業義務の存置を必要だとしている。調査会の答申の大筋は議会で採択された⁴¹。

むすび

1973年に出版されたヴァレンの著書（Wallén, 1973）の記述はここで終わっている。同書を参照して綴ってきた筆者のノートもここで擱筆する。

以上前稿に引続いてスウェーデン刑法の歴史について素描した。これに続く制度の沿革については、制裁制度に限定されるが、筆者のスウェーデン制裁制度・二〇一五年（坂田, 2015）を参照してほしい。

振り返ってみると、19世紀の末以来スウェーデン刑法はチュレーン、シュリイテルを通してリストの個別予防主義に徹してきた。保護法草案は、その頂点を示している。しかし、草案の発表後個別予防主義ないしいわゆる処遇思想（Behandlingstanke）は批判され続けている。そして、現刑法は、予防理論からの撤退を宣言した。いま、いわゆる均衡理論が台頭している。これが応報理論に転化するかどうかは、国際的なテロや欧州へのイスラム圏からの人口流入の帰趨と絡んで予測不能の状態にあるように思う。

この流れの中で、スウェーデンでは均衡理論をとるとしつつ、いわゆる衡平原理によって個別予防主義、処遇理論の発展が実質的に図られている。過去、個別予防理論の残した遺産、仮釈放、条件付判決、保護観察、受刑者の開放処遇、外泊制度などは、いずれも廃止されていない。それだけでなく、受刑者の人権の尊重、差別的処遇（性差別、障害者差別等）の禁止の動きは強化されて

いる。いま、刑法の目的思想は、個別予防主義を我が物として更に発展を遂げようとしていると信じる。この事実は予防主義を採ろうと捨てようと思われない。世界は、犯罪のない社会を目指して確実にその歩みを進めている。均衡理論に惑わされることなく、被害者に意を用いつつ対象者の成長を図って欲しいと思う。宮澤（宮澤, 1977）、吉川（Ansel, 1968）、澤登（澤登, 1975）らの研究につづく後継者の活動に期待したい。

注

- (1) ここでは1984年に出版されたスウェーデン王国法典（Rikeslag, 1734）を資料として使用する。この書物の原本の記載から、ここに採録されている1734年法には1777年及び1779年のグスタフ三世による改正後の規定が併せて印刷されている。
- (2) 1734年法に含まれている犯罪法の章別の全体（Rikeslag, 1734, ss.126-174）の紹介は控え、部分的に下記の通り引用する。訳語に一部とまどうものもあるが、極力正確を期した。（）内は私訳。

1章 Försmädelse mot GUD och affall ifrån then rena evangeliska läran（神を疎かにし、純粋な福音主義教義に背教する罪）。2章 Om truldom och vidskepelse（魔法及び迷信の罪）。3章 Om svordom och sabbatsbrott（呪詛及び安息日違背の罪）。4章 Om förräderi（反逆罪）。9章 Om tvegifte（重婚の罪）。10章 Om tidelag（獣姦の罪）。13章 Om then, som förgör sig sielf（自己抹殺の罪）。14章 Om dråp å föräldrar, barn, och syskon; så ock ther någor slår, eller oqvådar, sina föräldrar（両親、子及び兄弟姉妹の故殺の罪、自分の両親を殴る又は罵る罪）。32章 Om dråp af then, som afvida är（精神障害者による故殺の罪）。41章 Om flera stjäla med samnad hand, eller någor varder thertil lockad eller buden, eller

eljest är i tiuvnad delachtig (多数の者の協力による窃盗の罪。それに誘われ又命令された者の罪、又はその他当該窃盗に参加した罪)。46章 Om kyrklotiufnad (教会窃盗)。47章 Om snatteri (小窃盗)。52章 Huru man skal sitt återtaga, eller annan lagliga til tiufsak binda, och therom ransaka låta; och om man utan skiäl annan något gods fränkänna vil (自分の物の取戻し、他の合法的な物を窃盗に結合するか、又はそれをどのように調査させるか、又は、理由なく他人にその物を否認する場合)。53章 Om lönskaläge (婚前性交の罪)。54章 Om lägersmål i fästom, och under ächtenskaps löfte (婚約者との性交の罪、及び婚約中の他の者との性交の罪)。55章 Om enfalt hor (単純姦通の罪)。56章 Om tvefalt hor (双方姦通の罪)。59章 Om blodskam, och lägersmål i andra förbudna leder. (近親相姦及びその他同系親族との性交)。

- (3) 犯罪法の23章にこの語があるが、これについては坂田, 2016, s.15を参照。
- (4) SBには刑種を列挙する規定はなく、どのような刑が存在したかをSBから直接知ることはできない。MBには罪の内容が対応する刑とともに記載されており、例えば、MB46:1には「教会窃盗」として「教会で物を盗んだ者は、その物が教会に属する物であれば、又はそこに保管されていた他人の物であっても、その物が百ダレール以上の価値のある物であれば、その者は絞首される。」と規定している (Rikeslag, 1734, s.163.)。そして、この規定は1779年に、刑が「自らの罪を、40のむち (spö)、30のむち (ris)、及びその犯罪者の生きている間の監獄労働であがなう」と改正されている (Rikeslag, 1734, s.270.)。なお、spöは棒状の、risは枝状の鞭をいう。
- (5) カズイステークの例は、1864年刑法と1962年刑法の比較としてヴァレンの著書に掲載されている (Wallén, 1973, s.37)。1734年法では注2の

章別及び注4の記述から分かるようにこれが更に具体的であった。

- (6) 原文 (Rikeslag, 1734, ss.174-8.) を引用すると下記のようになる。
- 1章 Om Missgierningars angifvande, och Fångars underhåll. 犯罪の通報及び囚人の給養。2章 Om them, som i fängelse dö. 監獄で死亡したものについて。3章 Om doms fullbordan i lifsaker. 死刑事件の判決の執行。4章 Om Skarprättare. 執行吏について。5章 Om kropsplicht med arbete, spö och ris, så ock hächte vid vatn och bröd. 強制労働、笞刑、及び水とパンの拘禁。
- (7) 本間晴樹は、ある会で筆者の質問に対しクーデターとして始まり、国王の廃位以降は革命に変質したとの見解を示したことがある (本間, 2010参照)。
- (8) Thyren, 1917b, ss.164-191は、この二つの草案 (KL案及びSL案) と1861年の勅令及び旧刑法 (SL) の条文の比較対照表を作成している。この表は後の刑法改正作業に大変役立ったと言われている。また、オンブズマン制度が積極的に運用されたのもこの時代である (坂田, 2010, s.5.)。
- (9) 今回この命題について筆者はビンディングの著書に詳細な分析のあることを初めて目にした。Binding 1885, ss.17-28を参照。
- (10) Johan Gabriel Richer (1784-1864). ルント大学出身の裁判官。17歳で法曹資格試験をクリアした逸材で、リベラリストとして知られ、当時著名な政治家でもあった。1814年に大法律委員会の委員、及び1821年に旧法律調査会の委員に選任され、法律改正作業に指導的役割を演じた。しかし、法律改正と裁判実務以外の仕事はせず、要職への招聘をすべて拒否し、老後は故郷の地方裁判所長に戻ることをのみを願った。男女平等の推進者であったという (以上Inger, 1983, ss.171-172, 176.)。アッケによれば、旧刑法の著作権者 (upphovsman) といってもよいという (Agge, 1970, s.86.)。

- (11) オンブズマンについては筆者の二つの論文(坂田, 2010及び坂田, 2011)を参照。特に、坂田, 2010, s.5及びs.9, 注7を参照。
- (12) John Howard (1726-1790). Eriksson, 1967, ss.50-59. 犯罪行動研究会, 1990, ss. 337-49, Wallén, 1973, s.10. ハワードはスウェーデンの施設について辛口の批判を残している(ハワード, 1777, ss.96-100.)。
- (13) 正式書名は、Om straff och straffanstalter, Stockholm, 1840。 筆者は残念ながらまだこの書を目にしていなが、ヴァレン(Wallén 1973, ss.12-13.)もこれに触れており、エリクソンはその内容を細かく紹介している(Eriksson, 1967, ss.229-233.)。以下の記述はこれによる。
- (14) Svensk Författnings-Samling, Första årgången, Stockholm, Kungl. Tryckeriet, 1825. 本書及び続く年度の版は国会図書館に所蔵されており、誰でも閲覧可能である。
- (15) 「裁判官の職務とは覆すことよりもむしろ助けることである。」と裁判官規則第26(坂田, 1998, s.110)は述べている。
- (16) 訴訟法典は32章に分かれ、刑事民事の区別はなく、裁判所における手続きについて規定していた。その章別の紹介は省略する。
- (17) IHRB 17:30は次のように規定する。「明白な及び蓋然的な理由に基づく噂又はその他の結合事情又は間接証拠が訴追されている者に対して存在する場合、裁判官は、通常の宣誓を科すことができる。しかし、緊急事件<正当防衛等>の場合を除き、又はその他真実が完全にならない限り、右の宣誓を科すことはできない。事件が生命にかかわる場合<死刑事件の場合>には、通常の宣誓を科す判決はできない。」(<>内筆者注)。この訳文は私訳であるが、規定の意味内容を捉えていると信じる。
- (18) Insättande på bekännelse. 証拠が明白であるのに自白しない被告人を監獄に収容し、頑なに自白を拒む被告人を自白させるように監獄牧師に預け、自白すれば訴訟を終結するという制度で、1803年に法制化されたもの(Annars, 1973, s.51.)。
- (19) 制定当時の1864年刑法(旧刑法)の章別を示すと次のようになる。原語の紹介は省略する。1章 スウェーデン刑法の適用を受ける者について。2章 本法により判決できる刑について。3章 罪への参加について。4章 罪の併合について、及び刑の統合又は変更について、また罪の再犯について。5章 科罰性を除外、減輕又は廃棄する根拠について。6章 刑事損害賠償について。7章 宗教の罪について。8章 反逆罪について、またその他の王国の安全に危険な罪について。9章 国王に対する罪について、また政府又は議会に対する罪について。10章 公務所に対する罪について。11章 平穩に対する罪について。12章 偽造の罪について。13章 偽証について。14章 謀殺、故殺及びその他の傷害について。15章 他人の平穩に対する罪について。16章 虚偽告発について、またそのほかの名誉毀損の罪について。17章 婚姻にかかる罪について。18章 道徳の罪について。19章 故意又は過失による焼損について、またその他の毀損行為について。20章 窃盗及び小窃盗について。21章 強盗について。22章 詐欺及びその他の不実行為について。23章 競売における詐欺的、暴力的又は無謀な蛮行について。24章 軽損壊について、また違法な狩猟又は漁労について。25章 公務員の罪について。
- (20) 表2参照。このとき改正の対象となったのは、20章・窃盗の罪のほか、刑法2章・本法により判決できる刑、3章・罪への参加、4章・罪の併合及び刑の統合又は変更並びに罪の再犯、5章・科罰性を除外、減輕又は廃棄する根拠、6章・刑事損害賠償、8章・反逆の罪及び王国の安全に危険な罪、9章・国王、政府又は議会に対する罪、11章・平穩に対する罪、12章・偽造の罪、14章・謀殺、故殺及びその他の傷害、15章・他人の平穩に対する罪、16章・虚偽告発及び名誉毀損の罪、18章・道徳に対する罪(筆者

- 注、性犯罪等)、19章・故意又は過失による焼損及びその他の毀損行為、21章・強盗、22章・詐欺及びその他の不実行為、23章・競売における詐欺的、暴力的又は無謀な蛮行について、及び25章・公務員の罪にかかる相当数の規定である (SFS 1890:33)。
- (21) 窃盗についてはこれ以前、1872年にも改正 (SFS 1872:55, s.3.) が行われ、窃盗の累犯の刑が加重されている (SL 20:11)。
- (22) Thyrén, Johan Carl Wilhelm (1861-1933). ルント大学の出身で、同大学でローマ法と法制史の教授を経て刑法の教授に選ばれている。シュリイテルとは親族関係にあった。1909年に政府より刑法改革プログラムの基礎になる刑法の目的とこの目的にあわせた刑罰体系の適切な構成に関する原理的調査の委託を受けた。後法務大臣を務め、保安監置 (förvaring) 及び保安拘禁 (抑留) (internering) 並びに日数罰金 (dagbot) の制度化に関わった。その後任の法務大臣がシュリイテルである。
- (23) Liszt, Franz von (1851-1919). 社会学派の指導者であり、そのZweckgedanke im Strafrecht, 1883は邦訳されている。西村克彦訳、刑法における目的思想、新書館、昭和47 (1972) 年、である。この論文は最初1883年に教授就任演説 (Antrittsrede) として世に出、全刑法学雑誌 (Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft, III, 1883?) に再印刷され、後にFranz von Liszt: Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge, Bd. I (1905) SS. 126-179に採録された。
- (24) Principerna för en strafflagsreform, Bd.I-III, 1910-1914.筆者はこれを目にしていなかったが、そのドイツ語版 (Thyrén, 1910) に接したことがある。同書では、社会的危険性の内容から説き起こし、その上に利他主義と利己主義という個人的処世態度の対立に社会改革的活動と自己中心的活动の対立をいわばクロスさせて犯罪を分析し、犯罪者を①反道徳的動機によらない犯罪者、②急性犯罪者、③累犯者、④少年犯罪者、⑤精神異常犯罪者、⑥飲酒による犯罪者及び⑦浮浪者という7個の類型に分け、このそれぞれに対応する刑法上の制裁システムを策定している (Thyrén, 1910, passim.)。このシステムは正に個別予防主義そのものである。チュレーンの弟子のピラーテン (Fritjof Nilsson Piraten) は、自分の師とその刑法観を、彼の人間に関する疑問は、懐疑主義者とはとてもいえないもので、刑罰が犯罪者を改善すると信じ、教えていたと述べているという (Wallén, 1973, s.28.)。
- (25) 保安監置及び保安拘禁は高度にチュレーンの作品で、チュレーンが委員長を務めた調査会が作成し、彼が法務大臣のときに法律になった (Wallén, 1973, s.30.)。なお、抑留という訳語は宮澤浩一教授のもので、法務省刊行の「スウェーデン刑法典」(法務資料, 1968) で用いられている。筆者は、förvaringとの整合も考え、保安拘禁の訳語を用いている。
- (26) Karl Johan Daniel Schlyter (1879-1959). その伝記についてはSunden, 1998及び坂田, 2013を参照。日本語表記はシュリイテルとする。
- (27) デンマーク語で、raskeは、迅速な、熱狂的な等の意味の形容詞、drengeは「若衆」という語感の若い男性を指す。つまり、無軌道な青年を意味する。従がって「精神障害及び精神薄弱を分別すること、並びに、少年拘禁をこうした異常な或いは改善不能な者 (これらの者はその施設内の存在によって当該施設のもつ改善という達成結果を危うくする) には適用しないことが重要である」(Wallén, 1973, s.32. Eriksson, 1967, ss.311-317. jmf.)。なお、少年拘禁の模範施設としてスウェーデンで建設されたのがSkånes (日本語にない発音のためシェーネス、フケネス等と表記される) の少年刑務所である。
- (28) 原語はPermission (Eriksson, 1967, ss.304-310. 及び Eriksson, 1968.) スウェーデンの矯正保護では完全に受刑者処遇の一部に組み込まれている。スウェーデン現行拘禁法 (Fängelselag,

- SFS 2010:610) 10章 1条参照。
- (29) 1977年半の犯罪統計には1950年以降の数値が表3のように示されている(坂田, 1980, s.196.)。
- (30) Birger Ekeberg (1880-1968. Bohma, 1942, vol.4, s.342.) 1907年ウプサラ大学で博士号を授与された民事法の専門家。のち、最高裁判所、スベア高等裁判所の判事を歴任し、ハーグの国際仲裁裁判所の判事を務めるなど国際的にも活躍している。
- (31) 同草案によれば、skyddsvårdsanstaltは、allmän skyddsvårdsanstalt, tillsyns-anstalt, ungdomsanstalt及びinterneringsanstaltの4種に分けられている(同草案1条)。これに対応して、規定の細目が5章・Fängelse、6章・Tillsynsanstalt、7章・Skyddsfostran及び8章・Skyddsinterneringとして規定が置かれている。つまり、Fängelseはallmän skyddsvårdsanstaltと同義と読むことができる(SOU 1956:55, ss.482, 493.)。
- (32) カズイスティックな法律記述方法は、罪の犯される方法を具体的に例示することを目指すものであり、システマティックな方法は「様々な犯罪類型の要件を筋の通った法律学的な規範的用語を使用することによって刑罰法規則の中に一般的に示す」(Agge, 1970, s.133.)ものである。Wallén, 1973, s.37には、詐欺罪(SL 22:01, BrB 09:01)と脅迫罪(SL 14:15, BrB 04:05)とを例にとって両者の比較が行われている(Wallén, 1973, s.37.)
- (33) 宮澤浩一教授は、刑法典の全訳(法務省, 1968.)をその英訳から行い、詳細な解説を書いている。解説(宮澤, 1967.)は同教授の著作集の第3巻「刑事政策の源流と潮流」の135頁以下に採録されている(宮澤, 1977.)。
- (34) 道義確立理論(Moralbildningsteori)。この語を筆者は(Olivecrona, 1957, s.407.)に見出した。ドイツ語でBildung und Festigung der allgemeinen Moralである。その脚注19には(Lundstedt, 1936)の参照が指示されている。(Victor, 1981)も参照。
- (35) Anders Vilhelm Lundstedt (1882-1955)。ルント大学で法学博士の学位を取り、1914年より1947年までウプサラ大学で民法及びローマ法の教授を務める。オリヴェクローナと並んでウプサラの学派の重鎮であった。社会民主党より国会議員に選出され、論客として知られていた。その学説の一つが道義確立理論(Moralbildningsteori)である。それを基にチュレーンとの間に論争があった。
- (36) Knut Hans Karl Olivecrona (1897-1980)。ルントステットウの同僚で、ルント大学の訴訟法の教授を30年務める。いわゆる経験法学の唱道者であり、日本では安部濱男による翻訳「法秩序の構造」(オリベクローナ, 1973)が出版されている。
- (37) 1971年に政府は性犯罪調査会(Sexualbrottsutredning)を組織している。この調査会は1976年に答申「性的攻撃(Sexuella övergrepp, SOU 1976:9.)」を発表している。なお、性犯罪の規制は女性の人権と絡んで検討が繰返され、現刑法の性犯罪の規定は、往時とはまったく異なったものになっている(坂田, 2005.)。
- (38) Elwin et al., 1971.は当時もてはやされた批判的書物である。
- (39) KAIK, Kriminalvård i anstalt, Betänkandet avgivet av kommittén för anstalts behandling inom kriminalvården (SOU 1971:74.), behandling inom kriminalvården. SOU 1971:74. (SOU 1971:74.)
- (40) Kriminalvård, Betänkandet avgivet av Kriminalvårdsberedningen, SOU 1972:64. (SOU 1972:64.)
- (41) 成立した法律は、Lag om kriminalvård i anstalt (SFS 1974:203)であり、宮澤浩一教授と筆者の共著で、その全訳と解説が監獄法改正資料20号として法務省矯正局より出版されている。

文献

- ① Ancel, Marc: Social Defence (Translated by J. Wilson), Routledge & Kegan Paul, London, 1965.

- (Ancel, 1965.) 邦訳・吉川経夫訳、新社会防衛論、一流社、昭和43 (1968) 年。(アンセル, 1968)
- ② Agge, Ivar: Straffrättens allmänna del, Norstedt, Stockholm, 1970. (Agge, 1970)
- ③ Anners, Erik: Svensk straffrättshistoria Del. 1, Almqvist & Wiksel, andra uppl., 1973. (Anners, 1973)
- ④ Binding, Karl: Handbuch des Strafrechts, Erst. Bd., Dunker & Humblot, 1885. (Binding, 1885)
- ⑤ Bohman, Nils Axel Erik et al. (ed.), Svenska män och kvinnor; Biografisk uppslagsbok, vols. 8, Bonnier, 1942-55. (Bohman, 1942)
- ⑥ Elwin, Göran, Heckscher, Sten & Nelson, Alvar: Den första stenen, Tidens Förlag, Stockholm, 1971. 2-ra uppl., 1972. (Elwin et al., 1971)
- ⑦ Eriksson, Torsten: Kriminalvård—Idéer och experiment, Fritzes, 1967, Omtryck, KVS-Förlag, Norrköping, 1995. (Eriksson, 1967) 邦訳・犯罪行動研究会訳、犯罪者処遇の改革者たち、大成出版、昭和65 (1980) 年。(犯罪行動研究会, 1980)
- ⑧ Eriksson, Torsten: The Swedish Furlough System for Prisoners, in Wolfgang, Marvin E. (Ed.): Crime and Culture: Essays in honor of Thorsten Sellin. Wiley, N.Y. 1968, (Eriksson, 1968)
- ⑨ Hasselberg, Gösta: Kompendium i svensk rättshistoria, Juristförlaget, Stockholm, 1989. (Hasselberg, 1989)
- ⑩ Inger, Göran: Svensk rättshistoria, 2.uppl., Liber, Lund, 1983. (Inger, 1983)
- ⑪ KAIK: Kriminalvård i anstalt, SOU 1971:74. (SOU 1971:74.)
- ⑫ Kriminalvårdsberedningen: Kriminalvård, SOU 1972:64. (SOU 1972:64.)
- ⑬ Lundstedt, Vilhelm: Die Unwissenschaftlichkeit der Rechtswissenschaft, 2.Bd. 1936. (Lundstedt, 1936)
- ⑭ Olivecrona, Karl: Das moralische Problem der Strafgesetzgebung, ZStrW. 69. 1957. (Olivecrona, 1957)
- ⑮ Simson, Gerhard: Das schwedische Kriminalgesetzbuch vom 21. Dezember 1962, Walter de Gruyter, 1976. (Simson, 1976)
- ⑯ Simson, Gerhard: Das Zivil- und Strafprozessgesetz Schwedens, Walter de Gruyter, Berlin, 1953. (Simson, 1953)
- ⑰ SLB: Skyddslag, SOU 1956:55, 1956. (SOU 1956:55)
- ⑱ SRK: Förslag till Brottsbalk, SOU 1953:14, 1953. (SOU 1953:14)
- ⑲ Sundell, Jan-Olof: Karl Schlyter—en biografi, Norstedts Juridik, Stockholm, 1998. (Sundell, 1998)
- ⑳ Sveriges Rikes Lag, Gillad och antagen på Riksdagen år 1734, Till 250-årsdagen av lagens tillkomst efter den första i antikva tryckta upplagen av år 1780, Rättshistoriskt bibliotek 37 bandet, Nordiska bokhandeln, Stockholm, 1984. (Rikeslag, 1734)
- ㉑ Svensk författnings-samling, Kungl. Tryckeriet. Stockholm. 1825-. (SFS y:n.)
- ㉒ Thyrén, Johan C.W.: Prinzipien einer Strafgesetzreform I, Die soziale Aufgabe der Strafe. Das Strafsystem, Gleerupska universitetsbokhandeln, Lund, 1910. (Thyrén, 1910)
- ㉓ Thyrén, Johan C.W.: Die Verbrechen gegen körperliche Unversehrtheit in den Vorentwürfe zu einen schwedischen Strafgesetzbuche, Gleerup, Lund, 1917. (Thyrén, 1917a.)
- ㉔ Thyrén, Johan C.W.: Utkast till Strafflag -- specella delen I, Gleerup, Lund, 1917. (Thyrén, 1917b.)
- ㉕ Thyrén, Johan C.W.: Vorentwurf zu einen schwedischen Strafgesetzbuche, Håkan Ohlssons Boktryckeri, Lund, 1918. (Thyrén, 1918)
- ㉖ Victor, Dag: Rättsmedvetande och straffvärde, Det 29:e nordiska juristmötet, Stockholm, 1981. (Victor, 1981.)
- ㉗ Wallén, Per-Edwin: Svensk straffrättshistoria Del. 2, Almqvist & Wiksel, 1973. (Wallén, 1973)
- ㉘ K・オリベクローナ (安部濱男訳)、法秩序の構

- 造、成文堂、昭和48（1973）年。（オリベクローナ、1973）
- ②⑨ 坂田仁「スウェーデン刑法における性規定」、中山研一・宮沢浩一編、性と法律、ジュリスト（増刊）474号、有斐閣、昭和47（1972）年。（坂田、1972）
- ③⑩ 坂田仁「スウェーデンの累犯対策」、法務総合研究所研究部紀要23号、法務総合研究所、昭和55（1980）年。（坂田、1980）
- ③⑪ 坂田仁「ノート『独居拘禁』」、法学研究61巻2号、昭和63（1988）年。（坂田、1988）
- ③⑫ 坂田仁「スウェーデンにおける罰金制度の沿革」、法学研究63巻4号、平成2（1990）年。（坂田、1990a）
- ③⑬ 坂田仁「ロービュー感化院」、慶應法学会編、慶應義塾大学法学部法律学科開設百周年記念論文集、平成2（1990）年。（坂田、1990b）
- ③⑭ 坂田仁「スウェーデン『裁判官規則』（翻訳及び解題）」、法学研究71巻10号、平成10（1998）年。（坂田、1998）
- ③⑮ 坂田仁「スウェーデン刑法第六章（性犯罪）の改正について」、法学研究78巻8号、平成17（2005）年。（坂田、2005）
- ③⑯ 坂田仁「スウェーデンの議会オンブズマンについて」、人間科学論究第18号、平成22（2010）年。（坂田、2010）
- ③⑰ 坂田仁「議会オンブズマン制度200年記念論文集『議会オンブズマン—法の番人』を読む」、人間科学論究第19号、平成23（2011）年。（坂田、2011）
- ③⑱ 坂田仁「スンデル著、『カール・シュリイター—一つの伝記』を読む」、常磐大学大学院人間科学論究第21号、平成25（2013）年。（坂田、2013）
- ③⑲ 坂田仁「スウェーデンの制裁制度・二〇一五年」、法学研究88巻12号、平成27（2015）年。（坂田、2015）
- ④⑩ 坂田仁「スウェーデンの古代から18世紀までの刑法の歴史—E・アンネシュ著、『スウェーデンの刑法史』を中心に」、常磐大学大学院学術論究第3号、平成28（2016）年。（坂田、2016）
- ④⑪ 澤登俊雄、犯罪者処遇制度論（上・下）、大成出版、昭和50（1975）年。（澤登、1975）
- ④⑫ J・ハワード、監獄事情、湯浅猪平訳、矯正協会、昭和47（1972）年。（ハワード、1972）
- ④⑬ 本間晴樹「フェルセンと革命の時代——没後200年に寄せて」、宇宙樹、復刊187号、北欧文化協会、平成22（2010）年。（本間、2010）
- ④⑭ 法務省刑事局、スウェーデン保護法草案、刑事基本法改正資料第三号、法務省、昭和38（1963）年。（法務省、1963）
- ④⑮ 法務省司法法制調査部、スウェーデン刑法典、法務資料406号、法務省、昭和43（1968）年。（法務資料、1968）
- ④⑯ 牧野英一「スウェーデンの保護法案」、季刊刑政新6巻1号、昭和33（1958）年。（牧野、1958）
- ④⑰ 宮澤浩一「一九六二年スウェーデン新刑法典における年『制裁』について」、判例時報202号、昭和42（1967）年。（宮澤、1967）
- ④⑱ 宮澤浩一（紹介と批評）「ゲルハルト・シムソン著『スウェーデン刑法典一九七六年』」、法学研究49巻6号、昭和51（1976）年。（宮澤、1976）
- ④⑲ 宮澤浩一、刑事政策の源流と潮流、刑事法論集第三巻、成文堂、昭和52（1977）年。（宮澤、1977）
- ⑤⑩ 森下忠「スウェーデン新保護法の成立」、法律のひろば16巻12号、昭和38（1963）年。（森下、1963）
- ⑤⑪ 森下忠「北欧における保安処分」、日本刑法学会編「保安処分の研究」昭和33（1958）年。（森下、1958）

いじめ等の民事判例におけるいじめ認定及び請求の拡大化

The enlargement of bullying recognition and the claim approval in civil judicial precedents such as the bullying

風 間 ¹⁾
効

2016年9月29日受理

Abstract : This article of six cases in civil court related to bullying over a period of 40 years reveals a progressive enlargement of the court's acknowledgement of bullying and a substantiation of the claims of the plaintiff. The reasoning in the verdicts of these cases reveals the court's judgment of the plaintiff's allegations and claims. The fact portion of the court verdict includes the relevance of the facts, the duty to ensure safety, the consequences of the bullying, foreknowledge of the bullying by the responsible authority and associated negligence, tort and damages.

This study focuses upon the acknowledgment of bullying, the portrayal of the facts and the court's estimate of the injury. Rather than looking at a single case, the broader approach in the present study affords a clearer view of the evolution of the courts that clearly reveals a broadening of viewpoint over a period of 40 years in acknowledging the harm of bullying and substantiating the allegations of the plaintiff.

Key words : Bullying, Tort, Duty to ensure safety, Claim, Enlargement

1. はじめに

本稿は、いじめ等（いじめやいじめに類するもの）の民事判例におけるいじめの認定や請求認容に関する考察である。一般に一判例による研究では判例のいじめの認定や法的解釈、請求認容等の変化の傾向が十分に把握されないことがある。すなわち、ある判例では請求が認容されて拡大化が確認できて、他の判例では請求が認容されないことがあるからである。そこで、本研究では比較的長期間に渡って判例を時系列的に考察することにより事実関係やいじめの認定について研究の対象とし、判例内容の全体像を把握した上で考察したいと考える。前記判例を時系列的な観点から考

えると、判例に関するこれらのいじめの認定や法的解釈、請求の認容はこの40年間で拡大化の傾向にあると仮定することができる。

裁判所では、様々ないじめに類する行為はけんかや偶発的事故などとして、いじめと認定されることが比較的少なく、また法の適用や法的解釈等によって請求人の請求が認められず、従って、損害賠償請求が認められない事例も多々あり、いじめ被害者は十分に救済されていない現状がある。それはいじめ等やその違法性の認定に加えて、学校の安全配慮義務や加害者の保護者が負うべき監督義務が認められ難く、さらに、いじめと損害との因果関係、教員の過失が認定され難くなっている実情があるからである。また、被害者や遺族

1) Isao Kazama : 常磐大学大学院被害者学研究科博士課程（後期）2年

の悲痛な心情や主張が裁判所に十分伝わらない現状もあると推察される。学校側の隠蔽体質により被害者側にいじめの事実に関する情報が十分に伝えられないことが少なくなく、訴訟の提起を難しくしている現状もある。本稿は諸判例を時系列的に研究することで、いじめの事実やその認定の状況、さらに請求人の各主張の認定や諸請求の認容の実情等を時系列的に明らかにすることを目的とする。そのことが最終的にはいじめ被害者の救済や支援を図ることにつながると考える。

一方で、「いじめの定義」¹の規定からその後の定義の変遷、同省の生活指導に関する通知や指導、少年審判の情報提供等に関する少年法改正、2013年の「いじめ防止対策推進法」施行まで行われてきたが、これらの実施はいじめ被害者には訴訟提起や立証等が以前よりは容易になったと推察される。同時に、被害者の主張や請求が裁判所によって認定・認容されて、これらは拡大化するものと期待される。

本稿は判例における主張や請求の拡大化に関する研究なので、判例の全体的な傾向やその内容、判例に影響を与えた諸事項に関する主な先行研究を掲げる。

下村（1990）は判例の傾向として、被害者の見地から教師の責任がきびしく追及される場合が多く、これは一面学校事故の救済体制の問題であると述べている。確かに、後掲の諸判例に見られるように学校側の責任が問われるケースは増えている。いじめは違法性を有することで不法行為につながっていくが、櫻井（1989）はいじめについて、生命・身体という明確な法的利益に対する侵害として、より一層強い違法性が肯定されると述べている。事実的な行為が違法性を有することによりいじめの認定が行われ、生命・身体に対する侵害という見方は重要なことと考える。また、戸波（1993）はいじめ事件の法的責任について、学校・教師の責任を厳しく追及していく姿勢が必要と述べる。いじめは生徒間の問題であるが、教員の監督・指導がない限り、解決できないとい

う点で妥当な見解である。高野（1987）は被害者救済として、損害賠償の根拠は不法行為と債務不履行であるとし、また、不法行為において、国公立学校の場合は国賠法1条が適用されるのか、民法709条、715が適用されるかであり、私立学校の場合は民法の規定が適用されると述べている。学校設置者を被請求人とする場合、私立学校を除くと、債務不履行による請求は少なく、現実的には国家賠償法に基づく請求がほとんどである。だが、遠藤（1981）は、国家賠償法1条で立証すべきこととして公権力の行使、業務関連性、違法性、故意・過失、損害と因果関係等を挙げているが、すべて立証しなければならないと、その立証の困難性を指摘している。その後、伊藤（1983）は国賠法1条による賠償責任に関する初めての最高裁判決について、組織安全注意義務違反の判断問題として捉えるならば、その予見可能性は容易に認定され、組織過失が存在すると評価する。これは立証が困難である予見可能性につき、教員個人のみでなく、組織全体で考えるべきとする意義は大きく、今後、その方向になっていくと推察する。さらに、兼子（1982）は、教育法的にのぞましい無過失学校責任法も、国賠法の広義說的適用によって解釈上・判例法上に準備されうると述べている。物的事故だけではなく、いじめ等の人的事件等にも無過失責任が適用されれば、請求認容は拡大化し、被害者の救済と支援にとって大変有意義なことになる。

以上の研究や提案、示唆等は今後の研究にとって重要であり、さらに研究が進めば、いじめの認定や請求の認容の拡大化にも大いに貢献していくものと考えられる。

2. 研究の方法

いじめ等事件に関する判例を収集し、その内容において転換点となった考えられる主な民事判例を調査することにより、いじめ等の認定や請求の内容及び認容等のそれらの拡大化について研究する。すべての判例を研究対象とすることは困難な

ことであり、裁判所が発行する「民事判例集」や「裁判例情報」、殊に、既判力の高い最高裁判所や高等裁判所の判例を中心に調査し、さらにいじめ等事件の訴訟が始まった頃の地方裁判所の判例についても調査を広げた。「民事判例集」は掲載数が少なく、結果的には民間発行の「判例時報」や「判例タイムズ」に頼ることが多くなった。また、取り上げる判例は高等裁判所が3事例、地方裁判所が3事例の6判例となった。

本稿では、いじめ等に関する判例のいじめ認定や請求の拡大化について考察する上で、下記の6事例が前記理由として適切であると考え、取り上げることにした。

事例1から事例5までの判例は、筆者によれば、いじめ等に係る訴訟が始まってから事例6に至るまでの、いじめ等事件の訴訟における主張や請求が認定、(一部)認容され、いじめの認定や請求に関して拡大化していく転換点になったと思われる事例に該当するものである。すなわち、事例1は「初めてのいじめ事件」とされる判例であり、時系列的考察の始点になる判例である。事例2は「いじめ等に対する損害賠償請求が初めて認容された判例」である。事例3は「いじめによる自殺の損害賠償請求が初めて認容された判例」であり、事例4は「高等裁判所においていじめに対する損害賠償請求が初めて認容され判例」であり、さらに事例5は「高等裁判所においていじめによる自殺の損害賠償請求が初めて認容された判例」である。事例6はいじめの陰湿性や長期性、そしていじめ等の主張及び請求の拡大化について考察する上で極めて重要な事例であると同時に、「校長や教諭の責任まで追及された判例」である。

以上の各判例を時系列的に概観し、いじめの認定や請求の内容に焦点を合わせ、事例別ごとに、判例内容の事実的、法的主張の項目別ごとに検討していきたいと考える。

3. 各事例の概要と結果

事例1から事例6までの各事例の概要及び裁判

結果、またそこに至る経過や理由等についての概説を試みる。いじめ等事件の民事裁判が始まって以来、これらの各事例は前述のように判例の流れの中でターニングポイントとなり、その後のいじめ裁判において先例的な判例になったものが多いと考える。なかでも、事例6は学園から教員までを相手にしたいじめ等の裁判として、時系列的な観点からすると総合的な内容を有する意義深いものであったと考える。各事例の結果については事実及びいじめの認定と、これらを前提にした法的判断²や請求に関して2つに分けて分析する。

3.1 事例1 新潟地方裁判所昭和56年10月27日判決(昭和53年(ワ)274号)損害賠償金請求事件(判例時報1031号1982年158-165頁)

本事例は被害者が級友から繰り返しいじめられたことを苦にして自殺した事案につき、裁判所が認定した事実及び請求人の請求の概要は次の通りである。

被害者Aは原告X1、同X2の長男で、同じクラスの生徒からいやがらせを受けたために校内で自殺をした。そこでX1、X2は担任教師Bに、必要な措置を怠った過失があるとし、国家賠償法1条1項もしくは民法715条に基づき、損害賠償の支払いを求めた。本事例の最大の焦点は教師の自殺防止上の過失及び予見可能性の有無である。

3.1.1 事実関係といじめ等の認定

本事案の請求人が主張するいじめ等の内容は次の通りであった。

①修学旅行中のグループからの殴打や暴行等。
②教室内等における金員略取。③教室等における再度の金員略取。④部室での暴行。⑤暴行後の金員要求や略取。⑥再度の金員要求。⑦グループの命令による同級生からの無視。⑧他人の自動車定期券をカバンに入れられ、偽装の罪を着せられたこと。⑨裏山でのリンチ。⑩教室での脅迫。

加害者らは上記事実関係について概ね認めた。そこで、裁判所はグループの集団勢力誇示をも認め、前記事実を認定した上で、違法性を有する行為と認定したのである。

3.1.2 自殺に対し、教師にその予見性がなかったとして学校側の責任を否定

いじめの態様やその被害者に注目すると、いじめ等はエスカレートし、被害者はAに特化されていった。自殺に対する教員の予見可能性に関し、裁判所は、修学旅行中や授業の休憩時間中に行われたものとはいえ、私生活上の出来事であることからすれば、学校が自殺について責任を負う筋合いではないとし、責任否定の判示をした。

また、裁判所は、教諭はAが自殺するなどということは夢想だにしなかったことを認め、自殺は人の内心に深くかかわるものであって、自殺を裏付けるような当該本人の言動が他人に認識し得る形で現出しない限り、極めて困難なことといわなければならないとし、Aの言動が他人に認識できたとはいえ、教諭にはAの自殺を予見できなかったとし、過失があるとは断定しえないと判示し、原告の請求は棄却された。

3.2 事例2 浦和地方裁判所昭和60年4月22日判決（昭和57年(ワ)第40号）損害賠償請求事件（判例時報1159号1985年68-78頁）

被害者が級友のいじめによって傷害を負った事案につき、裁判所が認定した事実及び請求人の請求の概要は次の通りである。

小学4年生の女子児童は帰宅途中、級友と別の級友を待っていた。そこへ、男子児童Cが原告めがけて滑り込んだが、原告は傷害を免れた。次いで、男子児童Bが同様に滑り込み、原告は顔面を強打し、傷害を負った。そこで、請求人は市には債務不履行及び国家賠償法1条の責任、加害者側には民法709条、719条の不法行為責任及び民法714条1項による損害賠償の請求をした。本事例ではいじめの認否、傷害との因果関係、担任教諭の義務違反と過失、及び加害児童の両親の監督責任が争点になった。

3.2.1 事実関係といじめの認定

被害者Aは転校後間もなく暴行の対象になり、再三に渡る暴行を受けた。Aは担任教諭に相談し、教諭提案の「生活反省表」に暴行被害の事実

を書き続けた。本事案におけるAはCからの滑り込みでは被害を免れたが、本滑り込みを目撃していたBは、足を引っ掛けるようにしたため、Aは転倒して顔面を床に強打し、歯に傷害を負った。だが、被告側は単なる突発事故であり、暴行行為の事実もないと抗弁したのである。

そこで、裁判所は、Cが原告の背後から滑り込みをかけたが、Aは事なきを得たとし、Bは同様に、原告の背後から滑り込みをかけ、原告はバランスを失って転倒し、傷害を受けたとの事実を認定した。さらに、裁判所は、Bは意図的に滑り込みをかけたことにより生じたものと認めるべきで、上記の行為をいじめと認定したのである。

3.2.2 いじめに対する担任教諭の過失、相当因果関係及び親権者の監督義務

裁判所は、担任教諭には安全配慮義務を有するが、教諭は前示いじめを根絶するために抜本的、かつ徹底した対策を講じなかったのであるから、その義務を懈怠した過失があるとし、教諭の過失を認定した。また、同教諭の右義務違背と本件事故との間には相当因果関係があるとも認定した。従って、教諭には過失があり、被告市は国家賠償法1条により原告の被った損害を賠償する責任があり、また、加害者の両親も保護監督義務を怠らなかつたものと認められる場合でない限り、損害賠償すべき責任を負担すると判示した。なお、同じ行為をされても傷害を負わなかつた場合の加害者等への原告の損害賠償の請求は認められなかつた。

3.3 事例3 福島地方裁判所いわき支部平成2年12月26日判決（昭和61年(ワ)8448号）損害賠償請求事件（判例時報1372号1991年27-44頁）

本事例は中学生が同級生の度重なるいじめを苦にして自殺したことにつき、裁判所が認定した事実及び請求人の請求の概要は次の通りである。

中学3年生Aの自殺につき、これは同級生から継続的に暴力を受け、金銭支払の強要などを苦にしたものであり、学校側が安全保持義務を怠って

放置したため、自殺に至らしめたとし、Aの父母らが市に民法715条1項または国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を請求した。本事例ではいじめの認定後に、そのいじめと自殺との間の相当因果関係の存否、学校側の安全保持義務違反の存否が争点になった。

3.3.1 事実関係といじめの認定

原告側は、被害者Aの自殺は同級生Bらからの継続的な暴力や、その暴力を背景に金銭支払を強要されるなどのいわゆるいじめを受けたことを苦にしたものと主張したが、被告側は被害者Aの家庭の機能的欠損や思春期特有の精神的葛藤のためであるとした。これらの両主張から、裁判所は以下の事実関係について判断した。

①AはBに唆されての車上狙い。②同じく集金しての金員交付、金員持参の命令。③教室内で20回位の殴打。④約10回の雑草の強制的食事。⑤授業時間中の買い物強要、断つての殴打、怪我。⑥下校途中で煙草の強制吸引。⑦BはAの友人に会話禁止命令。⑧金員持参の命令、他の生徒へのカンパの集金強要。⑨集金相手を指名して指示、便所で顔面殴打。⑩便所で2、3回殴打、集金命令。⑪金員交付、次の金員の催促。さらに、加害行為の事実関係は3年時へとエスカレートしていった。裁判所は、一連の行為を事実として認定した上で、これはまさに近時大きな社会問題化しているいわゆる「いじめ」として、一連のいじめ行為を一括して認定したのである。

3.3.2 いじめと自殺の因果関係、学校の安全配慮義務及び過失と自殺の因果関係等

裁判所は、いじめは脆く自殺してしまうこと等も考慮せねばならないが、自殺を思わせる徴候や兆しはなかったと判断した。しかし、Aの日記等からは自殺に結びつきかねないような相当重大な覚悟に裏付けられた家出があったとし、この家出を自殺の背景と認定した上で、裁判所は、BのいじめとAの自殺の間には因果関係があると認定した。また、自殺の主たる原因がいじめであることは疑いをいれないと判示した。

裁判所は、教師らの安全保持（配慮）義務の有無は当事者間に争いはないが、この安全保持義務は副次的なものともみることとはできず、学校内及びこれと密接に関連する生活関係下にある間は親権者の保護監督義務と同等のものであるとした。

さらに、裁判所は、いじめに対処するうえで教員に過失があったことは否定し難いとし、過失とAの自殺との間には相当因果関係があると認定した。しかも、学校側に悪質重大ないじめであることの認識が可能であれば足り、必ずしもAが自殺することまでの予見可能性があったことを要しない、との判断が示された。従って、被告は国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償についての責任があるとされたのである。

3.4 事例4 東京高等裁判所平成6年5月20日判決（平成3年(ネ)1255号・2934号・3796号・同4年(ネ)866号、損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件（判例時報1495号1994年42-56頁）（原審；東京地方裁判所平成3年3月27日判決（昭和61年(ワ)7862号）（判例時報1378号1991年26-43頁）

本事例は、被害者が加害者の強要や暴行等が原因で、地方の駅ビルで自殺した事案につき、裁判所が認定した事実及び請求人の請求の概要は次の通りである。

被害者Aはグループから継続的かつ反復的に、心理的及び物理的ないじめを受ける状況下で、加害者がいわゆる「葬式ごっこ」を発案して実施した。その後、いじめは執拗かつ陰湿になり、Aは暴行を受けた。そこで、原告は学校設置者に債務不履行及び国家賠償法1条1項による損害賠償、給与負担者に教員等の過失によって生じた損害賠償、加害者等には民法709条、719条の規定に基づく損害賠償等の請求をした。

3.4.1 事実関係といじめの認定

被害者Aが自殺に至る迄の中学時代の事実関係を4期に分けると次のようになる。

①Aが中学1年までは、Dは小学生時代からの友人で、B及びCは顔見知りの同級生であった。

②2年の1学期にAは突っ張りグループの使い走りになり、いじめを受け、仲間と授業を抜け出すことがあった。③2学期になると、Aはグループから買い物や鞆持ち等をさせられた。特に、B及びCからは授業抜け出しや使い走りを命じられ、拒否や失敗をすると暴行を受けた。10月頃にB及びCはAの瞬きの癖を理由に教室内で頭部を3回殴打され、グループ構成員の6人がAを廊下で囲み、Cは飛び蹴りをした。また、11月頃にBらは休憩時間中にフェルトペンでAの顔に落書きして廊下で踊らせた。このような状況のもと、BはAの死去を想定したいわゆる葬式ごっこを実施した。翌日、Aは使われた色紙を示された。いじめはこれを契機に公然化し、一層激しい暴力を受けた。Bは教諭の目の前でAの上半身を裸にし、構成員らは1年生とのけんかを命じた。Cは12月頃の授業時間中に鉄パイプを登らせた。さらに、Cは使い走りを失敗した罰として便所内で殴打した。また、Cらは公園でAの上半身を裸にし、滑り台に寝かせて暴行を加えた。さらに、Bは建物の地下でAを殴打するなどし、B及びCは使い走りを拒んだとして殴打した。④冬期休暇中及び3学期に構成員らは、Aがグループ離脱の計画を知って、Aに激しい暴行を加えた。始業式の終了後に、B及びCはAの顔面を殴る蹴るなどし、ランチとしても暴行を加えた。さらに、構成員らはAに校庭で執拗な暴行を加え、歌を歌わせ、木に登らせた。また、Aが欠席中、Dが学校まで連行し、Cらが教室内に拘束し、数名はAの靴を便所に投棄した。その後、Aは行方不明になり、地方の駅ビルの便所内で遺書を残して自死した。

第一審では、中学2年の12月頃までの実態はいじめという色彩はほとんどなかったとし、葬式ごっこもひとつのエピソードに過ぎないとしていじめを完全に否定した。ただ、前掲④の時期の1月8日から30日における行為はいじめという用語を使用せず、「暴行等の事件」として扱った。他方、控訴審では前記②、③、④の時期の9月以降の使い走り等の使役を事実認定した上で、これら

をいじめの一態様と認め、グループ生徒らの一連の行為はいずれもいじめに該当すると認定した。

3.4.2 いじめと自殺との間の因果関係、教員等の過失や安全保持義務

第一審では、2学期までの事實的諸行為に関しては教員等に安全保持義務違背があったとする余地はなく、1月の暴力行為には教員等の過失によって安全保持義務の違背があると認定した。従って、第4期の暴力等による心理的苦痛に対する損害賠償の請求は認容された。他方、控訴審では、本件いじめがAの自殺の主たる原因であるとし、教員らにはいじめを防止することができなかった過失があり、N区は本件いじめによりAが被った肉体的苦痛及び心理的苦痛という損害を賠償する責任があるとした。しかし、いじめと自殺との因果関係は認められたが、自殺の予見可能性については控訴人らの主張は採用できないとし、損害賠償責任は負担しないと判示した。また、加害者の親権者には監督義務の懈怠があったとして損害賠償の義務があるとした。

3.5 事例5 東京高等裁判所平成14年1月31日判決（平成13年(ネ)2982号、損害賠償請求控訴、同付帯控訴事件（判例時報1773号、2002年3-12頁）（原審；横浜地方裁判所平成13年1月15日判決（平成9年(ワ)2192号）損害賠償請求事件（判例タイムズ1084号2002年252-301頁）

本事例は、被害者が学校から帰宅後に自宅2階自室で自殺した事案につき、裁判所が認定した事実及び請求人の請求の概要は次の通りである。

原告の父母の長男Aは転校したが、様々ないじめを受けた。自殺当日は、教科書等にマーガリンを塗られ、椅子には画鋏が置かれた。原告らは、自殺がいじめが原因として、町には不法行為又は債務不履行に基づき、県には国家賠償法3条に基づき損害賠償を請求した。本件はいじめの存在、いじめと自殺との因果関係、教員の安全配慮義務、学校側のいじめの認識及び教員の自殺に対する予見可能性等が争点になった。

3.5.1 事実関係といじめの認定

被害者Aは転校当日、加害者M他5名に取り囲まれたが、最初のいじめは足掛けで、加害者はB及びCら9人だった。他に、次のような争いのない事実関係があった。

①被告Hは訴外Tに指示し、Aに手紙を交付させた。②被告BはAの机、椅子を廊下に持出した。③CはAの教科書を投げ捨てた。④被告Mはじゃんけんゲームの際にAの顔をつねって青あざを作り、トイレ前でも殴った。⑤自殺当日はAの机や教科書にマーガリンを塗られ（マーガリン事件）、椅子にチョークの粉をかけられ、画鋲が置かれた。他にも「落書き行為」や「ベランダ遊び」等の事実が主張された。

第一審では、教諭は上記の行為について少なくとも15回のトラブルを認識し、10回以上の指導をしているので、これらを一連の事実行為として認定した上で一括していじめと認定し、さらに、共同不法行為であるとも認定した。控訴審でも、第一審で認定された事実とほぼ同一の内容で事実認定を行った。その上で、本事実と同クラス生徒らによるいじめというべきであると認定したのである。また、足掛けやベランダ遊びは「いじめの要素」がある行為、度重なる暴行は「いじめの一環」であり、鞆の持ち去りは「嫌がらせ行為と同様の行為（いじめ）」であると評価した。特に、マーガリン事件は明白な「いじめ」であると認定した。また、第一審における場合と同様に加害者の諸行為は共同不法行為と判示され、全員が同様の責任を負うことになった。

3.5.2 いじめと自殺の因果関係、教員の自殺についての予見可能性、安全配慮義務

第一審ではいじめとAの自殺の間には因果関係（原因）があることを認めた。また、教諭の学校生活関係における安全配慮義務違反を認め、国家賠償法に基づく損害賠償の請求を認容した。さらに、教諭には自殺に対する予見可能性、学校には指導監督義務、加害者の両親には注意監督義務があり、それぞれ相応の責任があると判示した。

しかし、町の調査義務違反に関しては否定された。

控訴審では、本件自殺が本件いじめ行為の結果によるものと推認されるから、本件いじめ行為と本件自殺との間には因果関係（事実的因果関係）があると認定した。また、加害者らには予見可能性があったとは未だ認められないが、教諭には自殺のような重大な結果を招くおそれがあると予見すべきであり、予見することが可能であったと認定した。さらに、教諭には安全配慮義務違反を構成し、その義務違反と本件自殺の間には因果関係（相当因果関係）があると判示した。従って、町には国家賠償法1条1項に基づき、県には国家賠償法3条1項に基づき、損害賠償の請求が認容された。なお、調査義務違反については第一審と同様に否定された。

3.6 事例6 名古屋高等裁判所平成24年12月25日判決（平成23年（ネ）731号）損害賠償請求控訴事件（判例時報2185号2013年70-95頁）（原審；名古屋地方裁判所平成23年5月20日判決（平成21年（ワ）4773号）（判例時報2132号2012年62-81頁）

被害者は長期に渡るいじめにより解離性同一性障害を発症し、その後に自死した事例であり、裁判所が認定した事実及び請求人の請求の概要は次の通りである。

高校2年のAは中学1年在学中に同級生からいじめを受けた。その後、Aは解離性同一性障害に罹患した。Aの実母Bは被告学校法人学園、理事長Z、校長Y及び当時の担任教諭Xに対し、いじめの放置で解離性同一性障害が発症し、自死についての損害賠償の請求を被請求人に求めた。さらに、Bはいじめの事実を否定し、原告に精神的苦痛を与えたとし、不法行為に基づく損害賠償を請求したものである。争点は加害者が被害者に加えられた行為と、その後の解離性同一性障害の発症及び自殺との因果関係の有無、また、いじめに対する損害に関する被告の個人的責任に関することである。

3.6.1 事実関係といじめの認定

第一審では、被害者Aが中学入学後の8月頃に部員から仲間外れにされ、何者かにスカートを切られたことや、9月頃から翌年3月までの間に加害者6名がAに次のような事実行為を行ったことを認定した。

①仲間外れや無視。②「うざい」や「死ぬ」等の暴言。③鞆を蹴ったことや机の上にスリッパの跡をつけたこと。④教科書やノートへのいたずら書き。⑤Aの机の周囲を汚したこと。⑥ロッカーに貼ってあったポスターを破ったこと。⑦教科書等を隠し、机を教室外に出したこと。⑧黒板にAの顔を書いてスリッパを投げつけたこと。⑨鞆の中に画鋏を入れたこと。⑩臭いから空気の入れ換えをすると言ってお窓を開けたこと。

なお、Aは転校、再転校後に「心的外傷後ストレス障害」と診断され、「解離性障害」が合併し、高校2年時には4回の自殺未遂を繰り返し、その約1か月後に自殺した。被告らは前記の諸事実に対していじめを行っていないと抗弁したが、裁判所は、心身に異常を生じさせるのに十分な行為であり、違法性があるとしていじめを認定した。控訴審でも、事実関係における前記③以外の行為を事実として認定した上で、他の前記9例の行為は違法性を有するいじめであると認定したのである。

3.6.2 解離性同一性障害罹患及び自死、自殺の予見可能性、監護養育上の義務

第一審では、安全配慮義務について理事長は法人を代表して事業を監督する者で、校長は同様に所属の教員を監督する義務を負い、教員はその担当する職務に応じて上記義務を具体的に履行する義務を負うとした。これらの義務を前提にして加害者6名の行為を放置すれば、Aの精神的負担が累積し、増大して自死という結果を招くおそれがあったことを予見することは十分可能であったとし、本件6名のいじめによりAが自死に到ったことは明らかであるとした。そして、被告らの義務違反と、Aの解離性同一性障害罹患及び本件自死

との間には相当因果関係があると判示した。その上で学校法人や担任教諭らへの損害賠償の請求を認容した。なお、本件自死はAの母親が監護養育する中で生じたものであるから原告側にも過失があると判示した。

控訴審では、本件いじめ及びそのいじめの放置と、Aが解離性同一性障害を発症したことには相当因果関係はあるが、本件自死がいじめ終了後3年4カ月余り経過していることから、いじめと自死との間には相当因果関係があるとは認められないと判示した。また、自死の主たる原因がその直前の人間関係等による精神的ストレスにあったとし、一審被告らにはAの自死についての予見可能性がなかったと認定された。従って、裁判所は解離性同一性障害にのみ、教諭は民法709条、学園は同法715条第1項、理事長及び校長は同条2項に基づき、連帯して賠償する責任を負うと判示した。

4. 考察

各判例におけるいじめ認定や請求に関する拡大化についての考察を試みる。初めに各事例について考察し、次に請求等の拡大化、さらにその背景について考察する。

4.1 事例1から事例6までに至る拡大化について

事例1から事例6に至る事実関係及び法的関係の諸事項の拡大化に関して、その内容について考察する。

4.1.1 事例1 新潟地方裁判所昭和56年10月27日判決

1981年当時、いじめは学校用語として一般には使用されていなかったが、裁判所は様々な行為を事実認定した上で、違法性を有する「いじめ」に類する行為として認定している。一般的には本件がいじめ事件の最初の裁判例とされている。しかし、いじめによる自殺は人の内心に深くかかわるという裁判所の判断から教員には予見可能性がないとしたことには疑問が残る。過失の認定に人の

内心を窺い知るといって極めて高度な予見可能性を要することになれば、およそ誰もが被害者の内心を窺い知ることが困難であり、事実上すべての自殺には過失が認められないことになる。

織田（2000）は、被害を防止する措置をとるべき義務があり、この義務を怠った場合には過失が肯定され、責任が認められてしるべきと述べている。本件においてもいじめの重大性・悪質性の観点から判断し、これが認められるのであれば、被害を防止す等の結果回避義務が生じると解すべきであろう。

4.1.2 事例2 浦和地方裁判所昭和60年4月22日判決

本件はいじめ事件として損害賠償の請求が初めて認容された事例で、その意義は大きいと考える。しかし、傷害を負わせた被告は賠償責任を負ったが、同様の行為をしても傷害を与えなかった被告は責任を免れた。共同不法行為は認められなかったが、両者は級友であり、両行為は目的が同一で、行為に連続性があるので、共同不法行為の成立要件である関連共同性を認定すべき余地は十分あったと考えられよう。また、いじめ行為は認定されたが、傷害を与えなかった被告に対する原告の請求は損害がないものとして棄却された。被害者の精神的苦痛という損害があるとする事は可能であり、金銭的には少額でも請求の一部が認容されれば、いじめ防止や不法行為の制裁的機能の面からは、さらに意義のある判決になったと考える。

裁判所は、担任教諭に監督注意義務懈怠の過失があり、義務違背と事故との間には相当因果関係があると認定し、教諭は傷害を受ける可能性を認識し、過失があったので損害を賠償する責任があるとした。また、裁判所は、加害者の両親にも保護監督義務があるので損害賠償の責任があると判示した。しかし、林（1992）は、加害者としての子どもの姿を親に認識させることなしに監督義務の遂行を求めることには無理があると述べている。現実的にはそのような面もあるが、被害者

救済の観点からは、親の責任を明確化することは必要であると考ええる。

4.1.3 事例3 福島地方裁判所いわき支部平成2年12月26日判決

裁判所が、従前の事例にみられる個別的行為に対するいじめの認定ではなく、一連の事実に行為を総合的にいじめと認定したことは大きな意義がある。もし、主要な事実の「マーガリン事件」を取り上げていじめと認定されれば、そのいじめが強調され、それをもって自殺の予見可能性や自殺との因果関係が判断される可能性がある。そのいじめが自殺する程ではないと認定されれば、請求の認容はなかったと推察される。それらの点で、一連の事実行為を一括していじめと認定されたことは、原告にとって立証が容易になり、被害者救済には有効的な方法であると考ええる。

安全保持義務に関しては、これまでの事例では不問ないし狭義に捉えられてきたが、本事例では学校の生活関係下にある間は、親権者の保護監督義務と同等とされ、教員に過失があり、その過失と自殺との間には相当因果関係があると認定された。この点に関する、市川（1991）の見解は、両者の本義務は同等ではなく、むしろ、教師集団の教育専門的安全義務が重視されるべきであると述べている。学校生活下で起きるいじめ等に対しては保護者の保護監督が難しく、学校側が指導監督が重要であることは確かだと考えられる。また、裁判所は悪質重大ないじめであることの認識が可能であれば、自殺への予見可能性があったことを要しないと判示した。この判示は悪質重大ないじめに対する認識可能性があれば、当該自殺に対する結果回措置が可能であり、この点において結果回避義務違反との判断に基づくものと考えられる。一般に過失は、予見可能性と結果回避義務の2点から認定され³、いずれに重きを置くかで判断が分かれる。本事例では悪質重大ないじめに対する認識可能性に基づく結果回避義務違反及び学校側に求められる安全保持義務のみで過失を認定しており、いじめに対する法的救済の点で極めて

画期的な判断であり、原告側の立証を容易にするものとして評価できる。

4.1.4 事例4 東京高等裁判所平成6年5月20日判決

第一、二審の両裁判所は、請求人が主張する事実関係をほぼ全面的に事実認定したが、第一審ではいじめに関してほとんど認められず、3学期の暴行等のみが認められた。他方、控訴審では第2学期以降の行為はいじめと認定された。高等裁判所でいじめが認定されたのは初めてのことであり、いじめの実態や態様を知る上で大きな成果であった。例えば、いわゆる「葬式ごっこ」は被害者がいない中で行われ、間接的行為と言える。この点で両審は、いじめの判断が異なると推察される。

第一審では、暴力行為には教員等の過失による安全保持義務違反から損害賠償の請求が認められた。他方、控訴審では、一連のいじめ行為が自殺の主たる原因であるとし、一連のいじめ行為に対して損害賠償請求が認められた。控訴審について、浪本・箱田・岩崎・吉岡・船本(2001)は、いじめの構造・特徴を深く理解しようと努め、被害生徒の心情を十分に推し量った結果であると評価する。いじめを深く理解して心情を推し量った点で注目される。一方で自殺については、予見可能性を理由に損害賠償を認めなかった。教員はいじめの継続性や自殺直前の暴力等を知っていたのであり、自殺に対する結果回避可能性を認める余地は十分あったものと考えられる。

4.1.5 事例5 東京高等裁判所平成14年1月31日判決

第一審では個々の事実行為の判断を避け、一連の行為として事実を認定し、その上でいじめとして認定された。この傾向は、極端に言えば、争いのない事実だけでもいじめの認定が可能になり、次の法的判断に進むことができるのである。控訴審でもほぼ同一の内容で事実認定がなされ、その上でいじめが認定された。また、裁判所はいじめを「いじめの要素のあるもの」や「いじめの一環」、

「明らかないじめ」等に分類するが、前二者はいじめの拡大化に寄与したと言える。従来は、事例4の第一審でも見られたように、いじめを厳格に捉えて認定しない場合もあったからである。

いじめと自殺の関係について、第一審では因果関係があり、教諭には安全配慮義務違反があるととして損害賠償請求が認められた。また、加害者の両親にも注意監督義務があり、損害賠償責任があると判示された。控訴審でも、いじめと自殺との間に因果関係(事実的因果関係)が認められると判示された。教諭は自殺を予見すべきであり、指導監督措置をとるべきだったとし、安全配慮義務違反を構成すると判示された。さらに、安全配慮義務違反と自殺の間には因果関係(相当因果関係)があると判示された。本事例は理由の組み立ては事例3とは異なるが、いじめが悪質重大と解釈され、これを理由として教員側の予見可能性というよりは予見義務ともいふべきことを認定したものと推察される。しかし、調査義務違反に関しては第一、第二審とも否定された。この点に関し、市川(2001)は、いじめ被害当事者である親に対する調査・報告であって、教育委員会に対する詳細な報告ではないと批判した。被害者は詳細かつ迅速なる報告書を望んでおり、妥当な見解であると考えられる。本事例は事実審の上級裁判所である高等裁判所において認められたもので、既判力として最終的な拡大化とも考えられる。

4.1.6 事例6 名古屋高等裁判所平成24年12月25日判決

第一審では一連の行為が事実認定された上でいじめが認定された。控訴審では第一審で認定された一部の事実を除き、事実認定され、その上で違法性を有するいじめと認定された。なお、本件被害者はいじめの終了から3年以上経ってから自死している。

教員等の安全配慮義務について、第一審では理事長や校長、教員らには自死に対する予見可能性があり、これを放置したために自死に至らせたと言われ、被告らの本義務違反と、被害者の解離性同

一性障害罹患及び自死との間には相当因果関係があると判示された。被害者に精神的傷害がある場合に関して、吉川（2009）は「自己主張の暴力」において、弾圧されたり抑圧されたりすると、自己へと向かうことになり、心身症や心気症の形を取ったりリストカットとして現れ、果ては「自殺」の形をとると述べている。この見解は、いじめがあった場合には最終的には自殺もあり得ることを示唆する。この示唆に沿うようにして、第一審では長期の空白期間があっても、いじめないしは傷害と、自死との間には因果関係があると認められた。しかし、因果関係としての根拠に乏しいと思われ、控訴審ではいじめと解離性同一性障害罹患との相当因果関係は認めるも、いじめ終了後3年4カ月余り経過しているため、自死との相当因果関係は認められないと判示された。両審では自死との因果関係における見解が分かれた。控訴審では自死の主原因は3年以上前のいじめではなく、直近の精神的ストレスにあったとし、自死に対する予見可能性を認めなかったのである。結局、解離性同一性障害罹患に関する不法行為に基づく損害賠償の請求認容のみになり、実質的には一審原告の敗訴となった。しかし、第一審ではいじめによる精神的障害後の自死に対しても請求が認容され、その認容の可能性としてはあり得ることを示している。

4.2 いじめ認定及び請求認容の拡大化

事例1から事例6までの各事例から、判例において争点になるいじめ認定の前提になる事実の認否から請求の認否に至るまでのそれらの拡大化について考察する。

4.2.1 事実認定及びいじめの認定の拡大化

請求人はいじめの前提になる事実を主張すれば、例え被請求人が知らないし否認しても、裁判所はいじめの事実について判断しなければならないが、概ね事実自体は認定されるようになってきた。その結果として争われない事実が増加している。加害行為が多数にのぼる場合には、数件の加害行為が認められなくても、残りの加害事実の認

定によっていじめと認定されることが増加しているからであると考えられる。なお、事例2では「ズッコケ」という単独行為だったので、意図的か、偶発的かで激しく争われた。

いじめの態様や範囲について、事例4は第一審と控訴審で同行為ながらいじめの認定では大きく異なった。第一審では使い走りや殴打、葬式ごっこ等がいじめと認定されず、控訴審では上記の行為のすべてがいじめと認定された。事例3の「金員の催促」や事例5の「椅子の持出し」、事例6の「仲間外れ」等もいじめと認定された。すなわち、いじめは暴力等から比較的程度の軽いとされる「使い走り」、間接的な「椅子の持出し」、心理的な「無視」等まで、いじめとして認定される範囲は拡大している。また、いじめの認定に当たっては、加害行為ごとの認定から、期間を区切った認定、そして認定された事実を総合して、全体を一括して認定されることが増えている。さらに、行為ごとに加害者が異なっても、加害者全体の共同性を認めることも増えている。多数の加害行為を一連の事実としてこれを一括していじめと認定し、さらに共同不法行為が認定されれば、被害者にとってはかなり有利な判断であると推察される。

裁判所によっていじめの認否が異なるのは、法的には違法性の有無が判断基準になると考えられるが、国民の人権意識や学校の教育的機能、被害者の心情等も考慮されて判断されていると推察される。

4.2.2 請求認容及び損害認定の拡大化

請求に関しては、1981年の事例1では請求が棄却されたが、85年の事例2の地方裁判所判決では傷害に対する損害賠償請求が認容され、さらに、90年の事例3では自殺という死に対する請求が認容され、2002年の事例5では高等裁判所において自殺に対する請求が認容された。また、事例4における92年の第一審判決では精神的苦痛、94年の第二審では肉体的苦痛及び精神的苦痛に対する請求が認容された。このように傷害、自殺、苦痛へ

と請求認容が拡大化している。さらに、事例2の傷害は物理的傷害といえるが、12年の事例6では後遺症としての精神的傷害に対する請求認容であり、拡大化の方向は異なり、いわば縦軸の大きさから横軸の広さに拡大化している。

不法行為における損害には物理的傷害のみならず、心理的・精神的な損害が含まれ、前記のように肉体的苦痛のみならず、精神的苦痛も認められるようになった。このような観点からすれば、事例1や、事例2の傷害が負わなかった場合でも、学校設置者や加害者に責任を負わせることは可能であったかもしれない。このような損害認定の拡大化を認めた事例4や事例6は意義のある事例であったと考える。いじめがあれば、被害者は通常深刻な心理的、精神的苦痛を受けているもので、何らかの損害が発生している。しかし、それらの損害の立証は難しく、裁判所も認定し難いのではと考える。

4.2.3 因果関係の拡大化

いじめと、傷害や後遺症等との因果関係は認定されやすいが、いじめと自殺との因果関係は認定されにくい現状がある。この因果関係はいじめがあれば、必ず傷害や自殺が起きるという相当因果関係が必要とされていた。しかし、現実にはその立証は極めて困難である。そこで、この因果関係は事例5のように事実的因果関係に緩和される傾向にあり、さらに、前記事例6に見られるように、主たる原因があればよいと解釈できる状況になっている。これも一種の因果関係の拡大化と言える。いじめがあれば必ず自殺するということはなく、また、自殺に至るにはいじめの他に様々な要因があることも確かであると推察される。これらを総合的に判断すれば、厳格な相当因果関係説も、請求を認容するからには単なる原因説も適当ではなく、現時点では事実的因果関係説が現実的であると考える。

いじめ自殺事件におけるいじめと自殺の因果関係において、自殺直前の主要ないじめを関係させる場合と、一連のいじめを関係させる場合とが

ある。前者の例としては事例1及び事例4であり、後者の例としては事例3及び事例5である。請求に関しては後者の方が広くいじめとして把握され、因果関係が認められやすく、請求が認容されるケースが増えている。また、共同不法行為が認められると多数の加害者が被告になることがあり、このような場合、いじめと自殺との関係を複数のいじめを一括して自殺と対応させることにより、一括されたいじめと自殺との関係性で事実的因果関係も認められやすくなる。

4.2.4 予見可能性の拡大化

予見可能性は安全配慮義務が認められる以前から用いられ、裁判における請求の認否に大きな要素となっている。すなわち、予見可能性がないから、請求認容がされないというケースが少なくなかった。事例1のように予見可能性は内心の問題として、その立証が困難を極めていたのである。そこで、その後、事例5では予見すべき状況にあった、あるいは予見すべきだった、として予見可能性を実質的に認めたが、これは事例3の予見可能性がなくても、悪質重大ないじめの認識があれば、教員の過失が認められることを説明したものととも考えられる。予見可能性に関しては、その厳格な解釈から「なくてもよい」まで拡大があったと考えるが、事例3や事例5において判断された予見可能性が定着したとは言い難い状況にある。事例6の第二審のように解離性同一性障害という重大ないじめの結果を認定しながら、自殺についての予見可能性を否定した事例もあるからである⁴。

4.3 請求等の拡大化の背景

いじめ等事件に関する判例におけるいじめ認定や請求の拡大化に関するその背景について考察する。それらは「はじめに」において掲げた先行研究にも一部示唆されている。平原(1975)は、被害者の救済の途がひろがりはじめた背景としては、戦後における裁判制度の改革があり、損害賠償を国家賠償法等に基づいて請求し、権利の主張を可能にした点で大きな意義(があった)と述べ

ている。

すなわち、第一に1947年の「国家賠償法」の成立にあると考える。本法は公務員保護の面もあるが、被害者救済の法律でもある。その第1条1項にいう「公権力の行使」には、公立学校における教師の教育活動も含まれるとの最高裁判決がある（最高裁昭和59年(オ)1058号・1059号、昭和62年2月6日第二小法廷判決、判例時報1232号1987年100頁）。この判決によっていじめ等事件の訴訟がしやすくなり、教員の過失に基づく学校設置者に対する請求が認容されるようになったことでも分かる。

第二に、いじめが社会問題化し、各方面から学校にその対策を求めるようになった。文部（科学）省はいじめ問題に取り組み、文部大臣（1985）は、「いじめ」の問題の現状は、国民の深く憂慮するところとなっており、真剣に取り組まなければならない、との談話を発表した。その後、文部省（1985）は「いじめの問題に関する指導の徹底について」を全国の学校関係者等に通知し、いじめの根絶に向けて取り組む体制を整えるように指示した。このような社会状況や文部省の通知、指示等は判例にも反映された。例えば、裁判所は事例3では、いじめによる自殺、自殺未遂等いじめによる重大事件の報道がなされているとし、事例4では事件について、近時大きな社会問題化しているいわゆる「いじめ」であると判示し、いじめの認定は明白に拡大化している。

第三に、いじめの定義や少年法の改正がいじめの認定や請求の拡大化に貢献していると考えられる。文部（科学）省は1985年に「いじめ」について定義し、これを明確にした。これによって違法性の立証が容易になった。また、2001年の少年法の改正により、「被害者等による記録の閲覧・謄写」（第5条の2第1項）が可能になり、いじめの情報収集がしやすくなり、訴訟提起の容易さや請求の拡大化に寄与したと考える。

第四に、社会における人権意識の高まりや、いじめ被害者に対する救済や支援の高揚があると考

える。前記の下村（1990）や戸波（1993）らは既に指摘していたが、櫻井（1989）や伊藤（1983）らは訴訟における法的事項に言及した。また、兼子（1982）は、無過失責任論について既に述べており、それに近い実情にあると考える。

第五に国際的な動きがある。国際連合は1989年に「児童の権利に関する条約」を採択し、我が国は94年に批准した。その3条には、学校におけるいじめや校内暴力は児童生徒等の心身に重大な影響を及ぼす深刻な問題とされ、各方面で取り組むことになった。それは裁判所にも諸事項の拡大化に少なからず影響があったと推察される。

5. おわりに

結論として、時系列的研究の成果と今後の課題及びについて記述する。

本稿は6つの事例を時系列的に考察してきた。1判例の研究では諸事項につき詳細に分析、研究できるが、その反面、長期に渡る総合的研究や傾向的分析においては不十分な面もあると考える。他方で、少ない事例でどの程度の時系列的な研究ができるか、との疑問もあろうが、判例における全体的な流れや、今後行うべき研究が見えてくる利点もある。いじめの認定や教員の過失、因果関係、損害等の認定ではその拡大性が見られたが、安全配慮義務や自殺における因果関係等ではなお課題が残っている。

今後の課題としては、①予見可能性の範囲として、校内のすべての場所、教育活動時間以外にも及ぶようにすること。②因果関係については事実的因果関係ないしは条件付きで不要にすること。③教員の過失は安全配慮義務がある以上、いじめがあれば認められるようにすること。④私立学校では校長や担任教諭等の責任が認められたが、公立学校でも認められるような法構成にすること。⑤いじめは長期間に渡って影響するもので、長期に渡る精神的障害からの自殺もあり得ること等を今後の課題としたい。

なお、②～④に関しては、解釈にも限度があ

り、立法化も念頭に置く必要がある。

註

1. 文部省のいじめの定義は1985年に、自分よりも弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの、とされた。
2. 裁判所の法的判断は、過失や予見可能性、安全配慮義務、因果関係、使用者責任等について認否し、これらの法的根拠から請求の認否が行われる。
3. 学校におけるいじめの場合には、これに加えて安全保持義務も含まれる。
4. 本事例がいじめ終了後3年4カ月余り経過した後、に自死したという特異な例である点は看過しえないことである。

引用文献

- 伊藤進 (1983). 学校事故賠償責任と最高裁判決—最判昭和58年2月18日判決を契機として— 判例タイムズ, **492**, 27-31.
- 市川須美子 (1991). いわき市「いじめ自殺」事件判決 平成2年度重要判例解説 ジュリスト, **980**, 56.
- 市川須美子 (2001). 津久井町立中野中学校いじめ自殺損害賠償事件 季刊教育法, **128**, 120.
- 浪本勝年・箱田英子・岩崎政孝・吉岡睦子・船本正文 (2001). 教育判例ガイド 有斐閣 146.
- 遠藤博也 (1981). 国家賠償法1条に基づく責任 国家賠償法上巻 青林書院 143-227.
- 織田博子 (2000). イジメと法のかかわり 中川明(編) イジメと子どもの人権 信山社 82-83.
- 兼子仁 (1982). 教育法 新版 有斐閣 518.
- 櫻井登美雄 (1989). 学校におけるいじめと不法行為責任 山口和男(編)現代民事裁判の課題⑦【損害賠償】 新日本法規出版 386.
- 下村哲夫 (1990). 判例の傾向と今後の動向 教育判例読本 教育開発研究所 190.
- 高野芳久 (1987). 校内暴力・いじめ 村重慶一(編) 国家賠償訴訟法 青林書院 492-493.
- 戸波江三 (1993). いじめ事件と学校の法的責任 季刊教育法, **92**, 61.
- 林量俣 (1992). 公立小学生いじめ負傷事件 教育判例百選 第三版 ジュリスト, **118**, 165.
- 平原春好 (1975). わが国における学校事故救済法制史 ジュリスト, **598**, 33-34.
- 文部省 (1985). 1985年10月25日文部省初中局長通知 季刊教育法, **62**, 167.
- 文部大臣 (1985). 1985年10月23日松永光文部大臣談話 前掲書, **62**, 165.
- 吉川武彦 (2009). 自殺防止 サイエンス社 203.

赤筒に対する白色レグホンニワトリのヒナの接近反応の強化随伴性と刻印づけとの関係¹

The Relation between Contingencies of Reinforcement for White Leghorn Chicks' Approach Responses and Imprinting

風 間 梨 沙¹⁾・森 山 哲 美²⁾

2016年9月28日受理

Abstract : Newly hatched chicks emit their approach and/or following behavior towards artificial objects they first encountered. Skinner (1969) suggested that only chicks' susceptibilities to contingencies of reinforcement were innate. His suggestion remains to be tested experimentally. The present study aimed at investigating whether newly hatched chicks' approach responses to their imprinted stimulus could be reinforced by reduction in distance between the chicks and the stimulus. Seventeen chicks were divided into four groups after hatching. Group AT (n=4) could approach to a stationary red cylinder and touch the stimulus during six experimental sessions. Group ANT (n=4) could approach the stimulus but could not touch the stimulus. Group NAT (n=5) could not approach but could touch the stimulus. Group NANT (n=4) could neither approach nor touch the stimulus. For the chicks of both NAT and NANT groups, the red cylinder approached them. All chicks of four groups were exposed to the red cylinder based on their respective experimental conditions over six sessions. After the sessions, two imprinting test sessions were conducted for each chick in order to investigate whether or not chicks were imprinted to the red cylinder. In the test sessions, both the red cylinder and a novel green ball were simultaneously exposed to each chick. The results of the present study were as follows. The approach responses towards the stimulus increased over the sessions for five chicks of both AT and ANT groups (eight chicks). These five chicks showed imprinting. From these results, the chicks' approach responses could be reinforced by decrease in distance between the chicks and the stimulus. Furthermore, the chicks' imprinting may be based on the contingency of reinforcement. Thus, imprinting may be a behavioral process established by contingencies of reinforcement for chicks' approach responses to their imprinted stimulus.

Key words : white leghorn chicks, approach responses, imprinting, contingencies of reinforcement

問題と目的

本研究の目的は、孵化直後のニワトリのヒナと赤筒刺激（以下、赤筒）の間の距離の減少が、その刺激に対するヒナの接近反応のオペラント強化

事象として機能するのかどうかを調べることであった。さらにその刺激に対する刻印づけが上記のオペラント強化によって成立するのかどうか、それを調べることも目的であった。もし赤筒とヒナとの間の距離の減少が刺激に対するヒナの接近反

¹ 本研究内容の一部は、2015年日本行動分析学会第33回年次大会（於 明星大学）で発表された。

1) Lisa Kazama : 常磐大学大学院人間科学研究科修士課程2年

2) Tetsumi Moriyama : 常磐大学大学院人間科学研究科研究指導教員

応の強化事象として機能するのであれば、接近反応はオペラント反応と言える。そうであれば、これまで反応に先行する刺激によってもっぱら制御される生得的な反応と考えられていた接近反応は、オペラントの強化随伴性によって制御される反応であると言える。

ニワトリのような孵化直後に自立して移動できる早成性の鳥類のヒナは、孵化後に遭遇する刺激対象に対して、ヒナが親鳥に示す反応（子としての反応; filial responses）を示す。刺激対象に接近したり、その刺激対象が動いていけば、その後を追従したりする。刺激対象がヒナの視界からなくなれば、ヒナはディストレス・コール (distress call) と呼ばれる声を発し、視界に刺激対象が戻ると鳴きやむ。このような反応の獲得過程は刻印づけ (imprinting) と呼ばれ、ヒナの「子としての反応」は刻印反応と呼ばれる。

刻印づけの現象は古くから報告されている（例えば、More, 1516やSpalding, 1873 (Nevin & Reynolds, 1971より引用)）。しかし、行動生物学 (ethology) の生得的解発機構 (innate releasing mechanism: IRM) の枠組みでこの行動過程をはじめて理論的に説明したのはLorenz (1937) であった。彼は、刻印づけの特性として、臨界期の存在、そして刻印反応の不可逆性を提唱した。臨界期の存在は、孵化して数日以内に提示された刺激にのみ刻印づけが起こり、この時期を過ぎて提示された刺激には刻印づけは起こらない、そのような時期の存在である。刻印反応の不可逆性は、一度獲得された刻印反応は個体の終生にわたって消失することはないという特性である。Lorenz (1937) は、この2つの特性をもって刻印づけが通常の連合学習の過程と異なること、そして刻印づけられた刺激 (刻印刺激) に対する接近や追従といった刻印反応は生得的な固定的動作パターン (fixed action pattern: FAP) であるということを強調した。学習は個体のいついかなるときにも起こりうるし、学習された反応は強化されなければ消去される、それに対して刻印反応の獲得には臨

界期が存在し、そして刻印反応は不可逆であるのだから、刻印づけは学習ではない、という主張であった。

Lorenz (1937) 以降、学習を研究する心理学者によって刻印づけは実験室の中で調べられるようになった。膨大な数の研究によって明らかになった事実は、臨界期が過ぎた個体でも刻印づけは可能であること、刻印反応はヒナの成長とともに消失するということであった (Jaynes, 1956, 1957, 1958a, 1958b)。しかし、そうであっても、刻印反応は、ヒナの発達の初期の極めて短期間に形成される反応であり、従来の学習心理学の実験で用いられてきた餌や水といった強化子がなくても獲得される反応であることから、刻印反応は学習された反応ではあっても、レスポナント条件づけやオペラント条件づけによって獲得されるような反応とは異なる反応、たとえば提示学習 (exposure learning) や (Sluckin, 1972)、知覚学習によって獲得される反応であると考えられた (Slickin & Salzen, 1961)。それが契機となって、刻印づけの学習過程はどのような過程なのかということが問題にされるようになった。

Hoffman & Ratner (1973) は、刻印づけの強化モデルを提唱した。このモデルでは、古典的条件づけ (レスポナント条件づけ) が刻印づけの基本的枠組みとされており、これに連合過程としての提示学習と、生得的要因であるヒナの成熟が関わる過程として刻印づけが説明された。彼らのモデルは、彼らの一連の実験的研究によって (例えば、Gaioni, Hoffman, DePaulo, & Stratton, 1978 ; Hoffman, Barret, Ratner, & Singer, 1972; Hoffman, Eiserer, & Singer, 1972; Hoffman & Kozma, 1967 ; Hoffman, Ratner, & Eiserer, 1972; Hoffman, Searle, Toffey, & Kozma, 1966; Hoffman, Stratton, Newby, & Barret, 1970; Ratner & Hoffman, 1974)、ある程度実証された。彼らの刻印づけの説明は、次のとおりである。まず、動く刺激が提示されるとき、「子としての反応」を誘発する無条件刺激 (Hoffmanたち

は、刻印刺激の動きそのものが無条件刺激と考えたと、それらの反応を本来的に誘発しない中性的な刺激特徴がヒナに同時に提示される。それは、無条件刺激と中性刺激の対提示となる。これによって、刺激全体が「子としての反応」を誘発するようになる、この過程が刻印づけである、とHoffman & Ratner (1973)は考えたのである。すなわち彼らは、刻印刺激へのヒナの接近や追従のような「子としての反応」は、それに先行する刺激によって誘発される条件反応であると捉えたのである。

しかし彼らのモデルで説明されている刻印反応は、あくまでも接近や追従であり、反応に先行する環境事象によって誘発される反応、すなわち環境主導の受動的な反応である。したがって、刻印反応の形態が個体の発達にともなって多様な形態に変化する可能性は、彼らのモデルでは考慮されていない。早成性の鳥類であっても、刻印づけの後に餌や水あるいは同種や異種の他個体といった多様な環境事象との関わりがある。そうであれば、刻印反応は、それらの事象とのかかわりによって変容するのではないか。そのような刻印反応の発達の変容可能性は、Hoffman & Ratner (1973)のモデルでは十分に説明されていない。

Peterson (1960)は、アヒルのヒナのポールつき反応に刻印刺激の提示を随伴させると、ポールつき反応が増加するという研究結果を報告した。つまり、実験室とは異なる野外での刻印づけの文脈で起こる可能性が低いと思われるポールつき反応が、刻印刺激の提示によってオペラント強化されることが彼の研究によって明らかとなった。この研究結果からSkinner (1969)は、刻印刺激への接近や追従といった反応は、生得的な反応ではなく、この反応に随伴する結果事象によって制御されるオペラント反応であると主張した。さらに、ヒナの反応の生得性は、刻印刺激への接近に伴って起こる強化に対する感受性だけであるとも主張した。それを実証するには、ヒナが刻印刺激に接近すると刺激はヒナから遠ざかり、逆に

ヒナが刻印刺激から遠ざかると刺激はヒナに接近する（刺激とヒナの間の距離が減少する）といった装置による実験が必要であると主張した。このような実験によって、ヒナが積極的に刺激から遠ざかるようになれば、刻印刺激への接近反応は、生得的な反応ではなく、刺激とヒナの間の距離の減少によって強化されるオペラント反応であるというSkinner (1969)の主張は実証される。Skinner (1969)のこのような主張は、刻印づけによる学習はオペラント条件づけである、という主張である。

実験室外での刻印づけを考えると、Skinner (1969)の主張は妥当であるだろう。すなわち、刻印刺激である親鳥にヒナが接近したり追従したりすると、ヒナと親鳥との間の距離は減少してヒナが餌や水あるいは安全な場所を獲得できる機会が高まる。それによってヒナの生存可能性は高まる。そうであれば、刻印反応は多様なオペラント強化随伴性によって制御され、発達的に変化することになるだろう。

刻印刺激へのヒナの接近反応や追従反応が、刻印刺激の提示によって強化されるかどうかを調べた研究は比較的多くある（例えば、Campbell & Pickleman, 1961; Heim & Bjerke, 1983; Hoffman, Newby, & Stratton, 1973; Hoffman, Schiff, Adams, & Searle, 1966; Hoffman, Stratton, & Newby, 1969; 森山, 1990, 1991; Peterson, 1960; Stratton, 1971）。しかし、接近反応そのものがヒナと刺激の間の距離の減少によって強化されるのかどうか、さらにその強化によって刻印づけが促されるのかどうかは未だ明らかにされていない。

刺激とヒナの間の距離の減少が強化的であるとすると、刺激とヒナとの接触は極めて重要である。なぜなら両者の間の距離が最も減少した状態が接触だからである。そうであれば、刺激との接触が刻印づけに及ぼす効果も問題にする必要がある。接触の効果は、これまでにいくつか調べられており、接触によって刻印づけが促されることが報告されている (Clements & Lien, 1975;

Collias, 1952; 大場, 1962; Taylor, Sluckin, Hewitt, & Guiton, 1967; Thompson & Dubanoski, 1964)。特に、大場 (1962) では、2羽同士のヒナの間での接触は、継続接触や相互接近を促すことを報告している。それは、刺激への接近反応が、ヒナと刺激の間の距離の減少によって強化されるということの裏付けとなるかもしれない。しかし、それらの研究はいずれも、刻印反応の随伴性を設定していないため、刺激への接近反応が、ヒナと刺激の間の距離の減少によって強化されたのかどうか、さらに、その随伴性によって刻印づけが促進されたのかどうかはそれらの研究で調べられていない。

そこで本研究は、白色レグホンニワトリのヒナを被験体とし、さらに赤筒を刺激として用い、その刺激に対するヒナの接近反応が刺激とヒナの間の距離の減少によって強化されるのかどうか、ならびに赤筒との接触によって接近反応が強化されるのかどうかを実験的に調べた。さらに赤筒への接近反応が強化されると、赤筒への刻印づけが促されるのかも調べた。

方 法

被験体 暗室内の人工孵卵器で孵化した17羽の白色レグホンニワトリのヒナを被験体とした。彼らが孵化したら、赤筒に対する刻印づけを促す目的で、彼らを暗室内の個別飼育ケージに移した。実験はヒナが孵化してから約13時間後に開始し、4日齢のときに終了した。4日齢までのヒナには卵黄によって餌と水は不要であり、さらに餌や水による刻印づけへの影響を防ぐために、実験期間をとおして餌と水を提示しなかった。

飼育ケージには18 Wの蛍光灯を取り付け、約12時間のサイクルで点灯と消灯を繰り返した。ヒナを4つの群に分けて、個別に実験を行った。4つの群は、刺激への接近反応と刺激との接触が可能なAT群 (Approach & Touch群; 以下、AT群)、接近は可能だが接触は不可能なANT群 (Approach & Not Touch群; 以下、ANT群)、

接近は不可能だが接触は可能なNAT群 (Not Approach & Touch; 以下、NAT群)、接近も接触も不可能なNANT群 (Not Approach & Not Touch群; 以下、NANT群) であった。

装置 刻印対象となる刺激は、赤いプラスチックの筒 (赤筒) (直径5.5 cm×高さ9.5 cm) であった。赤筒に刻印づけられたかどうかを調べるための同時選択テストでは、赤筒の他に、新奇な刺激として緑球 (直径8.0 cm) を用いた。後述の刺激提示訓練と、この同時選択テストは、直線走路内 (120 cm×18 cm×45 cm) で行われた。直線走路の内壁面は全て黒色で塗装され、走路の両端から15cmの場所に透明なアクリルの板を仕切 (ヒナ側と刺激側) として設置した。これらの仕切は手動によって上と下に移動可能であり、これによってヒナと赤筒との接触を可・不可にした。走路上部には25 Wのライト3つを設置して、実験試行中は常時点灯させた (図1)。実験手続きの制御と接近反応の測定はApple IIeで実施し、同時選択テストでの刺激近くにヒナが滞在した反応は、滞在時間としてストップウォッチで測定した。実験場面はビデオカメラで録画した。

手続き 孵化して約13時間後に、各ヒナに対して個別に直線走路内で刺激提示訓練を行った。訓練ではヒナを4つの群のいずれかにランダムに振り分けた。4つの群は、AT群 (4羽)、ANT群 (4羽)、NAT群 (5羽)、NANT群 (4羽) であった。刺激提示訓練の手続きの流れ図は図2のとおりである。

ヒナを直線走路の一端に入れ、他端に赤筒を置き、ライトを点灯させて実験試行を開始した。実験条件は4つであった。A条件は赤筒への接近反応が可能な条件で、NA条件は不可能な条件であった。T条件は赤筒との接触が可能な条件で、NT条件は不可能な条件であった。

A条件のヒナには、ライトの点灯とともにヒナ側の仕切を取り除いた。仕切を取り除いてから約10秒以内に赤筒への接近反応がみられなかった場合、ライトを消灯し、その試行を終了させた。接

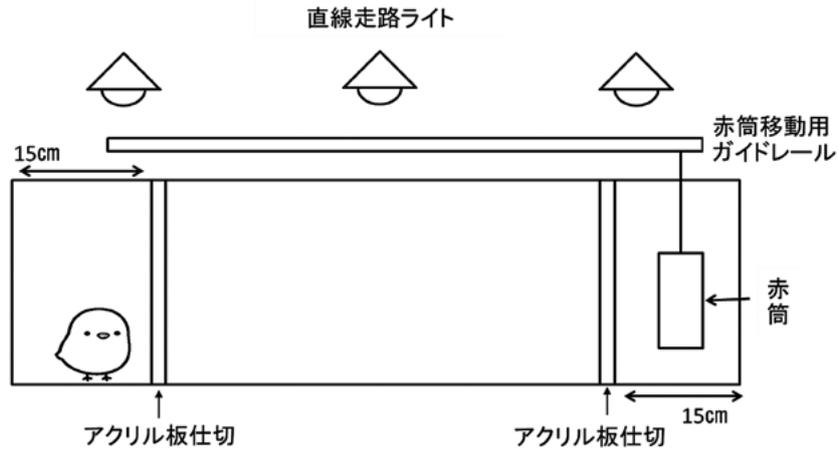


図1. 刺激提示訓練用の直線走路。走路両端の仕切は手動によって上下に移動させた。赤筒は装置上部に設置したガイドレールに沿って手動で移動させた。

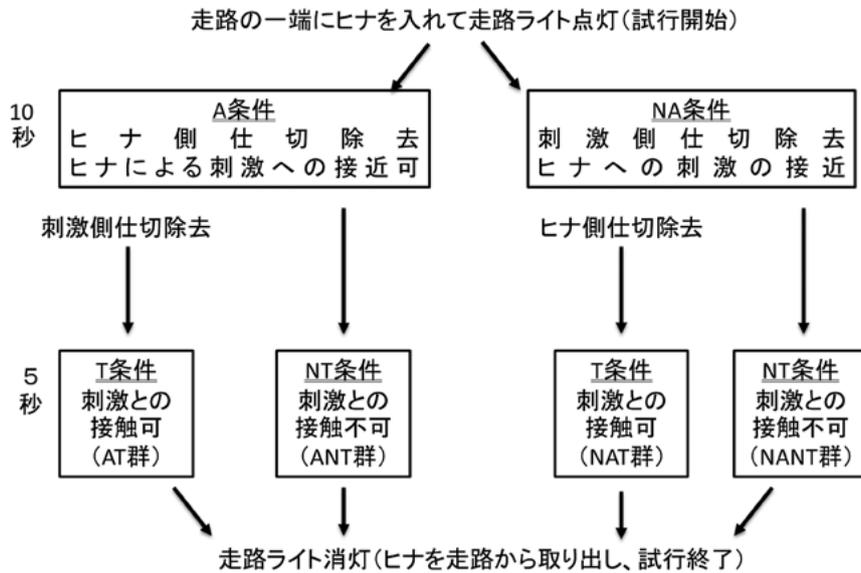


図2. 4つの群の刺激提示訓練1試行の実験手続きの流れ。

近反応が生じたら、刺激との接触が可能なT条件のヒナ (AT群) には、刺激側の仕切を取り除いて赤筒と5秒間接触させた。刺激との接触が不可能なNT条件のヒナの (ANT群) には、刺激側の仕切を取り除かず仕切越しに刺激を5秒間提示した。その後、ライトを消灯して試行を終了させた。

NA条件のヒナには、ライトの点灯とともに刺激側の仕切を取り除いた。ヒナが刺激の方に向いていることを確認しながら、実験者は約10秒かけ

て刺激を手動でヒナに近づけた。10秒の刺激移動の後、刺激との接触が可能なT条件のヒナ (NAT群) には、ヒナ側の仕切を取り除いて刺激に接触させた。刺激との接触が不可能なNT条件のヒナ (NANT群) には、ヒナ側の仕切を取り除かず仕切越しに刺激を5秒間提示した。その後、ライトを消灯して試行を終了させた。1セッションを50試行とし、ヒナが3日齢になるまで刺激提示訓練を6セッション実施した (1日2セッション)。なお、セッション中にヒナが寝てしまった場合

は、そのセッションを中断した。

ヒナが4日齢のとき、赤筒にヒナが刻印づけられたかどうかを調べるために同時選択テストを行った。同時選択テストでは刺激提示訓練時と同様の直線走路を用いた。直線走路の一端に刺激提示訓練時に使用した赤筒を置き、他端にヒナにとって新奇な刺激となる緑球を置いた。各刺激には仕切が設けられており、ヒナがそれぞれの刺激に接触できないようにした。ヒナを直線走路の中央に置いてライトを点灯させてセッションを開始した。テストセッションは10分間であり、その間に各仕切から約15 cm 内側の区画にヒナが滞在した時間をストップウォッチで計測した。10分が経過したら2つの刺激の位置を入れ替えて新たなテストセッションを実施した。刻印づけの成立基準は久保田・森山(2007)と同じとし、2つのテストセッションにおける赤筒への合計滞在時間が5分以上で、かつ、その値が緑球への滞在時間の4倍以上の値とした。この基準を満たした個体は、刺激に確実に刻印づけられているということが示されている(長谷川, 2013; Moriyama, Kazama, Obata, & Nakamura, 2015)。

結 果

A条件のヒナの接近反応の出現傾向

赤筒への接近が可能であったA条件(AT群とANT群)のヒナを対象に、刺激提示訓練の各セッションでの個体別の接近反応(赤筒近くの仕切まで到着した反応)の傾向を調べた。赤筒への接近反応を示した試行数を各セッションの総試行数50で除した値を各ヒナで求め、これを接近反応の出現確率とした。刺激提示訓練の各セッションにおけるAT群とANT群の各ヒナの接近反応の出現確率の推移を示したのが図3である。

AT群の#4と#5、ANT群の#2、#6、#12は、多少の変動はあるもののセッションを重ねるにつれて刺激への接近反応の出現確率は高まった。また、AT群のヒナ(#11)は全てのセッションで接近反応の出現確率が低かった。AT群

の#16の接近反応の出現確率は3セッション目で高くなったが、4セッション目以降単調に低下した。ANT群の#14の接近反応の出現確率は最初の3セッションで単調に低下し、4セッション目で高くなったものの6セッション目で再び低下した。

次に同時選択テストの4つの群の結果について述べる。同時選択テストで刻印づけの基準を満たしたヒナは、AT群で4羽中2羽(#4と#5)、ANT群では4羽全て(#2、#6、#12、#14)、NAT群では5羽中3羽(#3、#7、#10)、NANT群では4羽中1羽(#17)であった。A条件の2つの群で刻印づけを成立させたヒナは、いずれも刺激提示訓練時にセッションを重ねるにつれて刺激への接近反応の出現確率を高めたヒナであった。

赤筒への接近の有無と刻印づけとの関連

赤筒に接近できたことが刻印づけとどのように関連しているのかを調べるため、接近可能だったA条件(AT群とANT群)と、接近不可能だったNA条件(NAT群とNANT群)のそれぞれで刻印づけを成立させたヒナの割合をみた(図4の左側)。A条件で刻印づけを成立させたヒナは8羽中6羽(#4、#5、#2、#6、#12、#14)であり、その割合は75.0%であった。それに対してNA条件(NAT群とNANT群)で刻印づけを成立させたヒナは9羽中4羽(#3、#7、#10、#17)であり、その割合は42.5%であった。この結果を接近の有無と刻印づけの成立・非成立の関連性として χ^2 検定したところ、その関連性は有意でなかった($\chi^2 = 1.633, df = 1, p = .335$)。

赤筒との接触の有無と刻印づけとの関連

赤筒との接触の有無と刻印づけとの関連をみるため、赤筒と接触できたT条件(AT群とNAT群)と、接触できなかったNT条件(ANT群とNANT群)のそれぞれで刻印づけを成立させたヒナの割合を算出して図4の右側に示した。その結果、T条件で実際に刺激に接触したのは8羽で、そのうち5羽(#4、#5、#3、#7、#10)が刻印づ

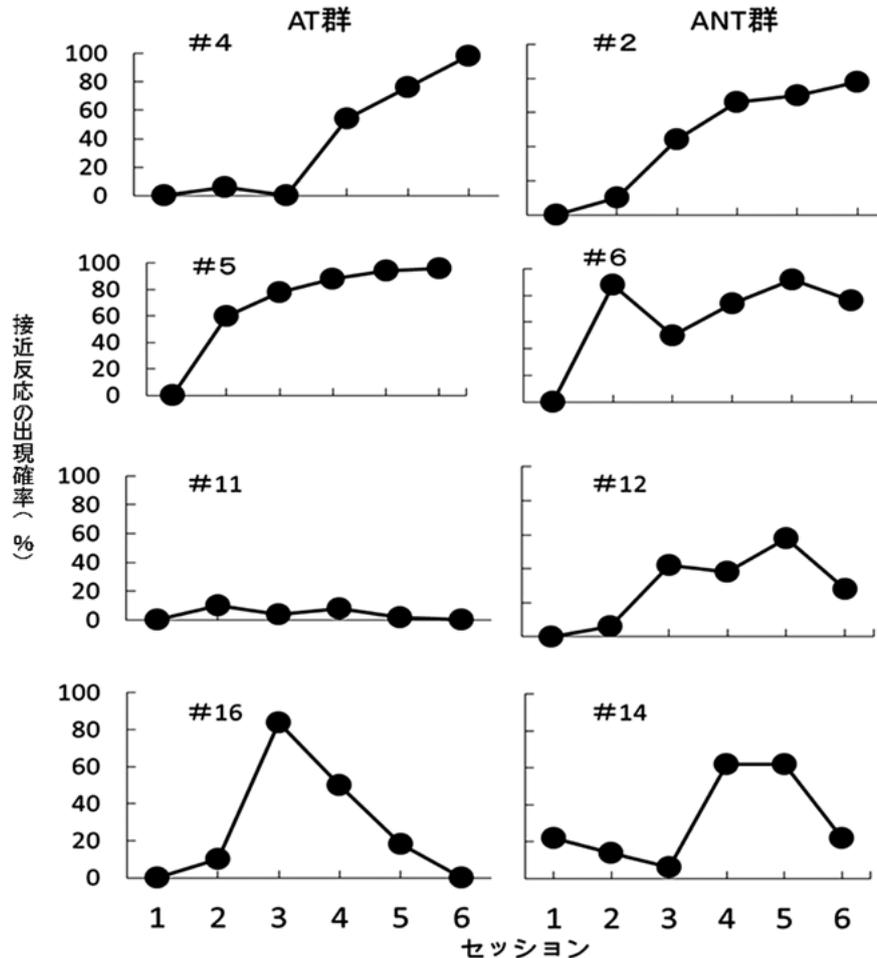


図3. AT群とANT群の接近反応の出現確率。図3の横軸はセッション、縦軸は接近反応の出現確率(%)を示す。図3の左はAT群のデータ、右はANT群のデータである。なお、本論文では、それぞれのヒナを特定化する目的で、ヒナの番号の左に#の記号を付記した。AT群は刺激への接近反応と刺激との接触が可能であった。ANT群は刺激への接近は可能であったが、刺激との接触は不可能であった。

けを成立させた。その割合は62.5%であった。それに対し、NT条件では8羽中5羽（#2、#6、#12、#14、#17）が刻印づけを示し、その割合は62.5%であった。

考 察

本研究は、赤筒に対する白色レグホンニワトリのヒナの接近反応が、刺激とヒナとの距離の減少ならびに刺激とヒナの接触によって強化されるのかどうか、さらにそのような随伴性が赤筒に対する刻印づけとどのような関係にあるのか実験的に調べた。

まず、赤筒への接近反応が距離の減少によって

強化されるのかどうかについて考察する。刺激に接近したA条件のヒナ8羽中5羽において、セッションとともに接近反応の出現確率が高くなった。また、A条件のヒナ（#11）はセッション全体にわたって接近反応の出現確率が低かった。A条件の2つの群（AT群とANT群）の間で接近反応の出現確率が高かったヒナの羽数に差はほとんど見られなかった（AT群の場合2羽、ANT群の場合3羽）。以上のことから、赤筒への接近反応が自発されると、赤筒とヒナとの距離の減少によって接近反応は強化されるといえるだろう。AT群の#11の結果からも、赤筒とヒナとの距離の減少は赤筒への接近反応の強化事象となって

いると言えるだろう。なぜなら、#11の接近反応の出現確率がすべてのセッションで低かったのは、赤筒との距離の減少の機会が、#11の場合、強化的と言えるほど十分ではなかったためと考えられるからである。

しかし、同じA条件のヒナであっても、最後のセッションで8羽中4羽のヒナ（#6、#12、#14、#16）の接近反応は減少した。赤筒への接近反応が赤筒とヒナ間の距離の減少によって強化されると結論するには、これらのヒナの反応の減少を説明する必要がある。しかし、この接近反応の減少がなにによるものなのかは、本実験では明らかではない。従来の実験的研究でも、ヒナの4日齢以降（本実験の刺激提示訓練のセッション数でいうと4セッション以降）、接近反応や追従反応は減少することが報告されている（Hinde, Thorpe, & Vince, 1956; Jaynes, 1957, Moltz & Rosenblum, 1958; Campbell & Pickleman, 1961; 森山, 1980）。その理由として、4日齢以降のヒナは、卵黄の栄養補給が断たれるため、刻印刺激より餌の強化力が高まり、それに関連する反応（たとえば、床をついばむ行動）が頻繁に出現し、結果として接近や追従が減少するのではないかと考えられている（森山, 1998）。そうであるなら、接近反応の出現確率が最後のセッションで減少し

たヒナの行動は、餌に関連した行動の出現で説明できるだろう。しかし、本実験ではその行動の観察は行わなかった。さらに、この説明に基づけば、接近反応の出現確率を高めたヒナの行動についてあらためて説明する必要があるだろう。したがって、どちらのヒナの接近反応も説明できるような可能性を考える必要がある。今のところ考えられるのは刺激提示訓練時の刻印刺激の強化力の違いである。この違いが接近反応の出現確率を高めたヒナと逆に低下させたヒナの反応の違いに関係するのかもしれない。刺激提示訓練によって刺激が強化的になったヒナの場合、刺激への接近反応は減少しないが、逆に訓練時に刺激が強化的にならなかったヒナの場合、刺激への接近反応は減少する。そのような可能性を考慮する場合、訓練時の刺激の強化力の違いが何に由来するものであるかの説明が必要となるが、これについては今後の検討が必要である。

次に、刺激とヒナ間の距離の減少が、ヒナの接近反応にとって強化的であると結論するには、さらに問題とすべき事柄がある。それは、本実験の場合、刺激との距離が減少する条件だけしか設けなかったということである。刺激とヒナ間の距離の減少が、ヒナの接近反応にとって強化的であると結論するには、刺激との距離が減少する条

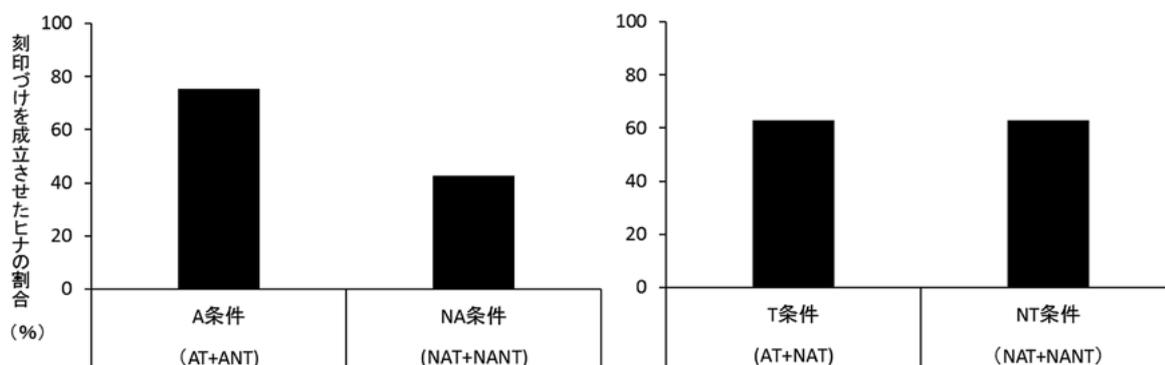


図4. 各条件において刻印づけを成立させたヒナの割合。左は赤筒への接近反応の効果を調べるための図で、赤筒への接近反応が可能であったA条件ならびに接近反応が不可能であったNA条件と刻印づけとの関連を示す。右は、赤筒との接触の効果を調べるための図で、接触が可能であったT条件ならびに接触が不可能であったNT条件と刻印づけとの関連を示す。

件だけでなく、ヒナが刺激にいくら接近しようとしても、刺激とヒナとの距離が変わらない条件が必要であった。そのようなヒナで、もし刺激に対する接近反応が自発されなくなるのであれば、距離の減少は、ヒナの接近反応にとって強化的と結論できるだろう。この可能性についても今後の検討が必要である。

以上の問題はあがあるが、本実験で接近反応の出現確率を高めたヒナの場合、赤筒への接近反応は赤筒とヒナとの距離の減少によって強化された可能性はあると言えるだろう。

次に接近反応と刻印づけとの関連について考察する。刻印づけを成立させたヒナの割合は、刺激に接近できたA条件（AT群とANT群）の方が、接近できなかったNA条件（NAT群とNANT群）より高かった。このことから、接近が可能な場合、刻印づけが成立する可能性はあるといえるだろう。しかし、接近と刻印づけの関連は統計的に有意ではなかった。そのため、接近反応は刻印づけの必要条件ではあっても十分条件ではないといえるかもしれない。

次に赤筒との接触の効果について考察する。図3で示したように、赤筒と接触できたAT群と、接触できなかったANT群のそれぞれの接近反応の出現確率は、互いに異ならなかった。最後の6セッション目の平均出現確率は、AT群は.49であり、ANT群は.51であった。このことから、赤筒との接触が接近反応に及ぼす効果は明らかでなかった。さらに、図4の右側が示したように、刺激に接触できたT条件（すなわち、AT群とNAT群）と、接触できなかったNT条件（すなわち、ANT群とNANT群）の間で刻印づけを成立させたヒナの割合に差が見られなかったことから、赤筒との接触が刻印づけに及ぼす効果は明らかでなかった。これらの結果から、接触の効果は、接近反応にも刻印づけにも見られなかったと言える。しかし、刺激との接触が刻印づけに及ぼす効果を調べた過去の研究では、ヒトの手や毛玉、あるいは箱といった刺激との接触によって、それ

らの刺激への刻印づけが促進されることが報告されている（Clements & Lien, 1975; Collias, 1952; Taylor et al., 1967; Thompson & Dubanoski, 1964）。また、大場（1962）では、ヒナ同士の接触はその後の継続接触を促すことが報告されている。これらの研究結果と本実験の結果の違いの理由はなんだろうか。その理由として、赤筒に接触できなかった群（ANT群とNANT群）は、仕切の亚克力板に接触していたので、その経験が刻印づけに影響したのではないかという可能性が考えられる。つまり、これらの群のヒナは、赤筒を見ながら亚克力板に触れていたのであるから、その接触状況は、人工的な刺激に接触していたという点で、赤筒に直に触れたAT群やNAT群のヒナの場合とそれほど異ならなかったのではないか。それが、赤筒との接触が刻印づけに及ぼす効果を明らかにできなかった理由かもしれない。この可能性を検討するには、仕切をはずして赤筒を提示しても、ヒナが触ることができないような場所（たとえば、ヒナより高い位置）に赤筒を提示する方法が考えられる。いずれにしても、接触の効果については今後さらに調べる必要があるだろう。

以上の考察から、本実験によって次のことが言えるだろう。白色レグホンニワトリのヒナの赤筒への接近反応は、赤筒とヒナとの距離の減少によって強化されるオペラント反応であり、その接近反応が強化されると、ヒナは赤筒に対してある程度の選好を示し刻印づけられる可能性がある。しかし、赤筒との接触が赤筒への接近反応の強化事象となるのかどうか、さらに、その接触によって赤筒への刻印づけが促進されるのかどうかについては今後の検討が必要である。

謝 辞

本論文を作成するにあたり、実験方法等について貴重なご助言をして下さった長谷川福子氏に深謝します。さらに実験に協力して下さった藤田曜氏と藤岡典子氏にも心から感謝申し上げます。

引用文献

- Campbell, B. A., & Pickleman, J. R. (1961). The imprinting object as a reinforcing stimulus. *Journal of Comparative and Physiological Psychology*, **54**, 592-596.
- Clements, M., & Lien, J. (1975). Effects of tactile stimulation on the initiation and maintenance of the following response in Japanese quail (*Coturnix coturnix japonica*). *Animal Learning & Behavior*, **3**, 301-304.
- Collias, N. E. (1952). The development of social behavior in birds. *Auk*, **69**, 127-159.
- Gaioni, S. J., Hoffman, H. S., DePaulo, P., & Stratton, V. N. (1978). Imprinting in older ducklings: Some tests of a reinforcement model. *Animal Learning & Behavior*, **6**, 19-26.
- 長谷川福子 (2013). 刻印刺激または餌を強化子とした並立強化スケジュールでの白色レグホンニワトリヒナの選択行動 常磐研究紀要, **7**, 33-51.
- Heim, J., & Bjerke, T. (1983). Skinner about imprinting: An audio-visual test. *Behaviour Analysis Letters*, **3**, 231-239.
- Hoffman, H. S., Barret, J., Ratner, A. M., & Singer, D. (1972). Conditioned suppression of distress calls in imprinted ducklings. *Journal of Comparative and Physiological Psychology*, **80**, 357-364.
- Hoffman, H. S., Eiserer, L. A., & Singer, D. (1972). Acquisition of behavioral control by a stationary imprinting stimulus. *Psychonomic Science*, **26**, 146-148.
- Hoffman, H. S., & Kozma, F., Jr. (1967). Behavioral control by an imprinted stimulus: Long term effects. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **10**, 495-501.
- Hoffman, H. S., Newby, V., & Stratton, J. W. (1973). Reinforcement of distress vocalization by presentation of an imprinted stimulus. *British Journal of Psychology*, **64**, 277-282.
- Hoffman, H. S., & Ratner, A. M. (1973). A reinforcement model of imprinting: Implications for socialization in monkeys and men. *Psychological Review*, **80**, 527-544.
- Hoffman, H. S., Ratner, A. M., & Eiserer, L. A. (1972). Role of visual imprinting in the emergence of specific filial attachments in ducklings. *Journal of Comparative and Physiological Psychology*, **81**, 399-409.
- Hoffman, H. S., Searle, J. L., Toffey, S., & Kozma, F., Jr. (1966). Behavioral control by an imprinted stimulus. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **9**, 177-189.
- Hoffman, H. S., Schiff, D., Adams, J., & Searle, J. L. (1966). Enhanced distress vocalization through selective reinforcement. *Science*, **151**, 352-354.
- Hoffman, H. S., Stratton, J. W., & Newby, V. (1969). Punishment by response-contingent withdrawal of an imprinted stimulus. *Science*, **163**, 702-704.
- Hoffman, H. S., Stratton, J. W., & Newby, V., & Barret, J. E. (1970). Development of behavioral control by an imprinting stimulus. *Journal of Comparative and Physiological Psychology*, **71**, 229-236.
- 久保田健・森山哲美 (2007). ニワトリのヒナにおける刻印刺激の強化特性—餌の強化特性との直接比較— 常磐研究紀要, **15**, 99-115.
- Jaynes, J. (1956). Imprinting: The interaction of learned and innate behavior: I. Development and generalization. *Journal of Comparative and Physiological Psychology*, **49**, 201-206.
- Jaynes, J. (1957). Imprinting: The interaction of learned and innate behavior: II. The critical period. *Journal of Comparative and Physiological Psychology*, **50**, 6-10.
- Jaynes, J. (1958a) Imprinting: The interaction of learned and innate behavior: III. Practice effects in performance, retention and fear. *Journal of Comparative and Physiological Psychology*, **51**, 234-237.
- Jaynes, J. (1958b) Imprinting: The interaction of learned and innate behavior: IV. Generalization and

- emergent discrimination. *Journal of Comparative and Physiological Psychology*, **51**, 238-242.
- Lorenz, K. (1937). The companion in the bird's world. *Auk*, **54**, 245-273.
- More, T. (1516). Utopia. The Yale edition of the Complete Works of St. Thomas More. Vol. 4, 1965, (トマス・モア 澤田昭夫(訳) (1969) 『ユートピア』 中公文庫)
- 森山哲美 (1990). 刻印付けにおける個体発生的随伴性の検討 常磐大学人間科学部紀要, **8**, 1-17.
- 森山哲美 (1991). 刻印付けにおける個体発生的随伴性の検討Ⅱ 常磐大学人間科学部紀要, **9**, 109-121.
- Moriyama, T., Kazama, L., Obata, S., & Nakamura, T. (2015). Resurgence of chicks' key-peck responding with an imprinted stimulus or food as reinforcer. *Mexican Journal of Behavior Analysis*, **41**, 44-62.
- Nevin, J. A. & Reynolds, G. S. (1971). *The study of behavior. Learning, motivation, emotion, and instinct*. Glenview Illinois: Scott, Foresman and Company.
- 大場克己 (1962). ニワトリの雛の社会化に関する研究 I - 孵化当日の最初の出会い事態の行動 - 動物心理学年報, **12**, 105-114
- Peterson, N. (1960). Control of behavior by presentation of an imprinted stimulus. *Science*, **132**, 1395-1396.
- Ratner, A. M., & Hoffman, H. S. (1974). Evidence for a critical period for imprinting in Khaki Campbell ducklings (*Anas platyrhynchos domesticus*). *Animal Behaviour*, **22**, 249-255.
- Sliuckin, W. (1972). *Imprinting and early learning*. 2nd ed. London: Methuen & Co Ltd.
- Sluckin, W., & Salzen, E. A. (1961). Imprinting and perceptual learning. *Quarterly Journal of Experimental Psychology*, **13**, 65-77.
- Skinner, B. F. (1969). *Contingencies of reinforcement: A theoretical analysis*. New York: Appleton-Century-Croft.
- Spalding, D. A. (1873). Instinct with original observations on young animals. *Macmillans Magazine*, **27**, 282-293. (Reprinted in Haldane, 1954, From Nevin & Reynolds, 1971).
- Stratton, J. W. (1971). Response contingencies in the following behavior of imprinted ducklings. *Dissertation Abstracts International*.
- Taylor, A., Sluckin, N., Hewitt, R., & Guiton, P. (1967). The formation of attachments by domestic chicks to two textures. *Animal Behaviour*, **15**, 514-519.
- Thompson, W. R., & Dubanoski, R. A. (1964). Early arousal and imprinting in chicks. *Science*, **143**, 1187-1188.

付 録

常磐大学大学院人間科学研究科博士課程 (後期) 学事記録

- 2015年 4月3日 入学式
入学者： 2名
9月17日 春セメスター学位授与式
学位取得者：0名
9月17日 秋セメスター入学式
入学者： 0名
2016年 3月21日 学位授与式
学位取得者：1名 (※論文博士による学位取得者)

常磐大学大学院被害者学研究科博士課程 (後期) 学事記録

- 2015年 4月3日 入学式
入学者： 1名
9月17日 春セメスター学位授与式
学位取得者：1名
9月17日 秋セメスター入学式
入学者： 0名
2016年 3月21日 学位授与式
学位取得者：0名

常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録

2015年 4月3日 入学式
入学者： 8名
9月17日 春セメスター学位授与式
学位取得者：0名
9月17日 秋セメスター入学式
入学者： 0名
2016年 3月21日 学位授与式
学位取得者：10名

常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録

2015年 4月3日 入学式
入学者： 1名
9月17日 春セメスター学位授与式
学位取得者：1名
9月17日 秋セメスター入学式
入学者： 1名
2016年 3月21日 学位授与式
学位取得者：0名

常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程学事記録

2015年 4月3日 入学式
入学者： 0名
9月17日 春セメスター学位授与式
学位取得者：1名
9月17日 秋セメスター入学式
入学者： 1名
2016年 3月21日 学位授与式
学位取得者：3名

常磐大学大学院人間科学研究科博士 (人間科学) 学位論文要旨

[学位取得者]

春セメスター

※該当者なし

秋セメスター

氏名	博士論文題目	研究指導教員
渡辺 修宏	「利用者主体の福祉サービス」の実践に対する行動分析的視点の有用性とその視点に基づく援助者教育の必要性	森山 哲美

博士学位論文

(内容の要旨及び審査の結果の要旨)

氏名	渡辺 修宏 (わたなべ のぶひろ)		
学位の種類	博士 (人間科学)		
学位記番号	乙第2号		
学位授与年月日	2016年3月21日		
学位授与の要件	常磐大学学位規程第3条第3項該当		
論文題目	「利用者主体の福祉サービス」の実践に対する行動分析的視点の有用性とその視点に基づく援助者教育の必要性 Utility of Practice of the Principle of Person-Centered Welfare Services and the Necessity of Education Based on Behavior Analysis		
論文審査委員会	委員長	松村 直道	本学大学院人間科学研究科教授
	委員	森山 哲美	本学大学院人間科学研究科教授
	委員	西田 恵子	本学コミュニティ振興学部教授
	委員	柄澤 行雄	元本学大学院人間科学研究科教授
	委員	吉岡 昌子	愛知大学文学部助教

1. 論文内容の要旨

本研究の主題は、近年、社会福祉領域において注目されている「利用者主体の福祉サービス」に関する実践的課題である。「利用者主体の福祉サービス」とは、社会福祉施設等において、福祉サービスの利用者の意向や希望を尊重することを基本とする援助であるが、現実には、そうした援助理論ないし定義が抽象的または規範的であり、必ずしも具体的な実践に結合していないという。そこで論文著者は、「利用者主体の福祉サービス」の実践に役立つ有効な理論を検討した。その結果、行動主義を哲学的基盤とする行動分析学が、「利用者主体の福祉サービス」を具体的な実践として捉えられる理論枠組みとして有効性が高いという認識に至っている。そこで、それを裏づける実証的な調査と実験を行ない、それらの結果をもとに、最後に、行動分析学に基づく援助者教育の必要性について提言している。

本研究は、第Ⅰ部から第Ⅲ部までの3部で構成されている。第Ⅰ部では、「利用者主体の福祉サービス」という曖昧な福祉用語が、歴史的にどのように使用されてきたかを辿り、最近の研究動向を踏まえて、論文著者なりの定義をしている。この用語が曖昧であり、現場での福祉実践に結び付かなかった理由として、論文著者は、政策主体側の定義が規範的である事、その批判的検討から生みだされた当事者団体側の定義も、人権等を重視しながらも説明的概念に止まっている事を指摘している。そして、福祉援助に関する諸理論を検討した結果、福祉現場での具体的で適切な実践を可能にする理論として、行動分析学の有効性が高い事を指摘している。しかし、行動分析学は、行動分析家ではない福祉現場の人々から、一般的に正しく理解されにくく誤解されやすいという。そこで論文著者は、福祉現場に携わる人たちに行動分析学の手法を正しく理解してもらうには、福祉サービスに関係する利用者と援助者が、相互に福祉サービスをどのように捉えているかを実証的に明らかにすることがまず必要であるとして、第Ⅱ部の調査と実験を行った。

第Ⅱ部では、第Ⅰ部で提起された課題を検証するために、3つの調査研究と3つの実験的研究の成果が記

述されている。前半の調査研究では、利用者と援助者が福祉サービスをどう捉えているかについての調査結果が報告されている。後半の実験的研究では、行動分析学の視点を援助者が持つと、実際の援助がどのようになるかについての報告がなされている。研究結果の概略は次のとおりである。研究1では、援助者と福祉サービスの利用者が「利用者主体の福祉サービス」をどのように認識しているかを調査している。研究2では、援助者と利用者の双方が考える「利用者主体の福祉サービス」の実践条件を把握し、それらを比較調査している。研究3では、福祉サービスを提供する援助者と、その援助者になろうとする学生実習生が「利用者主体の福祉サービス」をどのように認識しているのかを調査している。以上の研究1～3は、利用者と援助者のそれぞれが「利用者主体の福祉サービス」をどのように捉えているかという、役割期待についての評価調査である。これらの調査により、福祉サービスの利用者は即事的な援助そのものに役割期待を向け、援助者は援助そのものよりも援助場面全体に関わる環境要因に役割期待を向けていることが判明したという。その結果、援助者は、利用者と直接的に関わる援助行動に更なる関心を向け、それを行動分析的に捉える必要性があるとの問題が提起されている。

そこで、研究4では、「利用者主体の福祉サービス」を実践する上で利用者の行動をどう捉えるべきかを検討するために、特別養護老人ホームに入所している認知症高齢者3名を対象に、彼らに対する音楽を用いたアクティビティの提供とその効果を調べるための実験が行われた。次に研究5aと5bは、そのような援助を実践するための援助者を養成するために、行動分析学の重要な概念である行動随伴性を、援助者を目指す学生に教示して、彼らが援助をどのように捉え、どのように援助実践するのかについて実験した。最後に、研究6では、行動随伴性を教示された学生が、実際の福祉サービス場面で、どのような行動的な援助を行うのか、また、その援助効果はいかなるものかを実験している。研究4～6の結果、行動分析的視点の教示により、実験対象の援助者や学生は、抽象的な概念に依らない具体的な手続きによって援助実践ができるようになった、と論文著者は指摘している。

第Ⅲ部は、研究1～6の全体を総括した後で、行動分析学の視点に基づく「利用者主体の福祉サービス」を実践するためには、そうした視点に基づく援助者教育が必要であると強調している。

以上、本研究は、「利用者主体の福祉サービス」を適切にそして具体的に実践するには、行動分析学の視点に基づく援助者教育が有効であると指摘している。しかし、第Ⅱ部でとりあげた研究は、福祉サービスの利用者と提供者という対面的な関係が中心であり、利用者が施設生活全体の中で、「利用者主体の福祉サービス」をどう把握しているかについては、触れられていない。研究対象として取り上げた6つの福祉サービス場面は限定されたものであるが、これまでにこうした研究は進んでおらず、行動分析学的研究に新たな道筋を開いた事に関しては高く評価する事ができる。

2. 審査の経過と結果

2016年1月22日（金）の午後に口述試験を実施した。最初に論文著者から論文の概要についてパワーポイントを用いて説明があり、それを受けて審査委員から質疑が行われた。主な疑問点は以下の3項目であった。①論文の主題である「利用者主体の福祉サービス」という用語について、明確な定義がなされていないため、第Ⅰ部の論理展開がかなり恣意的になっている。②「利用者主体の福祉サービス」という表現は、戦後、かなり抽象的な福祉理念として長く使用されていたが、措置型福祉から契約型福祉へと転換する1990年代には、政策用語として使用され、更に21世紀に入ると当事者側から政策批判的な説明用語として提起されている。にもかかわらず、こうした文脈への配慮が欠落している。③第Ⅱ部では、6種類の調査と実験について報告されているが、後半の3つの実験は記載の内容に不備な部分が多い。以上の結果、疑問点として指

摘された3項目を修正し、再提出すべきであるとの結論に達した。

修正した論文は3月1日(火)に提出された。再評価は他大学の審査委員もいるので、提出された論文についての委員長コメントを付して、各委員に修正論文を送付し意見を求めた。

その結果は以下の5項目であった。①「利用者主体の福祉サービス」については、近年の先行研究を踏まえて的確に定義されている。②抽象的な福祉理念から政策レベルのキーワードへ、更には当事者サイドからの政策批判的な価値概念への展開が、社会福祉基礎構造改革を踏まえてわかりやすく整理されている。③第Ⅱ部の後半の3つの実験は、各実験について目的・方法・結果、そして考察がきちんと記述されており、前回指摘された事柄は概ね解決されている。④文章の記載について、やや厳密さを欠く箇所が依然として散見されるが、これらは研究の成果に関わるものではない。⑤「合」という判定でよい。

3月15日(火)、委員長はこれらを取りまとめて、考査報告書を作成し、その概要を3月16日(水)に開催された常磐大学大学院人間科学研究科で報告した。

3. 審査結果の要旨

- 1) 戦後の日本国憲法では、13条と25条を中心にして、国民は基本的人権を有し幸福を追求する権利があり、国家はそれを保障する義務がある事が謳われている。しかし、福祉現場におけるサービスの利用は、現実には物的・金銭的・人的な福祉資源の制限により、先の権利は規範的な事柄であると解釈されてきた。福祉サービスの提供が措置制度という行政主体の方法により長く実施されてきた事もあって、「利用者主体の福祉サービス」は規範のレベルに止まってきたばかりでなく、福祉現場におけるサービス提供者と利用者との関係、別言すれば、福祉援助技術の方法研究を遅らせる事になったのである。

本論文は、福祉サービス提供の仕組みが措置制度から契約制度へと転換したにも関わらず、依然として福祉援助技術の研究が進まず、契約制度に適合した援助実践が福祉現場で行われていないという課題意識に立っており、論文の課題設定は的確である。

- 2) 第Ⅰ部では、「利用者主体の福祉サービス」という用語法をめぐり、抽象的な規範から政策用語としての登場、更には、利用者の人権を基礎に備えた用語法を紹介し、現段階では依然として、「利用者を主体にした」援助技術が提案されていない事を指摘している。次に、近年の援助技術論の検討に入り、有効性の高い理論として、行動分析学の方法に着目している。第Ⅱ部は、行動分析学の枠組みを用いて、6種類の調査と実験の結果が報告され、一定程度の有効性のある事が実証的に例証されている。
- 3) 調査と実験の方法について、行動分析学との関係で問題があるとの指摘がなされたが、福祉現場でこのような調査や実験を行うのは、極めて困難な事情があり、学問的な方法に若干の課題があるにしても、こうした研究や実験を実施したという事実は評価されるべきである。
- 4) 論文の書式は、研究目的、先行研究、論文構成、課題に関する研究方法、結果と考察、研究の倫理的配慮、総括等の面で、適切に対応しており特に問題はない。
- 5) 本研究の基礎になる研究業績は、提出された学術雑誌掲載論文と学会報告一覧により、確認されている。
- 6) 以上により、論文審査委員会は、本論文について博士の学位を授与するに値するものと判断した。

「利用者主体の福祉サービス」の実践に対する行動分析学的 視点の有用性とその視点に基づく援助者教育の必要性

渡 辺 修 宏

要 旨

本研究は「利用者主体の福祉サービス」の実践の問題を指摘した。そしてその問題の解決には「利用者主体の福祉サービス」の実践を裏づける理論を明らかにしなければならないと考えた。そこで本研究は、徹底的行動主義を哲学的基盤とする行動分析学が、「利用者主体の福祉サービス」を具体的な実践として捉えられる理論とし、それを裏づける実証的な研究を行った。その上で、行動分析学に基づく援助者教育の有用性と必要性を提言した。

本研究は第Ⅰ部から第Ⅲ部までの3つのパートに分かれる。第Ⅰ部は、「利用者主体の福祉サービス」の定義とその背景を述べ、「利用者主体の福祉サービス」が政策概念あるいは実体概念であっても、それは必ずしも具体的な実践にむすびつくわけではないという問題を指摘した。そして、「利用者主体の福祉サービス」の実践を裏づける理論を明らかにする必要性を指摘し、徹底的行動主義を哲学的基盤とする行動分析学がそのための理論であると結論した。

第Ⅱ部は、行動分析学に基づく「利用者主体の福祉サービス」をどのように実践することができるのかを実証的に検討するために6つの研究を行った。研究1では、援助者と福祉サービスの利用者が、「利用者主体の福祉サービス」をどのように認識しているかを調べた。研究2では、援助者と利用者の双方が考える、「利用者主体の福祉サービス」の実践条件を把握し、比較した。研究3では、福祉サービスを提供する援助者と、その援助者になろうとする者が「利用者主体の福祉サービス」をどのように認識しているかを調べた。以上の研究1～3は、利用者と援助者のそれぞれが「利用者主体の福祉サービス」をどのように捉えているかという間接的な行動評価であった。これらの結果、利用者は援助そのものに目を向け、援助者は援助そのものよりも援助場面にかかわる環境要因に目を向けていることがわかった。そのため、援助者が、利用者とのかわりにおける援助に目を向け、かつ、それを行動的に捉える必要があった。そこで研究4では、「利用者主体の福祉サービス」を実践する上で利用者の行動をどのように捉えるべきかを検討するために、特別養護老人ホームに入所している認知症高齢者3名を対象に、彼らに対する音楽を用いたアクティビティの提供とその効果を検討した。そして研究5aと5bは、そのような援助を実践するための援助者を養成するために、行動分析学の重要な概念である行動随伴性を、援助者を目指す学生に教示して、彼らが援助をどのように捉え、どのように援助実践するのかについて検討した。そして、研究6では、行動随伴性を教示された学生が、実際の福祉サービスの場面で、どのような行動的な援助を行うのか、また、その援助の効果はどのようなものなのかを検討した。研究4～6の結果、行動分析学的視点に基づくことによって援助者と学生は抽象的な概念に依らない具体的な手続きによって援助実践ができるようになった。

第Ⅲ部は、研究1～6の全体を総括して、行動分析学の視点に基づく「利用者主体の福祉サービス」を実践するためには行動分析学の視点に基づく援助者教育が必要であることを強調した。

キーワード：利用者主体の福祉サービス，行動分析学，利用者，援助者，援助者教育

Utility of Practice of the Principle of Person-Centered Welfare Services and the Necessity of Education Based on Behavior Analysis

Nobuhiro Watanabe

Abstract

Person-centered services are urgently needed in the provision of social welfare. The purpose of the present research was to clarify practice that is based on person-centered welfare services from a behavioral analysis perspective, and to emphasize welfare education that reflects this analysis. The research consisted of three parts. First, the author suggested that the behavioral analysis perspective is an adequate basis for the practice of person-centered welfare services. Second, the results of six empirical studies conducted to substantiate this suggestion are presented.

In the first study, social workers' and their clients' perspectives on services were investigated. Both the workers and their clients considered appropriate mutual relationships as being very important for person-centered welfare services. While the workers emphasized external factors related to the welfare services, the clients emphasized the content of services provided by their workers. The difference in emphasis in their perspectives may complicate practice based on person-centered welfare services. The second study investigated necessary and sufficient conditions for welfare services. The results were the same as the first study. In the third study, social workers' and students' perspectives on person-centered welfare services were investigated. The results showed that workers' opinions were identical to those of the students, and that they felt that a person-centered approach to welfare services was appropriate.

The three other studies investigated the practice of person-centered welfare services based on behavioral analysis and the education required to conduct these services. The purpose of the fourth study was to clarify whether there were any differences in the degree of participation in residential musical activities among three elderly persons with dementia residing in a nursing home, and to investigate the relationships between their participation levels and their exhibition of positive social behaviors following the activities. The results showed that positive social behaviors increased for all participants, in part due to the musical activities. Further, there were clear differences observed in the degree to which the participants were involved in the activity. Furthermore, the person who participated in the activities most enthusiastically also most frequently displayed positive social behaviors. In contrast, the person who showed the lowest level of participation in the activities exhibited the least amount of positive social behaviors among the participants. In the fifth study, the effects of behavioral contingency instruction on students' behaviors at a welfare college were compared with those of traditional instruction. The results showed that behavioral contingency instruction helped students attend events related to residents' behaviors, and promoted their adequate behaviors when facing problematic situations during their service. The sixth study investigated the effects of a caring method practiced by a welfare college student who had learned about behavioral contingency in care settings. The results showed that the caring method was effective for decreasing problem behavior in difficult situations for both the client and for social workers.

The results of the six studies allow for the conclusion that welfare services that are based on a behavioral analysis perspective promote person-centered welfare services, and that welfare education based on behavioral analysis is necessary for practice conducted in person-centered welfare services.

Key words: person-centered welfare service, behavior analysis, user, social worker, welfare education based on behavior analysis.

常磐大学大学院被害者学研究科博士 (被害者学) 学位論文要旨

[学位取得者]

春semester

氏名	博士論文題目	研究指導教員
Chadley Earle-Drennen James	Consequences of Carjacking in South Africa: An Empirical Study on its Victims	G. F. Kirchhoff

秋semester

※該当者なし

博士学位論文

(内容の要旨及び審査の結果の要旨)

氏名	Chadley Earle-Drennen James (チャドレー アールドレネン ジェームズ)	
学位の種類	博士(被害者学)	
学位記番号	甲第1号	
学位授与年月日	2015年9月17日	
学位授与の要件	常磐大学学位規程第3条第2項該当	
論文題目	Consequences of Carjacking in South Africa: An Empirical Study on its Victims	
論文審査委員会	委員長	長井 進 本学大学院被害者学研究科教授
	委員	諸澤 英道 本学大学院被害者学研究科教授
	委員	Gerd Kirchhoff 本学大学院被害者学研究科教授
	委員	小柳 武 本学大学院被害者学研究科教授
	委員	Tod Tollefson 本学国際被害者学研究所准教授

上記の申請者は、常磐大学学位規程第6条に示された条件を満たしており、学位論文審査を今回、願い出た。学位規程第4条に基づいて、学位論文審査委員会を設置すべく被害者学研究科委員会で協議された結果、上記5名の教員が選出された。

ちなみに、論文審査等の手続に関する常磐大学学位規程第10条、及び最終試験および学力の確認に関する第11条に基づいて、審査委員会各委員にそれらを行う必要性の有無等に関して意見を聴取した結果、全員がその必要性を認めないということで、見解が一致した。

上記の各委員は事前に論文の内覧を済ませ、博士(被害者学)学位論文審査票を口述試験の前に同審査委員長に提出した上で、本申請者の博士学位論文審査が、2015年6月10日(水)16:20~17:50の間、常磐大学見和キャンパスQ404教室で実施された。論文審査はすべて英語で実施された。

最初に、申請者の学位論文を要約すれば、以下の通りになる。

すなわち、南アフリカ共和国におけるカージャッキング及びその被害者に関する実態を調査研究したものである。同国においては、年間9,000件を超えるカージャッキングが認知されており、深刻な状況を呈している。この被害状況に関する実態を調査するために、保険会社職員及び被害者等を調査し、無作為抽出を試みたものの十分な協力が得られず、雪だるま方式(snowball sampling method)によるデータ収集を行った。この雪だるま方式の調査とは、最初の協力者から調査に協力してくれそうな他の被害者を紹介してもらい、研究協力者を確保しつつ、研究協力者を漸次拡大する方法を言う。この方法によって、最終的に280名の協力者を対象に、調査が実施された。雪だるま方式は無作為抽出法と比較した場合、若干の危惧は残るが、被害の特異性を考慮した場合、使用せざるを得ない方式であると考えられる。本論文は、カージャッキングの被害者の実態を解明するために、①人口統計上の視点、②事件内容による視点、③身体的被害、④精神的被害、⑤経済的被害、及び⑥行動・日常生活の変化という6つのカテゴリーに基づいて、30の質問項目が作成され、それぞれについて分析が行われている。

本論文の基本的理論的枠として、メンターであるKirchhoff教授の被害者理論が採用されている。その基本は、既存の犯罪学理論に依拠するのではなく、被害者により焦点を当て、被害者自身に侵入する被害状況を分析することであり、本論文でも同一の方法が採られている。

分析は的確であり、カージャッキングの被害状況が多角的に分析されており、優れた論文であると認められる。

各審査委員から事実、調査の過程、本文中の文言や表記、理論等々に関する多様な質問が次々と発せられたが、ほぼすべてに関して申請者は的確に答えていた。ただし、今回の研究ではできなかったこととして、他の強盗の被害者と比較していればカージャッキングの被害者特性を一層明確にすることができるのに、比較していない、との意見も出された。これは、申請者が今後取り組むべき課題の一部と考えられる。

なお、審査委員のうち3名より、微修正を行う必要があることが指摘された。その具体的な内容には、本文中の概念の説明不足、一部の表に含まれる数値及び記号等の誤記ないし未記入、入力上のミスタイピング等が含まれた。修正すべき内容は審査の最後に口頭で伝えられた。

申請者はその後、与えられた期日までに論文の修正を行い、審査委員長が修正箇所の手紙を確認した。その結果、修正すべき箇所は、修正前と修正後を含めた一覧にまとめられ、また論文中にも間違いなく修正されていたことが確認された。

論文の個別評価はA 3名、B 2名と別れた。それらの評価に基づいて、審査委員会全体としては申請者にAを与えることとなったので、ここに報告する次第である。

ちなみに、本申請者の博士学位論文審査の開催に先立ち、2015年5月20日付で世界被害者学会（World Society of Victimology）より、2015年ベンジャミン・メンデルソン若手被害者学者賞（Benjamin Mendelsohn Young Victimologist Award for 2015）を受賞していることを付記しておく。

Consequences of Carjacking in South Africa: An Empirical Study on its Victims

Chadley Earle-Drennen James

Abstract

More than 9,000 carjacking incidents are reported annually to South African police. Behind each of these reported incidents is at least one victim. However, the extent to which this victimization pervades society stands in contrast to the available literature on those who suffer its consequences. Existing literature is dated and gleaned from secondary sources (i.e., interviews with incarcerated offenders and police dossiers). To counteract the dearth in information, this study uses a 'victim's victimology' approach—it collects the information directly from the victims. The aims are to collect up-to-date information, detail the psychological damage victims experience (stress and anger), and better understand the behavioral changes victims make in reaction to this victimization. If victimology is to better understand the impact of victimization, it must transcend the old theoretical constraints of criminology. Reviewing the theories traditionally dealt with in victimology, the study has argued these theories are unsuitable because they are criminological and do not explain the impact of victimization. Therefore, to achieve the goals of this study, the theoretical framework of **Victimizations Are Invasions into the Self of the Victim** is used. Thirty hypotheses were constructed on the basis of the theoretical framework, what is known about the public, and what has been previously documented in the literature on carjacking victims. The hypotheses were divided into six categories and tested in a pilot study. Results were used to furnish a final questionnaire for data collection. The questionnaire was completed by 280 victims. The research shows that carjacking victims react emotionally and experience both stress and anger after this victimization. When reflecting on their victimization, the participants indicated that psychological damage is the worst effect, supporting the main propositions of the theory that victimizations are invasions into the self. Lastly, this study proves that it is possible to do direct research with victims despite impediments. Using a 'victim's victimology,' this study has strived to eliminate the assumptions about the consequences of this victimization.

Consequences of Carjacking in South Africa: An Empirical Study on its Victims

チャドレー アールドレネン ジェームズ

要 旨

南アフリカの警察署には年間9,000件の車両強奪が報告されている。その事件報告の影には少なくとも一人の被害者が存在している。しかしながら、このような被害化が社会に蔓延する範囲と被害に苦しむ人々について書かれている入手可能な文献の数は対照的である。現存する参考文献は第二次資料から収集されたものである。(i.e., interviews with incarcerated offenders and police dossiers) (服役中の加害者インタビューと警察側調査書) このような情報不足に対応するために、この研究においては「被害者の被害者学への取り組み - 被害者からの直接的な情報」を用いた。最新情報を収集する目的は、被害者の経験による心理的ダメージの詳細 (ストレスや怒り)、そして被害化による被害者の行動の変化に対するより良い理解のためである。被害者学が被害化の影響についてのより良い理解というものであるなら、それは従来の犯罪学の理論上の制約を超えるものでなければならない。もしも、被害者学が被害化の影響としてより深く理解されるならば従来の犯罪学の理論上の制約を超えるものになるであろう。被害者学の中で従来の論じられてきた学説を再考するとそれらの説は犯罪学的であり被害化の影響についての説明がなされていないことから本研究は、それらの説には適応しないことを示している。よって、本研究の目的を達成するための理論構成として **“Victimizations Are Invasions into the Self of the Victim”** 「被害化は、被害者自身に対する侵害である」を用いた。理論構成においては、「どのような (南アフリカの人々の) 実状が知られているのか」、「車両強奪について過去の文献にどのようなことが記されているのか」などを基盤とし30もの仮説が立てられた。それらの仮説は6つのカテゴリーに分けられ予備実験の中で試験された。結果は、データ集積のための最終版の質問票に使われた。質問票は280人の被害者による回答である。この研究は、車両強奪に遭った被害者たちは被害化の後ストレスと怒りの両方を経験していることを示している。彼らの身に起こった被害化を熟考してみると、調査の参加者たちは心理的損傷が最悪の影響であったことを示しており、「被害化は、被害者自身に対する侵害であるという」初めの説の主張を裏付けている。最後に、本研究はたとえ阻害要因があろうとも被害者との直接的な研究は可能であるということを証明するものであり、'victim's victimology,' 「被害者の被害者学」を用いることにより、被害化においての被害者心理の一律性に対する帰結を取り除くものである。

キーワード：南アフリカ共和国, カージャッキング, 被害者, 被害, 被害者学

常磐大学大学院人間科学研究科修士 (人間科学) 学位論文要旨

〔学位取得者〕

春セメスター

※該当者なし

秋セメスター

氏名	修士論文題目	研究指導教員
飯島 杏奈	音楽が悲しい気分にあぼす効果 — 音楽療法の同質の原理を応用して —	水口 進
小野寺 岬	祖母のサクセスフル・エイジングと孫機能の関係	水口 進
角田 晴菜	大学生の自己抑制型行動特性についての検討 — 親子間における類似性に注目して —	秋山 邦久
小池 正美	精神科臨床看護師の看護アセスメントを促進する行動分析 学の視点に基づく看護教育	森山 哲美
櫻井 太一	大学生の大学満足に関わる諸要因の検討	秋山 邦久
寺門 彩華	大学生の自立志向性について — 親への信頼感との関連から —	水口 進
中村 達大	反応と報酬刺激呈示の非依存性および非随伴性が後の正の 強化随伴性におけるニワトリのヒナの学習にあぼす効果	森山 哲美
保坂 貴之	学校保健の担い手である養護教諭がスクールカウンセラー に期待する役割の一考察	秋山 邦久
武藤 希	大学生の援助要請行動をためらわせる他者コストの認知に についての検討 — 援助要請スタイルに着目して —	秋山 邦久
山崎 稔	大学生の気晴らしに関連する諸要因の検討 — 特性的楽観性とセルフ・コントロールに着目して —	秋山 邦久

音楽が悲しい気分に及ぼす効果

— 音楽療法の同質の原理を応用して —

飯 島 杏 奈

要 旨

問 題：音楽療法の、幅広く使用されており、身体的、精神的、情動的失調をもつ成人や児童の治療、復帰、教育、訓練に関する音楽の統制的活用である（篠田・日野原・松井・岸本・岡崎・岡部…米倉，2001）。音楽と音楽を聴く前の気分との関連について、明るい音楽を聴くと、聴く前の気分に関係なく、ポジティブな気分が高まることが様々な研究から明らかになっている。しかし、ネガティブな気分の時に、暗い音楽を聴くと、ネガティブな気分が減少するという結果もある。逆に増大するという結果もある。研究者によってその結果が異なる。

目 的：本研究では、悲しい気分を喚起させる映像を視聴した後に短調の音楽を聴くと、どのような感情変化が見られるかを検討することを目的とした。

方 法：参加者は、大学生25名（男性2名、女性23名）であった。2×3の2要因混合計画として行った。第1要因は、短調の音楽を聴く群（M群）と、音楽を聴かずに迷路や間違い探しなどの課題を行う群（T群）の2水準であった。第2要因は、映像を見る前と、映像聴取後、音楽もしくは課題後の被験者内における「時間」の3水準であった。参加者に悲しい気分誘導させるため、約50分間映像を視聴させ、その後M群には4分間短調の音楽を聴かせ、T群には4分間迷路や間違い探しなどの課題を行わせた。「時間」における変化を見るため、映像聴取前・映像聴取後・音楽聴取（課題）後、それぞれにおいて、「涙」「胸の痛み」「無力感」からなる悲しみ評価（白井・鈴木，2014）と感情評価（寺崎・古賀・岸本，1992）を行った。

結 果：映像を視聴した後、短調の音楽を聴くと、課題を行ったときよりも、悲しい気分が持続することが明らかになった。しかし、「胸の痛み」は音楽を聴いた後は維持されたが、「無力感」や「涙」においては減少していた。

感情評価では、「活動的快」において、T群の方がM群よりも優位に高い結果となった。しかし、その他の感情因子において大きな差は見られなかった。

考 察：本研究では、悲しい気分を喚起する刺激を統一するために映像を使用して実験を行った。映像を見て喚起された悲しい気分のときに、迷路や間違い探しなどを行った場合、それらに集中することで、やる気が湧き、悲しい気分が大幅に減少したと思われる。一方、短調の音楽を聴くと、気分が明るくなるわけではなく、だんだんと悲しい気分が低下し、落ち着くことができると考えられる。

キーワード：音楽療法，同質の原理，悲しみ，気分

祖母のサクセスフル・エイジングと孫機能の関係

小野寺 岬

要 旨

問題と目的

サクセスフル・エイジングは年齢と共に老いていくことを認識しつつ、これを受け入れながら社会生活にうまく適応して豊かな老後を迎えていくことを指す言葉である。サクセスフル・エイジングと孫機能に関する先行研究は質問紙を用いて検討するものが多く、祖父母が実際どのような場面で孫機能が働いているのかが明らかではなかった。そこで本研究は、孫機能を具体的なエピソードに基づいて明らかにすること、孫機能とサクセスフル・エイジングが関係するかを考察することの2点を目的とする。

方 法

孫と同居していること、対象としてお話ししてもらう孫が初孫であることを条件としてA、B、C3名の高齢者を選出した。調査でサクセスフル・エイジングの達成度に違いが見られ、孫の年齢や仕事の有無がほぼ一致しているAとBに焦点をあてて再度、調査を行った。

調査は家族イメージ図と半構造化面接と質問紙を用いて行った。質問紙は、生活満足度尺度K、改訂版PGCモラル・スケール、高齢者用うつ尺度短縮版—日本語版、エリクソン心理社会的段階目録検査を用いた。

結 果

Aの事例では「世代継承性促進機能」「日常的・情緒的援助機能」「存在受容機能」「孫育ての機能」「喪失対象感」の5つの孫機能を見ることができた。Bの事例では「世代継承性促進機能」を除いた4つの孫機能を見ることができた。また、Bと比べてサクセスフル・エイジングの達成度が高い傾向がAに見られた。

考 察

Aの事例では5つの孫機能がサクセスフル・エイジングと関係すると考えられる。Aの場合、サクセスフル・エイジングを高くする孫機能が「世代継承性促進機能」「日常的・情緒的援助機能」「存在受容機能」の3つ、低くする孫機能が「喪失対象感」の1つ、高くも低くもする孫機能が「孫育ての機能」の1つあることから、孫機能がサクセスフル・エイジングを高くする要因として働くと考えられる。

Bの事例では4つの孫機能がサクセスフル・エイジングと関係すると考えられる。Bの場合、サクセスフル・エイジングを高くする孫機能が「存在受容機能」の1つ、低くする孫機能が「孫育ての機能」「喪失対象感」の2つ、高くも低くもする孫機能が「日常的・情緒的援助機能」の1つあることから、孫機能はサクセスフル・エイジングを高くするが低くする要因にもなりうると考えられる。

総合考察

サクセスフル・エイジングの達成度に違いが見られる要因として、孫機能の違いが考えられる。Aはサクセスフル・エイジングを高くする要因として働く孫機能が多く、Bは低くする要因として働く孫機能が多い。孫機能の働きの違いが、AとBのサクセスフル・エイジングの達成度に違いを生んだと考えられる。

サクセスフル・エイジングに関する要因は、交友関係や趣味等も挙げられる。Aは交友関係に満足感を持つが、Bは満足感を持たない。BがAよりも低いサクセスフル・エイジング段階になったことに、交友関係等の要因も含まれる可能性はある。本研究ではサクセスフル・エイジングに関する要因の交友関係等を統制していない。今後の研究ではサクセスフル・エイジングに関する要因の統制を行なう必要がある。

引用文献

田畑治・星野和実・佐藤朗子・坪井さとみ・橋本剛・遠藤英俊（1996）. 青年期における孫・祖父母関係評価尺度の作成. 心理学研究, 67(5), 375-381.

キーワード：サクセスフル・エイジング, 孫機能, 祖母―孫関係

大学生の自己抑制型行動特性についての検討

— 親子間における類似性に注目して —

角 田 晴 菜

要 旨

問題と目的

親子は、それぞれの性別によって父－息子、母－息子、父－娘、母－娘の4種類の関係に分類できるが、母娘関係については、母と子が密着した状態になりやすいと言われている。この母娘の繋がりについて、娘の自己抑制傾向が関連していると思われる。母親に対し自己の欲求や要求を抑え、自己の心理的状況よりも母親の心理的状況を優先した行動をとることが、母娘間の繋がりを強めている要因のひとつであると考えられる。

さらに言えば、娘が母親の希望・期待・価値観を取り入れていることで、この密着した関係が維持されていると考えられる。母と娘の個性が目立たない、つまり、親子の類似性が高いほど、母と娘の関係はより密着したものになり、娘の自己抑制傾向も高いのではないかと考えられる。

そこで本研究では、大学生の自己抑制型行動特性に注目し、母親との類似性との関連について検討することとした。

方 法

質問紙調査：都内A大学に通う学生男女74名（男性61名・女性13名）とB県内のC大学に通う学生男女139名（男性44名・女性95名）の213名が参加者となった。平均年齢は19.9歳（SD=1.02）であった。調査では宗像（1997）による「自己抑制型行動特性尺度」と、筆者が作成した「母親との類似性尺度」、「父親との類似性尺度」からなる質問紙を使用した。面接調査：質問紙調査に参加した学生のうち、面接調査に参加してもよいと答えた2名（男1名・女性1名）が参加者となった。1人あたり約50分間の面接を3回実施した。

結果と考察

因子分析の結果、自己抑制型行動特性は、「感情や意見の抑制」と「期待に応えようとする」の2因子に分けられた。因子間の相関分析を行った結果、母親との類似性・父親との類似性ともに自己抑制型特性における上記2因子との相関は認められなかった。

また、性別によるt検定を行った結果、自己抑制型行動特性尺度の平均値に有意差は認められず、性別による自己抑制型行動特性傾向に差はないと言えた。性差については「母親との類似性」において有意差が認められ（ $t=-7.65$ 、 $p<.001$ ）、男性に比べ女性の方が母親との類似性が高い傾向にあり、女性の方が男性よりも母親と密接な関係になりやすいと考えられた。

また、類似性尺度において特に平均値の低かった4項目について、参加者を平均値「低群」、「高群」に分類した。この類似性高群・低群の両群と自己抑制型行動特性との関連をみるためにt検定を行った。その結果、母親との類似性における「感情や意見の抑制」因子で有意差が見られた（ $t=2.25$ 、 $p<.05$ ）。また、父親との類似性における「期待に応えようとする」因子で有意差が見られた（ $t=2.21$ 、 $p<.05$ ）。

このことから、母親との類似性において高群に属する者は、低群に比べ感情や意見を抑制する傾向が低いと考えられた。また、父親との類似性において高群に属する者は、低群に比べ期待に応えようとする傾向が

低いと考えられた。

本研究の結果から、特に親と親密であるとされる大学生は、むしろ自己抑制傾向が低い可能性があると示唆された。このことから、親との類似性の高さが、必ずしも親の期待や希望、価値観を取り込んでいる状態とは言えないと考えられた。親との類似性について、子が親の期待や希望、価値観を取り込んでいる、つまり親から背負わされていると捉えているのか、もしくは自らが選んだ価値観であると捉えているのかを検討することで、より具体的な親子関係が浮き彫りになると思われた。

引用文献

宗像恒次 (1997). イイコ症候群からの脱却—本当の自分を見つける本 PHP研究所

キーワード：自己抑制型行動特性，母親との類似性，父親との類似性，親子関係

精神科臨床看護師の看護アセスメントを促進する 行動分析学の視点に基づく看護教育

小池正美

要旨

目的：本研究は、精神科看護に適した患者の行動の機能的アセスメントに対する看護教育を、看護記録と看護アセスメントに困難を抱えている精神科臨床看護師に行い、それによって精神科臨床看護師の看護記録と看護アセスメントが科学的かつ容易に行われるかどうかを実験的に検討することを目的とした。

予備実験：精神科病棟に勤務する看護師が、看護記録と看護アセスメントについて現在どのような問題を抱えているかを明らかにするために精神科看護師2名に質問紙調査を行った。その結果、看護記録と看護アセスメントの実践は臨床看護経験に依存し、その実施は患者が抱える問題の原因が特定化できるなら容易であるが、そうでない場合は困難になるということが明らかとなった。患者の問題行動の原因を特定化しやすい看護記録と看護アセスメントに対する看護教育の必要性が示唆された。そのために、患者の行動を随伴性の視点から記録して、その行動の機能的アセスメントについて教育し、看護実践することが有効なのではないかと考えた。

本実験：実験は、精神科看護師3名に、参加者間多層ベースライン法によって行われた。看護記録と看護アセスメントに困難を抱えている精神科看護師の看護記録と看護アセスメント行動が、行動分析学の視点に基づくインストラクションと示範呈示、フィードバックによって改善するかを調べた。介入1は、患者の問題行動にかかわる行動随伴性についてのインストラクション、介入2は、インストラクションと精神科症例を用いた看護記録と看護アセスメントの示範呈示、介入3は、参加者の看護記録と看護アセスメントに対する正誤のフィードバックであった。測定された行動指標は、看護記録と看護アセスメント実施に関する印象評価の質問紙への回答、看護記録結果、看護記録時の参加者たちの行動観察結果であった。その結果、患者の行動についての客観的情報の記述は、1名の参加者において介入1で改善し、残りの2名は介入2で改善した。介入2の効果は、途中退職したものを除く2名の参加者においてフォローアップでも維持された。一方、看護アセスメントの記述は、2名の参加者において介入2で改善し、残りの1名は介入3で改善した。この効果もまた、途中退職したものを除く2名の参加者においてフォローアップでも維持された。

全体考察：行動分析学の視点に基づく患者の行動に対する看護記録と看護アセスメント方法は、従来の看護記録と看護アセスメントの実施に困難を抱えている看護師にとって、その困難さを低減させる上で有効であると言える。行動分析的視点に基づいた看護記録と看護アセスメントの有効性を、今後の看護教育の中で引き続き検証することと、それらが患者の介入にどう影響するのか、患者にはどのような効果が出るのかについて検証することが研究後の課題となった。

キーワード：精神科看護, 行動分析学, 看護アセスメント, 看護教育

大学生の大学満足に関わる諸要因の検討

櫻井 太一

要 旨

問題と目的

近年、教育機関における様々な意思決定や教育の質の保証のため、教育機関で収集される様々な在学生データの有効活用が推進されている（大前・中平・土屋・宿院・三井・高橋，2015）。在学生データの1つとして、大学満足度があり、学生が何に満足しているのかは関心の寄せられるものである。大学満足に関する先行研究は多数行われており、対人関係や個人内特性など、多くの要因が影響していることを明らかにしている。しかしながら、大学満足の要因同士の影響を考慮して検討した研究は少なく、個人内特性のどの特性が大学満足に影響するのかは明らかとなっていなかった。

そこで本研究では、大学満足に影響を与えている要因を個人内特性を含めて整理し、大学満足要因の影響及び、個人内特性の影響をモデルを作成し検討することを目的とした。

方 法

参加者は、A県B大学の2年生から4年生の大学生男女とした。予備調査では、心理学系のゼミに所属する学生15名を対象に、大学満足や大学適応に関する研究で使用された尺度の項目を参考に作成した質問紙を実施し、質問項目の検討を行った。

本調査では、学生142名を対象に、予備調査の結果から作成した質問項目に加え、楠見・栗山・齋藤・上市（2008）が使用した総合的満足度尺度の内容を参考に作成した大学満足を測定するための項目と、坂本・田中（2002）が日本語に翻訳した改訂版楽観性尺度を加え調査を行い、データ欠損を除いた128名を分析対象とした。

結果と考察

予備調査後、項目内容を分類するために、教員1名と大学院生3名と話し合いを行ったところ、の7つに分類できた。これらの分類を元に3つの設問を作成した。

本調査の結果を整理するため、設問ごとに因子分析を行った。設問1は「ステータス」「自己向上」「高学歴志向」「自己実現」の4因子，設問2は「理想の追求」「大学ブランド」「雰囲気」の3因子，設問3は「所属感」「サポートの充実感」の2因子であった。それぞれの因子で相関分析と、偏相関分析を行った。

分析の結果を基に、共分散構造分析を用いてモデルの検証を行った。モデルの修正は、パス係数の有意確率及び、モデルの適合度を示すRMSEAの値を基に行った。

モデルの検証の結果、最終的なモデルは図1のようになった ($\chi^2(291) = 487.629$, $p = .00$, $GFI = .784$, $AGFI = .739$, $RMSEA = .073$, $***p < .001$, $**p < .01$, $*p < .05$)。

先行研究では、友人関係に関することが大学満足に関係していたが、本研究では現れなかった。B大学ではキャリア支援が充実しており、B大学に進学する人は、就職することを目的として進学する、「高学歴志向」の考え方を持っている人が多かった可能性がある。

本研究では、個人内特性を媒介とする大学満足モデルは支持されなかったが、最終的なモデルは、楽観性が総合的大学満足に影響を与えており、個人内特性を考慮する必要はあると考えられた。また、「総合的大

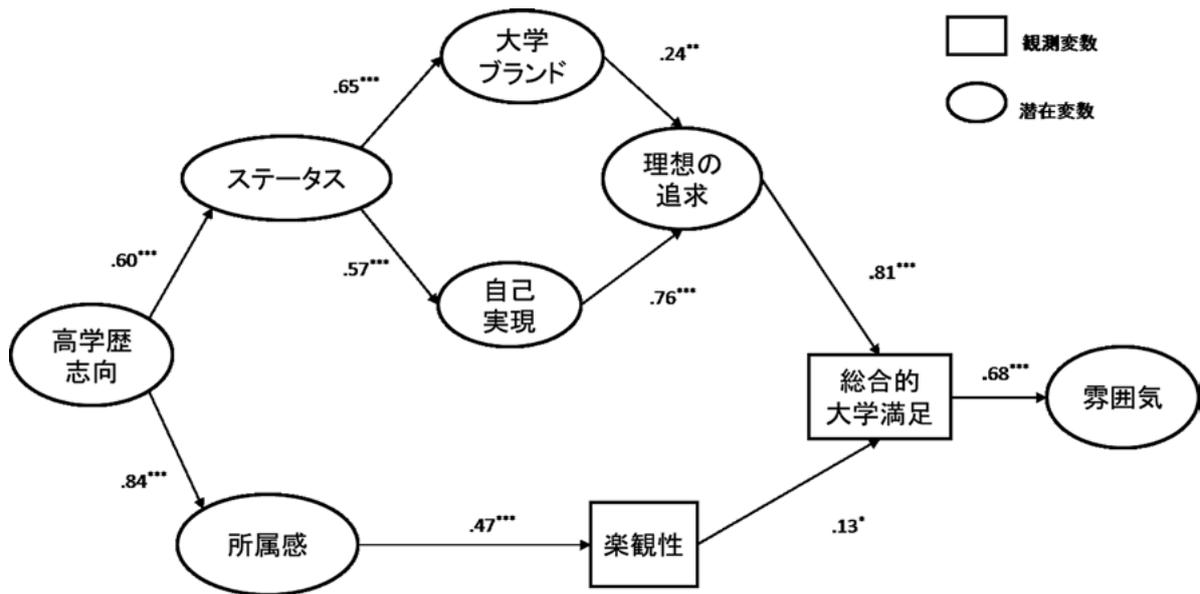


図1. 最終的なモデル

学満足」から「雰囲気」に向かう有意なパスが確認されたことから、大学満足を測定する際の項目として、今回使用した尺度が適切でなかったか、入学前の大学満足と、入学後の大学満足に質的な変化が生じている可能性が考えられる。

キーワード：大学満足， 大学適応， 大学進学動機， 個人内特性

大学生の自立志向性について

— 親への信頼感との関連から —

寺 門 彩 華

要 旨

問題と目的：高等教育の大衆化や晩婚・未婚化などの社会的要因、青年の不安定就労などの経済的要因の影響、「友だち親子」などのような親子関係の変化によって、大学生が親への自立を意識しづらい、自立するのが難しくなっていると考えられている（大久保，2009）。

大学生の自立を考えるうえで重要な要因の1つとして親への信頼感が1つあげられる。山田・宮下（2007）は、大学生の心理的自立と親などの信頼感の関連について検討した結果、心理的自立と信頼感には大きな関連があると指摘している。これらのことから、大学生の自立、特に心理的自立を検討するうえで親への信頼感は重要な要因の1つと考えられる。しかしながら、現在の研究では、大学生の心理的自立を親への信頼感のみに焦点を絞って検討を行った研究はほとんど見つかっていない。そこで、本研究では大学生の信頼感の対象を両親のみに絞り、大学生の親に対する自立への意識を「自立志向性」と名付け、親への信頼感とどのような関連があるのかを検討した。

研究方法：質問紙調査を行った。調査協力者はA大学に在籍する大学生の男女93名であった。質問紙は、山田（2011）による「心理的自立を測定する質問項目」と、酒井（2005）の「親子間の信頼感に関する尺度」を用いた。質問紙による本調査を実施する前に、B大学院に在籍する院生2名に調査依頼を行った結果、「大学生の心理的自立尺度」の質問文の意味を理解することが難しいと指摘を受けた。そのため、38の質問項目のうち24項目を分かりやすい文章に訂正した。例えば、『自ら生きることの意味や価値を見出している。』を『生きることの意味や価値を、積極的に見つけようとしている。』と訂正した。

結 果：本調査後、分散分析を行った結果、心理的自立と親子間の信頼感ともに男女間の有意差はなかった。Pearsonの積率相関係数では男女ともに信頼感と心理的自立の各下位尺度で有意な正の相関がみられたものの、重回帰分析では信頼感と心理的自立に因果関係は認められなかった。

考 察：男女ともに母親への信頼されている感が強いほど、両親への信頼感や心理的自立に影響を受けやすいのではないかと考えられる。このことは、Erikson（1959）の乳児期の発達課題である「基本的信頼感」の獲得と関連していると考えられる。基本的信頼感とは、母親をはじめとする重要他者への信頼感によって獲得できるとされている。この信頼感によって、基本的信頼感が獲得されるといわれている。この信頼感はやがて、子どもが成長して大学生になると、特に母親への信頼されている感によって、親元から安心して巣立っていくことができるのではないかと考えられる。この巣立ちこそが大学生が親への自立を意識する自立志向性と考えられる。

しかしながら、自立志向性のすべての下位尺度とは有意な因果関係は認められたが、信頼感との因果関係は認められなかったという結果から、両親以外の重要他者との情緒的交流や、自分の人生への積極的な態度などの、個人の意識によって変化していくと考えられる。このことについては、落合・佐藤（1996）や平石（2011）による、大学生は親からの分離・独立が重要になっているという研究から妥当な結果だと考えられる。

キーワード：親子関係，自立志向性，大学生，信頼感，両親

反応と報酬刺激呈示の非依存性および非随伴性が後の正の強化随伴性におけるニワトリのヒナの学習に及ぼす効果

中 村 達 大

要 旨

反応に非依存的な報酬刺激の呈示を受けた個体は、後続の正の強化随伴性における新たな反応の学習が困難になることがある。この行動現象が、ニワトリのヒナを被験体とした場合でも起こるのかどうかを、本研究では、2つのフェイズからなる2つの実験によって調べた。本研究で問題とする「依存」は、個体の反応が報酬刺激の呈示の必要条件であるということであり、「随伴」は、個体の反応に報酬刺激が時間的に接近して後続することである。

実験Ⅰでは、報酬刺激を餌と刻印刺激の2種類とし、孵化直後のヒナを、第1フェイズにおいて、それぞれの刺激の呈示が、ヒナの標的キーつつき反応に依存しない群（VT群）と依存する群（VI群）に分けた。そして第1フェイズの刺激呈示の経験が、第2フェイズの並立強化スケジュール下における新奇なキー（非標的キー）へのつつき反応への移行にどのような影響を及ぼすのかを調べた。その結果、刻印刺激の場合、2つの群のヒナの反応率は低く、報酬刺激の反応非依存呈示の効果は明らかでなかった。餌の場合、VI群のヒナとVT群で高率で反応したヒナは、第2フェイズにおいて標的キーへのつつき反応を持続させた後、非標的キーへ反応を切り替えた。しかし、その切り替え時間に群間で差はなかった。これらの結果から、刻印刺激と餌のどちらの報酬刺激においても、第2フェイズにおける第1フェイズの報酬刺激の反応非依存呈示の効果は明らかでなかった。その理由として、報酬刺激の一つに刻印刺激を用いたために反応率が極めて低くなったこと、VT群のヒナの反応が偶発的に強化された可能性があること、各フェイズの反応トポグラフィが同じであったことなどが考えられた。

実験Ⅱでは、実験Ⅰの上記の問題を考慮して、報酬刺激を餌のみとし、第1フェイズの反応（ペダル踏み反応）と第2フェイズの反応（キーつつき反応）のトポグラフィを異ならせた。そして第2フェイズの学習を自動反応形成におけるキーつつき反応の獲得とした。さらに偶発強化の可能性を相殺する目的で、反応に対する報酬刺激の依存と非依存を明確にした。ヒナを、ペダル踏み反応に餌の呈示が依存する依存群、餌の呈示がペダル踏み反応に随伴しない他行動分化強化群、餌の呈示がペダル反応に依存する確率と依存しない確率が等しい非依存群、さらに第1フェイズを経験しない統制群の4群に分けた。実験の結果、依存群は他の3群よりキーつつき反応を獲得したヒナの数が多かった。統制群のヒナはキーつつき反応を獲得しなかった。

以上、実験Ⅰと実験Ⅱの結果から、反応に非依存的な報酬刺激の呈示を受けたヒナは、新たな反応の学習が困難になる可能性が示唆された。

キーワード：依存性、随伴性、餌、刻印刺激、キーつつき反応、ペダル踏み反応、ニワトリのヒナ

学校保健の担い手である養護教諭が スクールカウンセラーに期待する役割の一考察

保坂 貴之

要 旨

問題と目的：スクールカウンセラーに求められる役割では、カウンセリングといった個別相談や間接的な援助であるコンサルテーション、保護者講演会や教職員対象の研修会といった心理教育プログラム、自傷他害に関する早期介入といった危機介入、誰がやっても十分な支援が出来るようなマニュアル作り、組織作りといったシステム構築の5つの支援が重要である。また、学校においてSCに対して誰がどんな役割を持っているかについて整理したところ、カウンセリングやコンサルテーションが求められていた。また、保護者から求められる役割には生徒への対応のほかにも、教職員に対して生徒の対応の援助や、集団生活での援助が求められていた。

教師や保護者がSCに求める役割に対する研究は行われているが、学校保健を担う養護教諭からスクールカウンセラーに求める役割については検討されてはいない。そこで、本研究では養護教諭がスクールカウンセラーにどのような役割を求めるかを検討し、そのプロセスについても検討する。

方 法：研究方法はプロセスを検討する研究のため、質的研究法である修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて行った。

結 果：34個の概念と13個のカテゴリー、5個のコアカテゴリーが抽出された。以下に5つのコアカテゴリーについて説明する。1つ目は、SC個人の資質である、ラポールが取れる、人柄・態度、上手く情報交換ができるといったことや、年齢・性別・経験による違いといったSC個人要因が挙げられる。

そして、2つ目は、SC制度要因が挙げられる。SCの外部性や学校側の意向や相談員との分業、勤務体制によって求める役割が異なるということである。

3つ目として、個別対応要因では教職員への対応として、具体的な対応とエンパワメントという2つの支援、保護者への支援に関しては面接といったことの他に保護者向けの相談会や説明会を求めていた。生徒への支援に関しては1対1ではない状況での対応や、問題を抱える生徒と同じクラスの生徒への対応といったような集団で適応できるような支援が求められていた。その他にも特別支援教育へのアドバイスといったことも求められた。

4つ目として、エンカウンター・グループ、発達障害についての知識と検査技術、スクールソーシャルワーカーのような働き、コーチングのような短期で効果が出るようなもの、といった心理的専門性が求められていた。

5つ目として、心理的視点の学校適応ということで、心理学の視点から学校領域の研究・動向について教えて欲しい、ということが求められていた。

考 察：養護教諭の視点からスクールカウンセラーに求める役割というのは、カウンセリングといった1対1の支援について、まず求めるのではないかと考えられた。その後、カウンセリングのほかにもクラスという集団に対する支援、そして心理学の視点から学校教育や学校適応を捉えるような大きな視点、というようにスクールカウンセラーに求められる役割にはプロセスがあるのではないかと考えられた。

キーワード：スクールカウンセラー， 養護教諭， 役割， 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ

大学生の援助要請行動をためらわせる 他者コストの認知についての検討

— 援助要請スタイルに着目して —

武 藤 希

要 旨

目 的：日常場面において、問題に直面した際、一人で問題を解決できない場合には、人に助けを求め問題を解決する。これを援助要請という。これまでの研究の中で、援助が必要な場面において、援助要請を抑制する要因の探索的研究は多く見られる。

これまでの研究では援助要請時に、援助を求めることで自分にどのような利益があるか、反対に援助を求めないことでどのような労力や負担がかかるかなどを要請コストとした研究が数多くみられる。しかし、援助要請者が自身の利益やコストを考えるのではなく、援助者に対して負担などを考え、援助によって得られる利益よりも、援助者が援助することで被る負担について注目し、援助を要請することをためらう傾向があると明らかにされている。これを他者コストの認知と呼ぶ。

本研究では、援助要請時に他者コストを見積もることによって、援助要請行動が変わるのではないかと仮説を立て、大学生を対象に質問紙を用いて検討した。本研究で使用した援助要請行動は、友人に対する相談行動とした。

援助要請には、性別によって差が見られるのか、また状況に応じて他者コストの見積もりに差があると考えられたため相談しやすい場面、相談しにくい場面の2場面を設定し、それぞれの場面において援助要請得点がどのように変化するかを検討することを目的とした。さらに、これまでの研究の中で援助要請行動についてのとらえ方は、援助要請する、しないの2つで援助要請行動を区別してきているが、永井（2010）の作成した尺度で援助要請過剰型、援助要請自立型、援助要請回避型、といった3つの援助要請型によって区別することでより援助要請をもたらす要因について詳しく検討した。

方 法：質問紙を用いて調査を実施した。他者コストを想起してもらうために相談しやすい場面、相談しにくい場面は予備調査で得た自由記述を元に選定した。他者コストと援助要請行動の性差の確認を行い、性差が明らかとなったため男女ごとに他者コストと援助要請行動型の得点を一要因の分散分析を行った。

結 果：性差は援助要請過剰得点にのみ見られ、女性の方が男性の援助要請過剰得点よりも有意に高い結果となった。女性の援助要請回避得点に影響を与えることが明らかになり、他者コストが高いと援助要請回避得点も高くなることが明らかとなった。また、日常の援助要請場面では、悩みなどを相談するという結果が最も多いことが明らかとなった。

考 察：援助要請過剰得点に性差が見られた理由として、これまでの先行研究通り女性は男性と比較して援助を求めることに抵抗を感じないことが考えられる。また他者コストの高低に関わらず、日常生活の援助要請場面で相談することが多く挙げられていたことから、心理的な問題の場合にはコストを認知している余裕もなく援助を要請する必要があった可能性が考えられた。

結 論：他者コストの認知が援助要請行動との関係性があることが示唆された。

キーワード：援助要請行動，他者コスト，大学生，援助要請の抑制因

大学生の気晴らしに関連する諸要因の検討

— 特性的楽観性とセルフ・コントロールに着目して —

山 崎 稔

要 旨

問題と目的

日常生活において、ストレスフルなイベントが発生した際に、他のことを遂行したり、思考したりすることによって、ストレスを紛らわすコーピング方略がある。直面する問題からの回避をするコーピング方略として気晴らしがある。気晴らしには行動レベルでの回避と目標レベルでの回避の2つの側面が存在し、目標レベルでの回避が行わなければ回避的な方略は適応的に働くことになるとされている。先行研究において、気晴らしを、気晴らしの意図、気晴らし時、気晴らしの結果、気晴らしへの依存とプロセスで分類し、どのような意図を持って気晴らしをしたかによって気晴らしをした結果、気分が悪化したり、気晴らしの行為自体に依存してしまうこと示されている。本研究では気晴らしの意図のうち、先行研究で直接的に効果的な気晴らしに結びつくことが示されていた、気分調節の自信と目標明確化志向に着目した。個人の気分調節に関わる要因として、特性的楽観性を、また目標明確化志向に関わる要因として改良型セルフ・コントロールがそれぞれ関連するのか検討することを目的とした。

方 法

A県およびB県の大学に通う大学生1年生から4年生190名を対象とした。そのうち、回答に不備のあったものを除いた165名を分析対象とした。質問紙の構成は①フェイスシート（年齢、学年、性別）、②特性的楽観性尺度、③改良型セルフ・コントロール尺度、④気晴らし尺度であった。気晴らし尺度については最近どのような気晴らしを行ったのかについて自由記述による回答を求めた。

結果と考察

本研究の結果、特性的楽観性と気分調節の自信には正の相関がみられた。改良型セルフ・コントロールと目標明確化志向にも正の相関がみられ、改良型セルフ・コントロールと気分調節の自信にも正の相関がみられた。特性的楽観性は自身の将来起きうる出来事に対して良い期待をする認知傾向であるため、気晴らしにおいても、自身の気分は緩和できるだろうという期待に関わる要因であることが考えられた。目標明確化志向と改良型セルフ・コントロールである問題対策と行動調節はそれぞれに関連がみられたため、自身の行動を調節したり、問題事態が起きないように予防する能力が目標明確化志向に関わる要因であることが考えられた。本研究の結果からは特性的楽観性と改良型セルフ・コントロールともに気分調節の自信に関連が見られたため、これらの違いを述べるには至らない結果となった。

キーワード：ストレス・コーピング，気晴らし，特性的楽観性，改良型セルフ・コントロール

常磐大学大学院被害者学研究科修士 (被害者学) 学位論文要旨

[学位取得者]

春semester

氏名	修士論文題目	研究指導教員
犬飼 祥雅	性犯罪事件の初期捜査における警察官の被害者対応	諸澤 英道

秋semester

※該当者なし

性犯罪事件の初期捜査における警察官の被害者対応

犬 飼 祥 雅

要 旨

強姦や強制わいせつといった性犯罪の被害者は、身体的な被害だけでなく、精神的にも大きな被害を受け、警察への捜査協力を大きな負担を感じている。しかし、警察の捜査には被害者の協力が不可欠であるため、警察官は被害者から協力を得るように努めなければならない。警察官は、被害者の負担に配慮しながら、被害者から協力を得て捜査活動を実施していくことになる。本研究は、このような警察官の視点に立ち、警察官を対象とした調査を実施することで、警察官が性犯罪被害者から捜査協力を得るための対応を明らかにすることを目的とした。

警察署の刑事部門での勤務経験を有する女性警察官15名に対して、半構造化面接法によるインタビュー調査を実施した。インタビュー調査では、調査協力者が過去に従事した性犯罪事件の初期捜査における被害者対応について聞き取りを行った。インタビュー調査で得られたデータは、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて分析を実施した。

分析の結果、警察官が被害者から捜査協力を得るための対応として17個の概念が生成され、以下の6個のカテゴリーにまとめられた。

- ① 【被害者に向き合う】
- ② 【心理状態の安定化】
- ③ 【捜査協力に対する負担の軽減】
- ④ 【前向きな関わりの促し】
- ⑤ 【人間関係の構築】
- ⑥ 【求められる役割】

性犯罪事件の初期捜査における警察官の被害者対応は、被害者の心理状態や意思を尊重した対応であった。警察官は、被害者を観察したり、被害者に問いかけたりすることで、被害者の心理状態や意思を把握するように努め、捜査活動に反映させていた（①【被害者に向き合う】）。被害者の心理的な動揺が大きい場合には、捜査活動を実施することよりも、被害者を落ち着かせることを優先的に行っていた（②【心理状態の安定化】）。捜査活動の実施に当たっては、被害者の心理状態や意思に合わせる形で実施方法を工夫したり、調整したりして、被害者の負担を軽減するようにしていた（③【捜査協力に対する負担の軽減】）。

その他にも被害者から捜査協力を得るための対応として、捜査活動や刑事手続に関する説明をして理解を得ることで、被害者に主体性を持って捜査に協力してもらうようにしていた（④【前向きな関わりの促し】）。また、被害者に合わせて話し方や接し方を変えたり、被害者にとって関心のある話題について話をしたりすることで、被害者と人間関係を築き、捜査協りに結びつけていた（⑤【人間関係の構築】）。

初期捜査における一連の捜査活動を通して見ると、被害者対応に当たる警察官は、被害者から必要な捜査情報を聴取する役割と、被害者の近くにおいて気遣い支える役割という二つの重要な役割を担っていた（⑥【求められる役割】）。

女性警察官は、性犯罪事件の初期捜査全般にわたって被害者と関わり、捜査協力を得るために様々な働きかけを行っているが、主として1人で被害者対応に当たることになる。そのため、女性警察官の個人的な負担が大きくなっていることが示唆された。女性警察官の負担を軽減し、被害者対応の充実化を図るためにも、複数名による被害者対応が可能となるような体制づくりが必要である。

キーワード：性犯罪被害者，女性警察官，初期捜査，捜査協力，被害者対応

常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士(コミュニティ振興学) 学位論文要旨

[学位取得者]

春semester

氏名	修士論文題目	研究指導教員
安久 正倫	中高年生活困窮者の自立支援のあり方に関する研究	池田 幸也

秋semester

氏名	修士論文題目	研究指導教員
小沼 涼	デジタルアーカイブ構築のためのガイドラインの検証 市民が読み解くデジタルアーカイブ構築に必要な諸条件	坂井 知志
小泉 周司	「生体認証を利用したカードレスシステムの研究」 ～茨城県那珂市立図書館を事例として～	林 寛一
仲根よし子	主任介護支援専門員の研修に関する研究 —基礎資格の相違による研修効果の違い—	松村 直道

中高年生活困窮者の自立支援のあり方に関する研究

安久正倫

要旨

本論文は、中高年生活困窮者支援について被支援者と支援者及び一般の人々との社会関係性の構築という視点から、支援者とその組織のあり方を明らかにした。

第1章では、生活困窮者を相対的貧困の観点から一般世帯消費水準の6割以下で、経済困窮に加え、非物的困窮である①自己評価が低い、②パワーレス・ボイスレス、③他者から非難・軽蔑を受けている、④社会関係から排除されているの①～④のいずれかまたは全てが当てはまる状態の者と定義した。さらに、世界金融危機以降に日本では、生活保護受給者が急増し、稼働年齢世帯を含む「その他世帯」の増加が目立つこと、非正規労働者の増加は正規労働者との賃金格差を広げており、低所得者層・孤立無業者などの生活困窮者の増加傾向を示した。そのなかでも中高年を中心に生活困窮者は、経済困窮から人間関係が欠如し、情報が制限され、人間関係への苦手意識を拡大し、就労活動への意欲を減退するといった課題を持っていることを整理した。また、失業した中高年は社会的地位の喪失や低下から、「自分は誰のための存在か」といったアイデンティティの危機の状態に陥る傾向にあり、貧困の車輪を克服する価値観や生活領域の開拓が必要であると示した。

第2章では、生活困窮者自立は社会保障制度の整備に加え、①自ら主体的な生き方を追求し、②経済基盤を確保し、③相互依存による日常生活を営み、④多様で柔軟な社会生活へ対応できる、4つの課題の支援に取り組んでいく必要があるとした。また、生活困窮支援の戦後の歴史的経緯を踏まえ、近年の自立支援プログラムの運用に至る経緯、多様な課題を持つ生活困窮者の包括的・横断的に支援するパーソナルサポート制度の意義を示した。

第3章では、生活困窮者を支援する民間団体の支援者へのインタビューを通して、支援のあり方を明らかにし、支援スキームを提案した。支援についてはプレ支援、拒否的、支援者受容、社会受容の4つの段階に整理した。さらに、支援の当面のゴールを「プロセスゴール（困窮者の主体性、エンパワー）」「リレーションシップゴール（困窮者の多様で柔軟な社会関係づくり）」「タスクゴール（経済的基盤確立）」の3つの観点で示した。4つの段階と3つの観点を組み合わせてインタビューから抽出した事例を検討し、支援者による社会関係性の構築が生活困窮者をエンパワーし、経済基盤の獲得と自立を形成していくこととした。さらに、支援スキームには、コンボイ・モデルとして提起された生活困窮者の社会関係性の拡がりが必要であることに着目し、プレ支援段階の被支援者の発見を目的としたネットワークづくりの重要性を明らかにした。3つの支援段階（拒否的、支援受容、社会的受容）では、緊急的対応における多様な人々や団体等との交流や活動の場づくりとチームの形成、コーディネートの必要性を提起した。ポスト支援段階では、支援の場から離れた元被支援者を社会の一員として見守るネットワークと場の必要性を提示した。

これらの一連の流れを総合的に見通した支援の枠組みの重要性を提起した。

キーワード：相対的貧困、孤立無業者、貧困の車輪、支援スキーム、コンボイ・モデル

デジタルアーカイブ構築のためのガイドラインの検証 市民が読み解くデジタルアーカイブ構築に必要な諸条件

小 沼 涼

要 旨

本論文では、市民によるデジタルアーカイブの構築は困難であると指摘している。

その理由として既存のガイドラインの難解さを挙げている。加えて、デジタルアーカイブには専門的な技術が必要になることもその要因の1つだと推測している。

そこで公的な機関・組織が、市民が収集した記録をデジタルアーカイブ化することを例として挙げ、市民がメタデータの付与とそれにかかる権利処理を自らで行うことで公的な機関・組織の負担を削減可能だとしている。本論文では公的な機関・組織が市民に対して記録の収集を呼びかける際に提示する諸条件を述べている。

第1章「デジタルアーカイブについて」では、デジタルアーカイブの定義とその対象、デジタルアーカイブの構築プロセスについて述べている。本論文はデジタルアーカイブの定義を「社会的文化的価値があると判断されたものをデジタルデータとして記録し、公開・利活用を行うことが可能なもの」としている。デジタルアーカイブの対象は従来のミュージアム、図書館、公文書館等の所蔵品や歴史的資料から、個人が収集した記録や、その個人または周辺の人々の活動記録等にまで拡大するとしている。デジタルアーカイブの構築プロセスにおいては5つのプロセスごとにその内容を述べている。

第2章「現在のデジタルアーカイブの動き」では、「震災関連デジタルアーカイブ」の3つの事例と「地域住民参加型デジタルアーカイブ」の5つの事例に焦点を当て、現在のデジタルアーカイブの動向について述べている。また、それらの事例の特徴と課題について「個人からの記録の投稿」と「運営主体にかかるコスト」を挙げている。

第3章「本研究論文において提案するデジタルアーカイブ」では、市民がメタデータの付与と権利処理を自ら行うことを提案している。そこで、デジタル・アーキビストのカリキュラムと前章で述べた課題との照らし合わせを行い、市民がどの程度までデジタルアーカイブの構築に関わることが可能であるかと市民に対して講習会を開く際にどのカリキュラムが適しているかの検証を行っている。結果、市民が関わる部分は記録の収集、メタデータの付与、権利処理だとし、講習会にはデジタルアーカイブクリエイターのカリキュラムを使用することが適していると述べている。

第4章「既存のガイドラインの検証」では、国立公文書館が発表した「デジタルアーカイブ・システム標準仕様書」と、総務省が発表した「デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン」、「震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のためのガイドライン」の3つのガイドラインを比較し、メタデータの付与と権利処理における諸条件を検証している。結果、メタデータの付与においては、メタデータスキーマの策定、語彙の標準化の2つ。権利処理においては、著作物を特定する知識、著作権者の権利に関する知識、著作権をクリアする知識の3つが諸条件であると述べている。

第5章「市民に提示する諸条件」では、市民に諸条件を提示する際に既存のガイドラインは難解であるとし、市民に理解がしやすいようにするための諸条件を述べている。

キーワード：デジタルアーカイブ， ガイドライン， メタデータ， 権利処理

「生体認証を利用したカードレスシステムの研究」

～茨城県那珂市立図書館を事例として～

小 泉 周 司

要 旨

図書館を利用する際には、利用者カードによる本人確認が一般的に行われている。那珂市立図書館ではこれに代えて、生体認証を利用することで利用者カードを必要としないカードレスでの本人確認を実現している。本研究では、生体認証（手のひら静脈認証）を利用したカードレスシステムについて、その運用と効果について論証を行った。

これまで、生体認証を利用したカードレスシステムについて、運営者が導入前や直後に目的や効果について述べたものは見受けられたが、導入後一定の期間を経た段階で目的を検証し効果を論じたものは見られなかった。さらに、導入の効果として利用者の利便性が向上することを挙げる文献を多く見かけるが、利用者の視点からシステムを評価したものも見られなかった。

今回の研究では、筆者が那珂市立図書館に在籍していた経験から、運営者からの視点でシステム導入の目的と効果について論じた。さらに、利用者にとっての効果を検証するため、利用者アンケートを実施し、その結果について仮説を立てて検証・分析し、利用者の視点からカードレスシステムの効果の検証を行った。

第1章では、生体認証への理解を深める意味で、生体認証の歴史や市場、認証技術の概要と種類、生体認証の活用など概要について述べた。

第2章においては、那珂市立図書館を事例として、カードレスシステムの着想から構築までを、時系列で追ったことにより、行政機関の意思決定のプロセスを関連部分に関して明らかにすることができた。さらには、実際の運用状況及び実績を登録者数などの具体的な数字を基に検証をおこなった。また、運営者の視点からも導入目的と効果を検証した。生体認証導入の際に直面する認証率の問題に対しては、那珂市立図書館で採用した手のひら静脈認証では、本人の手のかざし方で認証率が大きく変わってくるため、手のひらガイドの改善に取り組んだことで認証率を向上させることができたことを検証できた。

第3章では、導入の目的として利用者の利便性向上が挙げられるが、それを検証するために図書館利用者へアンケート調査をおこなった。そして、まずカードレスシステムの利用に関する仮説を構築し、次に利用者アンケートの集計結果の分析をもとにして仮説の検証をおこなった。

結果、システム導入からの9年間に蓄積された実績データからは、利用者の登録率の高さやシステム改善の効果が認められた。また、カードレスシステムを導入しなければ購入する必要のあったICカードとの費用比較など、いくつかの面で費用対効果も認められた。また、利用者のアンケート結果からは、カードに対する不安点をカードレスシステムは払しょくできることなど、利用者の利便性向上に繋がっている結果がいくつか導き出された。

従って、カードレスシステムの導入は、導入の第一義的目的である、「いつでも気軽に寄れる図書館」を実現するものとなっていることが、本研究が対象とする範囲内においてであるが、明らかにできたといえよう。

キーワード：カードレスシステム，利便性，生体認証，手のひら静脈認証，那珂市立図書館

主任介護支援専門員の研修に関する研究

— 基礎資格の相違による研修効果の違い —

仲 根 よし子

要 旨

目 的：地域包括支援センター（以下「包括センター」という。）の主任介護支援専門員（以下「主任ケアマネ」という。）には、包括的・継続的ケアマネジメントの機能が求められ、その業務のなかで居宅介護支援事業所（以下「居宅」という。）の介護支援専門員（以下「ケアマネ」という。）に対する支援の役割がある。主任ケアマネに関する先行研究によると、①研修内容や研修方法、②主任ケアマネの多忙さ、③業務の取り組みにバラつき、④指導力の格差などの課題があげられている。主任ケアマネの取り組みのばらつきや指導力の違いには、福祉系（社会福祉士、介護福祉士、相談援助業務実務経験者等）と医療系（医師、薬剤師、看護師、理学療法士等）という基礎資格が影響しているのではないかと考え、基礎資格に着目して、研修における学習効果の違いや地域包括支援センターにおける主任ケアマネの活動の違いを明らかにすることを目的とする。

方 法：包括センター65か所に勤務する主任ケアマネ101名及び居宅876か所のケアマネ2,249名の全員を対象に、無記名自記式郵送によるアンケート調査を実施した。調査結果については、IBMのSPSS Ver.23.0を用いて分析した。

結 果：アンケート調査回収率は、ケアマネが1,094件（48.6%）、うち有効回答1,044件であった。主任ケアマネの回収率は56件（55.4%）、うち有効回答は56件であった。主任ケアマネの基礎資格による違いについて、ケアマネへの指導アプローチでは、福祉系主任ケアマネは長期対応型であり、医療系主任ケアマネは短期対応型で対面型での支援が多く、それぞれの支援の特徴が明らかになった。また包括センターでの主任ケアマネの担当業務に違いがみられ、活動の違いが明らかになった。ケアマネからの相談では、福祉系主任ケアマネは同職種型からの相談が多く、医療系主任ケアマネは、同職種型に限らず、他職種及び専門性の高い職種からの相談に対応していることが判明した。個別の事例相談では、福祉系主任ケアマネは医療領域の事例だけでなく虐待の事例も不得意としており、指導に困難を感じていることが示唆された。

考 察：福祉系主任ケアマネと医療系主任ケアマネでは、ケアマネに対する指導方法に違いがあったが、基礎資格の取得時の学習効果か主任ケアマネ養成研修での学習効果かは明かにできなかった。福祉系主任ケアマネと医療系主任ケアマネでは、ケアマネへの支援や担当業務、活動内容に差異がみられたことから、主任ケアマネ養成研修では、基礎資格別の研修として、福祉系主任ケアマネには苦手とする医療的な知識を、医療系主任ケアマネには地域援助技術など福祉的視点の研修内容を追加することを提言する。

キーワード：基礎資格，主任介護支援専門員，福祉系と医療系，地域包括支援センター

常磐大学大学院学術論究発行規程

制 定 1992年6月24日 研究科委員会

全面改正 2013年6月7日 教学会議

(目 的)

- 第 1 条 常磐大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術研究の推進および成果の公表と相互交換をすることを目的として、「常磐大学大学院学術論究」（以下「学術論究」という。）を発行する。

(編集委員会)

- 第 2 条 学術論究の編集業務を行う機関として、教学会議のもとに常磐大学大学院学術論究編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。
- ② 編集委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
1. 各研究科委員会からの代表1名
 2. その他委員長が指名した者1名
- ③ 委員長は、委員の互選とする。
- ④ 委員の任期は、4月1日から2年とし、再任を妨げない。
- ⑤ 編集委員会は、編集業務に協力を得るために、各研究科の大学院生1名を編集補助者として委嘱することができる。

(任 務)

- 第 3 条 編集委員会は、原則として毎年度1回学術論究を発行する。

(投稿資格)

- 第 4 条 学術論究への投稿資格者は、次のとおりとする。
1. 大学院に設置する科目の授業担当者
 2. 大学院博士課程（後期）に在籍する学生および研究生
 3. 大学院博士課程（後期）を修了した者（満期退学した者も含む）
 4. 大学院修士課程に在籍する学生および研究生
 5. 大学院修士課程を修了した者
 6. 編集委員会が特に認めた者

(論稿の種類)

- 第 5 条 学術論究に掲載する論稿は、次のとおりとする。
1. 原著論文 原著論文とは、独創的な研究から得られた成果を報告する学術論文で、人文社会科学・自然科学の進歩や発展に寄与するものをいう。
 2. 研究ノート 研究ノートとは、研究途上にあり、研究の原案や方向性を示したものをいう。
 3. 研究レビュー 研究レビューとは、当該研究に関する先行研究を網羅的にまとめ、研究の動向を論じたものをいう。

4. 書評 書評とは、新たに発表された内外の著書および論文の紹介をいう。
 5. 学界展望 学界展望とは、諸学界における研究動向の総合的概観をいう。
 6. その他 その他とは、その他の論稿であって編集委員会が特に認めたものをいう。
- ② 前項のものは、未発表のものを原則とする。

(編 集)

- 第 6 条 編集委員会は、前条第 1 項に規定する論稿について、募集し、編集する。
- ② 投稿に関しては、別に定める。

(審 査)

- 第 7 条 編集委員会は、第 5 条第 1 項に規定する論稿について、編集委員会が委嘱した者の査読を経た後に、掲載の適否を判断する。
- ② 編集委員会は、投稿者に対して、必要に応じて加筆、訂正、削除または掲載見送り等を要求することができる。

(著作権および出版権等利用の許諾)

- 第 8 条 学術論究に掲載されたすべての論稿の著作物は、著作権者に帰属する。
- ② 著作権者は、大学院に対し、当該論稿に関する出版権の利用につき、許諾するものとする。
- ③ 著作権者は、大学院に対し、電子化した当該論稿の常磐大学のホームページへの公開について許諾するものとする。

(保管・管理)

- 第 9 条 学術論究の保管ならびに各大学および研究機関との交換は、情報メディアセンターが行う。

(事 務)

- 第 10 条 学術論究の発行事務は、学事センター研究教育支援係が行う。

附 則

1. この規程の改廃には、研究科委員会の議を経て教学会議の承認を得るものとする。
2. この規程は、2006年 4 月 1 日に遡及して施行する。
3. この規程は、2013年 6 月 7 日に全面改正を行い、2013年 4 月 1 日に遡及して施行する。

『常磐大学大学院学術論究』

学術雑誌執筆要項

(2016年度版)

I. 『常磐大学大学院学術論究』への投稿に関する諸注意

『常磐大学大学院学術論究（以下、学術論究）』は、常磐大学大学院の趣旨ならびに特色を考慮した学術専門雑誌です。本大学院学術論究発行規程第5条第1項が定める学術論文などを掲載します。

投稿論文等は、その内容が過去に他誌に掲載（注：抄録のみ場合は除く）されていないもの、あるいは現在投稿中もしくは掲載予定でないものに限り、新規見の所在が明確で、要旨が一貫して明解な論文をお寄せください。記述は簡潔にし、類似する図表は省略してください。

なお、掲載されたすべての論文の著作権は著者に帰属しますが、出版権は常磐大学大学院（以下、本学）に帰属します。また、掲載された論文は電子化し、本学ホームページで公開します。

投稿について

投稿は有資格者に限り、本文は原則として邦文、英文のどちらかとします。英文の場合、ネイティブの専門家の校閲を受けることを原則とします。

投稿原稿は公示（掲示および学内資料の配布）によって募集し、掲載の採否を編集委員会にて決定し、郵送にて投稿者にお知らせします。採用となった場合は掲載受付証を発行します。

なお、投稿論文数が2編以下の場合は、休刊にすることがあります。

1. 原稿の提出について

原稿は、コピーを含めて計2部とその内容を保存した電子媒体（CD-RまたはUSBメモリとし、原則としてMSWordで入力したもの）を学事センター研究教育支援係に、指定された期日までに提出してください。

教員以外の投稿者（大学院生）は、研究指導教員あるいはこれに準ずる教員（リーダーも含める）の推薦文（研究指導教員評価シート）をつけて提出してください。

なお、著者の責任において、原稿の損傷・紛失に備えてコピーを保存してください。

採用となった場合、校正は初校のみとし、著者をお願いします。校正期間は2日間で字句のみとします。校正段階での加筆訂正は原則として認めません。

投稿にあたり規定が遵守されなかった原稿は受理されません。

送付先：〒310-8585 水戸市見和1-430-1

常磐大学大学院学術論究編集委員会 宛て

（事務局：本部棟2階 学事センター研究教育支援係）

2. 有資格者について

『学術論究』に投稿することのできる有資格者は、次のとおりです。

[参考] 大学院学術論究発行規程（第4条）

- ① 本大学院に設置する科目の授業担当者
- ② 本大学院博士課程（後期）に在籍する学生および研究生
- ③ 本大学院博士課程（後期）を修了した者（満期退学した者も含む）
- ④ 本大学院修士課程に在籍する学生および研究生
- ⑤ 本大学院修士課程を修了した者

⑥ 編集委員会が特に認めた者

注：筆頭執筆者が上記に該当すれば、その投稿は認められるものとします。ただし、筆頭執筆者が上記に該当しない場合、第2著者以降に上記該当者が含まれていても、その投稿は原則として認められません。

3. 募集論文の種類

①原著論文②研究ノート③研究レビュー④書評⑤学界展望⑥その他、編集委員会が特に認めたもの
原著論文と研究ノートはいずれも学術論文に含みます。いずれも独創的な研究で、科学上意義ある結論または事実を含むものです。

- ① 原著論文とは、著者による独創的な研究から得られた成果を報告する学術論文で、科学技術の進歩や発展に寄与するものです。その成果と内容、ならびに論文形式等が当編集委員（査読者も含む）によって原著論文に値すると認められた論文ということが出来ます。
- ② 研究ノートとは、これまでの研究の概要を暫定的に報告した論文であり、新しい発見や着想を早く公表することを目的としたものをいいます。研究テーマにかかわる先行研究を詳細に概観する必要はありません。また図や表も最小限にとどめ、確定した事実だけを記し、後に改変の必要が起こるような内容を含めないことが望まれます。
- ③ 研究レビューとは、当該研究テーマに関する先行研究をまとめたものをいいます。先行研究を網羅的にまとめ、当該研究の研究動向を論じたものなどが対象となります。
- ④ 書評とは、新たに発表された内外の著書または論文の紹介をいいます。
- ⑤ 学界展望とは、諸学界における研究動向の総合的外観をいいます。
- ⑥ その他とは、①～⑤以外の論稿であって編集委員会が投稿を認めたものをいいます。

以上の観点から、投稿者の希望と異なる論文種になる場合があります。ご了承ください。

4. 査読について

① 査読結果の通知について

原則としてすべての論文等に対して査読を実施します。編集委員会ならびに編集委員会が特に認める者（学外の者に依頼する場合もありうる）が査読し、掲載の採否を決定します。査読結果の通知および修正原稿の提出等、査読に関する作業は、原則として電子メール（データ添付）で行います。

査読結果は、次のA～Dの4段階で通知します。

「A. 無条件に掲載可能である。」

「B. 修正すれば掲載しても構わない。再提出後、修正完了の確認をする。」

「C. 大幅修正しなければ掲載不可（修正の上、再審査をする）。」

「D. 掲載不可。」

② 査読結果に対する異議申し立てについて

査読結果に異議がある場合、著者は1回に限り異議申し立てを行うことができます。異議申し立てを行う場合は、論文題名・著者名・異議申し立て事項および理由を記載した書面（様式任意）を、指定された期日までに学事センター研究教育支援係へ郵送してください（期日必着）。編集委員会で異議申し

立ての採否を審査します。異議申し立てに対する審査結果は書面で著者に通知します。なお、異議申し立ての結果、掲載が認められた場合であっても編集日程の都合上、次号以降への掲載となる場合があります。

③ 査読の回数について

査読は2回までとします。2回目の査読結果が、「C. 大幅修正しなければ掲載不可。」または「D. 掲載不可」となった論文等は、掲載不可とします（ただし次号以降への再投稿は妨げない）。

II. 論文等原稿作成上の注意

頁構成	1 枚目（表紙）……表題、著者名他
	2 枚目……………要旨（Abstract）、キーワード（Key words）
	3 枚目……………本文

《1 枚目（表紙）》

下の1～3については、本文が邦文の場合は邦文・英文を併記し、本文が英文の場合は、英文のみを記載する。

1. 表題

「……の研究」というような大ざっぱな表記を避け、論文の内容、新知見を表記した簡潔で明瞭なものとする。また、長い場合は略題（ランニングタイトル）をつける。2編以上の原稿を同時に提出する場合は、それぞれ別の表題をつける。

2. 著者名（フリガナ）

3. 所属、領域、研究指導教員名

4. 図表の数

5. 抜刷希望部数（贈呈分50部を含む）※50部以上は自己負担（または個人研究費）

6. 連絡先住所・電話番号（FAX番号；e-メールアドレス）

7. 編集・印刷上の注意事項の指示（朱書）

《2 枚目》

1. 論文の要旨（Abstract）

和文（600字～800字程度）および英文（150語～200語程度）で併記すること。読者が一読して論文の内容が明確に理解できるものとする。

2. キーワード（Key words）

日本語および英語で5個以内。やむを得ず邦語のキーワードを含む場合には、ローマ字表記の邦語のキーワードを併記すること。

《3 枚目～本文》

1. スタイル、枚数

A4判用紙に横書き。図表と写真は一点につき一枚に換算し、所定の枚数に含める。

また、必ず行番号を付してください。

[本文が和文の場合]

文章は現代かなづかいとする。

ワープロ使用

40字×30行設定で、①原著論文は16～20枚、②研究ノートは8～10枚、③研究レビュー、④書評、⑤学界展望、⑥その他、についてはおおよそ8枚まで、とする。なお変換できない文字や記号は、手書きで明瞭に書き入れる。

手書き

400字詰原稿用紙を使い、①原著論文は50～60枚、②研究ノートは25～30枚、③研究レビュー、④書評、⑤学界展望、⑥その他、についてはおおよそ25枚まで、とする。

[本文が英文の場合]

フォント11の活字を使用したワープロによる印字のみとし、30行設定で入力する。①原著論文は20～25枚、②研究ノートは10～20枚、③研究レビュー、④書評、⑤学界展望、⑥その他、についてはおおよそ10枚まで、とし、原語綴りは行端末で切れないようにする。

可能なかぎりネイティブの専門家の校閲を受けること。

2. 構成

論文の構成は次のように編成する。ただし、それらは必ずしも見出しの表記法を規定するものではない。〔注1、注2〕なお、中見出しは、適宜考慮して適切に表現する。

はじめに：序言または緒言に相当するもの。研究の位置づけおよび目的を明示する。

研究の方法

結 果

考 察

結 論

謝 辞…出来るだけ簡単に、研究費の出所等も記載する。

引用文献…〔注3〕

図表・写真のタイトル（説明文を含む）…〔注4〕

〔注1〕総説、講座、または専門分野の学会などの慣行に従うことが望ましい場合には、上記の構成の限りではなく、適宜考慮して記述する。ただし、学生が投稿する場合は、その標準的な構成を示したサンプルを一部提出することが望まれる。

〔注2〕自己の知見と他人のものとの比較で、異論を論じるだけの場合は、出来るだけ「結果および考察」に相当する一章にまとめる。ただし、その場合は、研究ノートに分類されることもある。

〔注3〕（引用文献について）

1. 本文中に引用する際の表記法

文献に記述された内容を本文中に引用する場合には、基本的にはそのまま書き写さずに自分の言葉に置き換えて記述すること。

○1名の研究者による文献の場合

Skinner (1967) は、……と述べている。

井上（1993）の研究では、・・・が明らかにされた。
・・・と報告されている（Sidman, 1990）。
・・・が指摘されている（山本, 1997）。

○2名の研究者による共同研究の場合

Horne and Lowe（1996）によれば、・・・
・・・が報告されている（Sekuler& Blake, 1985）。
・・・と報告されている（谷島・新井, 1996）。

○3名以上の場合

- ・本文中に初めて出すときには、全ての研究者の名前を記述する。
柏木・東・武藤（1995）は、・・・と述べている。
Matthews, Shimoff, and Catania (1987) は、・・・を調べた。
・・・が報告されている（Matthews, Shimoff, & Catania, 1987）。
- ・2回目以降は、以下のように省略して記述する。
柏木他（1995）は、・・・と述べている。
柏木ら（1995）は、・・・と述べている。
Matthews et al. (1987) は、・・・ことを指摘している。
・・・が指摘されている（Matthews et al., 1987）。

名前は基本的に姓のみを表記する。ただし、同姓の人物が引用されていて紛らわしい場合には、日本語名であればフルネームを書き、欧文名であればファーストネームのイニシャルを添えて書くこと。

※原文の直接的引用

どうしても文献の内容を原文のまま引用したい場合には、次のようにすること。
・・・。高橋（2001）は、この問題に関して次のように述べている。
(1行空ける)
ヒトの場合、言語行動が・・・
・・・（高橋, 2001, p. 102）。
(1行空ける)
以上のように高橋は、・・・

2. 引用文献のリストの書式

本文中に引用した文献は、全て最後の引用文献のリストに記載すること。リストは、アルファベット順に並べ替えること。同じ著者の場合は、発表年代順に並べる。

○初版の場合

松沢哲郎（2000）. チンパンジーの心 岩波現代文庫
Skinner, B.F. (1974). *About behaviorism*. New York; NY: Knopf.

○改訂版の場合

芝 祐順（1979）. 因子分析法 第2版 東京大学出版会
Catania, A.C. (1984). *Learning*. 2nd ed. Englewood Cliffs, NJ Prentice-Hall.

○編集された書籍の場合

Hayes, S.C. (Ed.) (1989). *Rule-governed behavior: Cognition, contingencies, and instructional control*. New York; NY: Plenum.

海保博之・原田悦子（編）（1993）. プロトコル分析入門 新曜社

○編集された書籍の場合（特定章）

Chase, P. N., & Danforth, J. S. (1991). The role of rules in concept learning. In L.Parrott & P.N.Chase (Eds.), *Dialogues on verbal behavior*. Reno, NV: Context Press. pp.226-235.

佐藤方哉（1983）. 言語行動 佐藤方哉（編） 現代基礎心理学6 学習Ⅱ 東京大学出版会 183-214.

○雑誌の場合（DOI番号がある場合は記載すること）

木本克己・島宗 理・実森正子（1989）. ルール獲得過程とスケジュール感受—教示と形成による差の検討— 心理学研究, **60**, 290-296.

Shimoff, E., Catania, A. C., & Matthews, B. A. (1981). Uninstructed human responding :Sensitivity of low-rate performance to schedule contingencies. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **36**, 207-220. doi: 10.1901/jeab.1981. 36-207

○Webサイトの場合.

長瀬産業株式会社ヘルスケア事業部（2001）. <OLの化粧品に関する意識調査>結果報告 (2001.12.13.) <<http://www.nagase.co.jp/whatsnew/20011213.pdf>>（2002年1月10日）

文献の標記の仕方については、「日本心理学会執筆・投稿の手引き（2005年改訂版）」を参照すること（日本心理学会ホームページ <http://www.psych.or.jp/tebiki.doc>）。

他に下記の書籍が参考になる。

APA（アメリカ心理学会）著 江藤裕之・前田樹海・田中建彦（訳）（2011）. APA論文作成マニュアル 第2版 医学書院

原著

American Psychological Association (2010). *Publication manual of the American Psychological Association. Sixth edition*. Washington, DC: American Psychological Association.

〔注4〕（図表・写真について）

1. そのまま印刷できる鮮明なものを用いる。光沢のある白い印画紙の上に焼き付けたものかそれに準じたものとし、手書きは不可とする。また、大きさは横幅7～14 cm のものを用意する。文字の大きさについては、原寸大として使う場合は、最低1.5 mmの高さが必要である。
2. 原図の裏には著者名・図表番号・天地の指示を鉛筆書きし、A4判の台紙に貼付する。特に、大きさや配置に希望のある場合は明記する。
3. 図表は、和文では「第1図」または「図1」、「第2表」または「表2」のように、英文では「Fig. 1」、「Table 1」のように表わし、本文中と統一する。また、タイトルおよび説明文（注記を含む）は写真判には含めず、別紙に表記したものを添付する。

4. 本文中で、図表挿入部位の表示は、本文の右欄外に朱書きで指示する。

Ⅲ. 編集作業について

編集作業は以下の予定で行います。

1. 投稿募集案内と投稿申込書の配布 6月下旬
2. 投稿申込書の提出締め切り 7月中旬
3. 執筆要項、投稿提出用紙等の送付 7月下旬
4. 原稿提出締め切り 10月上旬
5. 査読者の決定と査読依頼書の送付 10月上旬
6. 査読締め切り 11月中旬
7. 修正原稿提出の締め切り 11月下旬
8. 再査読依頼 12月上旬
9. 再査読締め切り 12月中旬
10. 最終原稿提出締め切り 1月上旬
11. 入稿 1月下旬
12. 初校の送付（校正依頼） 2月上旬
13. 初校校正の締め切り 2月中旬
14. 校正最終締め切り 2月下旬
15. 校了・印刷 2月下旬
16. 本誌と別刷りの送付 3月下旬（予定）

Scientific Journal of Tokiwa University Graduate School
Guidelines

(2016 edition)

I . Information for authors regarding contributions to the Scientific Journal of Tokiwa University Graduate School

The **Scientific Journal of Tokiwa University Graduate School** is an academic periodical that considers themes related to the Tokiwa University Graduate School. Selected academic papers and other appropriate material are published according to the Tokiwa Graduate School Scientific Journal Regulations No. 5 Article 1.

Only submissions that have not been previously published (not including the publication of quotations or small excerpts), or are not currently in the process of being published will be considered. Abstracts should clearly define research findings, but should be brief and not include any tables or diagrams.

The copyrights of submitted manuscripts will belong to the author(s), but the publishing rights will belong to Tokiwa University Graduate School. All published manuscripts will be converted to electronic form as well as be published on the homepage of Tokiwa University.

Contributions

Journal contributions are restricted to only those determined eligible by the university (see “Eligibility” below). Contributions will only be accepted in English or Japanese; all contributions in English should be proofread by a native speaker before submission.

Call for papers will be announced via the bulletin board in the 4th floor graduate student room of Q Building. After the Editorial Board reviews submissions, they will notify all authors by mail as to whether or not their submission was accepted for publication. Authors of accepted contributions will be given written verification that their paper was accepted. In the case that only two or less contributions are accepted for publication, journal publication may be postponed to a later date.

1. Manuscript Submission

Authors must submit two copies including one digital copy and one original manuscript. Digital copies can be submitted on CD-R or by USB flash drive, but the format must be MS Word (or equivalent). All submissions should be either handed in to the Academic Affairs Office, or mailed to the address below by the appointed date and time.

With the exception of contributing teaching staff, all of those who submit a paper must also submit a letter of recommendation from their Research Mentor or another applicable advisor.

It is the author's responsibility to save an extra copy of the submission in the event that one of the submitted copies is somehow damaged or misplaced. Once a submission is accepted, it is requested that authors have it proofread.

Authors will be given two days to have the proofreading done, and the content of the submission must not be changed in the process. Further editing will not be allowed once a manuscript is resubmitted.

Manuscripts that do not adhere to the correct submission guidelines as outlined will not be accepted.

(Send to)

**Tokiwa University Scientific Journal Committee, Tokiwa University Academic Affairs Office
1-430-1 Miwa, Mito, Ibaraki 310-8585**

2. Eligibility

Only those who fit in one of the following categories will be eligible to contribute. (In accordance with the Scientific Journal of Tokiwa Graduate School Regulations No. 4).

1. Course instructors for the Tokiwa University Graduate School.
2. Students or researchers enrolled in Tokiwa University's doctoral program.

3. Anyone who has completed Tokiwa University's doctoral program.
4. Students or researchers enrolled in Tokiwa University's master's program.
5. Anyone who has completed Tokiwa University's master's program.
6. Those specially recognized by the Editorial Board.

Note: In the case that a manuscript is submitted under multiple authorships, it will still be accepted if secondary authors do not meet the above requirements as long as the first author does. However, if the first author of a submission does not meet the requirements stated above, his or her submission will not be accepted, regardless of whether or not secondary authors do in fact meet the requirements.

3. Categories for paper application acceptance

1. Original article
2. Research notes
3. Research review
4. Book review
5. Insights on an academic society,
6. Others

Both original articles and research notes are categorized as academic papers.

- ① The merit of submitted original articles (including its contents, results, layout, etc.) will be determined by the editor assigned to evaluate the manuscript.
- ② Research notes serve as a temporary report and outline of research completed to a certain point but still pending final results. When composing the research notes, it is not necessary to make a detailed outline of the previous research that matches the research theme. They should include just factual information, minimizing the usage of tables and figures. Furthermore, research notes should not include any information that may be subject to change as the research continues.
- ③ A research review is a collection of prior research concerning a particular research theme. The purpose of the Research Review is to give a comprehensive review of previously published research and argue or discuss a particular view of the work.
- ④ A book review is an introduction to a recently published book or scholarly article.
- ⑤ Writings on insights on academic society are comprehensive commentaries on research trends in the academia surrounding a particular field.
- ⑥ "Others" includes any manuscript contribution other than those mentioned that is accepted by the Editorial Board.

Based on the above descriptions, contributors should be aware that the category under which a given manuscript is submitted is subject to approval and possible change.

4. Peer review

① Notification of peer review results

As a general rule, all manuscripts will be subjected to peer review. Judgment about the status and acceptance, rejection, or a submission of a manuscript will be made by the Editorial Board, or those specially recognized by the Editorial Board. Any work related to the reviewing process such as notification of the review results or submission of revised manuscripts shall, as a general rule, be conducted over e-mail (through use of file attachment).

Peer review results shall be notified as one of the following (A through D):

"A. Publishable without condition."

“B. May be published if revised. Confirmation of final revision after re-submission.”

“C. Not publishable unless significant changes are made (re-examination conducted after revision).”

“D. Unfit for publication.”

② Formal appeal of peer review results

In cases when an author objects to the results of peer review, he or she can formally appeal the decision at a limit of ONE (1) time. In such a case, the author must prepare a letter (no prescribed format) that contains the manuscript's title, author's name, the specific item to which he or she objects, and the reason for the objection, and send it by postal mail to the Tokiwa University Academic Affairs Office to arrive no later than the final date of the prescribed period for appeal. Following receipt, the Editorial Board will review the objection and decide whether or not to accept or reject it. The results of this review will be notified to the author in writing. Moreover, in cases in which publication is permitted following the results of the appeal, the accepted manuscript may not be published until the following issue, depending on the editing schedule for the current issue.

③ Number

Review can take place a maximum of TWO (2) times. Manuscripts that are given the results of either “C” or “D” (above) after their second review will not be published. (However, this will not disqualify a revised draft from being submitted for a future issue.)

II. Important points to remember when preparing a manuscript for submission

Page Composition 1st page (front cover) Title, Author's name, etc.

2nd page Abstract, keywords

3rd page Body

Front Cover (and binding)

1. Title

Try to avoid overly-broad titles such as “Research on [X] topic.” Titles should be brief but clear in their description of the contents of the manuscript. Use a running title if the original title is very long. If you plan to submit two or more separate manuscript copies at one time, make sure that they have different titles.

2. Author's Name

3. Position, field of work/study, name of Research Mentor

4. Number of figures and tables in text

5. Anticipated number of reprints (up to 50 reprints will be provided for distribution at no extra fee)

6. Contact address, telephone number (FAX number and e-mail address)

7. Important notes regarding editing/printing (please write using red ink)

Page 2

1. Abstract

The abstract should be between 600 and 800 Japanese characters and 150 and 200 English words written side-by-side, and should be written in a way that readers can gain a clear understanding of the contents of the paper by reading it.

2. Keywords

Up to five keywords in Japanese and English should be included after the abstract. All keywords in Japanese should have their Romanization declared and written beside it.

Page 3 - Text body

1. Style, number of pages

Use standard A4 sized paper. Separate figures and tables should be included in such a way that they can be easily included alongside the text in the manuscript.

Use a word processing program such as Microsoft Word to type and print the paper (font size 11, 30 lines per page). ①Original articles should consist of 20-25 pages, ② research notes should consist of 10-20 pages, and other submissions (③research reviews, ④book reviews, ⑤insights on academic society, and ⑥other submissions) should consist of no more than 10 pages. Please justify text in a manner that does not force word-splitting at the end of lines. Manuscripts should be proofread by a native speaker of English before being handed in.

2. Organization

Manuscripts should be organized in accordance with the guidelines written below. However, there is possibility for slight deviations from layout described (see notes 1 and 2).

Introduction: Clearly indicate the purpose and the of the research in the preface or its equivalent

Research Method

Results

Discussion

Conclusions

Acknowledgements: list research contribution sources, etc.

References (See Note 3)

Appendices (including explanatory notes - see Note 4)

(Note 1) Slight deviations from the organization prescribed above will be considered based on their suitability and the reasons for the differences. However, a sample of the standardized guidelines used should be provided when a manuscript is submitted using a different organizational standard than the one described.

(Note 2) In the case that there is a difference in opinion between the contributor and any other involved party regarding any of the contents of the manuscript, the disputed issue should be outlined in a separate chapter titled "Results and Considerations." If this is the case, the manuscript will be classified as "Research Notes."

(Note 3) References

1. In-text citations (in margins)

For in-text citations of literature, text can be transcribed directly from the source.

Citations for a single author

i.e. "According to Skinner (1967)..."

"...are reported (Sidman, 1990)."

Citations for two authors

i.e. "According to Horne and Lowe (1996)..."

"...are reported (Sekuler & Blake, 1995)."

Citations for three or more authors

When the citation appears for the first time in the text, list all of the authors' names.

i.e. "According to Matthews, Shimoff, and Catania (1987)..."

"...are reported (Matthews, Shimoff, & Catania, 1987)."

For every subsequent appearance of the citation, you should abbreviate it according as is done in the following example.

i.e. "According to Matthews et al. (1987)..."

"...are reported (Matthews et al., 1987)."

Only the authors' surname must be used when citing names. In the event that two authors share the same surname, please also include the first initial of the author following the surname.

* Direct citation of text

When you wish to directly cite a source, use the following as a guideline.

“...Takahashi (2001) addressed the problem with the following.”

(1 line space)

“In the case of
. (Takahashi, 2001, p.102)”

(1 line space)

“So, as can be gathered from Takahashi’s statement above,…”

2. Format for cited reference list

All references that are cited in the text need to be listed. This list should be displayed in alphabetical order by the name of the leading author. If two books share the same author name, list in order of publication date.

First editions

Skinner, B. F. (1974). *About behaviorism*. New York ; NY : Knopf.

Revised editions

Catania, A. C. (1984). *Learning*. 2nd ed. Englewood Cliffs, NJ : Prentice-Hall.

Edited texts

Hayes, S. C. (Ed.) (1989). *Rule-governed behavior: Cognition, contingencies, and instructional control*. New York; NY: Plenum.

Journals. (Include the DOI number if available.)

Shimoff, E., Catania, A. C., & Matthews, B. A. (1981). Uninstructed human responding : Sensitivity of low-rate performance to schedule contingencies. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **36**, 207-220. doi: 10.1901/jeab.1981.36-207

Web addresses

Landsberger, J. (n.d.). Citing Websites. In *Study Guides and Strategies*. Retrieved May 13,2005, from <http://www.studygs.net/citation.htm>.

References should be cited according to academically accepted guidelines, such as those released by the American Psychological Association.

American Psychological Association (2010). *Publication manual of the American Psychological Association. Sixth edition*. Washington, DC: American Psychological Association.

(Note 4) Tables and Figures

1. Only clear images should be used. Figures and tables should be printed onto white, glossy paper, and should not contain anything hand-written. The width of all images should be 7-14 cm.
2. The author’s name, figure number, and any layout instructions should be written in pencil on the back of a figure, and then pasted on a separate piece of paper. If the author has any specific instructions regarding the size or positioning of a figure, he or she should indicate so on the page the figure is pasted to.
3. All tables or figures should be labeled as “Table 1” or “Fig. 1.” Any titles, explanations, or annotations to charts or figures should be written on the intended text page where the figure will be placed rather than on the accompanying the image page.
4. Any explanatory text accompanying figures should be written in red ink in the margin right of the figure will be placed on the manuscript page.

III. Editing Schedule

The following outlines the planned schedule for editing work:

1. Distribution of contribution application information and application forms (Late June)
2. Deadline for contribution applications (Mid-July)
3. Distribution of documents and forms required for contributing (Late July)
4. Manuscript submission deadline (Early October)
5. Official request will be sent to selected reader manuscripts reviewers (Early October)
6. Reading deadline (Mid-November)
7. Resubmission deadline (Late November)
8. Second review of manuscript (Early December)
9. Second review deadline (Mid-December)
10. Final submission deadline ((Early January)
11. Draft (Late January)
12. Sending of first proofs (Early February)
13. Deadline for first proofs (Mid-February)
14. Final proofreading deadline (Late February)
15. Final manuscript printing (Late February)
16. Distribution of final printed journals (Late March)

編 集 委 員

森山 哲美 (委員長) 長井 進

安田 尚道 砂金 祐年

千手 正治 渡邊 孝憲

面澤 弘行 北根 精美

依田 泉

常磐大学大学院学術論究 第4号

2017年3月31日 発行

非 売 品

常磐大学大学院人間科学研究科 被害者学研究科 コミュニティ振興学研究科
編集兼発行人 常磐大学大学院学術論究編集委員会委員長 森 山 哲 美
〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1 電 話 029-232-2511(代)

常磐総合印刷株式会社

印刷・製本 〒310-0036 水戸市新荘3-3-36

電 話 029-225-8889(代)

目次

□ 最終講義

- ・地域における認知症高齢者の支援体制について
—介護保険法改正と市民後見人育成を視野において— ……松村直道 1
- ・常磐大学と私、そして政治学のゆくへ
……………林寛一 9

□ 原著論文

- ・白色レグホンのヒナのペダル踏み反応に依存した餌の呈示が後のペダル踏み
反応の維持とキーつき反応の獲得に及ぼす行動履歴効果
……………中村達大・森山哲美 17
- ・行動分析学のマクロ的視点から分析したハトのスケジュール誘導性攻撃行動
に関わる変数の実験的検討 ……佐久間崇・森山哲美 29

□ 研究ノート

- ・スウェーデンの19世紀以降の刑法の歴史
—P・E・ヴァレン著「スウェーデン刑法史」を中心に—
……………坂田仁 43
- ・いじめ等の民事判例におけるいじめ認定及び請求の拡大化
……………風間効 69
- ・赤筒に対する白色レグホンニワトリのヒナの接近反応の強化随伴性と
刻印づけとの関係 ……風間梨沙・森山哲美 83

□ 付 録

- ・常磐大学大学院人間科学研究科博士課程（後期）学事記録 ……付— 1
- ・常磐大学大学院被害者学研究科博士課程（後期）学事記録 ……付— 1
- ・常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録 ……付— 2
- ・常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録 ……付— 2
- ・常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程学事記録 ……付— 2
- ・常磐大学大学院人間科学研究科博士（人間科学）学位論文要旨 ……付— 3
- ・常磐大学大学院被害者学研究科博士（被害者学）学位論文要旨 ……付— 9
- ・常磐大学大学院人間科学研究科修士（人間科学）学位論文要旨 ……付—14
- ・常磐大学大学院被害者学研究科修士（被害者学）学位論文要旨 ……付—28
- ・常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士（コミュニティ振興学）学位論文要旨
……………付—30
- ・常磐大学大学院学術論究発行規程 ……付—35
- ・常磐大学大学院学術論究学術雑誌執筆要項 ……付—37
- ・常磐大学大学院学術論究学術雑誌執筆要項（英文） ……付—45